全真連二十年史

全国真珠養殖漁業協同組合連合会

真珠会館

真　珠　会　館

建築概要

建築地	伊勢市岩渕1丁目3番19号		
構造	鉄筋コンクリート造（附属家は木造）		
階数	地上　3階　　地下　1階		
高さ	軒高　　12.76m		
敷地面積	2,138㎡		
建築面積	㎡		用途
	地階	67.52	ボイラー室、予備室
	1階	291.06	事務室、応接室、金庫、食堂、厨房、便所
	2階	275.52	日本間、会議室、ロビー、便所、湯沸場
	3階	342.77	入札会出、入札整理事務室、湯沸場、便所
	庇	38.02	ベランダ
	附属家	49.50	用務員室、倉庫
	計	1,064.39	
着工	昭和29年9月20日		
上棟	昭和30年2月15日		
竣工	昭和30年5月12日		

設備概要

電気設備	受電容量　照明用　72K.W. 動力用　6K.W. 電鈴ラウドスピーカー、警報電鈴を設備す照明は全館蛍光灯を用う 電話共電式15型無紐交換機を設備する
衛生設備	上水は市水道3吋引込み各便所共水洗式、浄化槽を設く
空調設備	チーリングユニット　冷房能力　86,900Kcal/h　1基 温水ボイラー中圧　暖房出力　90,000Kcal/h　1基 〃　155,000　〃　1基
瓦斯設備	厨房及各階湯沸に設備する
機械設備	交流全自動押釦式ダムウエーター1基昇降速度25m/m容量100kg 三菱ダムウエーター1基昇降速度25m/m容量300kg
避雷針設備	煙突に1基（高さ21,000m）設ける
消火設備	各階階段脇に1ヶ所宛設く（押釦遠方操作法とし警報装置を附す）
設計監理	日建設計工務株式会社
施工	株式会社　竹中工務店
附帯設備工事	電気工事　三機工業株式会社 衛生工事　三機工業株式会社 空調工事　株式会社　竹中工務店 家具　株式会社　高島屋 株式会社　田中木工 金庫　株式会社　東京熊平金庫店

役　　員

会　　長
森　　正　男

副　会　長
川　口　文　雄
（長崎県真珠養殖漁業協同組合長）

副　会　長
幸　田　　隆
（五ヶ所真珠養殖漁業協同組合長）

歴代会長

初代会長
御木本　美　隆

二代会長
西　村　金　造

三代会長
佐　藤　忠　揚

専　　務
内　田　二　朗

理　　事
原　条　周　平
（立神真珠養殖漁業協同組合長）

理　　事
王　谷　茂　次
（神明真珠養殖漁業協同組合長）

理　　事
中　村　松　次
（布施田真珠養殖漁業協同組合長）

理　　事
岩城　　茂
（間崎真珠養殖漁業協同組合長）

理　　事
奥島家和
（愛媛県真珠養殖漁業協同組合長）

理　　事
時吉力男
（熊本県真珠養殖漁業協同組合長）

理　　事
塩田三男
（大分県真珠養殖漁業協同組合長）

理　　事

小　林　康　義

（船越真珠養殖漁業協同組合長）

代表監事

大　山　重　光

（対馬真珠養殖漁業協同組合長）

監　　事

山　本　吉　治

（和具真珠養殖漁業協同組合長）

監　　事

加　藤　荘次郎

（宿浦真珠養殖漁業協同組合長）

組　合　長

的矢地区真珠養殖漁業協同組合長
木　村　耕　作

阿児町真珠養殖漁業協同組合長
西　崎　重　男

波切真珠養殖漁業協同組合長
天　白　正　人

片田真珠養殖漁業協同組合長
奥　村　　勘

越賀真珠漁業協同組合長
井　岡　　清

御座真珠養殖漁業協同組合長
中　村　樹　生

三重県浜島町真珠養殖漁業協同組合長
井　上　友　久

南海真珠養殖漁業協同組合長
河　口　金　三

南島真珠養殖漁業協同組合長
西　浦　　毅

全南島町真珠養殖漁業協同組合長
三　浦　安治郎

紀州真珠養殖漁業協同組合長
民　部　義　夫

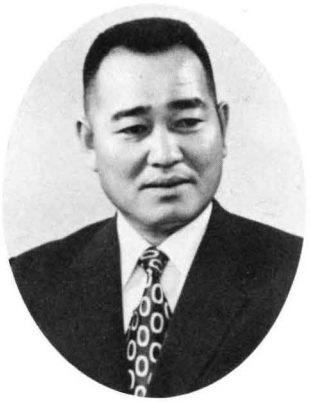

和歌山県真珠養殖漁業協同組合長
堅　田　輝　昭

福井県真珠養殖漁業協同組合長
間　宮　貞　雄

山口県真珠養殖漁業協同組合長
磯　和　　純

ご あ い さ つ

全国真珠養殖漁業協同組合連合会が誕生して満20歳，大人の時代へ成長するに当り，その生い立ちを明らかに記し，その間の色々な出来事を回顧し，新しい時代への記念として本書を発刊するものであります。

20年の歳月はそう永いものではありませんが，その流れは，当会にとって必ずしも順風満帆の状態ではありませんでした。私の実感として，よくも耐えて生き永らえて来たと今更感無量の思いが致します。

昭和36年（１９６１年），初代会長であられた御木本美隆氏の大変な御努力によって創設された全真連は，時運に乗って事業活動も隆盛になりつつある矢先，昭和42年（１９６７年）に始まる不況時代に遭遇して，昭和44年（１９６９年）から昭和４６年（１９７１年）までの最悪の混迷時代を，二代目会長として西村金造氏が，鋭意，苦境克服のため運営に努力されました。その後46年から佐藤忠揚氏が三代目会長の職を引継がれたのであります。

その頃から業界のあらゆる不況克服努力と，景気の上昇とが相まって，多少前途に曙光が見え始めたので，佐藤会長は終身会長で行くんだ等と冗談を交わせる状態になりました。氏は手腕もあり，人望もあった名会長でありましたが，誰があの様な非運を想像出来たでありましょうか。氏は昭和50年８月，働き盛りの満56歳で，人に惜しまれながらこの世を去られました。誠に惜しい人材を失いかえすがえすも残念でなりません。

私事ながら，当時私も持病の胃潰瘍の痛みが頻繁になり，氏の事もあったので意を決して昭和50年９月に手術を行いました。その直後病院療養中，全真連の幹部諸氏のお見舞をいただき，その折私に四代目会長引継ぎの話がありました。健康上の問題もあり，重大な責務に支障があってはと再三お断り致したのでありますが，昭和50年（１９７５年）11月の総会において選挙の結果，有無を言う間もなく，四代目会長を引受ける破目となり今日を迎えた次第であります。

幸にして，会長に就任してからは業界の景気も回復し，永年全真連の苦労の種であった調整保管の真珠も，５カ年の間に全量処分を果し，可成りの余剰利益を産み出し，54年度をもって終結する事が出来ました。これは本事業に終始理解を示され，融資面からご支援を頂きました農林中央金庫ならびに調整保管真珠の放出販売の面でご協力を賜わりました加工流通業界各位のご厚情の賜であり，感謝に堪えない次第でありま

す。なかんずく，株式会社山勝真珠会長山本勝氏には，本事業開始以来数々のご教示，ご助言を頂き，氏の本事業に対する強固な信念と熱意に励まされ勇気づけられつつ，精算まで辿りつくことができましたことに対し，衷心より拝謝申しあげる次第であります。

この調整保管事業終結に際し，故佐藤会長ご存命の当時から検討を進めてきました業界の将来に備える基金構想が結実，昭和54年11月，財団法人全国真珠信用保証基金協会が無事設立されるにいたりました。これは業界の基本的課題である浜揚価格の安定を狙いとして，系統共販体制の充実強化を金融面から補強すべく設立されたものでありますが，浜揚価格の安定は単に生産部門の利益にとどまらず，広く加工流通部門の利益につながる問題でありますので，この法人設立については業界各部門の相互理解を得ているものと確信するものであります。

本基金の設立に当っては，近年特殊法人設立の認可が厳しい折から，水産庁において大変ご苦心されたところでありますが，振興課のご理解，ご尽力と関係各省のご協力により実現することができました。また真珠振興議員連盟の諸先生を始め，関係国会議員各位には国政の立場からご理解ご援助を頂き，とくに真珠振興議員連盟会長の田村元先生には問題解決に大変なご尽力を頂き，無事設立をみましたことは何事にも増して有難く，深く感謝の意を表する次第であります。

本会も１９８０年代の新しい時代に向う事が出来ましたが，世界情勢は政治経済の面において色々と変動が感じられます。幸にして現在，業界は様々の好条件に恵まれ，生産者価格も上昇気味でありますが，一方われわれの生産の場においても幾多の困難な事態が起こりつつあります。先づ第一に他の栽培漁業との競合による漁場の悪化の問題，次に稚母貝の品質の不良化，それによる原価コストの上昇，労働力とくに挿核技術者の老令化・不足化傾向等々，技術面あるいは経営面に重要課題が山積しております。全真連としては，今後これら諸問題に役職員一体となって真剣に取組み，前向きの姿勢で解決の道を見出して行きたいと思っております。

私事になりますが，昨年11月３日，私は藍綬褒章受章の栄に浴しました。身に余る光栄であり，感激の極みでございます。しかしながら褒章の理由である業界の安定振興は，生産加工流通の各部門一体となっての努力の結果，時を得て今日の隆盛が築きあげられたものであり，私は単に組織の一員として皆様ともども活動してきたのに過ぎません。

したがいまして今回の受章は業界全体に対する褒章であり，業界の一つの長である私に代表として授与されたものであり，決して私一個人に対する褒章ではないものと

思って居ります。全真連20年の歳月をかえりみますとき，一層この感を深くする次第でありまして，終始ご支援ご協力を賜わりました関係機関ならびに会員各組合の皆様方のご厚情を今更のように思い起し，感謝の念で一杯でございます。

私はこの感激を終生忘れることなく，会員組合と一致協力，系統事業の充実伸長に努め，業界の振興発展に微力を尽くす所存でございますので，今後とも一層のご指導ご支援のほどを切にお願い申しあげます。

20年史の発刊にあたり，所感の一端を申し述べますとともに，全真連創立以来今日に至るまで長期間にわたりご支援ご協力を頂きました水産庁始め関係機関，業界ならびに会員組合に対し深く感謝の意を表し，ご挨拶といたします。

昭和56年３月

全国真珠養殖漁業協同組合連合会
会長理事　森　正男

目　　次

目　　次

ごあいさつ

発刊によせて …… 1

回想記 …… 11

第1章　全真連設立以前の動き …… 25

第1節　真珠養殖業界の動向 …… 25

第2節　全国真珠漁協の対応 …… 28

A　共販の実施と問題点 …… 28

B　地区の拡大 …… 29

C　連合会構想の具体化 …… 29

第3節　振興会の動き …… 31

A　長崎県真珠組合が全真連設立を要望 …… 31

B　山本（清松）私案の発表 …… 32

C　漁業制度調査会への要望 …… 36

D　御木本会長の全国行脚 …… 36

第2章　全真連の設立とその経過 …… 39

第1節　全真連の設立 …… 39

A　設立準備会 …… 40

B　創立総会 …… 49

C　設立認可 …… 64

D　第1回通常総会 …… 67

第2節　全国真珠漁協の解散とその業務の継承 …… 70

A　要員の移籍 …… 71

B　財産の承継 …… 71

第3章　全真連の活動 …… 75

第1節　草創発展期（昭和36～41年度） …… 75

A　販売事業 …… 75

B　漁業法改正の推進 …… 82

C　粗悪真珠集荷廃棄 …… 83

D　七尾湾真珠開発 …… 84
E　教育情報事業 …… 85
第２節　不況混迷期（昭和42～46年度） …… 88
A　販売事業 …… 90
B　国，県の経費助成 …… 96
C　真珠養殖等調整暫定措置法の成立と調整組合の設立 …… 97
第３節　不況脱却－安定成長期 …… 101
A　販売事業 …… 102
B　全国真珠品評会 …… 108
C　真珠貝へい死問題シンポジウム …… 111

第４章　調整保管事業 …… 119
第１節　事業の展開 …… 119
A　集荷販売方針 …… 120
B　資金対策等 …… 123
C　昭和42年度の集荷 …… 124
D　昭和43年度の集荷 …… 125
E　利子助成の陳情 …… 129
第２節　販売の難渋と中間整理 …… 139
A　国の調整保管事業への移行 …… 139
B　中間整理 …… 143
C　テスト加工 …… 147
第３節　販売の促進と事業の終結 …… 153
A　販売の促進 …… 153
B　54年度の最終放出 …… 162
C　精算 …… 164
第４節　評価と検討課題 …… 166
A　評価 …… 167
B　検討課題 …… 167

第５章　基金構想 …… 171
第１節　基金造成の気運醸成 …… 171
第２節　業種別漁業信用基金協会構想の推進 …… 180

A　真珠安定対策委員会の開催 …… 181
B　専門委員会の開催 …… 183
C　漁業信用基金協会構想の問題点 …… 190
第3節　財団法人構想への転換 …… 200
A　概算要求内容の変更（漁信基構想の断念） …… 200
B　法人新設の難航 …… 203
C　予算の決定 …… 207
第4節　財団法人全国真珠信用保証基金協会の設立 …… 209
A　全真連等の出捐決定 …… 209
B　設立準備 …… 210
C　設立発起人会の開催 …… 212
D　設立許可と第1回理事会の開催 …… 214
E　拠出金の損金取扱対策 …… 228
F　県の基金造成補助金の交付 …… 233
G　基本財産 …… 239

資　料

年　表 …… 243
会員及び出資金の推移 …… 266
年度別貸借対照表 …… 270
年度別損益計算書 …… 278
年度別損益処分 …… 286
定款・役員選挙規程 …… 288
集荷販売実施要領 …… 302
共同販売規則 …… 304
入札会参加者一覧表 …… 322
年度別共販取扱実績 …… 324
年度別共販取扱高の推移 …… 326
年度別輸出実績 …… 327
年度別・サイズ別平均単価の推移 …… 328
組合別・年度別販売取扱状況表 …… 330
真珠の養殖生産量並びに経営体数の推移 …… 336

調整保管真珠年度別集荷販売実績表 …… 338
全真連役員在任期間表 …… 342
役員顧問，相談役，会員及び職員 …… 344

編集後記 …… 354

凡　　例

本文中の名称について，一部略称をもって記載した。（カッコ内は略称）

全国真珠養殖漁業協同組合連合会	（全　真　連）
全国真珠養殖漁業協同組合	（全国漁協）
真珠養殖漁業協同組合	（真珠組合）
社団法人日本真珠振興会	（振　興　会）
日本真珠輸出組合	（輸出組合）
日本真珠輸出加工協同組合	（加工組合）
日本真珠事業者協会	（事業者協会）
財団法人全国真珠信用保証基金協会	（真珠基金）
真珠養殖調整組合	（調整組合）
漁業協同組合連合会	（漁　　連）
農林中央金庫	（農林中金）
水産業協同組合法	（水　協　法）
真珠養殖事業法	（事　業　法）
真珠養殖等調整暫定措置法	（暫定措置法）
農林漁業金融公庫	（農林公庫）
三重県真珠養殖漁業協同組合連合会	（三　真　連）

発　刊　に　よ　せ　て

水産庁長官
今　村　宣　夫

我が国の養殖水産物を代表する真珠についてその生産者の中央団体である全国真珠養殖漁業協同組合連合会が設立20周年を迎えられ，今般関係者の方々の手により「全国真珠養殖漁業協同組合連合会20年史」が刊行される運びとなりましたことは，誠に時宜を得たものであり，関係者各位に深く敬意を表するとともに，心からお祝い申し上げます。

顧みますれば，我が国において真珠の養殖が開始されてから70有余年，現在では300億円を超える生産金額をあげるまでに至っておりますが，ここに至るまでの過程は，第二次世界大戦中の不幸な斯業の中断，また，昭和40年代前半の真珠不況等に見られますように，決して順風満帆とばかりとは申せなかったと思われます。

この「全国真珠養殖漁業協同組合連合会20年史」に記されております内容は，連合会組織の発展の歴史でありますとともに，我が国真珠養殖業の苦闘の歴史でもあると申せましょう。

最近の我が国の真珠養殖業を取り巻く環境は，需要が好調な反面，外国産淡水真珠の輸入の増大，更に，養殖真珠貝のへい死率が増大するなど複雑な状況にあります。このため真珠の品質の向上，真珠養殖経営の安定等の面で全国真珠養殖漁業協同組合連合会の果たす役割・使命はますます重要となってきております。

真珠養殖関係者におかれましては，この「全国真珠養殖漁業協同組合連合会20年史」の発刊を契機として，また，新たなる気持でその重責を果たされんことを切にお願いするとともに，併せて斯界のより一層の発展を祈念いたしまして発刊に寄せる私の言葉といたします。

昭和56年３月

発　刊　に　よ　せ　て

真珠振興議員連盟会長
衆議院議員　田　村　　元

全国真珠養殖漁業協同組合連合会が創立20周年を迎えられるにあたり，これを記念して20年史を発刊されますことは，この20年の間真珠産業が歩んできた道は決して平坦なものではなかっただけに誠に有意義であり，国政担当の立場から真珠産業に深く関与してきました一員として，その発刊を心からお祝い申しあげます。

私が国会に出ました当時は，真珠業界はまさにわが世の春を謳歌，増産に次ぐ増産の時代で，真珠が政治の場に登場することなど予想もできない時代でした。それが昭和41年６月からの輸出不振により加工流通業界に低迷が見え始め，翌42年春には養殖部門に波及して浜揚価格が低落するに及び，秋の浜揚価格不安が急速に広まるにいたりました。

この暴落を防止するため，全真連は過剰真珠を集荷，調整保管事業として凍結を行ったわけでありますが，事業資金の金利負担が多額にのぼるところから，国の利子助成が強く要請されるにいたりました。翌43年には全国知事会議においてこの利子助成を始め諸種の真珠不況対策実施の陳情が採択されるほど不況は深刻さを増していたわけですが，こうしたなかで私も及ばずながら，党に働きかけて農林水産部会のなかに真珠小委員会を設置し，真珠小委員長として利子助成予算獲得の陣頭指揮をとることになりました。政・官界の真珠産業に対する認識理解は誠に薄く，なかには宝石・贅沢品のイメージから反感すら抱く人さえあって，国の支援の必要を理解して貰うには大変苦労しました。

このため昭和43年７月には関係議員を動員して朝食会を開催，全真連役員，真珠組合長に大挙上京して貰って，不況の実態を訴え利子助成の陳情を行いました。また，全真連役員・真珠組合長等を連れて主計局室前の廊下で坐り込みのデモを行いました。こうした活動が功を奏して昭和44・45年度の２カ年，国・県の利子補給が実施され，２カ年間に全国で２億２千万円余が交付されました。利子補給は２カ年に終りましたが，末端金利は2.5％で実に4.7％の高率の利子補給が行われたわけであり，また何よりの副次効果は国の利子補給実施により，農林中金は政策協力融資の観点から条件も緩和して巨額の融資を継続してくれたことであります。若し，利子補給なかりせば農

林中金は恐らく担保の調整保管真珠を処分せざるをえず，処分の如何によっては今日の全真連が存在したかどうか疑問なしとしません。

幸い，昭和47年度からの市況好転によって調整保管真珠の放出も軌道に乗り，昭和54年度には多額の剰余金をあげて事業が終結しましたことは誠に同慶に堪えません。この剰余金の一部を原資として財団法人全国真珠信用保証基金協会が設立されましたが，これは昭和40年代の長期不況の教訓を生かし，暴落時における適正対処をはかるべく設立されたもので，誠に時宜に適したものであり，系統事業の発展に寄与することを期待してやみません。

仄聞いたしますと，真珠業界は漁場汚染，母貝の劣悪化等問題が山積しております。これらの問題解決には国政の立場からの検討も必要になるのでないかと考え，昭和54年6月真珠振興議員連盟を結成しました。生産・加工・流通各部門の方々と十分意思疎通をはかり，相携えて真珠産業の振興に努力してまいりたいと存じます。

真珠についての想い出と所感の一端を述べるとともに，全真連の今後一層のご発展を祈念し，全真連20年史発刊の祝辞といたします。

昭和56年 3 月

発　刊　に　よ　せ　て

農林中央金庫
理事長　森　本　　修

全国真珠養殖漁業協同組合連合会におかれましては創立20周年を迎えられ，これを記念して20年史を発刊されるはこびとなりましたことを心からお祝い申しあげます。

貴会発足以来今日に至る20年間の歩みは，決して平担なものではありませんでした。むしろ苦闘の連続であったといっても過言ではないと存じます。

そのあらわれは昭和40年代前半の真珠不況にあったと思います。貴会は，42～43年に需給のアンバランスと国内外の不況によって発生した価格の暴落を支えるため，国・県の指導援助をえて調整保管事業を発動し，過剰在庫を一時凍結しました。当時の事情からみるとやむをえなかった措置であったとはいえ，かなり危険度は高く困難とみられました。しかし，その後の関係者の真摯なご努力により，また内外経済の回復も幸いし，約12年を経た54年10月には相当の剰余金を得て終結をみたことは誠に祝着に存じます。

幸いこゝ数年，需給はほゞ均衡が保たれ，真珠業界は生産から販売まで安定期に入っているとみられますが，なおいくつかの不安材料もあり，決して手放しでは喜んでいられない現状にあると思います。その意味で，昨年，調整保管事業の剰余金の一部を拠出して全国真珠信用保証基金協会の設立をみたことは，真珠業界100年の大計を図るために誠に時宜を得たものであったと存じます。

貴会が生産指導から浜揚真珠の共販事業，更には普及宣伝事業まで生産者団体の全国団体として今後とも巾広く活動されることをご期待申しあげるとともに，真珠業界の益々のご発展を祈念いたしまして私のごあいさつといたします。

昭和56年３月

発　刊　に　よ　せ　て

三重県知事
田　川　亮　三

全国真珠養殖漁業協同組合連合会が創立されて以来，ここに20周年を迎えられたことは誠に喜ばしく，心からお祝い申し上げます。

発足以来今日まで当業界の20年間は，幾多の試練と不況の一時期に見舞われましたが，業界の一致団結により，よくこれを克服され今日ようやく順調な景気回復をみるに至ったことは，系統機関をはじめとする関係各方面の御指導と御協力の賜と深く敬意を表する次第であります。

今日真珠業界をとりまく環境は，必ずしも楽観を許さない情勢にあり，漁場生産力の回復，優良稚母貝の育成確保，計画生産と共販体制の徹底等，山積する諸問題に対処しなければなりません。

このたび真珠基金協会が設立されて，将来の安定経営に向っての体質強化を図ることができましたが，更に系統組織の強化と相俟って，業界一人一人の自覚と責任のもとに秩序ある生産販売体制の整備推進に努められ，真珠養殖業界の長期安定と益々の発展に尽されるよう一層の御研鑽を期待する次第であります。

本県においても過去の経験を生かし，将来の行政課題を十分認識して新しい施策の展開を図る所存であります。

ここに記念事業として苦闘の足跡を冷静に振返って，将来の真珠養殖業のために，貴重な教訓として後世に伝えるべく，20年史を刊行されますことは誠に意義深く，各位の御努力に対し敬意を表するとともに，１９８０年代における真珠養殖業界の繁栄を心から祈念いたします。

昭和56年３月

祝　　辞

社団法人　日本真珠振興会
会長　本　間　利　章

このたび全国真珠養殖漁業協同組合連合会が創立20周年を迎えられ，ここにその記念事業の一つとして「連合会20年史」を発刊せられますことは，まことに意義深いことで衷心よりお慶び申し上げます。本誌は真珠業界の最重要部門である生産関係の事項を中心に描かれた戦後史ともいうべき貴重なものであり永く後世に伝承される価値のあるものといえましょう。

顧みまするに昭和36年，貴連合会が結成され，漸く個々バラバラに行動していた養殖業者の方々が，単協，連合会という系統組織の中にまとまって統一ある行動がとられ，国，県の施策も末端の業者迄伝えられる組織が出来たのであります。創立当時は養殖の飛躍的発展期でありましたが，生産者価格は特定サイズの珠を中心に毎年乱高下を繰り返し，これが真珠養殖業の経営の安定を妨げていたので，その安定が当時の重要課題でありましたが，貴連合会は此の問題解決のため，複雑な流通経路を一元集荷によって簡素化し，共同販売による価格の安定を図られました。又特定サイズの珠に生産が集中するのを防ぐため，国の府県別生産数量目標遵守を強く推進，それ迄遵守されなかった目標を略目標通り遵守する体制をつくりあげられました。

更に下級真珠の市場への流入阻止のため，連合会の行う共販に一切の下級真珠の出品を認めないだけでなく，広く呼びかけて粗悪真珠の廃棄を行われました。又真珠の輸出振興には品質を一定水準以上に保つことが大切であるので，個々の養殖業者に品質向上のため挿核不適期の夏季２ヶ月間の挿核施術禁止を呼びかけ，又粗悪真珠の生産に直続する早揚防止のため連合会の共販開始時期を遅らせる等の努力を続けられました。

以上の各種努力により養殖業経営の安定がはかられましたが，昭和42年に入って輸出の不振から戦後初の大型不況に突入，特に生産の多かった７ミリ珠を中心に大量の過剰在庫品が発生し，そのまま放置すれば過剰在庫品は市場で乱売され価格の暴落を招き，養殖経営の破綻をもたらし，我国真珠産業全体を大混乱におとし入れる恐れがあり，大量の過剰真珠をどう扱うかが業界全体の大問題となってまいりました。此の時，貴連合会は過剰真珠の市場流入阻止，一時凍結を提唱，投げ売り気配を見せてい

た養殖業者を説得，更に大手一貫業者の協力も得られ，国，県，農林中央金庫の支援の下，昭和４２，４３の両年度にわたり約7,000貫の真珠を一時凍結，調整保管して，市場の混乱を未然に防止されました。

その後早期に需給回復を図るため，生産調整を強力に推進した結果，昭和46年度の生産量は昭和42年度に比し半分以下に下り，漸く需給が均衡，輸出も順調に伸展する段階に入りました。併し問題の調整保管真珠は尚残っており，これを市価に影響させずに処分するためには長期間を必要としたため，最終的に昭和54年10月に全部の放出を完了，同年秋以降の真珠養殖業の発展期がもたらされたのですが，更にこれを永続させる手段として共販事業の安定的発展に必要な融資保証制度の創設が要請されることになりました。同制度の創設には多額の資金が必要でありましたが，貴連合会は傘下の単協共々資金の拠出に踏み切られ，国，県の助成を得て昭和54年12月，財団法人全国真珠信用保証基金協会を設立，これによって真珠の価格安定が将来に向って期待出来ることになりました。

以上のように，貴連合会が歩んで来られた20年間の足跡は誠に偉大であり，此の間に処して御苦労された貴連合会役職員の皆様に対し，此の機会に改めて深い敬意と感謝を捧げますと共に貴連合会の今後の御発展を祈念しまして祝辞といたします。

昭和56年３月

祝　　辞

日本真珠輸出加工協同組合
理事長　田　崎　俊　作

養殖真円真珠が発明されてから既に70有余年，その間第二次世界大戦をはさみ，時代の変遷と共に業界も大きく揺れ動きました。

年代別にこれを大別して考えてみたいと思います。即ち養殖真珠が天然と同等の価値あるものとして宝石業界に認められるかどうか，国際的な裁判まで起こした初期の時代，この第一関門を突破して真珠の養殖という仕事が産業として成り立つかどうか，幾多の先輩が努力された殖産興業の時代，ところがその成果将に実らんとする時，不幸にも戦争に突入，真珠業者は転廃業の已むなきに至った暗黒休止の時代，等々を経て，真珠産業の地盤未だ固まらずという時，終戦を迎え，ここで俄然時代の高収益産業として脚光を浴びることとなります。即ち輸出産業，外貨獲得の花形ともてはやされ，沿岸漁業振興の格好の仕事として，弱小ながら日本固有の産物として，国家政策の一環として，見直されてその役割を果たしてきました。

しかしながらあまりにも終戦直後好況であった為か，如何に我が国の特産物とは言え，顧客不在，需要の開拓，マーケッティング皆無の増産政策は，生産過剰と，加うるに粗製濫造的品質低下を招来し，その結果，生産高に比して借入金過大となってしまいました。その解決を目指して官民一体となり色々な対策を講じても抜本的解決策には至らず，昭和43年より不況の時代を迎え，数年間の低迷を経て今日漸く不況期を脱して，新しい業界の秩序態勢が出来つつあり，再び安定した好ましき産業としての地盤を固めようとしています。

この間，真珠産業の地盤確立，市況回復，業界内部調整，一連のカルテル行為等々業界地盤の確立の為に努力された関係各位や先輩諸氏の並み並みならぬ努力に敬意を表し感謝いたす次第です。殊に全国真珠養殖漁業協同組合連合会の果たされた役割は大きく，自由経済という時代を背景に生産の統制，販売の系統化という難事業を，水産庁の指導の下に着々と進め，その体制を固められて，その成果が現われつつあります。数年間にわたる不況を見事克服し，今日業界の繁栄を取り戻すことができましたのも，全真連の運営が原動力であったと申して過言ではないと思います。

ここに目出度く創立20周年を好況のうちに迎えられた事をお喜びいたします。加え

てこれを期に更に真珠養殖業の本質原点にもどり，世界の人々からこよなく愛好せられているこの真珠の品質を維持し声価を高めることにより，更に今後何時何時までも業界の繁栄を持続すべく運営されんことを乞い願う次第です。

最後に森会長始め歴代の全真連会長，傘下の各単協組合長他幹部の皆様に感謝の意を表し，お祝いの言葉と致します。

昭和56年３月

全真連20年史発刊に寄せて

日本真珠輸出組合
理事長　金　井　　厚

全国真珠養殖漁業協同組合連合会が創立満20年を迎えられまして，記念の全真連20年史を御発刊なさいますこと，御発展の程，誠に御目出たく心より御祝い申し上げます。

かえり見ますとこの20年間，全国各地の真珠養殖漁業協同組合の良き音頭取りとして，各組合の意見調整，そして時には助成指導の役割まで果して参られました歴代会長並びに副会長，そして幹事の皆様のご努力と粘り強さに敬服申し上げ，同時にその御蔭をもちまして今日の頼もしい地位を保持して居られますのに心からの喝采をお送り申し上げます。

この間におきましての特筆すべき事業は，あの未曽有の不況時になされました調整保管でありましょう。数年間も続きました不況に堪えながらの保管珠の処分，それは評価・仮渡率の問題，利息の問題，苦情の処理等々薄氷を踏む思いの御様子だったようで，その間の御苦労に対し心からの敬意を表するものであります。幸にもこの不況時代を乗り越え得ましたわが真珠業界は今や好況に恵まれ，ともすれば過ぎし日の苦難を忘れはしないかと恐れます。全真連は＂勝って兜の緒を締めよ＂の例の如く，往年の業界不況の辛酸を再びなめぬために，更にいざと云う時のため自主的に対処し得る救済手段の一として＂真珠基金＂を関係官庁のご指導のもとに設立されると共に，より一層の業界に対する指導性を高めておられますのは力強い限りでございます。

今までのわが国特産の海の宝石，養殖真珠の名声を守り続けるための問題として，海洋汚染の防止，母貝の健康管理，そして重要な品質の向上があります。その対策の一端として浜揚真珠の不良品供出を行っていられますが，今なお業界全部の自覚をより徹底して貰う必要もあるようでございます。

今や業界の全真連への期待は愈々高く，今後将来に亘って我々流通部門にたずさわる者としましても，いかなる協力も惜しまぬものであります。

貴会の益々のご発展を祈念いたし，創立20周年への御祝いの言葉とさせて頂きます。

昭和56年３月

回　想　記

御木本　美　隆

昭和34年から35年にかけて，真珠審議会はじめ業界の会合がある度毎に，生産体制の確立が叫ばれ，その組織の在り方が慎重に検討された結果，当時私が会長であった日本真珠振興会の理事会において時勢の進展に対処するため，早急に全国連合会を結成することが必要であるとの決議が行われました。

何故連合会結成の必要が起ったのかと申しますと

1. 当時既に真珠は全国25府県で生産され
2. 養殖業者の数は3,000名を超え
3. 年間生産量は14,000貫を突破
4. その輸出額は生産量の97パーセント，金額にして100億円に達する状況にまで発展してきていたためであります。

ところが生産量の増加，輸出の増進という喜ばしい反面

1. 粗悪不良品の生産増加
2. サイズ別アンバランスによる商品流通の障害
3. 市場価格の不安定

という好ましくない要因も発生，輸出は年々伸長しながらもこのまま放置すれば将来は楽観を許さない状況となっていたのであります。これを打開し，真珠業界100年の計を樹てるただ一つの途は，生産の自主調整，即ち輸出状況に見合ったサイズ別にバランスのとれた計画生産の実行以外にないと考えられたのであります。

このためには現在のような生産体制ではいろいろな面で支障を来し実施不可能であり，そこで考え出された施策が真珠生産23府県にわたり，それぞれの地域内に業種別真珠漁協をつくり，これを土台に全国連合会を結成，中央地方を通じ全国的統一のもとに計画生産の趣旨徹底を図り実行にうつさせようということになったのであります。同時に計画的に生産された浜揚げ珠は地区の真珠漁協にそれぞれの実情に応じて合理的に集荷を行い，これを全真連一本の入札会で販売すれば，生産の基礎は明確となり，かつ市価の安定に役立つことになります。

またこれらの事情とは別に政府の漁業制度調査会における答申にも「真珠事業法を改正，生産調整機構を整備して……総合的に生産の調整を図る必要がある」とあり，

これら何れも，その基礎は「全国的に統制ある生産者組織」が前提条件となっていたので，これに対応するため，水産業協同組合法にもとづく地区真珠漁協ー全真連という生産者系統組織を早急に結成する必要が痛感されたのであります。

そこで真珠振興会長として，山本清松振興会生産小委員長その他の方々と共に1ケ年にわたって三重県初め全国主要生産地を遊説，行く先々で現地の方々の全面的な支持，賛同を得た結果，昭和35年末迄に続々と各地区真珠漁協の誕生を見るに至ったのであります。

こうして全真連結成の気運が熟したので同年10月30日に全真連結成促進協議会を神戸で開催，次いで翌36年1月23日，全国，長崎，和歌山，愛媛の4真珠漁協が発起人となって，全真連設立発起人会を神戸で開いた後，3月13日には東京で創立総会を開いて，業界待望の全真連の誕生を見たのであります。そして私が初代会長をお引受けすることになったのです。

全真連の任務は申すまでもなく世界に類のない真珠養殖事業を生産部門の段階から組織的に築き上げて計画生産を実行し，品質の向上を図ると共に，共同販売による市価の安定に役立ち，輸出産業としての基礎を確立して，これに従事するわれわれ多数の養殖業者の生活を安定し，さらに社会の進歩と共に，より良き発展を期待することであります。真珠の原産地で唯一の輸出国であるわが国の養殖業者の総意如何が明日の真珠産業の姿をきめるといっても過言ではないと思います。しかるに過去の業界の歴史をかえり見ると，業界人が真珠の特異性というものに溺れ，あるいはその時代の高収益性に目がくらんで，さらに大きな発展をする準備を怠っていた点が少なからずあったのではないかと思われます。生産者団体という業界の最底辺の責任団体として出発した全真連は，まさに，“前進連”でなければならないと思います。養殖業者はこの団体を足場として，今後はもっと自らの権益を守りさらに利益の増大を望み，自己の生活安定を積極的に図ることができるはずです。

全真連がその任務を達成するためには長い年月が必要であると思います。組合員相互の理解が必要であると思います。私は誰もが自分の養殖事業が本年限りでない，子孫の代まで誇りと喜びをもって伝え得る事業となるようこの産業を育成して行かなければならないと思っています。以上のような考え方で全真連は出発したのでありますが，その運営に当っては創立総会の席上，楠見真珠審議会長（農中理事長）から御さとしいただいた「蚕糸業の轍を踏むな」という言葉　即ち

1.優良品をつくる努力をすること

2.絶えず販路拡張の努力をすること

3.価格の安定をはかること

の３条件を守らなかった蚕糸業が明治以来輸出産業の大宗であった地位から斜陽産業に転落した二の舞をしないようにという言葉を忘れないように心掛けて全真連の運営に当って来ました。

1.の優良品をつくる努力をすることについては，

イ夏季高水温の挿核不適期の挿核停止を指導

ロ厚巻き奨励のため早期浜揚禁止と入札会開始時期の繰り下げ

ハすそ珠の供出（粗悪品廃棄）

ニ浜揚珠の品評会の開催

ホ挿核技術の向上を図るための講習会開催

等によって優良品をつくることに努めました。

2.の販路拡張については，生産者団体としても協力する必要があると考え，昭和42年輸出状況にかげりが見えて来たので，全真連傘下3,000人の養殖業者から輸出増進のための海外宣伝費として施術貝割４銭の賦課金を徴集，これに全真連の販売手数料２厘を捻出，合計3,400万円余を海外宣伝費に充当，政府ならびに関係団体と協力して可及的速やかに真珠の海外市場回復に努力しました。

3.の価格の安定をはかることについては，全真連出発から数年間は業界は上り坂で，つくれば売れるという時代であり，順調に生産も輸出も伸びて行ったのですが，昭和42年に入り，過剰生産から需給のバランスが崩れ，輸出の不振から業界は不況期に突入したのであります。大手一貫業者の集りである事業者協会では，農中からの資金により連の棚上げを行って製品価格の維持に努め，これに対応して全真連では，過剰が見込まれる７ミリサイズの挿核自粛を呼びかけると共に，秋の浜揚に際し７ミリ珠の全量棚上調整保管を予告，価格の安定に乗り出したのであります。この棚上げには広く漁連系統の方々の協力もいただいて昭和42，43年の２ヶ年間に約7,000貫の浜揚げ珠を市場から棚上げ調整保管して市価の破滅的暴落を防止することが出来たのであります。これには田村代議士の強力な御支援によって国からの原資供給，国，県の利子助成を受け，生産者が払う末端金利は年２分５厘という驚異的低金利で調整保管資金45億円余を農中から借入れることが出来たことを忘れる訳にはまいりません。これによって心配された破滅的な暴落は一応喰いとめられたのですが，真珠養殖業が小廻りのきかない産業であるため，生産の縮少，市況の回復がおくれ，長期不況期に突入したのであります。

併しこれも私のあとを引き継いでいただいた西村，佐藤，森の３代の全真連会長の

御苦労のお蔭で漸く昭和54年10月，全部の調整保管珠の放出が完了，しかも多額の余剰金が出来たので，これを財源として国，県の助成金を加え，永い間の念願であった将来にわたっての浜揚価格安定のための真珠基金も目出たく設立され，ここに業界は再び安定成長期を迎えることが出来たのであります。

以上の他，全真連会長として，当時の最大生産地であった三重県の知事さんに対し，青森県に林檎課があるように三重県には真珠課をつくるべきであるとお願いしたり，中央に対し真珠区画漁業権の免許が現在の知事免許では県産奨励のみに走って，輸出産業としての真珠の健全な発展を阻害するおそれがある，よろしく大臣免許に改めるべきであると陳情したこと，或は，全真連結成の必要性を説いて全国主要生産地を遊説，現地の方々と親しく真珠養殖の将来について語り合った事など，楽しかった想い出は尽きませんが，どうか今後は需要に見合った計画生産一国の施術割当を守って，無理な増産に走らず，優良品をつくるよう品質の向上に努力し，真珠の販路拡張に協力していただいて，真珠業界が末永く栄えますよう心から祈念しまして，回想記を終ります。

（株式会社ミキモト会長）

全真連発足の経緯

山本　勝

戦後の物資不足のなかで，戦前各地各海域で浮かべていた真珠養殖筏がぼつぼつ復活して，占領米軍の需要から昭和22年に輸出が再開され，それから３年目の24年に伊勢に集まりました数名の業者によって，真珠養殖協会が設立，私も其の一員でありました。その協会の延長が全真漁協であり，農中資金を得て，伊勢大安旅館，後に伊勢真珠会館に於て，参加各地域の養殖業者の出品真珠入札販売が開催された。毎年10月から翌年３月頃迄，各地から参集する指定買付業者と，出品する養殖業者で大変な賑わいであったのです。この全真漁協が発展的に解散して，昭和36年に全真連が発足したのであります。

この発足までの経緯を，かいつまんで記述致しましょう。まず当時の市場状況がどうであったか，と申しますと，作れば売れる市場の活発さと，沿岸漁業の不振も影響して，養殖可能な海域に家族的小規模の業者が爆発的に増えつゝあったのでした。真珠輸出統計を調べて見ますと，全真連発足の35年は１４,３８９貫余，単価は2.１２ドル，円貨763円余であり，全真漁協時代の30年の 4,８１０貫から，毎年２～３割増の輸出状況でありまして，当時の日本経済の流動的推移，特に29年から31年にかけての不況，当時の銀行引締期間の真珠業界への影響は，かなり深刻な状況でありました。

また飛来する各国バイヤーにリードされた市場を自立する為には，まずどんどん増産される真珠生産者の組織を強固にして共販体制を確立せねばならない。八重洲口の国際観光ホテルに於て振興会開催の緊急課題として取あげ，そして御木本会長が先頭に立ち，生産各県に奔走して纏めたのでありました。今は故人になられた山本清松さんも，私が振興会の対策委員長をしていた関係で氏に小委員長として御木本さんに同行して頂き，南平左衛門さんや養殖業の主だった方々が御尽力なされたことを記憶しています。

当時私の杞憂していた事を素直に申し上げますと，先に全真漁協の販売対策として，浮動する市価維持のため，農中資金に依る組合員の浜揚を買取り，評価の８割渡しをして入札会を開催しましたが，評価が高いので買手は養殖業者から直接買入れてしまうので，農中よりの買付資金枠15億のうち１年なか置いて買付真珠の７割が２ケ年間売れ残りました。組合も困り其の販売を振興会の会合に持込まれ，市価対策委員長の私がその処分を任され，業者の主だった数社に再度に渡って依頼要請して販売したの

でした。しかし，この轍を踏まない為には，各県の養殖可能な海域に拡大増産されつゝある状況下に於て，農中の強力な系統融資を得た事は戦後の花形産業と自他共に謳歌していました。ただ中身はどうかと申しますと，目まぐるしく変転する日本経済の動向と，各国バイヤーへの競走売りとの不安定な戦後10数年の現状にありましたので全真連の発足は新しい業界基礎の第一歩と，業界全体が諸手を揚げて歓迎したのでありました。

たまたま当時真珠審議会長をなされておられた，農中楠見理事長から業界の在り方に就いての諮問がありまして，今回全真連の発足に対して農中融資の拡大が業界で要望され，また来る秋の浜揚共販に大きな影響を及ぼす事になるが，現況の買手側の受入体制には必らずしも問題が無いとは私は考えていない。生産の場での価格維持は，強力な組織と金融のバックアップがあることによって達成されるとしても，そのバトンを受継ぐ加工輸出販売業者の現状は，銀行の手形枠以外は市中の金融業者に高利ををもって依存している業界の現状を縷々お話し申し上げたところ，それでは山勝，お前はどうすれば良いかとの質問に対しまして，年々拡大される増産に対して，業界の自主的市価維持は至難であるが，全真連を主体に共販する真珠の買手側にも現況の業界動向に大きな影響をもつことになりますので，大手業者の協会を結成して，全真連の販路の受皿となり，市価の維持を計らねばならないと申し上げますと，即座に，君がその運動を起こせ，農中としても関連産業としてバックアップをしようではないかとの，厚意溢れるお話を承り，早速業界の主だった方々と相談して，全国に跨がる一貫業者の公の組合を結成する運動を起こして，振興会の諏訪専務と故人になられた高山さんと私と３人で水産庁へ再三通ったのでしたが，四囲の事情で申し合せ協会として結成いたしました。

全真連発足の秋，共販体制には，協会員15社にてその年昭和36年度全真連共販45億円を購入して，尚昭和41年迄の６年間全真連共販総額の６割以上を協会員で購入して全真連の受皿としての役割を果して参りましたが，御承知の42年，過剰生産珠（７ミリを主として）の調整保管対策に対しても，全真連の方針に順じて総ての行動を共にして，その対策を遵奉して参りました。

併し真珠の不況は対策以後もなかなか回復せず，42年から46年の５ヶ年間は，真珠事業の行先真っ暗の長い長いトンネルでした。47年に至りやゝ復活の兆しが見え始め，問題の調整保管真珠も，48年から54年の７ヶ年間の長期にわたり，入札販売をして漸く，一昨年の夏終了したのでありますが，翻って調整保管13ヶ年間の長い歳月には幾多の出来事がありました。

世界の流行の変遷，日本の工業発展による海の汚染もさることながら，時の勢いと群衆心理が醸し出す人の思惑欲望が，私達業界にも無かったとは云えない。かって先人が営々として築いて来た海の賜物養殖真珠を立派に育て，そして人間の美への伴侶としての真珠を未来に継ぐ役割を再認識しようではありませんか。過去苦しかった出来事も私達自身が，もの云わない真珠を私達の思惑で苦しめ，漸く滅産になり，真珠自身で復活して，本年は近年にない好況とのこと，願わくば全真連創立20周年史の記念編集に当り，益々全真連の健全な発展を念じ祝福して私の稿と致します。

（株式会社山勝真珠会長）

昭和56年３月

回　想　の　抄

西　村　金　造

1. 就任当時・満身創痍の全真連

振返ると43年より45年頃の全真連は，満身創痍と表現したくなる程に傷だらけであった。即ち，

(1) 2年続きの浜揚価格の下落は，41年比50％弱の価格となってしまった。当時の「シワ寄せの構造」は生産者の経営体質を極端に悪化させ，疲弊は組合運営を破局へ追い込み，これが全真連の運営を困難に陥らせていった。39年から41年まで全生産者が外部資金の導入を計り，生産増へ拍車をかけていた直後の値下りであるから，あらゆる混乱が一時に噴出した訳だった。

(2) 42年度は，2ヶ月操短，43年度は100日操業を申し合せて，全真連役員が分担して全国の生産地を指導して廻り，操短の完全履行の努力をしたのであるが，42年も43年も生産量は前年，前々年の施術のために減産は僅かであり，44年以後にならねば生産減量は実現しない。一方，需要は42年度より大幅に減退したから，供給過剰状態が続き，市況はますます低迷を続けた。42・43両年に亘り，調整保管真珠6千数百貫の集荷と他にスソ珠の集荷も6,000貫余に及ぶも，市場の需給をバランスする事が出来なく苦心惨胆した。

(3) 43年度は価格維持を目的として一元集荷が計画されたが，結果はお題目に終り，実績は前年に比べ集荷量は5分の1，集荷金額は6分の1となった。全組合長の努力に拘らず，全く予期せぬ結果となった。浜揚価格は前年対比約70％に下落したから一元集荷が出来なかったのか，一元集荷が出来ないから価格下落が増幅したのか，又他の原因なのか判らないが極めて惨めな思いを全真連幹部は勿論，全生産者が味わった。お役所及び農中にしても，意外の結果に驚かれたと思う。

(4) 全国真珠養殖漁業信用基金協会も折角立案し，定款案・事業計画が煮詰められたにも拘らず，いざ予定の払込みの土壇場で各組合の出資が得られず，設立直前になって流産されてしまった。今でも忘れる事の出来ぬ苦い思い出である。この直後に水産庁の担当課長へ「色々と指導並にお繕立てをして頂いたのに誠に相済まぬ」とご挨拶に上がったら，課長曰く，「西村さん，舞台に上がらされて梯子を外されることは例のあることですよ。そんなにショゲなさんな」と反対に慰め

られたことがあった。苦情一つ言わないで。

(5) 全真連の買手たる流通業者の倒産又は倒産に近い者の出現，売上の約手不渡りによるコゲツキ債権が巨額になりつつあり，解決の見通しがつきにくくなってきて，固定化債権処理委員会は辛苦した。

(6) まだまだ異状事項が多くあり，かくて組合と全真連，全真連と農中，全真連と水産庁とがそれぞれ歯車が噛み合わず，施策はすべて空転し，農中と水産庁に多大の迷惑をかけ，信用を事毎に失墜していた。

以上の如く，頭に残っていることを羅列するだけでも満身創痍の中味は深刻であった。だが，全真連だけが満身創痍でなく，各組合も生産者も流通業者も大なり小なり不況の傷は深く，経営・運営の困難は戦後最大のもので，恐らくもう二度とこのような混乱を経験する事は，出来ぬであろう。

斯くて43年5月，全真連の総会に至るまでに振興会を始め，各団体は一斉に頂上役員が交替し，人心の一新をはかって不況打開へ望みをかけたのであり，このような一環として全真連も会長交替の背景が出来上っていた。然し，こんな時誰だって会長職を進んでやる者はなく，馬鹿な私にしても止むを得ず火中の栗を拾った次第だった。全真連内部事情として，前会長たる御木本氏はご病気（心臓病）になっていて，前年（43年）10月に辞意を漏らしており，当年度を以って交替すると役員会で決められているし，全真連は創立より8年を過ぎ，御木本会長の言われるごとく創成期は過ぎているし，真珠業界は輸出産業として捉えてゆく時代にはいっているし，私は38年より副会長として御木本会長より指導をうけ，交替の折り責任をとるべき立場にあるし，更に御木本家と当家との明治以来，二代に亘る縦のつながりがあったのでは，後を引き受けざるを得なかった。「どうせやるならいさぎよく」と思い，全真連会長就任を意欲的に引き受ける覚悟となった。今思い返すとこれも若気の至りのひとつでありましょうが。

2. 傷つき汚れて這い廻ったが今は楽しい思い出ばかり

「傷つき汚れて……」歌の文句じゃないが，会長就任の2年間即ち44年度と45年度の不況は，文字通り鍋底を這い廻る時代であった。御木本氏と交替したからと言って何の新施策を打ち出せる要素は業界にも私にもなく，全く這い廻り傷つき汚れた2年であった。だからと言って，いやな思い出はひとつもない。文字通りない智恵を絞り，全力を出して不況と闘いつつ，不況のトンネルを通り過ぎるべく頑張ったんだから悔いはない。泥にまみれた栄光の2年間だったと思う。「年初の計画は

賛成・実行期は不関旗（われ関せずという旧海軍用語）となり，計画は実行期に空転」・「総論賛成・各論反対で空回り」・「立て前は言うが本音は漏らさずでは施策が煮詰らない」・「舞台に上がらせて梯子を外される」等々どこかで聞いた文句を味わう事があった。全真連会長がこんな思いをしたのだから，傘下の各組合長は多分組合員に苦しめられ，全真連役員会では申し訳ない思いをするやらで，私より一層辛かったであろう。だが忘れてならないのは，組合員たる一人一人の生産者の不況苦痛・辛さである。「或る夕，志摩を出た夫婦乗りの漁船は東へ向けて走ったまま遂に港に戻らなかった……」と当時の週刊誌に写真入りで取材されていたのを忘れることが出来ない。

組合員たる生産者の苦痛を思うとき，組合長・会長の胸は痛むものであり，助けてやれぬ己の非力に対する無念さが先立って，裏切られても傷ついても汚れても人を恨む気は起らない。必死になって生産者擁護の為に，全真連組織を以って金融機関へお役所へ，援助を願い出る勇気の湧くものである。全生産者へ団結を呼びかけ，東奔西走が自然に出来るものだ。あの2年間，随分沢山の方々にご支援を願い励まされ協力して頂いたが，あの人の顔もこの人の顔も今はとてもとても懐かしい。この間に得た無形の体験は無限大の力となって，以後の私の人生に力を与えてくれたものである。

傷つき汚れて鍋底を這い廻った会長職に感謝をする所以である。この這い廻り2年間で印象の深い仕事を述べると，

(1) 3度の全国浜廻り＝全生産者は経営難からバラバラ思考となっていたので，合意と支持を得て組織の力を結集する為に3度の全国浜廻りをした。各地で生産者に集まって貰って，喋り且つ意見を聞いた。これ以上施策の空転は許されない。三重・四国・福井・紀州・九州へ飛び廻り，組合へ県庁へ或は農中へ足を運んだ今はもうあの頃のようなスタミナはない。振返れば楽しい強行軍であった。

(2) 二次不況対策と調整組合・同連合会の発足＝一次不況対策は生産制限（100日操業による操短・施術数量公示の対41年比4割減・調整暫定措置法に基く調整規程の発動），下級真珠の集荷廃棄（43年6,968貫・44年5,200貫集荷），余剰真珠の調整保管（44年6,024貫），輸出水産業組合の結成による協力がその主なものであるが，これに加えて二次不況対策として，生産制限・下級真珠廃棄の徹底を計り，価格安定対策として共販事業を強化し（この頃より愛媛・三重・長崎漁連との提携も深めた），品質改善対策を推進し合せて国より調整保管事業に対する利子補給をうける事となった。

(3) 「真珠養殖等調整暫定措置法」（44年12月18日公布28日施行）に基き，45年5月には各県真珠養殖漁業調整組合設立，続いて同全国連合会の設立を果たして，二次不況対策の推進母体とすることが出来た。

(4) そして45年9月25日，三重県真珠生産者総決起大会をはじめ，順次九州地区大会・愛媛地区大会を催して減産・調整活動・共販の強化を呼び掛け，経営の体質改善に努力して貰いたいと訴え，生産者の要望を聞いた。いずれの会場も熱気溢れる混然一体を思わせるものであった。

3. お礼にかえて

「朱に交われば赤くなる」。人と人との出合いが人の一生を左右すると言う。亡父の場合も私の人生も人との出合いが人の一生を左右することを体験してきた。長崎県組合長となり，全真連副会長となり，同会長となる間に本当に沢山の良師良友に巡り合った。将に幸運である。この沢山の良師良友からうけた友情・支援・指導・協力はこれら役職をさせて頂いたお蔭で得た恩であり，知ることの出来た友情であり，全く感謝の言葉もない。それは実に素晴らしい体験であった。

あれから10年がたった。私が会長だった時代は効果的な仕事が出来なかったが，後任の佐藤忠揚氏と森正男現会長が役職員と共によくその任を全うして，祝うべき今日の状態を作って下さった。調整保管事業は大成功裏に終結したし，私の代に流産した信用保証基金協会も設立された。需給は年々タイトで内外市場・内外取扱業者皆快調である。唯この間，誠に残念な事は，佐藤三代目会長が病没なされた事である。又特に申し添えたい事は，あの難事業なる調整保管事業の為集荷品の評価に当り，全国生産地を廻って適正公平な評価にご努力下さった神戸の高橋利栄氏（高橋兄弟商会）・近田岩彦氏（大月真珠）及び和具の田辺耕治氏の3氏には深甚の敬意と賞讃と感謝を捧げ，この機会に皆様にお伝えする次第であります。

今日，真珠は輸出品であり乍らも真珠業界の問題点といえば，殆んどが生産問題として捉えねばならない時にある。生産業者・各県組合・全真連が主軸となって施策に当らねばならない今日，全真連の使命益々重且つ大である。諸兄並に全真連の一層の活躍を期待する次第である。

最後に智もなく創意なき私にご支援を下さいました諸先輩・諸兄に満腔の感謝を申し上げ，故佐藤会長のご冥福を祈り，心から20周年記念をお祝い申し上げます。（初代会長御木本美隆氏のご病気を憂いご快愉を祈りつつ）

（西村真珠有限会社社長）

故佐藤会長の思い出

馬　岡　清　省

かねて覚悟はしていたものの，あんなにあっけない程早くお別れの日が訪ずれようとは。不覚の一語につきる思いであった。その日は私事で恐縮だが，丁度満60の還暦の日だった。起きぬけに佐藤さんの御子息薫さんからの緊急電話連絡を受け，肩先にズシリと加わった重みを感じながら重い足どりで，家から目と鼻の先の病院へ駆けつけ，特別室の扉をソッと開けたときの悲しみが今もアリアリと蘇ってくる。

その年の4月，東京の済生会病院で開腹手術を受けられ，看護にお忙しい中を一寸帰勢なさっていた奥さんから私にお話したいことがあるとの御連絡を頂き，徳川山のお宅にお邪魔した日，奥さんは御自分の胸一つに収めてこられた担当医の手術所見のあらましを，専務にだけは申しあげておかねばと前置きされて，けなげな御態度でお聞かせ頂いたとき，過日病院へ同僚役員の方々とお見舞にうかがい，お元気な御様子に安心しきっていたゞけに，足元がガラガラと崩れていくような虚脱感と悲しみに襲われ，たゞ奥さんの前に首を垂れてお慰めの言葉もなく，全真連をこれまで支えてこられた感のある佐藤さんに対し，残り少いであろうこれからの日々をどう過して頂いたら佐藤さんへのせめてもの御恩返しになるだろうかと思い惑うばかりであった。以後一さい全真連のことで御心配をかけてはならないと心に誓いながらお宅を辞したのであったが，5月末の通常総会で円満に佐藤さんの会長重任が決まり私の心苦しさは複雑であった。全真連の再建にとって佐藤さんはどうしても欠かせない存在であった。

全真連の先頭に立ってバリバリ陣頭指揮に当ると云った華々しいことは必ずしもお好きなタイプではなく，お互いの意見交換の場合，いつも軽妙な比喩を用いてズバリと御自分の意見を吐かれることに誠に絶妙な味わいを発揮される人であった。西村会長の後をうけ会長に推された佐藤さんは，さぞかし責任の重大さに困惑されたことであろうが，当時，お先真暗な状態にあった全真連の先頭に立たれた時，泣き言は只の一度もおっしゃらないで，諸問題の解決は長期戦以外にないことを心中深く決意され，その間，本会をどう持ちこたえていくかに焦点を絞っておられたと想像され，そのうえで頭の痛くなる諸問題を明るく明るく考えていくことによって私の肩の荷を軽くして下さっていたお心遣いが今も痛い程思い出される。

当時全真連はいつになったら調整保管の重圧から脱出できるかの確たる展望がつか

ず，業界は全真連の去就を黙って見守るだけであり，事務局は明日の資金繰りを考えると夜も寝られない状態の続く毎日であったが，佐藤さんは先刻御承知であり，隠岐の島のお仕事や東京での用務で伊勢におられない日を除いて必ず１日に１度は全真連にお出になり，私以下事務局全員に愉快な話題を提供してはリラックスさせることに心を砕いておられた。調整保管問題にかゝる役員会は度々開かれたが，いつも重苦しい議論に終始し，耐えること以外に誰にも自信のある対策があるわけではなかった。今思い出しても滑稽な程の迷案が真剣に議論されることさえあった。役員会が終り会長の職務から解放され，皆さん方の御苦労をねぎらうためのお酒の席になると，佐藤さんは殊の外，愉快に振舞われるのが常であった。誰かゞ昼間の会議をむし返すような議論をもち出すようなことがあると，その議論は今日はもう終った筈だとばかりかかり合わず，時には不快感さえお見せになることがあった。それが佐藤さんの風格であった。

佐藤さんは水産庁や農林中央金庫から非常に頼りにされた人であった。特に農林中央金庫との間では金融上の本会の不始末が問題の中心であっただけに種々苦言も頂き，お叱りも受けたが，調整保管事業が協同組合として真珠養殖業の安定のため，個人的な利害を超えて議論の末に採られた措置であっただけに，苦言やお叱りに対し一種の自信をもって聞くべきは聞き，主張すべきは主張するといったところが佐藤さんにはあり，被告席に坐らされ満身創痍の感のあった全真連がどうにか頑張っていけるよう温い理解と協力を最終的には示して頂けたのも，佐藤さんの独持の風格に負うところが誠に大きかったと思う。「全真連から佐藤を引くと零だ」とまで極言されたのもその頃のことで，嵐の中の本会にとって一つの光明でさえあった。

今は亡き佐藤さんの公私に亘る思い出は尽きない。佐藤さんは酒の席はお好きだったが私の知る限りほんとうの酒呑みではなかったと思う。私が酒呑みだっただけに今もそう信じている。素面の時は勿論酒席でも歌を唱うことは大の苦手で，母校早稲田の「都の西北……」も１人だけでは，とても早稲田の校歌とは思えない程の心細さでハラハラさせられたものであった。

役職員各位の長い御苦労の末，全真連は長年のトンネルをぬけて立派にたち直り，次の使命に向って確実な歩みを始めておられるに当って，愚痴にはなるが佐藤さんに天がもう２年でも命を貸して下さらなかったことを残念に思う。私の我儘からお役御免を頂き，毎日が日曜日の生活の中で，全真連の隆々たる今後の御発展と佐藤さんの御冥福を祈るのみの毎日であるが，佐藤さんと共に過した全真連の泥沼時代，事務局を始めとして関係各方面に全真連再建のためとはいえ，大変な御迷惑をかけたことに

対し，衷心よりおわびする次第である。

（前全真連専務）

昭和56年３月

第１章　全真連設立以前の動き

第１節　真珠養殖業界の動向

第２次世界大戦で一時中止のやむなきに至っていた真珠養殖業界は，戦後日本民主化政策として施行された新漁業法（昭和24年成立）により，真珠区画漁業権が個人優先免許に改められ，その営業権が法的に確保されるとともに，昭和27年には真珠養殖事業法が制定されて国の指導監督と保護育成の体制が基本的に確立された。更には好調な輸出環境に支えられて逐年活況の度を強め，第１表のとおり昭和25年には1,000貫（真珠は国際的にも取引の数量単位はMOMME〝匁〟であるのでとくに必要な場合を除きメートル法には換算しない。以下同じ）に過ぎなかった生産が昭和30年度には6.5倍の6,543貫となり，昭和35年には昭和25年度の１６倍，１６,１０８貫に達した。

その間，経営体数も飛躍的に増加，昭和35年度には3,484名にのぼり10年前にくらべ10倍近い伸びを示した。とくに３４・３５両年度が伊勢湾台風，チリ地震津波によりそれぞれ相当の被害を受けながらも，対前年比増産となっていることは生産規模拡大が予想外の急テンポで進行していたことを実証するものである。

昭和25年当時は資本，技術両面の制約から大珠生産は容易でなく，このため小珠が圧倒的に多く７３％を占めていたが，融資制度の拡充，技術習得等から逐次サイズアップの方向を辿った。

しかしながら，生産の拡大は一方において諸種の問題を派生させた。第一にサイズ別生産量の不均衡拡大に象徴されるところの無計画生産の度が強まり，このため27年の４ミリ珠下落，29年の５～６ミリ珠暴落が示すとおり，浜揚価格の乱高下が顕著となった。次に粗悪真珠の増加である。これは投下資本の金融手段が不十分なため資金回収をあせり，早期浜揚による薄巻珠の出現と三重県漁場の過密化，老化によるものである。因に，これらの問題について真珠養殖事業審議会は昭和34年２月18日付の農林大臣あて要望書のなかで「……現状では，真珠養殖事業法に基く生産の計画化を実施しているにもかかわらず，県産奨励の立場その他の原因から，施術数量目標は必ずしも守られず，その目標を著しく上回るような状態にあり，また一方，密殖による品質の低下をはじめ，輸出価格の下落等の好ましくない事態に陥っている。……」と指摘している。

三重県漁場の過密化は，勢い三重県外への漁場進出を促進することとなったが，第

第1表　真珠養殖経営体数と生産量の推移

年度	経営体			生産量			サイズ別組成		
	実数	倍率	前年比	実数	倍率	前年比	大珠	中珠	小珠
昭和	人	倍	%	貫	倍	%	%	%	%
25	359	1.0	—	1,000	1.0	—	4	23	73
26	約 700	1.9	195	2,000	2.0	200	9	24	67
27	約1,200	3.3	171	2,800	2.8	140	11	25	64
28	約1,200	3.3	0	3,554	3.6	127	12	28	60
29	1,456	4.0	121	4,504	4.5	127	14	32	54
30	1,643	4.6	113	6,543	6.5	145	14	33	53
31	1,734	4.8	106	7,099	7.1	108	14	35	51
32	2,574	7.2	148	8,015	8.0	113	11	31	58
33	3,001	8.4	117	12,822	12.8	160	11	34	55
34	3,080	8.6	103	13,682	13.7	107	13	41	46
35	3,434	9.7	113	16,108	16.1	118	22	44	34
36	3,637	10.1	104	19,460	19.4	121	24	43	33
37	3,817	10.6	105	21,080	21.1	108	24	42	34

(注)　大珠直径7.6㎜以上，中珠直径7.6～6.0㎜，小珠直径6.0㎜未満，淡水を含む。

2表のとおり，昭和35年の真珠生産量は5年前にくらべ，三重・長崎両先進県の生産の伸びが2.1～1.8倍にとどまっているのに対し，愛媛県及び中国4県では実に9倍に達し，三重・長崎両県の生産シェアーが10%以上低下するなど中四国・長崎以外の九州各県の生産増加が顕著である。経営体数においても第3表のとおり，中四国，九州（長崎を除く）地区は4～6倍に著増，三重・長崎両県の2倍台増加を大巾に上回っている。

このような生産の全国的増加基調に対しては，昭和29年度の暴落の教訓からサイズ別計画生産の徹底，増産の自粛が毎年のように叫ばれ，全国真珠漁協においては理事会，総会においてその実施が決議されるものの末端まで滲透するにはいたらなかった。

こうしたなかで，全国的に生産規制の滲透と販売施策の徹底をはかるためには，三重県以外の生産者も全国真珠漁協の正組合員とし，同組合の統制下におくことが先決であるとして同組合は地区を「三重県」から「全国一円」とするに定款変更を行ない昭和30年2月3日付で農林・大蔵両大臣の認可をうけた。これは誠に時期に適した対処であり，三重県外の生産者で全国真珠漁協に加入したものは昭和35年までに87人に

第2表　県別真珠生産量の推移

県別	35年		30年		35/30
	生産量	計に対する%	生産量	計に対する%	
三重	10,619貫	67.0%	5,014貫	77.0%	2.1倍
愛媛	815	5.1	86	1.3	9.4
長崎	1,263	8.0	689	10.6	1.8
中国4県	1,285	8.1	134	2.1	9.5
四国3県	703	4.4	137	2.1	5.1
九州6県	441	2.8	105	1.6	4.2
静岡	401	2.5	86	1.3	4.6
和歌山	144	0.9	125	1.9	1.1
その他	187	1.2	135	2.1	1.3
計	15,858	100.0	6,511	100.0	2.4

(注)　淡水を除く
中国4県（山口，広島，岡山，島根）
四国3県（徳島，香川，高知）
九州6県（福岡，佐賀，大分，熊本，鹿児島，宮崎）

第3表　県別経営体数の推移

県別	35年		30年		35/30
	経営体数	比率	経営体数	比率	
三重	2,785	80.7%	1,441	88.3%	1.9倍
愛媛	37	1.1	9	0.6	4.1
長崎	130	3.8	53	3.2	2.4
中国4県	67	1.9	15	0.9	4.4
四国3県	154	4.5	24	1.5	6.4
九州6県	124	3.6	21	1.3	5.9
静岡	103	3.0	40	2.5	2.5
和歌山	31	0.9	14	0.8	2.2
その他	19	0.5	15	0.9	1.2
計	3,450	100.0	1,632	100.0	2.1

(注)　淡水を除く
中国4県（山口，広島，岡山，島根）
四国3県（徳島，香川，高知）
九州6県（福岡，佐賀，大分，熊本，鹿児島，宮崎）

のぼった。しかしながら，三重県内が45％の加入率であったのに対し，三重県外の加入率は12％に過ぎなかった。

第2節　全国真珠漁協の対応

A　共販の実施と問題点

全国真珠漁協は浜揚珠の販売の早期化，集中化による値崩れを防止するため，昭和28年から真珠を担保にした備蓄資金の融資制度を確立していたが，昭和29年の暴落に直面して系統共販体制を抜本的に改善整備しなければならないことを痛感し，昭和30年度から当時としては画期的ともいえる販売制度を開始した。それは出品者が組合に販売価格，時期等を一任する，いわゆる無条件委託販売とし，組合は平均売りによって有利販売に努め，全量販売ののち共同計算により精算する仕組で，これを1号品制度と称し，その他のものを2号品制度と称した。

1号品制度は，農林中金の絶大な金融協力のもとに実施されたもので，毎年の取扱高は次のとおりである。

取扱期間			評価額	精算
昭和30／9 ～31／4月	3,117点	1,151貫	610,203千円	31／9月
31／9 ～32／5月	10,342点	2,052貫	1,248,702千円	33／2月
32／10～33／5月	9,963点	1,796貫	892,299千円	33／8月
33／9 ～34／4月	23,385点	3,404貫	1,523,481千円	35／2月
34／10～35／4月	5,324点	1,280貫	563,406千円	35／10月
35／9 ～36／4月	2,470点	534貫	412,211千円	36／11月

(注)　上記は，2号品扱いを含むが少量であり，分類困難の項目もあるので，合算のまま表示

この1号品制度が価格安定に果した役割は大きく，因に秋に1号品を集荷すると市価は上向き，春に集荷を打切ると市価が下落するという現象がみられた。しかしながら，反面生産者が個々に売捌ける種類の珠は自ら販売し，売れ残り品だけ1号品制度に持込む弊が起り，全国真珠漁協は滞貨真珠を抱えて処分に腐心した。本制度が基本的に計画生産，生産調整と結びついていないため，供給過剰感が強くて加工業者の買い意慾を誘発させるにいたらず，特定の加工業者が最終的に1号品残品を割当式に買い取らざるをえないことに対する不満が根強くなり，この結果1号品取扱制度の抜本

的問題打開策としての計画生産に徹底的に取組みえないところの，全国真珠漁協の指導性欠如に非難が集中した。

また組合員からも評価に対する不満や加工業者に対する売り姿勢の弱さの批判とともに，組合の生産指導体制不備が指摘された。

B　地区の拡大

漁場の全国的拡大に対処して全国真珠漁協はその地区を三重県から全国へ変更し，全国生産者の加入体制をとったのであるが，その加入率は良好ではなかった。第4表のとおり昭和35年には三重県以外からの加入者は87名にのぼったが，僅か12％の加入

第4表　全国真珠漁協組合員地区別分布状況

	30年	31年	32年	33年	34年	35年
三重	(1,441)707	855	995	(2,426)1,069	1,198	(2,785)1,247
九州	13	30	40	44	56	59
和歌山	2	3	4	7	12	11
四国	5	4	4	5	8	9
その他	1	1	1	3	5	8
計	(1,643)728	893	1,044	(3,001)1,128	1,279	(3,484)1,334

(注)　(　)内は総経営体数

率に過ぎなかった。これは三重県内ですら40％台の加入率であった実体からみて，地理的不便さ等のため加入が促進されなかったのは当然であった。

逆に三重県外の組合員からは，三重県の生産者が全国生産者の80％を占めるにもかかわらず，その過半が全国真珠漁協に未加入であることの問題認識を強め，三重県内の組織強化が指摘される結果となった。

C　連合会構想の具体化

こうしたなかで昭和33年7月，振興会理事会が開催されて業界が当面する生産の無計画的増加と価格不安の増幅の問題に対処する新体制づくりが討議され，全国真珠漁協のあり方に議論が集中，連合会組織へ移行すべきであるとの案で意見一致をみた。

これをうけて同年8月，全国真珠漁協は理事会を開催して組織変更問題を討議した。この結果三重県内においても各地区に水協法上の真珠組合を設立，全国真珠漁協は地区真珠組合の全国連合会組織にする基本方向で今後対処することに決定した。

しかしながら，三重県の実態は全般的に地区真珠組合設立の気運盛りあがりに欠けていた。これは，生産者の半数近くは全国真珠漁協に加入していて，同組合の販売施設を利用できるので新組合設立の必要性を痛感していなかったことに加え，既存の地区漁協が漁業権の問題を始め，信用事業面の競合懸念などから業種別組合設立に当初反対を表明していたため，地域によってはまとまりに欠ける等の事情があった。さらに，設立を指導する立場である全国真珠漁協は，１号品等の整理促進に忙殺されて十分な推進体制をとりえず，また三重県内の実情にてらし，徒に設立を急ぐことは弱小組合の濫立を招き，かつ組織化が逆に阻害される懸念すらあったため，地元の設立気運醸成を待つ受身の姿勢で対応せざるをえなかったことも，組合設立が促進されなかった一因である。

ところが翌34年９月，伊勢湾台風の襲来により情勢は一変した。すなわち多額の災害復旧資金融資を何処で受けるか，その窓口が問題になったとき，全国真珠漁協は既往貸付金の債権管理に手を焼いていた経験から，組合の責任で一元的に転貸することは困難の旨，農林公庫に表明した。この結果農林公庫は地区漁協もしくは新設の地区真珠組合を通じてしか災害復旧資金を融資できなくなり，貸出機能の面から単位真珠組合の設立が促進されることとなった。

翌35年１月，全国真珠漁協の通常総会において「最近各地に入札会が濫立，市価を乱す原因となっているが執行部の対策如何」との質疑に対し，「地区毎に真珠組合をつくり，全国連合会を結成して，その上で対処する」との執行部見解が表明されたが，この連合会構想は総会の決議として採択され，さらに３月の理事会では「業種別組合推進委員」22名を選任，各地区の単位組合設立を推進することになった。

（業種別組合推進委員）

浜島	谷水長太郎	和具	田辺耕治
間崎	岩城秀男	船越	山際啓一
波切	天白長末	鵜方	渡辺賢次郎
的矢	佐藤忠揚	五ヶ所	西井善四郎
迫間	北村一衛	阿曽	山下駒太郎
御座	竹内満太郎	越賀	鵜丹谷弥十郎
片田	浜口文吉	布施田	西岡健一
立神	加藤幸一	神明	大井田正経
鳥羽	野上茂男	鵜方	西崎貞三郎
礫浦	中村忠臣	相賀	竹内音松
紀州	東良一	九州	井沢次男

第３節　振興会の動き

振興会は，全国的に益々加速化しつつある生産拡大が，いずれ誘発するであろう供給過剰，価格の暴落を懸念し，その打開のための新体制づくりを討議すべく，昭和33年７月に理事会を開催した。そのとき，全国真珠漁協のあり方が問題となり，『生産指導体制を確立し計画生産の完全実施を期すには，各地区に単位真珠組合を設立し全国真珠漁協はその全国連合会となるべきである』との意見が出され，全国真珠漁協代表者を始め出席者全員が基本的にこれを了承した。このとき以来，単位真珠組合，全国連合会の２段階制組織は，振興会の生産体制に関する基本路線として推進されることとなった。

因に同年12月，農林・通産両大臣あてに提出した真珠事業振興対策に関する振興会の陳情書のなかで，集荷販売資金問題に言及して「現在の全国漁協を改組し連合会組織として全国的な集荷事業に専念する準備を進めておりますので，その資金についても今後より一層系統的に援助願いたい」と述べている。

A　長崎県真珠組合が全真連設立を要望

翌34年10月には長崎県真珠組合から振興会あてに「全真連設立に関する要望書」が下記のとおり提出された。

要　望　書

昭和34年10月30日

社団法人　日本真珠振興会
会長理事　御木本　美　隆　殿

長崎県真珠養殖漁業協同組合
組合長理事　井　沢　次　男

全国真珠養殖漁業協同組合連合会設立に関する件

標題の件でいささか卑見を申述べまして，御尽力を願いたいと存じます。

現下の真珠養殖事業は各県，各個人，まちまちに事業を実施し，法の不備とは申しながら何等の生産規制もなく，真珠業界の前途，憂慮に堪えぬものがあります。

20数県にわたる真珠養殖漁協を統一した全国的の連合会を設立し，もって真珠生産規制を実施し，品質の向上を計り，その他，あらゆる施策を講じて業界の発展を期さねばならぬことは，私の贅言を要するまでもありません。

このことについては，貴振興会におかれても昨夏懇談会等を開催せられ，基本方針を決定されたようでありますし，また全国漁協の役員会においても決定事項でありますが，未だそのままになっております。

ところが今回の災害に直面して，三重県下でも地区的に漁協を設立し，連合会組織の機運が盛り上がっているように見受けられます。わが長崎県におきましては昨年来待期の状態にあります。その他の県でも数県は連合会設立の受入態勢にあるやに承っております。

ついてはこの機会に，速やかに連合会設立に一肌ぬいで頂きたく，切に懇望致します。

これをうけて振興会は同年11月に理事会を開催，全国真珠漁協側から三重県内の組織づくり進捗状況を聴取するとともに，その促進を要請した。同組合からは，県の設立認可方針が真珠関係資金の融資機関拡大の視点から弾力的になり，設立を進め易くなったこと，職員を設立指導のため派遣している等の報告があった。

B　山本（清松）私案の発表

翌35年5月の振興会通常総会では，35年度の事業計画として「政策委員会の活動のもとに生産業者の組織化（各地区に真珠養殖漁協組を，またその連合会の設立）の推進をはかる」ことを決定，さらに総会と相前後して開催された政策委員会（市価対策委員会を拡大強化したもので委員長は山本勝氏）は，全国真珠漁協の共販の行詰り的現状（特定サイズ集中による滞貨増大，品質低下傾向等）をふまえて，秋の浜揚に対し同組合の基本方針の樹立ならびに組合の内部組織の検討を行なうため，「生産体制再編成小委員会」（小委員長，山本清松氏）を設けることとなった。

山本清松小委員長は早速「生産体制の整備強化について」の私案を別記のとおり発表し，6月の振興会理事会，政策委員会にも披露されて山本（清松）小委員会の推進方針となった。この私案の中で山本小委員長は「指導者の決意と，全養殖業者の積極的な協力がなければ新たな生産体制の確立は難しい」と指摘し，業界の一致団結を呼びかけている。

生産体制の整備強化について

（山本清松氏私案要旨）

1. 生産体制整備に関する小委員会設置

日本真珠振興会では，去る５月８日熱海で山本勝氏を委員長とする政策委員会を開催

(1) 当面の応急策としては今秋の浜揚げ珠の集荷，販売施策をどのように樹てるか，全国真珠漁協で検討する。

(2) 将来の恒久施策として，生産の全体にわたる総合的根本方策の確立。

以上の応急，恒久の根本方策を検討樹立するため，小委員会（委員長山本清松氏）を設けた。

2. 応急，恒久施策は平行して

津波災害で，応急施策の樹て方がどれほど困難であっても，この災害の影響は必然的に全国真珠漁協の集荷と販売に，重大関係があるので，明年以降の政策を予測して，今期の集荷と販売対策を樹てることは至急を要する問題である。

同時に，生産面の恒久的根本方策の確立は，当面の応急施策の樹て方が困難であればあるほど，急を要することになる。その理由は，目下難航中の区画漁業権，来国会に提案される真珠事業法の改正，その他の諸懸案を理想的に解決するためには，真珠業界自主的の恒久的諸施策が実績となり，土台となり，それに基づいて政府の方策が具現することになるからである。

3. 真珠は重要な輸出産業

真珠事業には単独法として真珠事業法が現存し，農林大臣が真珠審議会の答申に基き，生産計画を指示し，または，融資の斡旋を行なう等（現在，開銀及農林公庫より融資の途が開かれている）明らかに，「国の重要な輸出産業」と認められているので真珠事業に携わる者は，いかなる施策を打ち出す場合でも，自己を棄て，大所高所から，国策に参画するという大局際見地から，すべての物事を判断する心構えの要がある。

4. 農林大臣の融資斡旋

政府は昨年度において，品質の向上，輸出増進の強化を図る立場から法人組織の大事業者には開発銀行に，また，中小，零細業者には，地区の業種別真珠単協を通じ，農林漁業金融公庫に，それぞれ長期の生産資金の融資を斡旋した。

上記の如く，農林大臣が両金融機関に融資を斡旋したことは輸出増進のための品質向上と大珠への生産切り替え，及びこれに基く経営の健全化と，社会，経済生活の向上を図ることにある。要するに真珠事業を輸出産業として育成するためには長期にして巨額の生産資金を必要とする特殊産業であると認めた結果である。

5. 真珠事業の新企業体

目下，政府の漁業制度調査会で，区画漁業権についての審議の途中，真珠事業を輸出産業として

育成するためには，品質の向上と，品種別の計画生産が絶対的に必要条件であり，そのためには長期にわたる生産資金と，零細業者を企業体として組織化する必要がある，という線が押し進められている。

そしてこの新企業体には漁業権の優先免許，長期生産に必要な資金の優先的融資，税制上の優遇措置を考慮しており，この方針こそ真珠を輸出産業として育成するには，企業的経営が必要であるという見方をしている。

6. 以上を総合して考えて見ると

真珠産業を輸出産業として発展させる根本は，品質の向上と計画生産であり，このためには零細業者の共同化組織，各企業体の業種別組合組織及びその連合体を整備して，生産調整，生産資金の確保等につき，受入体制をかためる必要がある。

7. 地区真珠業種別組合

将来において真珠事業法が改正された場合は，生産計画の実行，生産品の集荷並に販売の全責任を負うことになるし，非組合員に対しては厳重なアウトサイダー規制の規定が設けられることになる可能性が多分にある。

現在，農林公庫が地区真珠業種別組合転貸で，組合員に生産資金の融資を行なっているが，その基本方針は，次の通りである。

(1) 地区真珠業種別組合を対象として個人別に融資する。いわゆる転貸を原則とする融資である。

(2) 個人とは，イカダ500台以下の法人または個人経営者で，所属組合員である。（資本金1,000万円以上は，開発銀行の融資資格者）

(3) 融資を受けた組合は浜揚げ珠の共同販売を厳守し，その責任を負う。

(4) 組合は，生産の調整を完全に実行する。（真珠事業法が改正された場合は前記(3)の共同集荷販売と割当て生産計画の実施の責任者となる筈）

(5) 生産に必要な資材の共同購入並びにその配分，その他組合運営に必要な経済行為を，確実に実行する。

〔注〕 昭和36年以降は，組合幹部の責任で無担保融資の予定。

8. 全国真珠養殖漁業協同組合連合会

全国各地区に，真珠の業種別組合が結成されれば，当然の結果として，総合団体である全国的な真珠の業種別組合連合会が組織されることになる。その使命と内容は，基本的には地区組合の指導育成にあるが，具体的内容としては，

(1) 生産計画＝農林大臣は，真珠審議会の答申に基づいて，その年度の生産計画を樹て，各府県別に割当てる。

(2) 生産計画の実施＝連合会は政府及び各府県に協力して，上記の割当て数量に基づき，各地区の

真珠業種別組合に再割当てを行なう。

(3) 組合の割当て＝地区真珠業種別組合は，割当てられた数量を各組合員に分轄割当てを行なう。

(4) 組合員の責任＝組合員は，その組合の割当て数量を遵守，責任の義務を負う。

(5) 非組合員の規制＝連合会は官庁に協力し，法律の規定により，非組合員に対し強力な規制を行なう。

(6) 資金の斡旋＝連合会

(7) 集荷の責任＝連合会は，地区組合の集荷の販売，斡旋の責任を負う。

(8) 加工，輸出面との関係＝連合会は，加工，輸出面とも連絡協調し，両面からの状況，要望により，生産計画の樹立に協力することは勿論のこと，生産の実情により輸出に必要な諸施策を講ずる。

9. 全国真珠漁協の行き詰まりと打開方策

最初に述べたように最近，全国真珠漁協の集荷事業が行き詰って来たが，なにも，真珠業界の全国真珠漁協だけが行き詰ったのではなく，他の業界にも同様の事態が起っている。というのは全国的な内容でありながらその形態は業種別単協であり，末端の組織がないため生産者との間に，ギャップがあるからである。

この欠陥を是正することが，地区業種別組合と全国真珠連合会の結成であり，その体制が整備された上で，計画生産，生産資金の融資その他の施策で，真珠産業を育てあげようとするのが，政府その他の方針である。

昭和30年，浜揚げ生産量は約3,500貫，その当時に開始した現在の集荷事業は，極めて適切で，市価の安定や輸出の増進による外貨獲得等の点で，非常に役立ち効果は顕著であったが，5年前の組織と運営方式では，現在の業界の進歩発展に追いつけないのは当然のことである。速やかに，地区真珠業種別組合と全国真珠漁連組織を整備し，世の中の移り変りに応じた組織運営に切り替えなければならない。

また，集荷事業のみならず，真珠事業法が改正された場合，生産計画とその指導を，責任もって実行しなければならないが，全国真珠漁協の現在の組織内容では，全国的に指導し，実行に移すことは不可能で，どうしても地区組合に，その責任を負わせる方式，即ち，地区真珠漁協，全国的連合会という方式に，切り替える以外，他に方策はない。

同時に，その方式が土台となって，区画漁業権の問題も真珠事業法の改正も行なわれるので現在の全国真珠漁協を拡大強化しての，全国的連合会の結成は，急を要する問題でもある。

10. 今後の問題

区画漁業権は，漁業制度調査会の総会で，真珠業界にとってはなお不満ではあるが，ある程度までの要望は満たされた。今後は水産庁で立法化する期間において，また，同法案が国会に提出，審

議される途中において，我々はよりよくするために努力しなければならない。

また，真珠事業法の改正は，業界多年の要望である。改正の眼目となる点は，なにを置いても完全な生産の計画化にある。この計画生産こそ，当業界の要望であって，この要望が達せられない限り，集荷も販売も市価の安定も果せられないことは，自ら深く認識している点である。

以上二つの重要問題を，解決する重要任務を負うものは各地区ごとの真珠業種別組合とその全国的連合会である。

業界としては漁業制度と事業法の改正以前にその実体を作りあげ現実に示すことが，当然の務めである。漁業制度調査会，真珠審議会等の有力委員中，この点を強く要望していることは，いろいろの機会に公表されている。

11. む す び

要するに，業界は打って一丸となり，急速に新たな生産体制を確立しなければならないが，それには，指導者層の決意と，全養殖業者の積極的な協力がなければ，実現することは不可能であるので，ここに業界一同協力を御願いする。

C　漁業制度調査会への要望

漁業制度調査会が昭和35年６月の総会で漁業権制度，水産業協同組合制度，生産共同化について対策を決定したことに関連し，振興会は法案作成に対する振興会要望事項をとりまとめ，同年７月，同調査会ならびに水産庁へ陳情したが，組合制度問題については下記のとおり要望した。

（要望）

1. 真珠養殖業の特殊性，企業的発展性等を考慮し真珠養殖事業法の改正とも睨み合わせ業種別組合の組織強化，全国一本系統化について御考慮願いたい。
2. 真珠事業の特性から，冒頭に述べたように地区組織の強化，全国連合会の組織が必要であるが，真珠養殖事業法の改正に際し，真珠漁協をして生産調整を自主的に行なわしめるほか，生産品の管理統制についての法制化も考えられるので，この点に関し考慮願いたい。

D　御木本会長の全国行脚

御木本会長は，現地動向の実状把握と意思疎通をはかるため，全国真珠漁協幹部と連繋して昭和35年６月末から西日本各県を巡回し，全真連結成の遊説を行なった。

御木本会長先頭に立っての全国行脚により，全国各地区の真珠組合設立の気運が盛りあがり，全真連結成への理解を深めたことは大きな成果であった。

（年月日）	（訪問県）	（振興会側出席者）	（現地側面接者）
35. 6.30	広　島　県	御木本会長	副知事以下県水産課関係者
		諏訪専務	広島県真珠振興会関係者
		荻原全国真珠漁協副組合長	
35. 7. 2	愛　媛　県	同　上	知事，副知事，農林水産部長
			他愛媛県真珠漁協関係者多数
35. 7.26	三　重　県	御木本会長	県関係者
	（賢　島）	諏訪専務	他地区真珠組合関係者多数
		山本（清松）小委員長	
		安田全国真珠漁協監事	
35. 7.27	三　重　県	同　上	県関係者
	（布施田）	及び井上全国真珠漁協専務	布施田地区関係者多数
35. 7.28	三　重　県	御木本会長	県関係者
	（五ヶ所）	諏訪専務	五ヶ所地区関係者多数
		高橋全国真珠漁協総務部長	
35. 7.29	三　重　県	御木本会長	母貝組合関係者多数
	（伊　勢）	諏訪専務	県関係者
		井上全国真珠漁協専務	
〃	〃	同　上	全国真珠漁協の推進委員多数
		山本（清松）小委員長	
35. 8.30	兵　庫　県	御木本会長	加工，流通業界代表者多数
	（神　戸）	諏訪専務	
		山本（清松）小委員長	
35. 8.31	和歌山県	同　上	知事以下関係者
			生産者多数（田辺市で）
35. 9. 1	三　重　県	御木本会長	紀州真珠組合関係者多数
	（紀　州）	諏訪専務	
		山本（清松）小委員長	
		井上全国真珠漁協専務	
35. 9. 2	三　重　県	御木本会長	全国真珠漁協松尾組合長
	（伊勢市）	諏訪専務	他首脳部
		山本（清松）小委員長	

35.10. 1	長崎県	同　上	総務部長 県水産施設課長他県関係者 長崎県真珠組合関係者多数
35.10. 3	佐賀県	同　上	知事，県水産課長他県関係者 業界代表多数
〃	熊本県	同　上	県水産課長他関係者 業界代表多数
35.10. 5	大分県	同　上	県水産課長他関係者 業界代表多数
35.10. 6	山口県	御木本会長 諏訪専務 （山本清松氏急用のため帰郷）	水産課長他県関係者 業界代表多数
35.11.21	岡山県	御木本会長 諏訪専務 山本（清松）小委員長 井上全国真珠漁協専務 佐藤全国真珠漁協理事	知事，水産課長他県関係者
35.11.22	香川県	同　上 （ただし佐藤理事は帰郷）	知事，水産課長他県関係者 漁連，漁協関係者多数
35.11.22	徳島県	同　上	水産課長他
35.11.24	高知県	同　上	知事，他県関係者 業界代表多数

第２章　全真連の設立とその経過

第１節　全真連の設立

振興会の御木本美隆会長が生産体制再編成小委員長の山本清松氏，諏訪光一専務等を同道して，昭和35年７月から10月にかけて三重・和歌山・広島・山口・愛媛・長崎・佐賀・熊本・大分の各県を巡回し，各地区の生産代表者や県庁関係者に対し全真連結成の必要性を力説した結果，各県の業種別真珠組合設立と全真連結成の気運は急速に盛りあがってきた。これをうけて振興会は同年10月30日全真連結成促進懇談会を神戸真珠会館で開催，全真連の組織，運営方針等について事前協議を行なった。

（出席者）

振　興　会　　御木本会長，山本（清）小委員長，諏訪専務

各地区真珠組合　　西岡光夫（全国），井上厳（全国），大月成男（愛媛），関一三（和歌山），井沢次男（長崎），久松留作（長崎），西村暦瑳登（長崎），南平左衛門（三重・布施田），中村忠臣（三重・南海），西岡健一（三重・布施田），大西楠次郎（三重・浜島）

神戸地区（オブザーバー）　　大月菊男，北村　勤，山本　勝，中村文彦，森　正男

当日の討議は主として全真連組織問題，なかんずく会員資格に議論が集中し，長崎県代表から各地区の真珠組合は県毎に連合会をつくり，県連のみが全真連に加入するところの３段制組織が提案されたのに対し，三重県代表は三重県を除く殆どの県で県連を組織する実体にないこと，中間に県連組織をおくことはかえって上下の意思疎通を阻害し全国真珠漁協の弊を繰返すことになるとの考え方にたち，各地区の真珠組合が直接全真連に加入する２段制を主張した。これについては，業界の長老，大月菊男氏から「計画生産を実行するには，地区単協がそれぞれ全真連に代表（理事）を送らないと完全に行われない」との発言もあるなど，大勢として三重県の直接加入方式が支持され，協議を重ねた結果申し合せ事項として次のとおり決定した。

（申し合せ事項）

(1)　全真連は地区真珠漁協（業種別組合）で結成（地区漁協は加入させない）

(2) 現在の全国真珠漁協は，1単位組合として参加する。（全真連設立後は全真連に業務を承継し，解散する。）

(3) 全真連結成の発起人は，三重の全国真珠，長崎県，和歌山県，愛媛県の4真珠漁協とする。

(4) 原則として1地区単協から1役員として，理事中に常任理事を設けて運営にあたる。

(5) 正副会長，常任理事，監事は発起人組合間で協議すること。

なお，一貫業者（養殖部門のほか加工流通部門を兼営するもの）がその経営規模等の問題から単位真珠組合の正組合員になれない場合が多いため，これの対処について協議したが，山本勝氏から「経済行為では同一の歩調をとれないものの，計画生産その他の義務はすべて負う」旨の発言があり，一方井沢長崎県組合長から「一貫業者は生産面を代表する全真連の顧門に迎え，その立場で協力願いたい」との意見表明があるなど，一貫業者の全真連系統組織に対する原則的協力が確認された。

この懇談会により全真連結成の根回しは一応終り，設立準備会を予定どおり12月1日に開催する運びとなった。（11月には岡山・香川・徳島・高知4県の御木本振興会長行脚が行われた。）

A 設立準備会

昭和35年12月1日，東京ステーションホテルで設立準備会を開催した。

（出席者）

全国真珠漁協	松尾圭起，西岡光夫，井上　厳，安田勝巳，白井祥平
長崎県　〃	井沢次男，田崎甚作，西村麿瑳登，高島吉郎
和歌山県　〃	堅田輝昭，竹田邦雄
愛媛県　〃	大月成男，越賀真珠漁協，井上啓迪
布施田　〃	南平左衛門，西岡健一
滋賀県　〃	宇田清一郎，斉木菊太郎
三重県内設立予定地区代表	石岡重太郎，竹内太治兵衛，浜口文吉，野上茂男，佐藤忠揚，北　健治，西井善四郎，渡辺賢次郎，西崎貞三郎，岸　栄松，山下駒太郎，田辺耕治，山際啓一，中村忠臣，大西楠治郎
水産庁振興課	森沢課長，松本班長，横山係長
〃　協同組合課	片桐事務官

通産省農水産課	岩川事務官，鈴木事務官
農中融資第三部	菊池部長
農林公庫水産部	藤森調査役
三　重　県	平賀真珠係長，大川組合係長
日本真珠加工協組	川原鉄治郎，日本真珠買取KK，井上啓人

（付議事項）

松尾全国真珠漁協組合長が議長に選任され次の事項を審議した。

設立目論見書（水産業協同組合法第61条に基づき
設立準備会において決定すべき事項）

1. 定款作成委員の選任（２名以上）
2. 連合会の地区　全国一円（但し北海道を除く）
3. 会員の資格　地区内に住所を有する真珠養殖漁業協同組合
4. ２及３以外の定款作成の基本となるべき事項

(1) 名　称　　全国真珠養殖漁業協同組合連合会

(2) 事務所　　主たる事務所　東京都中央区京橋
従たる事務所　伊勢市岩渕町
に置く

(3) 出資１口の金額　　１口につき金５万円

(4) １会員の持つことの出来る最高限度　　２００口

(5) 出資払込の方法　　全額一時払とする

(6) 賦課金　　必要に応じ賦課金を徴することが出来る

(7) 事　業

1. 真珠の計画生産の実施指導
2. 真珠の集荷並に共同販売の実施
3. 生産資材の供給
4. 資金の斡旋
5. その他水産業協同組合法に定められた事業

イ　共同利用の施設

ロ　真珠品質向上のための技術指導

ハ　福利厚生に関する施設

ニ　真珠養殖に関する技術の向上及び連合会事業に関する所属員の知識の向上を計る為の教育並に一般情報に関する施設

ホ　経済的地位の改善の為にする団体協約の締結

ヘ　会員に対する経営指導並に監査

ト　その他連合会の行う事業に附帯する事業

(8) 役職員

1. 理　事　　名（５名以上）

　任　期　　年（１年又は２年）

　理事の内より会長１名，副会長２名以内

　専務理事１名以上，常務理事３名以上互選する。

　特別理事は法定数の範囲内で置く事が出来る。

2. 監　事　　名（２名以上）

　任　期　　年（１年又は２年）

　監事の互選により代表監事を置く事が出来る

　設立当時の理事及監事の任期は創立総会で定める（但し１年を超えてはならない。）

3. 職員若干名を置く

　職員の中より参事，会計主任各１名を選任する事が出来る

(9) 剰余金の処分並に損失の分担

1. 毎事業年度剰余金の10分の１以上を準備金として積立てる準備金の総額は出資総額の２分の１以上とする。
2. 教育情報資金として剰余金の20分の１以上を翌年度に繰越し教育事業費に充てる
3. 本連合会は特別積立金を積立てる
4. 配当は次の様に行う。

(イ) 払込済出資金に対する配当は１年５分以下

(ロ) 特別配当金は会員の連合会事業の利用分量に応じて配当する

　但し其の額は総会に於て決定する

5. 連合会の財産を以って債務を完済する事が出来なかった場合の会員の損失分担額は出資金額にとどめるものとする

審議の結果，次のとおり決定した。

定款作成委員　設立発起人である全国真珠，和歌山県，長崎県，愛媛県の４組合

地区　括弧内の「但し北海道を除く」を削除する。

事務所　従たる事務所は伊勢市のほか必要地域へ設置できるようにする。

（注……本項は定款案の水産庁との事前折衝段階で変更され，当初原案どおり従たる事務所は伊勢市に限定された。）

理事・監事　今後設立が見込まれる組合を役員の人数に勘案しておく必要があるので，定数，任期は定款作成委員に一任する。

他の事項　原案のとおり決定

以上のとおり，設立準備会が終了したことにより，全真連の設立が基本的に確定したが，これをうけて振興会及び設立発起人4組合は連名で「全国真珠養殖漁業協同組合連合会の結成について」を，関係者に配布し，単位真珠組合の設立と全真連結成の意義を広く訴えた。これには日本真珠振興会も名を連ねており，文字通り業界をあげた取り組みであることを物語っている。

昭和35年12月

全国真珠養殖漁業協同組合連合会の結成について

社団法人　日本真珠振興会
全国真珠養殖漁業協同組合連合会設立発起人
全国真珠養殖漁業協同組合
長崎県真珠養殖漁業協同組合
和歌山県真珠養殖漁業協同組合
愛媛県真珠養殖漁業協同組合

全国真珠養殖漁業協同組合が全国真珠養殖漁業協同組合連合会結成に決定した理由及びその後の事情について

全国真珠養殖漁業協同組合（以下全国真珠漁業という）は，既に2年前の理事会及び総会において，これを発展的に解消し，三重県各地区に真珠養殖漁業協同組合（以下真珠漁協という）を結成し，全国他府県にある真珠漁協と連合して，全国真珠養殖漁業協同組合連合会（以下全真連という）をつくるという基本態度を決定した。その理由は，

1. 三重県を中心に発生した真珠事業が，近年他県にも発展し，業者の数も3,000人以上に達した現状では，組合員がその半分にも及ばぬ全国真珠漁協では，もはや全国的な組織としての活動はできなくなってきた。
2. 全国真珠漁協の最大目的である真珠の価格安定は，その前提となる計画生産が実行できにくいため，期待できないこととなった。

このように同組合は適当な下部組織を持たず，個々の養殖業者を組合員とする単位漁業協同組合（以下単協という）組織であるため，その理事は，組織の上に乗った地区代表ではないので，業務の伝達者としての立場はあっても，地区内組合員に対し，運営責任者としての立場を充分取り得ない状況にあった。

一方，業界の実情を考えると，真珠事業法制定当時，業界が達成目標として掲げた100億円輸出は昭和35年度において実現されようとしているのであるが，養殖業者は全国22府県に及び，生産数量は14,000貫となり，粗悪品輸出禁止措置と世界経済の好況に恵まれ，平均価格もこの2～3年は，やや上昇している。これをよく検討してみると，

昨年においては，伊勢湾台風，チリ地震津波等の天災のために，生産量は減少，かつ品質の低下を招き，これにサイズ別のアンバランスという問題がからみあって起ったが，現在の真珠業界は，いわば世界好況という好条件下に，天災が期せずして働き，自然の生産規制となり，現在の位置を保ってはいる。しかしながら計画生産の決め手を持たぬ業界は，明日の業界のありさまを予測できぬ不安定な状態にあるといわざるを得ない。

日本の真珠は97%が輸出されるのであるから，最終的に海外市場で売れなければ，養殖業者は成り立たないのである。

そこで真珠は，その商品の性質上，品質向上と価格の安定を日本において実行しなければ，この産業の将来はなくなるので，どうしても，これは計画生産の実行によって，養殖業者みずからの手で自分を護り，業界を護り，将来更に大きな利益を収めるように努力していかなければならない。

現在のわが国の状勢下において，政府の統制を求めることは時代錯誤であり，政府に対する依頼心のみでは，この産業は発達できないだろう。ここに業界は，計画生産をみずから決意，実行していく必要を感じてきたわけである。

一方漁業制度調査会において漁業法改正が審議された際，重要な沿岸漁業である真珠養殖事業も詳細に検討されたが，同調査会においては，真珠養殖事業法が改正されることを前提として，真珠に関する漁業法の改正を検討すると決定したため，ここに真珠業界多年の要望であった真珠養殖事業法の強化，改正が，客観的に，また，事実上可能となり，真珠審議会の「真珠事業は輸出産業として諸施策を講ずべきである」という決議の支援をも得て，関係官庁も既にその検討に着手した。

以上の如く，先に全国真珠漁協が決定した地区真珠漁協，その全国的連合会結成の方針は，外部的事情の変化と相まって，実際的に実行の段階に入ってきているわけである。

日本真珠振興会においても，この真珠産業100年の計の基となるべき真珠事業法の強化，改正並びに計画生産実行団体としての全真連の結成を重要問題として取り上げ，再三全国真珠漁協のこれに対する基本方針を聞きつつ検討し，これの側面的促進を図るために，生産小委員会（委員長山本清松氏を設け，全国真珠漁協及び地区真珠漁協結成促進委員会と協力して，各地区に，右趣旨の徹底と促進

を図ってきたのである。

その結果，多年連合会結成を強く要望してきた長崎県真珠養殖漁協をはじめ，多数の既存並びに未組織組合の賛同を得て，去る12月１日，全真連の設立準備会を開催するに至った。

他方，母貝養殖は，真珠養殖に不可欠な事業であり，最近の状勢は，これまた真珠養殖事業と関連して，全国的に計画生産しなければならぬ段階に入りつつあるので，全国真珠貝連絡協議会の要請もあり，来るべき真珠事業法の改正にあっては，真珠の生産，加工，輸出のほかに，母貝，更に核も含めて真珠産業の構成員と認め，これに全国的な組織をつくらせて，生産の自主調整を可能にしようとしているわけである。

故に真珠業界は，今や独占，競争時代を終わり，自主調整時代を，業者みずからの手で作ろうとしているのである。

全国真珠養殖漁業協同組合連合会の組織運営について（全真連設立準備会案）

全真連は，真珠養殖事業法によって与えられる調整権により，自主的に計画生産を実施して，真珠の市価安定を図り，養殖業者の事業を安定，発展させることを目的とする。

地域は全国一円とし，各地区の真珠養殖漁協を会員とする。

主たる事務所を東京に，従たる事務所を三重に置き，三重には支部または協議会を置く。

理事は，会員である地区真珠漁協の代表者がなることを原則とし，これに，法律で定められた範囲内の特別理事を置く。

会長１名，副会長２名，専務理事２名以内，常務理事若干名を置き，常務理事会を形成する。

事業内容としては，計画生産に必要な事前調査，計画生産内容の決定，計画生産実施の監督，共同集荷販売による真珠市価の安定を図ることを主要業務とし，なお会員の利益を図るために，生産資金の斡旋等を，あわせて営む。

アウトサイダーの規制について

全真連及び真珠漁協は調整権を与えられるから，アウトサイダーも当然規制されるようになる。その場合，もし計画生産に協力しない業者が現われた場合，

1. 所属組合から除名されてアウトサイダーとなり，政府の監督下に置かれる。
2. 生産資金で全真連－地区真珠漁協を通じての系統資金は，計画生産の実施を条件とするから，制度金融の恩恵は受けられないし，市中銀行に対しても信用がなくなる結果となる。
3. 生産割当て違反を行なえば，次年度以降の割当て停止が予想される。
4. 事情によっては，最悪の罰として，漁業権の免許停止が行なわれることも予想される。

計画生産の当面の目標

いまのところ，生産数量の全量が輸出されているので，サイズ別アンバランスの是正を当面の実行目標とする。

一貫業者及び小業者の問題

計画生産は，生産量の多少，事業規模の大小，一貫業者か否かによって左右されることはない。計画生産の内容決定は，全真連の理事会，総会で決定されるものである。

小業者については，政府においても，一定規模の企業体として育成するよう，考慮中である。

全国真珠養殖漁業協同組合の解散について

全国真珠漁協は発展的に解消し，その財産を単協に戻し，これを全真連に出資させる。しかし，この解散までにはなお2～3年の期間を要するので，それまでは，全国真珠漁協は一単位真珠漁協として全真連に加入し，全真連は，当初は参加組合及び全国真珠漁協の現金出資により，1,000万円位の出資金をもって出発する。

むすび

以上の如く，全国真珠漁協，長崎県真珠漁協，和歌山県真珠漁協，愛媛県真珠漁協の4組合は発起人となり，真珠振興会の支援も得て，全真連の結成に踏み出したのであるが，近く主要組合の参加をまって，明春には創立総会をしたいものと願っている。

調整時代とは，みずから権利として調整を行なう時代であり，幾多の予想される困難は逐次克服して，みずからの将来を切り開く時代である。

これまで，業界の指導に当たられた全国真珠漁協及び他の諸組合の各指導者並びにこれに協力された各組合員の御努力に対し感謝するとともに，この業界100年の計を確立するために，なお一層の御支援，御協力をお願いする次第である。

また時を同じくして全国真珠漁協でも「吾々の事業は吾々の協力によって守りましょう」と題する主張を広く関係者に配り，全国的規模での統一と団結を求めた。この文章は4団体の主張を更にわかり易くまとめたもので，業界の問題点とその解決策を強く関係者に伝え，業界人として何を為すべきかを具体的に提示した。そして当時最も問題であるといわれていた密殖，資金繰の悪化は品質の低下と無定見な生産増加を招くとして，「いまこそ業者全部が協力し，自主的な組織を作ろう」と呼びかけている。

吾々の事業は吾々の協力によって守りましょう

最近の輸出は好調

皆さんの苦心して作られた真珠は，その殆んどが輸出され，その量も毎年増加し今では年間14000㌔にも及び業界多年の宿願である100億円輸出も遂に達成するに至った。

これはここ数年来世界経済の安定が幸して需要が著しく増して来，これに呼応して生産業者の生産をしげきした為で，空前の真珠ブームを現すことゝなった。

喜んでばかりいられない

しかし増大した生産の内容を具に検討して見ると，喜ばしい現象ばかりではない。生産者各自思い思いの考えで生産する結果サイズの均衡を失い，需要のない或は少ない真珠の生産に貴重な資材や労力が無駄に費され，その為不必要に安値で売らざるを得ないことゝなり生産者個々の経営は必ずしも楽でないのが実情だ。

又限られた漁場内での増産は必然的に漁場の酷使となり，荒廃を来し，その様な漁場からは決して優秀なものゝ生産は望めない。

業界の好況も内部には弱点がある

真珠ブームも内から見ればかような種々の弱点をいだいている。かゝる個人企業の不振が積れば業界全般の不況の素因となり，業界の不況は誰もが被害者となり，業体の大きいとか堅実とかに関係なく一人の例外なく被害を受ける，この点津波や台風の被害より恐ろしい場合がある。

このような状態をそのまゝにしておいては今後益々拡大され，業界の発展はおろか衰退に導く惧さへ多分にある。

漸くこゝまで築き上げた業界の隆盛を外国に売れなくなったとかいう外部事情でなく内部事情で崩してしまうのは如何にも惜しい。何とかお互の良識を活かして善処し，お互の事業を自分等の力で健全に戻しその発展を期したいものだ。

しからばこれが対策はないか

この解答は……真珠の販売は海外の顧客を対象としているので，この方々が喜んで買ってくれるものを作り，買い易い状態にすることにある。

即ち優秀な品を適正な値段でしかも相場の変動による不安のないよう安定した値段で供給することにある。

更に具体的に云えば，優良真珠の生産，適正値の設定，安定した市価の確立である。これ等の問題

解決によって前問に限らずすべて業界の暗雲はすべて一掃され業界は明るい将来が約束される。

業界の問題は個人単独では解決出来ない

しかし，この問題の解決はなかなか容易でない。又その解決は業者の個々別々では到底できない。漁場について考えても自分だけが密殖をさけて適度な養殖を励行しても隣近所の者がこれに同調しなければ実効は上らない。そこで自分等周辺の海を適正に利用するにはこの海に関係のある者が申合せこれを実行することによって初めて目的が達せられる。その申合を強化したものが組合の結成である。

かように個人だけでは解決出来ない問題を集団の力で解決する必要から組合組織が必要となった。換言すれば個人では出来ないことを皆で力を合せて解決しようとするその共同の場が組合である。

全国真珠養殖漁協組合の現状

現在皆様の共同の場として全国漁協が立派に存在して居る。然し全国漁協の生立は販売だけをやる組合として発足したものだから，販売面に於ては共同販売体制を確立し市価の安定と販売の安全と云う面で相当の成果を挙げて来た。これとて充分とは云い難く更に其の他の面については遺憾ながら皆様方の御期待に添えないと云うのが実情である。然しそれは広範な地域を擁し末端まで組合の施策方針が仲々徹底しないのと地域が全国地域であるだけに組合員相互に同志的意識が稀薄であると云う様な色々の事が大きな原因となって居る。

地区業種別組合の必要性

そこでもっと身近なお互気心のわかったもの同志で組合を結成し，同志的つながりと協力によって立派な組織を作り，其の組織力を持って今まで全国漁協のやって居た事業を更に盛り上げ，又全国漁協に望んで得られなかった事を組織の力によってやりぬこうと云うのが地区に於ける組合結成の主たる目的である。

組合結成によりもたらす利益

ところでいつも問題として取り上げられるのは組合結成の必要性はわかるが，もたらせる利益は抽象的で具体性に乏しいと云う事であろうが，勿論組織が作られてもその組織が皆の協力により立派に組織として活動するのでなければ何の効果も期待出来ず負担する事のみ多いことゝなる。然し反面その組織が組織体として活動する場合無限の利益がもたらされる。具体的に云って価格の安定について必須要件である計画生産の問題にしても，皆が夫々の立場で何の見境もなく勝手なサイズを勝手な量だけ生産して居るのでは需給のバランスが崩れ価格は常に不安定な状態に置かれる。これを輸出の現状から調査し年間必要サイズ量を割り出し，この範囲の生産を実施する事によって需給のバランスは

保たれ，更に流通面に於てこれを共同集荷，共同販売を行い価格の安定と取引の安全を図る，又この過程に於て必要とする資金は組合が中心となって政府及金融機関と折衝し必要資金を導入する等，そのもたらされる利益は少くない。つまり同志的つながりと組織力を以って色々の方策を定めお互に協力しこれを実践にうつしてこそ，今までやれなかった事，今後やり度い事が可能になるわけである。

組合は結成する事に目的があるのではなく，組織として活動する事に大きな目的がある。

全国連合会結成の目的

然し全国的な立場に立って物を押し進める場合各ブロックの養殖漁協がてんでんバラバラに活動したのでは，折角の組織も充分の力を発揮する事は出来ない。

そこで地域の養殖漁業協同組合の上に更に連合会を結成し，現在の全国漁協の事業を引継ぎ漁協相互の連繋と内に対しては国の指導の受入機関となり，生産調整の計画樹立指導，共同販売の実施を行うと共に外に対しては業界を代表して政府との交渉，必要資金の導入斡旋，輸出加工業者との連繋と販売の円滑化等一層組織強化による事業の発展に寄与せんとするものである。

業界は現在前述の弱点もあるが先ず順調な発展過程を辿りつゝあり，輸出は年々伸長し生産面に於ても再度の災害にもめげず或程度の生産量は確保され先ず安定しつゝあると云えよう。

然し果して然らば今後長い期間この様な状態が続くかと云うと前述のように決してそうは断定出来ない幾多の要因がある。それは密殖と資金繰の悪化から来る品質の低下と無定見な生産増加による価格の低落である。

今こそ業者全部が協力し自主的な組織作りに努力し，その組織の力によりこれ等の難問を解決し大切な皆様の事業を守りその発展を図るべきではないだろうか。

昭和35年12月

三重県伊勢市岩渕町

全国真珠養殖漁業協同組合

B 創立総会

設立準備会ののち，翌36年1月22日，神戸で設立発起人会を開催して定款・事業計画等を審議し，2月22日付で創立総会開催を公告，3月13日，東京（ステーションホテル）で創立総会を開催するにいたった。

御木本振興会会長が山本生産体制再編成小委員長，諏訪専務らと共に全国を回り，全真連設立の必要性を説いて歩いて半年有余，真珠業界人の誰もが待ち望んでいた日を迎えたわけだが，この日出席した多数の来賓も真珠業界の新しい旅立ちを心から祝った。

全国真珠養殖漁業協同組合連合会

創立総会開催公告

昭和三十六年二月二十二日

全国真珠養殖漁業協同組合連合会設立発起人
全国真珠養殖漁業協同組合
長崎県真珠養殖漁業協同組合
和歌山県真珠養殖漁業協同組合
愛媛県真珠養殖漁業協同組合

水産業協同組合法、第九十二条の四項の準用による第六十二条により「全国真珠養殖漁業協同組合連合会」の定款案が出来ましたので創立総会を左記により開催致します。

記

日　時　昭和三十六年三月十三日午前十時

場　所　東京都千代田区丸ノ内二ノ一
「東京駅ステーションホテル」

創立総会は下記の設立同意者20組合のうち滋賀県真珠漁協を除く19組合の代表者が出席して開催され，まず松尾全国真珠漁協組合長が設立発起人を代表して経過報告と

全国真珠養殖漁業協同組合連合会設立同意者名簿

団体名	住所	代表者
全国真珠養殖漁業協同組合	三重県伊勢市岩渕町８４の２　真珠会館	松尾圭起
布施田　〃	三重県志摩郡志摩町布施田	南　平左衛門
英虞湾　〃	三重県志摩郡浜島町	大西楠治郎
南志摩　〃	三重県志摩郡大王町	北村英一
紀州　〃	三重県北牟婁郡海山町大字矢口浦９１５	津村苗吉

団　体　名	住　　所	代　表　者
的矢湾真珠養殖漁業協同組合	三重県志摩郡磯部町３ヶ所	北　　健　治
南　島　〃	三重県伊勢市宮町	岸　　栄　松
間　崎　〃	三重県志摩郡志摩町和具	岩　城　常　三
越　賀　〃	三重県志摩郡志摩町越賀	鵜丹谷　弥十郎
神　明　〃	三重県志摩郡阿児町神明	松　尾　圭　起
南　海　〃	三重県度会郡南勢町迫間	北　村　一　衛
片　田　〃	三重県志摩郡志摩町片田	浜　口　文　吉
鵜　方　〃	三重県志摩郡阿児町鵜方	西　崎　貞三郎
長崎県真珠養殖漁業協同組合	長崎県大村市西本町５３７	井　沢　次　男
和歌山県真珠養殖漁業協同組合	和歌山県西牟婁郡白浜町堅田	堅　田　輝　昭
愛媛県真珠養殖漁業協同組合	愛媛県宇和島市向新町１９	大　月　成　男
浦之内真珠養殖漁業協同組合	高知県須崎市浦之内	富　永　誉　重
佐賀県真珠養殖漁業協同組合	佐賀県佐賀市県庁水産課気付	吉　田　寛　司
鹿児島県真珠養殖漁業協同組合	鹿児島県鹿児島市県庁水産課気付	黒　木　貞　雄
滋賀県真珠養殖漁業協同組合	滋賀県大津市葭原町３３	柳　森　清　一

ともに次のとおり挨拶した。

本日，周東農林大臣，椎名通産大臣，楠見真珠審議会々長を始め，関係官庁，真珠生産各県の方々，系統金融機関，その他，関係方面の皆様方を，この席にお招きして，全国真珠養殖漁業協同組合連合会の，創立総会を開催致すことになりましたことは，わが真珠産業のため，また，お国のためにも，誠に有難く，御同慶にたえない次第であります。

この創立総会開催に至るまでの経過につきましては，その都度御報告申し上げておりますので，詳しいことは，時間の関係で省略させて頂きますが，かえりみますれば，本連合会の結成につきましては，一昨々年，日本真珠振興会と，全国真珠養殖漁業協同組合において，真珠業界の伸展に伴ない，将来の発展を一層強化するには，各県，各地区に真珠漁協を組織して下部組織をかため，これを会員として，全国連合会を結成するにありとの趣旨で，早急に実現方を議決したのであります。

それ以来，全国真珠漁協では，各地区の代表者から，これが推進委員を選び，委員会を構成し，主として，三重県下の啓蒙宣伝に努力致してまいりました。

また，振興会におきましても，御木本会長が中心となり，昨年の初夏以来，中国，四国，九州各真珠生産県を歴訪されまして，輸出産業としての大局的な立場から，地区真珠漁協の組織と，全国的連合会結成の必要性を説き，御多忙中にも拘らず懸命の努力を致されたのであります。

その間，たびたび，東京，三重，神戸において，振興会，全国真珠漁協，各県代表者との打ち合せ会を行なった結果，全国真珠，長崎，愛媛，和歌山の４組合を準備委員に挙げ，昨年12月１日，この場所で，設立準備会を開催，満場一致で，邁進致すことに決議されました。

その後，本年に入り，１月23日，神戸において，設立発起人会を開き，定款，その他，創立総会に附議する諸事項を協議，今日の総会と相成った次第であります。

政府におきましても，現行真珠事業法を，その実体に則応して，輸出産業振興策の立場から改正し，次年度の国会に提案されるやに仄聞致しておりますが，これに対処するためにも，本連合会の結成は，焦眉の急務であったわけであります。

真珠事業法の改正は，単に生産面のみでなく，加工面，輸出面，さらに進んでは，母貝養殖面にまで，広く包含されるものでありますが，私ども生産に携わる者は，本連合会の傘下に，打って一丸，結集致し，まさに生まれようとする，新たな真珠事業法の主旨を体し，有終の美をあげたいと念願致しております。

本連合会が，初期の目的を達成するためには，地区真珠漁協の協力は勿論のこと，全業者の深い自己認識，即ち，現代社会での組合精神の理解とこれに基づく積極的協力あるのみであります。

同時に，関係官庁，各県当局，政府系統金融機関，その他関係方面の，従前に倍する，よりよい御指導と御協力がなければ，その使命は達成されないのであります。御来会の関係各位に，特に，この点をお願いする次第であります。

以上をもって，簡単ながら，私の経過御報告をかねて，将来へのお願いをしたいのであります。

次いで議長に御木本美隆氏を選任，諏訪振興会専務が朗読した設立趣旨書を満場一致で了承したのち議事に入った。なお，議事録署名人に南平左衛門（布施田），吉田寛司（佐賀県）の両氏が指名された。設立趣旨書では「計画生産」「品質の向上」「共同集荷販売による市価の安定」そして「長期生産資金の確保」の４つこそが全真連結成の使命であると，その果す役割を高らかにうたいあげている。

設　立　の　趣　旨

今から２年有余以前，日本真珠振興会の理事会，及び全国真珠養殖漁協組の総会において，時勢の進展に対処するため，早急に本連合会の結成が決議致され，爾来，全業界挙げて推進に全力を傾注，日毎に気運熟し，漸く，果実は実り本日の盛儀を見るに至ったのであります。

何故，連合会結成の必要に迫られたかと申せば，今を去る50余年前に，三重県の英虞湾に発生した養殖真珠事業は，

1.現在全国23府県で生産される状況

2.本事業に携わる業者の数は3,０００名を超える実情

3.年間生産量は１4,０００貫を突破するの情勢

4.その輸出額は，生産量の97%，金額にして100億円

わが真珠業界はこのように急激に進歩発展してきたのであります。

ところが，生産量の増加，輸出増進という喜ばしい反面，

1.粗悪不良品の必然的生産増加

2.サイズ別アンバランスによる，商品流通の障害

3.市場価格の不安定

という要因も発生し，輸出は年々伸張の一途をたどりながら，このまま放置すれば，将来は楽観を許さない状況になったのであります。

この苦境を打開し，真珠業界100年の計を樹てるただ一つの途は，自主的調整，即ち輸出状況に見合った，サイズ別調整のとれた計画生産の実行であります。

これには現在のような生産体制では，いろいろの面で支障を来し，実施不可能であり，そこで考え出された施策が，真珠生産23府県にわたり，それぞれの地域内に業種別真珠漁協を組織，これを土台に全国連合会を結成，中央，地方を通じ全国的統一のもとに計画生産の主旨徹底を図り，実行にうつさせようということになったのであります。

同時に，計画的に生産された浜揚げ珠は，地区の漁協がそれぞれの実情に照らして，合理的に集荷を行ない，それを連合会１本の入札会で販売すれば，生産の基礎は明確となり，かつ市価の安定に役立つことになるのであります。

また，上の事情とは別に，たまたま政府の漁業制度調査会における答申には「真珠事業法を改正，生産調整機構を整備して……総合的に生産の調整を図る必要がある」とあり，また業界多年の要望である真珠事業法の改正については，「真珠事業」は沿岸漁業に生産基盤をおいているが，産業自体として100%「輸出産業」である。ついては生産から輸出まで一貫した計画のもとに施策を講ずべきであるという観点から，つぎの国会には改正法案を提案すべく，目下関係方面と鋭意検討中であって，

その両者いずれにしても，その基礎は「全国的に統制ある生産者組織」が前提条件となっているのであります。

いま結成されんとしている生産体制の確立は，水産業協同組合法にもとづく地区真珠漁協－全国連合会の姿であります。

全真連の誕生は，一面において計画生産による品質の向上，市価の安定に役立ち，輸出をより有利に増進することであり，他の反面においては，上の目的を達成させるために，政府及び系統融資による長期生産資金を確保することであります。

計画生産，品質の向上，共同集荷販売による市価の安定，長期生産資金の確保，以上の4施策の総合的実施，これが全真連結成の趣旨と使命であり，また全真珠業界発展の基本方針であろうと確信する次第であります。

（付議事項）

第1号議案　定款承認の件（定款の掲載省略）

第2号議案　事業計画，資金及収支計画承認の件

1. 事業計画

(1) 当初の加入予定者　　23組合

全国，長崎県，長崎県対馬，和歌山県，愛媛県，佐賀県，滋賀県，布施田，浜島，御座，和具，片田，五ヶ所，船越，立神，紀州，南島，間崎，越賀，神明，南海，南志摩，的矢湾

(2) 出資金　　1,000万円

(3) 事業計画

イ　物資の供給

次年度より原材料の共同購入を行う予定

ロ　販売事業

会員の集荷した真珠を共同販売することとし，その具体的方法については理事に於て審議決定し，次年度浜揚時期より実施する。

ハ　生産計画の樹立及実施指導

加工，輸出の各組合と密接な協調のもとに生産計画を樹立し，これの実施の指導を行なう。

ニ　品質向上のための指導

試験機関，検査機関の協力を得て，生産品の品質の向上，粗悪品の浜揚防止及廃棄等の指導

ホ　生産資金の融資斡旋

生産計画に見合う資金計画を樹立し政府，系統金融機関に融資を斡旋する。

ヘ　団体協約の締結

原材料の共同購入，生産品の共同販売に関し母貝，加工，輸出，夫々の団体と，団体協約を締結することとし，その方法については次年度において，理事が審議決定する。

ト　前各号に付帯する事業

2. 資金計画

(1) 調達計画

イ　出資金　　1,000万円（１口50,000円　200口）

ロ　賦課金　　100万円

合　計　　1,100万円

(2) 運用計画

イ　固定資金　　100万円　　農林中金出資金

ロ　流動資金　　1,000万円　　農林中金定期預金　400万円

普　通　預　金　500万円

当　座　預　金　100万円

3. 収支計画（昭和36年３月31日まで）

(1) 収入予算

科　目	金　額	摘　要
賦　課　金	1,000,000円	
合　計	1,000,000円	

(2) 支出予算

科　目	金　額	摘　要	
創　立　費	450,000円	設立準備会	10万円
		発起人会　2回	3万円
		創立総会	20万円
		諸印刷物及発送	5万円
		創立事務委託費	5万円
		創立諸雑費	2万円

科　　目	金　　額	摘　　要
事務委託費	50,000円	本年度は職員を設置せず，日本真珠振興会に事務を委託する
役員報酬		
給料手当		本年度は事務委託費として計上
厚生費		
法定福利費		
交通費		
備品費	100,000	机及ロッカー等
消耗品費	50,000	印刷，紙等消耗品
光熱，水道		本年度は事務所費として計上
事務所費	5,000	光熱水道掃除等ビル分担金
公租公課		
通信費	30,000	電話料及郵便料等
図書印刷費	15,000	パンフレット等
旅費	30,000	
会議費	10,000	1回（会場及び昼食費）
交際接待費	10,000	来客の茶菓，昼食
慶弔費		
広告宣伝費		
家賃		本年度は事務所費として計上
退職給与積立金		
雑費	10,000	
予備費	240,000	
合計	1,000,000円	

（参考）　平年度1ヶ年の収支予算

収入予想　　23,700千円

手数料収入　　22,200千円

内訳　①　集荷量による　　集荷量　2,800〆

収入　　匁400円として　1,120,000千円

11,200千円　　連合会収入（販売手数料1分）11,200千円

② 生産資金見返り集荷による収入 3,０００千円
生産資金３億円転貸するものとして
連合会収入（販売手数料１分）3,０００千円

③ 自由出荷による収入 8,０００千円
自由出荷量 2,０００㌧，及４００円として
８００,０００千円
連合会収入（販売手数料１分）8,０００千円

賦課金収入 1,５００千円
合　計 ２３,７００千円
支出予想 ２３,７００千円

役員報酬	6,８００千円	専務　２名	4,８００千円
		常任監事　１名	2,０００千円
給料手当	5,２００		
厚生費	７００		
福利費	１００		
交通費	１００		
備品費	５００		
消耗品費	２５０		
光熱，水道	２００		
事務所費	５００		
公租公課	１００		
通信費	５００		
図書印刷費	２００		
旅費	3,０００		
会議費	３００		
広報費	５００		
退職給与積立金	１００		
特別分担金	1,２００		
交際接待費	２００		
入札会費	2,５８５		
雑費	６５		
予備費	６００	合計	２３,７００千円

第３号議案　規約承認の件（内容の掲載省略）
第４号議案　経費の賦課方法承認の件
……賦課金額　100万円以内
徴収時期　入会承認の日から10日以内
徴収方法　組合別割当等は理事会に一任
第５号議案　余裕金を預け入れる銀行承認の件
……三井，日本勧業，百五の３銀行
第６号議案　農林中央金庫に加入承認の件
第７号議案　役員選任の件

第１号から第６号議案まではいずれも原案どおり満場一致で可決，次いで役員選挙を行ない，次の者が当選した。

特別理事　御木本　美　隆　1名

特別理事以外の理事

松　尾　圭　起（全国）	井　沢　次　男（長崎）
堅　田　輝　昭（和歌山）	大　月　成　男（愛媛）
吉　田　寛　司（佐賀）	黒　木　貞　雄（鹿児島）
富　永　誉　重（高知・浦之内）	南　　平左衛門（三重・布施田）
津　村　苗　吉（三重・紀州）	山　本　清　松（三重・間崎）
鵜丹谷　弥十郎（三重・越賀）	大井田　正　経（三重・神明）
北　村　一　衛（三重・南海）	浜　口　文　吉（三重・片田）
西　崎　貞三郎（三重・鵜方）	岸　　栄　松（三重・南島）
北　　健　治（三重・的矢湾）	大　西　楠治郎（三重・英虞湾）
北　村　英　一（三重・南志摩）	

19名

監事	中　村　正　一（三重・船越）	中　井　宗五郎（三重・立神）
	西　井　善四郎（三重・五ヶ所）	松　田　音　吉（三重・和具）
	山　本　世　樹（三重・御座）	

なお，選挙の結果，会長１名，副会長２名を次のとおり決定した。

会　長　御木本　美　隆
副会長　松　尾　圭　起　　井　沢　次　男

このあと新役員を代表して御木本会長が就任の挨拶を述べるとともに，全真連の発足を機に内外に声明を出したいと自らその原文を朗読，賛否を諮ったところ全員の拍

手をもってこれを可決，創立総会を無事終了した。当日は，周東農林大臣，楠見真珠審議会長（農林中金理事長），角屋堅次郎衆議院議員を始め多数の来賓が出席され，それぞれ祝辞を頂き盛会であった。

声　　明

本日ここに『全国真珠養殖漁業協同組合連合会』を結成致しました。

吾々は真珠養殖事業を特異な輸出産業として発展させるためには，計画生産実行の必要性を痛感し，ここに自ら全国的な組織を結成して，真珠の品質向上と価格の安定を図って所期の目的を達することをねがうものであります。

ついては，各関係方面，及び全業界の御支援と協力を切望致す次第であります。

右，声明致します。

昭和36年３月13日

全国真珠養殖漁業協同組合連合会

周東農林大臣挨拶

売れるからの乱調子を避け基盤の上に立った産業とせよ

本日，全国の真珠関係各地区の組合代表者の方々が，一堂に集まり，全国真珠養殖漁業協同組合連合会を結成し，その創立総会を開くに至りましたことは，真珠業界のため，また国家のため，誠に御同慶にたえず，これを機会にますます御発展のほど切望いたします。

この頃，天然真珠とか養殖真珠とかよく言われるようであるが，養殖真珠というもの，これこそ，私は天然真珠であると思っている。なる程，人工的に珠になるような手は加えるが，あくまでも，これは擬造真珠でもなければ，模造品でもない。そして，日本だけで作られ，そして外貨を獲得している。

今日，一面においては，水産業，沿岸漁業は不振となってきており，そこで，方々で養殖真珠というものに目をつけてきている。それも一つの行き方であろうと思うが，やはり，将来の世界的需要というものを見極めて，漸時これに近づけていくということはよいかも知れないが，ただ売れるからというだけで，乱調子にこれが増えていくと，逆に日本の真珠というものの声価を落としていくと思う。

ここになかなかむづかしさはあるが，しかし，私は，この大事な外貨獲得の真珠というものに対して，守る措置を講じていかなければならないと思う。それは，生産面，また，加工の面にも，またしたがって，養殖する海外に対する措置も考えていかなければならないと思っている。

この頃は，工場の設置ということが，漁業と摩擦を起こしている。あくまでも，国民経済の全体から見ての産業規格というものがあるが，あまり無頓着に動いていると，大切な真珠ができなくなると思う。これは真珠に限らず，一般の漁業と他の産業との調整をいかにするかということは，今後の大きな問題であると思う。なかんずく，真珠等については，余程，総合的な立場に立って，目を遠く将来に向けて考えていかなければならんと思っている。

その際に，皆様が，自主的な立場で考えて，おそらくその内容によるが，生産，加工，販売の各面を確立して，大きく販路を欧米の天地に向って拡大していくということは，皆様方の双肩にかかっていると思う。

生産業者，加工業者，輸出業者等の間に，いろいろ複雑な関係があるとしてもこれらは相互依存の関係に立っている業界の人達であるから，気を合わせて，日本のために，しっかりした発展を遂げてほしい。

連合会ができて，仕事が緒につくと思う。また，いろいろと今後の問題については，国としては相談に乗っていきたいと思うし，私は，かような考えを持って真珠産業界を立派に育てていきたいと思っている。皆様のせつなる御健闘を祈る次第である。

楠見真珠審議会々長挨拶

蚕糸業の轍を踏むな

全国真珠養殖漁業協同組合連合会の創立総会が，とどこおりなく済み，誠におめでとうございます。

私はただ今御紹介頂いたように，またそれぞれ胸の花の下に名前が書いてあるので，どういう資格であろうと思っていたところ，真珠審議会の会長ということであるが，同時に，農林中央金庫の理事長をしており，両方の立場から，この真珠事業というものに対して，極めて従来からも，関係が深いというか，関心を深くしてい

たものの一人である。本日のこの連合会ができるまでの間において，全国真珠養殖漁業協同組合をはじめ，各地区の組合の関係の方々が，非常な御理解を持ち，また協力をして，それに加え真珠振興会の御木本会長以下，非常な御熱意をもってこの連合会がめでたく誕生したことを，衷心から喜んでおり，お祝いを申上げる次第である。

真珠の仕事は，先程，連合会の設立趣旨において詳細が発表された如く，またかねていわれているように，重要なことは，真珠というものが日本の輸出産業であるということ，この重要な輸出産業がうっかりすると，その事業の盛衰が，期待通りにいかないということ，というのは，古いことであるが，私は20年程農林省で御厄介になっていたが，そのうちの半分は，蚕糸業関係をやっていた。

蚕糸業というのは，御承知のように，今日では斜陽産業とか，いろいろのことをいわれているが，明治のはじめから，日本の輸出産業としては，その大宗だといわれていたものである。しかしながらそれほどであった蚕糸業が，今日，このような事態になっているが，最も大切なことは，優良品を作るということ，そしてまた，その価格が安定しているということ，絶えず販路を拡張する努力を続けなければならないということ，この３つのことが，金科玉条として唱えられたにもかかわらず，日本の蚕糸業はその金科玉条をなかなか守らず，今日このような事態に立ち至っているわけである。

真珠産業というものも，現在，また将来にわたって，極めて洋々たる前途を持っているが，大切なことは，ただ今蚕糸業について述べたと同じことであって，現に粗悪品の問題であるとか，価格の不安定の問題であるとか，かって日本の蚕糸業が味わったと同じようなことが，うっかりすると，そういう経緯を進んでいくのではないかということを，常々関係者の一人として心配をしている。

そういう意味で，それらの問題に対処して将来長く輸出産業として，この重要な真珠事業というものの地位をしっかりと打ち樹てて，ますます将来伸びて行こうということで，この連合会ができたわけである。

余談であるが，日本の蚕糸業は明治のはじめから，政府も極めて手厚い保護をしてきたのであるが，真珠産業については蚕糸業に比べると，政府は殆んど保護の手は延べていない。いわば，まったく業界の方々の自主的な努力，また協力ということで，今日のこの盛大を見たのであるし，また本日の連合会も，そういう意味で，まったく自主的な皆様方の理解と協力のもとにできたわけである。

連合会ができたから，直ちに真珠が，いま述べたようないろいろの難問題を打開

して進むかというと，それは決してそうではなく，連合会はできたのであるが，その設立の趣旨に鑑みて，その運営が趣旨の通りに，将来行なわれるということが，なによりも中心の問題になろうと考える。

そういう意味で，本日，連合会が創立総会を開いたこと，これを一つの契機として，魂を入れるのは，一にかかって会長をはじめ会員の皆様方の今後の精進如何にかかると思うわけである。

農林中央金庫と，この連合会とは，いわゆる系統団体として，いわば親子関係になるわけであるが，そういう意味で，農林中央金庫としても，真珠審議会としても，私どもは，できるだけ御協力致したいと考えているわけであるが，一にかかって，皆様方の今後の決意如何に，日本の真珠産業はかかっているということを，深く銘記して，今後，いよいよ発展することを，心からお祈り申上げて挨拶にかえる次第です。

創立総会に引続き設立披露パーティを開催，その後，直ちに初の理事会（設立認可前であるので正式理事会ではない）を同所で開き，大月菊男，高島吉郎，山本勝の3氏を相談役に委嘱することを決定した。本理事会に列席していた高島・山本両氏は相談役就任を快諾し今後の協力を約した。

次いで全真連出資金の引受けと3月末までの経費分担について協議，次頁の組合別割当額を基本的に了承した。

昭和36年3月13日。この日が全真連にとっての，まさに誕生日にあたるわけだが，全ての真珠人にとってもより大きな業界の依りどころとして，産業の支えとしての役割を任っていくことを内外に主張した記念すべき日となったのである。周東農林大臣も，そのあいさつの中で「生産，加工，輸出とそれぞれの立場はあろうが，これらは相互依存の関係にある」として，業界の一致団結を求め，また楠見真珠審議会長も，とくにそれまで輸出産業の花形としてもてはやされていた蚕糸業の例をひきながら，「優れた品質のものを生産すること，価格を安定させること，それに絶えず販路の拡大に努力することを忘れてはならない」と，親味のあるはなむけの言葉を寄せている。

これらのことは，創立後20年を経た今日でも常に業界の最大の課題として生きており，長期安定を目指して新たな歩みをはじめた全真連にとっても，忘れてはならない指摘となっている。

自ら全国を回って全真連の設立を訴えて歩いた御木本振興会会長を，初代会長に迎えた生産業界の意気も，この日を契機として全国津々浦々に広まっていった。

全真連出資，賦課金一覧表

（単位：千円）

組合名	出資口数	出資金	賦課金
全国真珠漁協	100	5,000	100
長崎県〃〃	9	450	75
和歌山県〃〃	7	350	65
愛媛県〃〃	9	450	75
佐賀県〃〃	3	150	42
鹿児島県〃〃	3	150	42
浦之内〃〃	4	200	48
布施田〃〃	5	250	55
紀州〃〃	4	200	48
間崎〃〃	4	200	48
越賀〃〃	4	200	48
神明〃〃	4	200	48
南海〃〃	4	200	48
片田〃〃	4	200	48
鵜方〃〃	3	150	42
南島〃〃	3	150	42
的矢湾〃〃	3	150	42
英虞湾〃〃	3	150	42
南志摩〃〃	3	150	42
小計	179	8,950	1,000
対馬〃〃	3	150	（認可後決定）
浜島町〃〃	6	300	〃
船越〃〃	4	200	〃
立神〃〃	4	200	〃
五ヶ所〃〃	4	200	〃
和具〃〃	4	200	〃
御座〃〃	4	200	〃
合計	208	10,400	

C 設 立 認 可

創立総会終了をうけて，振興会事務局（全真連東京本部の事務を受託）は諏訪専務指揮のもとに設立認可申請の準備を進め，昭和36年３月25日付の設立認可申請書を東京都知事を経由して農林大臣あて提出した。

設立認可申請書東京都庁　　提出日　昭和36年３月31日

設立認可申請書水産庁（都庁経由）　　提出日　昭和36年４月３日

昭和36年３月25日

東京都中央区京橋３丁目７番
全国真珠養殖漁業協同組合連合会
設立発起人代表
全国真珠養殖漁業協同組合
組合長　松　尾　圭　起

農林大臣
周東英雄　殿

「全国真珠養殖漁業協同組合連合会設立認可申請書」

水産業協同組合法第92条第４項において準用する，同法第63条の規定により，全国真珠養殖漁業協同組合連合会を設立致しましたから，御認可下さるよう左記設立関係書類を添え申請致します。

記

1. 全国真珠養殖漁業協同組合連合会設立の経過
1. 定　款
1. 事業計画書（資金計画及び収支計画書を含む）
1. 創立総会議事録（役員選挙録を含む）
1. 設立目論見書
1. 設立準備会議事録
1. 発起人の資格証明書
1. 発起人の印鑑証明
1. 発起人名簿
1. 設立同意者名簿
1. 出資引受名簿
1. 役員略歴

経　過　報　告

1. 昭和33年から４年にかけて，真珠審議会初め業界の会合がある度毎に生産体制の確立が叫ばれ，その組織の在り方を慎重に検討した結果，日本真珠振興会の理事会及び全国真珠漁協の総会において，全真連結成が決議された。
1. 昭和35年，漁業制度改正の審議が進み，真珠事業法の改正も検討せられるに及び，これに対処するため，早急に全真連を結成する必要を痛感し，振興会御木本会長は，１ヶ年に亘り三重県初め全国主要生産地を遊説，その結果，年末にかけて続々と地区真珠漁協の誕生を見た。
1. 同年10月30日，全真連結成促進協議会を神戸において開催，全国，長崎，和歌山，愛媛の４漁協が全真連設立発起人となった。
1. 同年11月15日，全真連設立準備会開催を公告した。
1. 同年12月１日，全真連設立準備会を東京において開催，定款作成委員（発起人が当る）を選任した。
1. 36年１月22日，発起人会を神戸において開催
   定款其の他必要事項を検討
1. 36年２月22日，全真連創立総会開催を公告した。
1. 36年３月12日発起人会を東京において開催
   創立総会の準備を打合せた。

４月14日付で設立が認可され，４月26日，東京法務局日本橋出張所において設立登記を行なった。なお，設立認可にあたり水産庁長官名をもって「他の漁協系統組織との協調をはかられたい」旨の指導通達があったが，これは全真連設立についてとくに他の漁協系統から問題提起等があったことによるものではなく，一般的指導通達に過ぎない。

農林省指令36水漁第1831号

東京都中央区京橋３丁目７番地
全国真珠養殖漁業協同組合連合会
発起人代表全国真珠養殖漁業協同組合
組合長理事　松　尾　圭　起

昭和36年３月25日付で認可申請のあった全国真珠養殖漁業協同組合連合会設立の件は，水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第92条第４項において準用する同法第64条の規定に基づき，申請の

とおり認可する。

昭和36年４月14日

農林大臣　周　東　英　雄　㊞

36水漁第1831号
昭和36年４月14日

全国真珠養殖漁業協同組合連合会
発起人代表　全国真珠養殖漁業協同組合
組合長理事　松　尾　圭　起　殿

水　産　庁　長　官　㊞

全国真珠養殖漁業協同組合連合会の設立認可について

昭和36年３月25日付で申請のあった標記の件は，本日農林省指令36水漁第1831号をもって認可されたが，漁業協同組合の系統組織のあり方については，連合会相互間で事業が不当に競合することのないように何らかの連絡調整のための措置が必要である旨の漁業制度調査会の答申がなされている折でもあり，貴会の運営に当っては，他の系統組織との協調を図り，漁業協同組合全般の系統組織活動の強化に寄与するようはかられたい。

なお，４月24日には設立認可後初の理事会を開催，通常総会付議事項について審議した。御木本会長は５月末で任期満了となる役員改選，増員問題にふれ，当面する漁業法・真珠事業法改正への対処と全真連の全国的事業拡大を推進するため執行体制を強化するものとし下記両名を専務理事に迎えたいと提案した。

高　橋　泰　彦（水産庁次長）　　農林省推薦
浜　本　忠　史（長崎信漁連会長）　　農林中金推薦

一部に消極的意見もあったが，会長提案を支持する者多く了承された。
さらに顧問・相談役制拡充のため下記のとおり委嘱することを決定した。

顧　問	大　月　菊　男		
相談役	高　島　吉　郎	相談役	北　村　　勤
〃	山　本　　勝	〃	三　輪　邦　彦
〃	山　本　清　松	〃	横　田　　稔
〃	村　田　はまえ	〃	西　岡　光　夫

D　第１回通常総会

全真連の第１回通常総会は，昭和36年５月23日，東京（農林中金本所会議室）で会員29組合のうち24組合の代表者が出席して開会された。

付議事項は次のとおりである。

(1)　経過報告及び創立費承認の件

創立費

35年度　　８５２,２８５円

支出明細	ステーションホテル（創立総会）	１４７,２２０円
	理事会（中国飯店）	７２,４８０
	記者会見タイタック代	１３５,０００
	記念品代（シャープ）	７９,７４０
	事務委託費	１００,０００
	封筒代	６７,０００
	旅　費	６８,４７０
	その他	

36年度　　１７２,８７０円（電話架設費ほか）

合　　計　1,０２５,１５５円

(2)　昭和36年度事業計画及び収支予算承認の件

（事業計画）

◎組合員の全国的実体調査

◎計画生産の指導

◎品質の向上指導（早揚防止ほか）

◎生産資金の斡旋

◎集荷販売事業（９月浜揚真珠から事業を開始する）

◎情報宣伝の実施

（収支予算）

収入の部

預 金 利 子　　５００千円（出資金10百万円の５％）

販売手数料　　２２,２００千円

申合せ集荷　　2,８００貫 @４００(処)　1,１２０百万円　1％　１１,２００千円

資金見返集荷　生産資金３００百万円 斡旋　1％　3,０００千円

協力集荷	2,000貫	@400(刈)	800百万円	1% 8,000千円
賦課金	1,500千円			
前期繰越	100千円			
合計	24,300千円			

支出の部

入札会費	2,500千円	
役員報酬	3,450千円	専務2名2,550千円，監事1名900千円
給与費	5,800千円	
厚生費	700千円	
事務費	1,880千円	
事務所費	670千円	
公報費	850千円	
諸会費	1,320千円	
旅費	2,400千円	
雑費	1,200千円	
予備費	3,530千円	
合計	24,300千円	

(3) 役員報酬承認の件（収支予算案のとおり）

(4) 定款変更の件

理事26名を34名に，常務理事6名を7名にそれぞれ改める。

（特別理事予定5名に現在会員29組合からそれぞれ理事を選任すれば34名の理事定数を要する。）

(5) 役員選任の件（後記のとおり）

(6) 賦課金承認の件（省略）

(7) 余裕金預入銀行承認の件（省略）

付議事項はすべて原案どおり承認可決されるとともに，6月1日からの新役員が次のとおり選任され，ここに全真連は真の発足をみることとなった。

なお，総会には西村水産庁長官，楠見農林中金理事長を始め多数の来賓の出席を頂き，昼食時には周東農林大臣が列席されて祝辞を述べられるなど盛会であった。

新役員（昭和36年６月１日就任）

会　　長	（特別理事）	御木本　美　隆	(再)
副会長	全　　国	松　尾　圭　起	(再)
〃	長崎県	井　沢　次　男	(再)
専　　務	（特別理事）	高　橋　泰　彦	(新)
〃	（特別理事）	浜　本　忠　史	(新)
常務理事	和歌山県	堅　田　輝　昭	(再)
〃	愛媛県	大　月　成　男	(再)
〃	佐賀県	吉　田　寛　司	(再)
〃	越　　賀	鵜丹谷　弥十郎	(再)
〃	船　　越	中　村　正　一	(新)
〃	（特別理事）	西　岡　光　夫	(新)
〃	（特別理事）	井　上　　巖	(新)
理　　事	鹿児島県	黒　木　貞　雄	(再)
〃	浦之内	福　本　茂　明	(新)
〃	布施田	南　平左衛門	(再)
〃	紀　　州	津　村　苗　吉	(再)
〃	間　　崎	岩　城　常　三	(新)
〃	神　　明	大井田　正　経	(再)
〃	南　　海	北　村　一　衛	(再)
〃	片　　田	浜　口　文　吉	(再)
〃	鵜　　方	西　崎　貞三郎	(再)
〃	南　　島	岸　　栄　松	(再)
〃	的矢湾	北　　健　治	(再)
〃	英虞湾	大　西　楠治郎	(再)
〃	南志摩	北　村　英　一	(再)
〃	立　　神	中　井　宗五郎	(新)
〃	和　　具	松　田　音　吉	(新)
〃	御　　座	山　本　世　樹	(新)
〃	五ヶ所	西　井　善四郎	(新)
〃	対　　馬	斉　藤　滋　夫	(新)

理　事	的矢地区	佐藤忠揚	(新)
〃	鳥　羽	野上茂男	(新)
〃	御　浜	北村満津郎	(新)
〃	鵜方相生	中村　就	(新)
常任監事		安田勝己	(新)
監　事		田崎甚作	(新)
〃		田辺耕治	(新)
〃		西岡健一	(新)
〃		森　正男	(新)

(注)　西岡光夫氏は，常務理事に選任されたので，相談役委嘱をとりやめ。

第２節　全国真珠漁協の解散とその業務の継承

全真連では昭和36年５月の通常総会で決定した事業計画にもとづき，同年10月から新浜揚珠の販売を開始すべく，全国真珠漁協役職員の協力をえて販売計画の策定を始め実施要領の作成等諸準備を進めてきたが，８月末にいたり一応の準備を完了した。これをうけて全国真珠漁協は９月９日，臨時総会を開催，解散問題を付議した。松尾組合長の「事業の行き詰りや失敗による解散ではない。全真連誕生による発展的解散であるから賛同願いたい」との提案理由説明を全員一致で了承して解散を決議，ここに全国真珠漁協は10余年の歴史を閉じ，販売事業ほか一切の業務は10月から全真連に移行することとなり，別記のあいさつ状を関係者へ送付した。

A　要員の移籍

全国真珠漁協の職員は，全員36年５月から全真連業務となっていたが，10月１日付で全真連職員として正式発令され，９月末をもって全国真珠漁協を退職した。

（全真連へ移籍した職員）

総務部長	高橋正一郎	職　員	渋谷明代
経理部長	太田春次	〃	田中郁子
会計主任	森田義雄	〃	森井邦子
販売部長代理	久米村優	〃	七家美恵

職	員	小森幸年	〃	中西紀代子	
〃		浜口潔	〃	森下冷子	
〃		清水洋二	雇	員	大西一夫
〃		山口登美	〃	大西すえ	
〃		竹内弓枝	〃	山下きよ	
〃		吉川貫子			以上19名

㈱ 役名は全国真珠漁協当時の役名に同じ。

B 財産の承継

全国真珠漁協の財産はすべて全真連に引継がれることになったが，流動資産は精算段階において換金化して流動債務の弁済に充て，貸付金（精算開始時点36年11月28日現在94,197千円）は一部回収のほか大部分は新設の真珠組合に承継された。とくに35年度集荷の1号品在庫（36年9月現在272貫，仮渡金残234百万円）はチリ地震津波後の高値期待から36年に入り暴落に転じたため，仮渡額以上での販売が困難であったが，最終的に仮渡金相当額で全国漁協が買取のうえ，その10%引きで大手加工業者に販売，処分を終えた。

この結果全国真珠漁協は買取真珠の処分損23百万円，仮渡金金利の収入減18百万円等により最終決算は31.7百万円の赤字となったが，これは全真連への固定資産譲渡価格を引上げ，売却益により補塡することとなった。

（全真連の承継財産）

全真連が最終的に承継した財産は下記のとおりであるが，全国真珠漁協貸付金の各真珠組合への移管ならびに全国真珠漁協に対する組合員の出資金を各真珠組合への出資金に切替え，各真珠組合が全真連に再出資する折衝，手続に手間取り，翌37年9月10日に正式移管を終了した。

別記の外部出資のうち，5,000千円は全真連への出資金であったので，全真連の外部出資金取得は16,026千円，減資5,000千円の事務処理を行なった。

土地，建物については前述のとおり，全国真珠漁協の清算協力のため全国真珠漁協の簿価より42百万円余高く譲受けることとなったが，事務所及び同敷地の時価にくらべればかなり格安であった。とくに全国真珠漁協の出資金89,485千円のうち90%の81,150千円が会員組合と出資組合員の理解，協力により会員組合を通じ全真連へ移行できたことは，全真連の財産承継の資金負担を軽くし，幸いであった。

譲受資産		譲受負債・資本	
貸付金	2,169,004円	仮受金（経過利息等）	96,715円
	（6,149,850）	農林漁業資金借入金	5,704,873円
土地 3,237㎡	26,031,530円	出資引当預り金	4,665,000円
	（14,294,476）	出資金	81,150,000円
建物 1,532㎡	36,980,400円	計	91,616,588円
付属設備	6,099,354円	差引譲受代金支払額	8,419,992円
備品	7,730,292円		
外部出資	21,026,000円		
計	100,036,580円		

㈱ （　）内は全国真珠漁協の簿価

（全国真珠漁協出資金の譲受内訳）

三重県　22組合　66,250千円
愛媛県　1組合　9,200千円
長崎県　2組合　5,700千円
計81,150千円

以上により全国真珠漁協は財産処分を完了，昭和37年10月27日，清算終了の総会を開き，原案どおり可決されてここに全国漁協は輝かしい業績を残しつつ全真連にその役割を引継いだのである。

全国真珠漁協・全真連のあいさつ状

拝啓　時下益々御清祥に渉せられお慶び申し上げます。

さて弊組合こと昭和25年11月創立以来約10年間各位の一方ならぬ御庇護のもとに真珠生産業者の代表団体として，いさゝかとも業界発展の為に微力を尽して参りましたが最近生産地域も特に拡まり，業者の数も著しく増加しました現在．単位漁協の，このまゝの姿では，充分その機能を発揮し得ないことを痛感するに至りました。

このことに関し，かねてから弊組合の連合会に組織替して強固な基盤のもとに諸般の運営を行うべきだと強く要望されておりましたが幸に今春その待望の全国真珠養殖漁業協同組合連合会が結成され，爾来着々，整備されて来ましたので弊組合はこゝで解散を実行することになり，去る9月9日の総会において解散を決議し9月末日で業務を結了し，10月1日より清算段階に入り業務は勿論，資産負債の一切は右連合会で継承し業務を行うことと共に弊組合は発展解消のことゝなりました。

寔に永年に亘り御厚情を辱うし，組合が今日無事任務を果し得ましたことも実に貴台御支援の賜と深く感謝申し上げておる次第でございますが，こゝに永年の御懇情重ねて厚く御礼申し上げると共に解散実行の儀御挨拶申し上げます。

昭和36年10月1日

全国真珠養殖漁業協同組合
組合長理事　松　尾　圭　起

拝啓　初秋の候益々御健勝に渉せられ心から御歓び申し上げます。

さて別葉の通り全国真珠養殖漁業協同組合が此度解散することゝなりまして，その資産負債は勿論業務一切を弊連合会で継承し10月1日より弊連合会にて業務を開始，運営することになりました。

就きましては今後の貴台の御支援と御指導のもとに業務を遂行致し度いと存じますので全国真珠養殖漁業協同組合に御示し頂きましたと同様，格段の御懇情を賜り度く偏に御願い申し上げます。

こゝに業務開始の御挨拶を兼ね重ねて御願い申し上げます。

昭和36年10月1日

全国真珠養殖漁業協同組合連合会
会長理事　御木本　美　隆

第3章　全　真　連　の　活　動

第1節　草創発展期（昭和36～41年）

昭和30年代の前半は，真珠の輸出が連年増加したにもかかわらず，生産の無計画的拡大に加え密殖と換金のための早期浜揚による粗悪真珠の増加，サイズ別生産の不均衡拡大等から，特定サイズ珠の値下がりを生じるなど，浜揚価格は不安定の度を強め，昭和33年には，販売調整による価格安定を図るべく流通在庫凍結のため真珠買取有限会社が設立される状況であった。

こうしたなかで当時の全国真珠漁協は，生産の自主規制指導とともに浜揚価格の安定向上のための系統共販拡大に腐心したところであるが，昭和34年9月の伊勢湾台風ならびに翌35年5月のチリ地震津波を契機に真珠の流通環境は大巾に好転した。この環境下で設立された全真連は，発足2年目の昭和37年度には早くも全国真珠漁協の記録を大巾に上回る4039百万円の販売取扱高をあげ，以後昭和41年度まで毎年取扱高を更新し，まさに順風満帆の足どりを辿った。

また，昭和37年の漁業法改正に際しては，全漁連を中心とする地区漁協系統の反対のなかで①大臣免許，②真珠養殖業者（経営者）への免許，③免許期間を10年とする，以上3項目の要求運動を展開した。

この結果，大臣免許の点は実現できなかったものの，経営者免許・免許期間の2項目は要求が実現し，全真連系統の組織力を誇示することができた。

A　販売事業

全真連の真珠販売取扱高は，発足当初の昭和36年度が1,096貫，921百万円の取扱いにとどまり，やや低調であったものの，翌37年度には40億円の大台に乗せ，以後毎年順調な伸長を示し，昭和41年度には7,850貫，8,408百万円の取扱いに上昇した。

このような販売取扱いの増大に伴い，手数料収入も増加したので，39年度には2％の販売手数料率を1.8％に引下げ，またこの内0.9％の手数料戻しについても，40年度には0.1％，41年度には0.2％をそれぞれ追加払いして会員組合の協力に報いた。

設立初年度が低調であったのは，輸出増大に支えられて販売環境が前年に引続き好調に推移したため，生産者個々の浜売りが多く系統利用販売が少なかったことによる。このため全真連が販売の基本目標として生産量（水産庁の県別施術割当員数基準によ

るもの）の20%を無条件委託，共同計算方式（全真連ではこれを1号品制度という。詳細は注記参照のこと）による各組合の責任出荷量として定めたにもかかわらず殆ど実行されず，僅か146貫（評価額114百万円）の集荷にとどまった。これは生産者への周知不徹底等会員組合の体制不備にも一因があった。このため，当面は二段制による系統共販の理解認識を生産者及び買手の流通加工業者双方に徹底させることが先決と全真連執行部は判断し，生産者もしくは会員組合が個々に販売の諾否権を留保するところの2号品制度（詳細は後述参照のこと）による各種入札会販売に重点を移し，ようやく総体的に921百万円の取扱いをあげることができた。

（注）「1号品」制度とは，全真連の販売取扱要領において，全真連に販売が無条件委託され，その販売代金の精算が一定の単位毎（集荷期間別，サイズ別・組合別等）に共同計算により実施されることを基本とするもので，これは浜揚時における集中販売による値崩れを防止し，一定期間内における分散，平均売りにより価格安定向上を期すことを目的とするものである。この場合，販売代金の精算が遅延することにより，本制度の利用が敬遠されるのを防止するため，集荷の時点で時価評価し，これの一定率（70~80%）相当額を販売仮渡金として交付する制度が併用されるのが普通である。

「1号品」の場合，真珠の販売時期，価格等の決定がすべて受託者である全真連に一任されているのに対し，出品真珠の販売の決定権を出品者もしくは組合が個々に保有し，全真連は販売代金の回収（危険負担）と代金決済のみを負担する方式のものを「2号品」という。

翌37年度は前年度の反省にたち，1号品の取扱方法を次のとおり改正し集荷に努めた。

	37年度	36年度
仮渡率	90%	80%
共同計算単位	全サイズ1本通期	サイズごと集荷日ごと

（注） 38～41年度は80%の仮渡金

この結果，809貫，評価額492百万円（前年実績対比数量7倍，金額4倍）の1号品を集荷したが，期中販売は2貫弱，2百万円にとどまり，殆どを次期へ持ち越した。

しかしながら，前年度集荷の1号品在庫は全量販売して37年6月に精算を完了，販売総額は評価額を僅かに下回ったものの，80%の仮渡しであったため，評価額に対し15%の精算追加払いをすることができた。

なお，37年度は引続き2号品の取扱拡大を積極的に進め，同年度から新たに示談販売を開始した。これは会員組合にとって販売の自主性が保たれる一方，販売の危険負

担は全真連に移り，かつ販売手形の資金化は全真連が担当して即時代金支払いが行なわれるところから利便が多く，また会員組合は勿論，買手側の流通加工業者にとっても全真連利用・協力の大義名分がたつところから利用が急激に増加，37年度には実に2,338貫，1,885百万円に達した。

以上，全真連の設立初年度から次年度における販売の主な動きを述べたが，全真連が講じた販売施設（販売取扱方法）をみると，全国真珠漁協当時からの方針なり，販売施設が基本的に踏襲されている点があるとともに，その反省と会員組合の要求をふまえ，きめのこまかい施設が設けられ，とくに会員組合の販売事業支援の見地から示談販売，入札会の共催等が積極的に推進されているところに特長がみられる。

(1) 1号品制度

本制度の内容は，前述したとおり，無条件委託・共同計算・集荷真珠の評価と仮渡金の仕組みから成り立つもので，真珠の特性である集中販売による値崩れを防止し，計画的平均売りにより浜揚価格の安定向上をはかるには恰好の施設であり，系統の基本的販売施設たるべきものである。そのためにこそ，全国真珠漁協当時から実施されているものであり，全真連が販売開始にあたり，1号品の会員組合責任出荷量を生産量の20%と定めたのは当然の措置であった。しかしながら，販売環境の好転のため，生産者の系統利用意識が低下しており，また設立早々で全真連・組合の体制不備も重なって，本制度の利用は発足初年度において1億円余に過ぎなかった。各年度の利用は下記のとおりであり，年度によっては集荷促進策として仮渡率を引上げたり，共同計算単位を集荷日グループに分割したり，組合毎の共同計算を併用するなど工夫を凝らしたが，利用が逐年低下し，定着をみなかったのは遺憾であった。（全真連の販売総取扱数量に対する1号品数量の比率は，37年の16%から41年は3%に低下している。）

年度	数量（匁）	評価（千円）	仮渡（千円）	仮渡率 %	販売（千円）	経費差引精算追加払(千円)
36	146,282	114,065	91,215	80	111,179	17,119
37	809,160	492,153	442,833	90	464,305	△ 2,909
38	427,322	259,365	207,412	80	238,380	18,611
39	352,608	243,738	194,899	80	212,506	2,103
40	114,210	106,326	85,019	80	91,567	1,938
41	235,040	193,710	152,566	80	137,294	△ 22,248

（注） 上記1号品精算から欠損を生じた37，41両年度については，

37年度 …… 全真連の取扱い手数料減収で処理した。

41年度 …… 該当組合より長期計画で回収し，55年3月29日完了した。

(2) 2号品制度

本制度は1号品の無条件委託とは違い，出品真珠の販売決定権は出品者にあり，入札会・示談会等で販売と決定したものについての販売リスクは全真連が有する。そして即時販売代金より所定の手数料などの控除金を差引き精算するものであって，この制度には大別して入札会販売と示談取引とに分れる。その取扱い方法は各年度によって多少異なるが，次のものがある。

イ 甲種入札会

もともと，全国真珠漁協当時は1号品として集荷し，評価された真珠を本会買手を招待して入札会で販売していたものであるが，当時より概して大珠真珠は評価が難しいのと，1号品のみでは良質品が集めにくいという欠点があった。このため入札会運営に生彩を加える意味においても，良質珠を集荷し，2号品として同時に入札販売を行なったりもしたが，全国漁協の後半ではサイズ・品質等を問わず，出品者の希望により2号品扱いで入札販売した。全真連ではこの制度を受継ぎ，37年度までの2ケ年は一般的な入札会として，1点20～30万円以上の出品規格で開催した。その実績は下記のとおりである。

年 度	数 量 (匁)	金 額 (円)	@	回 数
36	119,061	113,514,800	953	6
37	564,771	499,886,000	885	8

ロ 乙種入札会

この制度も全国漁協の後半に試みたものである。これは販売事業の増大を図るためのもので，主として小口（1点5万円以上）規格の員外利用のための販売方法であり，甲種に比べ格落ちした入札会であった。そのため甲種入札参加者の他に乙種参加者として約50名を参加させ，甲種入札会の翌日に引続き行なった。

しかし，この入札会は員外利用が多く，系統共販の推進に特に寄与するものではないので，37年9月を以って次の実績をのこして乙種入札会は打切った。なお乙種指定買手は引続き全真連の買手として残った。

年　度	数　量（匁）	金　　額　（円）	@	回　数
36	302,026	240,522,800	796	6
37	116,715	101,413,500	868	5

ハ　大口入札会

一口300万円以上（38・39年度は100万円）として10月～3月迄の浜揚期に大口出品を対象とした販売方針で，出品に際しては最低販売値を提示した。37年度からは販売手形サイトも優遇されており，当初は比較的利用されたが，下記のとおり示談販売及び共催入札会の増進に比べ，年々利用が減っていった。

年　度	数　量（匁）	金　　額　（円）	@	回　数
36	437,087	346,316,980	792	4
37	374,838	394,314,200	1051	6
38	104,430	125,676,400	1203	3
39	147,407	158,573,650	1075	3

ニ　共催入札会・神戸入札会

全真連設立以前には長崎県，愛媛県両組合では単独入札販売を実施していたが，36年の全真連設立に伴ない系統集荷販売により価格安定向上を図るため販売の窓口を一本化にして，全真連との共催入札会を実施することになった。そのため運営に当っては一般の入札会とは異なり，入札販売手数料から当日の総経費を差引いた残額を共催組合と折半した。

年々取扱いも増加してきたが，39年度よりは販売手形枠を全真連枠1本に統合し，主として神戸真珠会館で開催することになった。そして40年3月，初めての試みとして長崎，愛媛，岡山の各県真珠組合との合同入札会を開催した。こうした共催入札会も生産量の増大につれて出品量も多くなり，そのため各組合との共催入札会も自然と増え，40年度よりこれらの共催入札会は長崎，愛媛両組合を始めとした西日本各組合出品を主体にして本会の神戸入札会に整理統合し，入札実施回数をまとめることにより，出来るだけ多くの買手の参加を得て入札価格維持を図った。

また，41年度においてはこれまでの実績を踏まえ，かなりの出品希望が殺到するとの判断から，神戸入札会の開催数を前年の5回から9回に増やすと同時に，出品点数を各出品組合に割当し，更に出品1点当りの最低金額も従来の50万円以上から100万円以上に引上げるなど，出品制限をして実施することにな

った。そのため，出品規格に満たないものや特に生産量の多い愛媛・長崎の組合では，生産珠の出品上場が出来ず，40・41年度には特別形式の示談会を別途開催してその処理に当った。しかし，本会での取扱上は示談会として入札会と別に処理され，扱い上もある程度出品組合の希望（買手の選定，引歩金の免除等）を取り入れ開催した。神戸入札会の取扱増大に対処するため，昭和40年9月から職員を神戸に常駐させ，加工業者等買手との折衝，情報収集につとめた。（駐在所は昭和46年3月末まで配置した）

（共催入札会・神戸入札会）

年度	数　量（又）	金　　額（円）	@	回数
36	93,406	109,425,700	1,171	2
37	670,221	666,041,200	993	15
38	698,307	848,855,900	1,215	7
39	1,179,955	1,215,791,000	1,030	8
40	1,243,064	1,480,387,820	1,190	5
41	1,646,838	2,292,291,950	1,391	9

（示　談　会）

年度	数　量（又）	金　　額（円）	@	回数
40	87,222	93,285,400	1,069	2
41	259,145	353,336,600	1,363	5

ホ　普通入札会・伊勢入札会

38年より甲種，乙種入札会に変る入札会で，大口入札会と区別し三重県内組合の出品を主力に伊勢真珠会館で開催，下記の取扱いをあげた。その後，40年度には入札会の整理統合から伊勢と神戸に限定し，伊勢入札会と呼称が変わり，入札規模としては神戸入札会ほど大型ではなく（1点50万円以上），通年開催され，当時は大中小各サイズの出品もあり，好評であった。

年度	数　量（又）	金　　額（円）	@	回数
38	703,046	605,604,810	861	10
39	680,067	529,873,350	779	10
40	920,570	749,887,890	814	10
41	819,667	818,236,410	998	10

ヘ　示談取引

昭和37年度より系統集荷販売の増大を図る目的から，加工業者に対し生産者が義理で成約をみた取引を，大口入札会規則に準じて全真連を通じる示談取引として，全真連が販売代金の支払いを実施した。この制度は入札出品のような現物の受渡管理を必要とせず，事務処理のみに過ぎないことや，又買手側からは販売手形サイトについても取引高に応じていくらか優遇されており（１口300万円以上は正規の入札会サイトの30日増。但し，日本真珠事業者協会㈱会員においては入札会の標準サイトとし，手形サイトの長期化による弊害を避けるため，日本真珠事業者協会員自ら範を示した），そのため買手・出品者ともに利便が多く下記に示すとおり各年度いずれも本会の共販取扱高での占める比率は50%以上であり，当時の全真連収支に大きく貢献してきた。しかし，この制度は容易に資金化出来ることから，生産者と加工業者間の真珠取引について代金決済機能（金融）と危険負担のみを押しつけられ，以来自主性がない場合も散見されたので，全真連では取扱規定に基づき，取引を厳しくチェックするため，販売手形の組合認証（手形面に認証紙を付ける）を要件とするなど，極力公正な系統共販の利用を期待した。

年度	数　量（匁）	金　　額（円）	@	２号品取扱総額に占める割合
37	2,338,454	1,885,119,288	806	53%
38	3,979,482	3,224,398,800	810	67%
39	5,558,001	4,136,429,971	744	68%
40	5,092,650	4,042,323,753	793	63%
41	4,889,857	4,750,440,302	971	57%

（注）　日本真珠事業者協会

昭和36年の全真連設立に呼応して，生産・加工・輸出のいわゆる一貫業者が，水協法にもとずく業種別漁協を設立し，全真連に加入するとともに系統資金を導入して全真連集荷真珠の買取機関の役割りを果す計画であったが，組合員資格等の問題もからんで，最終的に設立が見送りとなった。このため漁協設立にかえ前記一貫業者19社を会員として「日本真珠事業者協会」（任意団体）が設立されたものである。

ト　一部仮渡金

出品真珠のうち，評価会又は入札会等の販売までのつなぎ資金を必要とする

場合は，出品者の希望により現物を評価の上，別に定める割合の範囲内で一部仮渡金として担保融資を実施した。この制度の仮渡率は低率であるが，即刻換金でき，しかも１号品の無条件委託販売とは異なって，その後の販売権は出品者にあることから出品者には好評であり，特に入札会前後には必要資金を仮受けて販売のチャンスを待つなど利用度も高く，比較的有利に販売出来た。このため，下記の実績のとおり39年度を除いては，いずれも１号品集荷仮渡金実績を上回ることになった。

年度	一部仮渡金（円）	仮渡率	１号品仮渡実績（円）
37	857,299,527	70%	442,833,000
38	272,000,000	50%	200,741,200
39	70,034,200	50%	194,899,000
40	234,113,300	50%	85,019,000
41	567,160,350	70%	152,566,000

（注） 37年度には，前年度より８ミリ珠の値下りが続いたため，その対策として仮評価@1000円以上のものを対象に87,099千円集荷した。41年度実績には，特別一部仮渡金の279,154,800 円が含まれる。この特別一部仮渡金は一部の組合に限り，現地保管の対象真珠に対し担保融資するものであった。

B　漁業法改正の推進

真珠業界において，漁業法改正が問題化してきたのは昭和36年10月，水産庁から示された漁業法の一部を改正する法律案要綱において，真珠業界がかねて標榜してきた真珠養殖区画漁業権を①大臣免許とすること，②真珠養殖業者（経営者）に免許すること，③免許の期間を５年から10年に延長すること，以上３項目のうち②，③は要望通りであったが，①の大臣免許については要望が取り上げられず従来どおり知事免許となっていたことであり，このため，水産庁を始め関係方面に対し，要望３項目貫徹の運動が展開されることとなった。

一方，全漁連を中心とする地区漁協系統においては，「真珠養殖区画漁業権は，地区漁業協同組合が取得する」との立場から，衆参両院議員多数を招き全国漁民大会を開くなどして，改正原案の修正をせまり，猛運動を展開してきた。真珠業界では従来漁業法並びに真珠事業法を並行して改正検討が進められてきたが，一時事業法改正の検討審議は中断して，現時点では全漁連側の反対運動の事態を重視して，漁業法改正問題にしぼり業界あげて取組むことになった。そして，37年２月３日，東京・赤坂プ

リンスホテルにて衆参両院議員多数を招き，全国より真珠養殖業者代表多数が出席して全国真珠養殖漁民決起大会を開き，三原則実現の決議文を満場一致で可決，それぞれ関係方面へ強く陳情した。

その後，全真連及び各地真珠組合においても地元での真珠漁民運動を起して漁業権死守を真珠養殖漁民に認識させ，その気運を中央に反映させるために再三再四上京し，関係方面への陳情が繰返された。

また同年２月15日，真珠審議会においても漁業法改正問題は真珠養殖を営むものにとって根本問題であるため，慎重審議した結果，全委員賛成のもとに楠見会長名で真珠業界要望の３項目を漁業法改正に関する要望書として，河野農林大臣及び各関係方面に提出した。

一方，自民党政務調査会の水産部会内でも水産庁案「経営者に優先免許する」と全漁連案の「地元漁協に免許する」という意見が対立，連日審議が難航し調整が続けられてきたが，２月28日，両者の調整案として「新規漁場における漁協自営の条件を緩和する」という，田口長次郎水産部会長試案の修正案で一応この問題はまとまり国会に上程された。

しかし，成立寸前となって漁業法改正案は残念ながら最終日時間切れにより継続審議となり，次期国会で８月末ようやく可決成立し,同年10月１日から施行されることとなった。

これにより漁業権問題にかかる真珠業界多年の懸案は，大臣免許の一点を除いては一応解決をみるにいたった。

C　粗悪真珠集荷廃棄

密殖と漁場の老化に加え換金のための早期浜揚により，粗悪真珠が急増し，価格低迷の一因となっていた。これの市場流入により，国内外での真珠に対する価値観，信用が失われることに鑑み，流通段階では32年当時から輸出組合において輸出不適格真珠の集荷・廃棄を各年実施していたが，生産段階においても37年度より会員組合，事業者協会の協力のもとに，粗悪真珠無償供出を指導事業の一環として集荷・廃棄し，年々実績は増えていった。

この事業には38年度からは報奨金を支払うことにしたため，次の集荷実績をあげている。

	数　量	評　価　額	報　奨　金
37年度	72,181匁	1,976,660円	一円

38 〃	405,087	6,011,940	4,303,190
39 〃	780,495	13,075,416	7,000,000
40 〃	926,799	12,381,419	7,000,000
41 〃	1,185,240	17,694,969	7,000,000

以上各年度に集荷した粗悪真珠は，その一部を輸出組合に廃棄処分を委託，大部分の再製核処理可能（6ミリ以上の珠）な粗悪真珠は，当時真珠核の原貝不足のため核が逼迫している現状に処して，これらの再製核処理を実施した。この処理に当っては，全真連指定の2業者に専属委託し，本会立合いのもとに再生加工を実施，製品化した核は供出額（評価額）に応じて再生加工実費で還元配分した。

D　七尾湾真珠開発

三重県においては，真珠養殖漁場の密殖緩和を図るため，全真連が主体となり，県外漁場への集団転出の検討を進めていたが，日本真珠事業者協会の山本勝会長から提案された石川県七尾湾について39年4月の下調査の結果，有望と判断されたので石川県の承認のもとに次の構想により取り敢えず試験的に繰業し，その結果を見て転出を考えることになった。

〔開発構想〕

① 七尾湾北湾の開発とこれに関連して三重県漁場の密殖緩和という業界年来の大理想実現を企図しており，個人のさきがけ的な転出は排除，水産庁，石川・三重両県の指導，監督のもと地元漁協と緊密な連けいをとり全真連が主導者となり秩序ある開発並びに集団的な転出を図りたい。

② 従って計算は個人別とするが，操業は個人が個々にするのでなく10人程度の単位にまとめ能率的に行なう。場合によってはその全体の会社又は組合とすることも考える。

③ 三重県漁場における転出後の養殖については地元漁協の指示に従い転出分だけ必ず縮少する。

④ 前項を励行する意志なしと認められる者の参加は，承認しない。

⑤ 昭和39年度は先ず試験的操業を行ない，その結果を見た上で40年度より本格的に開発を行なう。

以上の構想のもとに石川県と全真連 との間に真珠養殖試験に関する委託契約を交

し，結局39年度～40年度の２ヶ年に亘り北，南湾で試験を行った。

39年度　現地挿核貝数　150千貝　他　　仕上貝数100千貝

40年度　仕上貝数200千貝

39～40年の結果としては

① １月に入ると真珠貝は急に衰弱するためそれまでに浜揚を行なうことで避寒漁場としては適当でない。

② 養殖中の母貝の成長は良好であり死亡率は低い。

③ 真珠の色はピンク及び白系。

④ 巻きは遅くうすい。

⑤ 当年ものにあっては４～５月挿核の４ミリが限界，５～６ミリにあっては２年目の仕上げに利用するのが有利と考えられる。

⑥ ポリキータの寄生は認められない。

以上，２ヶ年の試験養殖を行なった結果，有望との見通しがついたので41年度から事業化することとし，全真連が中心となり「七尾湾真珠開発有限会社」を同年４月20日設立し，七尾湾への進出者は全てこの会社一本にまとまった上，地元の能登島真珠㈱と協力して七尾湾における真珠養殖の開発に当ることにした。

七尾湾真珠開発有限会社（社長　松尾圭起）

出　資　金　　1,900千円

神	明地区業者	950千円
越	賀　〃	360千円
五ヶ所	〃	120千円
全真連		470千円

当漁場は，これまでの試験養殖の結果から当分は仕上漁場として利用することとし，41年の設立より43年度までの３ヶ年，三重県より作業貝を移殖した。

しかし，これまでの試験結果に比べ年々巻きの状態も悪く，又，折からの真珠不況による影響で44年５月開発の成果を見るに至らず事業は休止断念することになった。

E　教育情報事業

真珠養殖を営むにあたっては，生産から販売に至るまで永年の経験の上に更に専門的な知識や業界内外の情報をも必要とし，特に指導事業の中でも教育・情報活動は重要な事業であり，設立当初より組合員の大きな期待を受けていたと同時に全真連の使命でもあった。

幸い36年度から41年度の発展途上においては指導事業の活動も軌道にのり，次の事業活動を通じて会員組合員の教育情報に資した。

(1) 機関誌の発行

毎月５日に「全真連だより」を発行し全真連施策の周知徹低や，各種事業のＰＲ，業界内の情報提供を主として，会員組合を通じ，末端にまで配布したが，昭和37年４月５日第１号から続いた全真連だよりも長びく真珠不況の影響をうけ，44年７月第90号をもって発行は中断した。

(2) 専門書等の発行

真珠養殖業に不可欠の養殖技術の知識や研究機関の研究成果の発表を解説したものとして次のものを発行した。

a 研究会報

b 養殖全書

c 真珠養殖日誌，簿記

d 真珠手帳

(3) 研究会の開催

真珠養殖技術並びに経営の改善を図るため，各地において研究会・講習会を開催した。

(4) 生産実態調査

サイズ別施術貝数ならびに浜揚量の調査。

なお，この調査によると39年度の浜揚生産量は２３,５４０貫（前年比14%増），このうち最も生産量の多い６ミリ珠は，７,５０６貫で前年比増加率も30%と高い。

しかし，41年度浜揚生産量では，３０,５３８貫（前年比24%増），このうち最も多い７ミリ珠は，１０,６５４貫（前年比59%増）で増加率も最も高く，この様に41年度を境に中心サイズがこれまでの６ミリから７ミリに移行している現象が明らかである。

(5) 真珠白書対策

真珠産業の急速な成長によって生じた歪みを是正するための方策として，41年８月，水産庁より「真珠産業の現況と将来への方向」が公表された。

振興会をはじめ，各団体においては，真珠白書で指摘された対策の具体化にとりかかった。全真連では，白書の趣旨の徹底を図るため，水産庁と共に説明会を開き，別記の白書に対する生産者側の対策案を示し，各地区で協議会を開いた。

全真連の『真珠白書』対策案（生産関係）

1. 目　　的　真珠産業を輸出産業として育成し，国家の利益と真珠事業者の福利増進を図る。
2. 方　　針　1.の目的を達成するため，とるべき方針として品質の向上，価格の安定を二つの柱とする。
3. 具体的施策

問題の提起	問題点	施策	法改正その他措置
1. どのようにしてよい珠を作るか	A 計画生産（生産調整）をすること	イ 審議会において国の大綱を定めること	事業法及び漁業法の改正を行なう。
		ロ 漁業権免許の一本化	大臣免許制度とすることを原則とする。
		ハ 生産真珠のアンバランス調整	別記の価格安定機関がプールした在庫真珠については翌年生産調整を行ない，又商品形体を考え売込方を研究する。
	B 密殖をしないこと 漁場の老化を防ぐこと	イ 一定漁場ごとの筏台数を規制する。	法律で規定し知事が直接筏台数を定めることとする。
		ロ 一筏ごとの吊貝数を制限する。	組合決議により筏当りの吊貝数を定めアウトサイダーは組合の申出により知事が規制する。
	C 浜揚時期，養殖期間を統一,早揚をしないこと	一定漁場（海域）ごとに浜揚時期，養殖期間を定める。	組合決議により左の事項を定めた場合，知事はアウトサイダー規制を行なうよう規定する。
2. どのようにしてよい値で売るか	A 価格安定と特別な要因による不当な価格暴落の防止	イ 一元集荷を目標として責任出荷制の強化	組合出荷真珠に対する全真連の買支え機能の強化。
		ロ 価格安定機関の設置	この機関については，加工，輸出部門と打合せの上決定する。サイズアンバランスおよび季節的の価格変動防止のための調整保管。
	B よい珠を高く売る	輸出販売機構との関連	集荷機能，価格安定機関と関連。
3. 粗悪珠をどうするか	浜揚検査で粗悪真珠を市場に出さない	イ 現在の国営検査を民営に移管し強化する。	事業法を改正し検査協会による検査とし，輸出真珠の外，浜揚真珠の検査を行なう。
		ロ 廃棄の財源確保	集荷のプールとして処理する。
4. 経営の安定をはかるにはどうしたらよいか	経営の合理化をはかる	企業の整備，協業化，合同への誘導	組織，税制，金融等について特恵制度を設ける。漁業権の移転制度を設ける。
5. 組織，アウトサイダー違反者をどうするか	生産者組織の強化充実	自主調整体制の確立。組合の調整権の取得	真珠漁協結成促進（未結成地区） 必要とする場合は既存単協の合併，調整組合の結成によるアウトサイダー規制又は漁場の取締，関係団体除名等。
6. どのようにして生産部門を安定化させるか	輸出，加工部門の新方策と関連させる	輸出部門が中心となり，国内最終価格，品質のレベルアップの努力に協力する。	

第2節　不況混迷期（42～46年度）

全真連設立当初より，生産・輸出販売ともに年々順調に推移してきたが，41年6月を転機として輸出はようやく減退傾向を示しはじめ，42年度に入って輸出不振の事態はますます深刻であった。このため，事業者協会員である大手加工業者では，その打開策として農林中金から総額で30億円の滞貨金融を受け，7ミリを主体とした加工製品の調整保管を行ない，売り急ぎによる輸出価格の暴落を防ぐと共に輸出の回復に努力してきたが，所期の成果はあがらず，42年の輸出実績は数量75%，金額15.4%の前年比減少となるにいたった。これらの事態は42年度春から生産段階にも波及して浜揚価格は値下りをきたし，流通加工業者の買い控えが，強まるなかで価格不安感は深刻なものになってきたのである。

かかる業界の非常事態に対処するため，全真連では，42年4月末に「全真連だより」号外で養殖業者にこの事態の情報を伝えると同時に現下の情勢にかんがみ，その具体策として，42年度は3割自主減産目標とし，全国的に夏期2ヶ月間の操業中止，100日挿核を実施することを理事会において決定，各組合を通じ生産業者へ通知した。これらの生産規制措置については，法制面からも整備をはかり，その実効を高める必要があるものとして，全真連は振興会ほか加工流通団体と連名で水産庁など関係方面に対し真珠養殖事業法の改正に関する陳情書を42年6月に提出，同法に生産規制，価格安定機関の設置等を規定化するよう要望した。また同月，真珠養殖審議会においても業界団体の不況克服諸施策に対し，行政・金融両面からの指導，支援強化を農林大臣あて建議した。

こうして全真連では，秋の集荷販売対策としては浜揚珠の全量集荷，過剰真珠の凍結以外に市場混乱を防ぐ方策はないとの基本的考え方にたち，農林中金，事業者協会の協力を得て7ミリ珠全量集荷を始めとし，他のサイズについても同時に調整保管措置を実施して（調整保管事業については次章で詳述する）真珠業界の不況克服に対処することになった。

42年度の調整保管珠（いわゆる1号品）集荷実績は7,924貫，このうち過剰真珠の中心をなす7ミリ商品珠は4,454貫で，集荷計画8,500貫に対し52%にとどまり，一方年度内販売実績は164貫に過ぎず，残量4,290貫を長期凍結する結果となった。

翌43年度も3割減産，100日挿核の生産規制を決定するとともに引続き調整保管事業を実施することとなり，6,883貫の集荷計画をたてた。一方，調整保管事業資金の

借入金利軽減をはかるべく国に対し利子助成措置の実現を強く陳情し，44年度予算において42年度集荷分5,800貫，43年度集荷計画6,900貫，計12,700 貫を対象に利子助成（年4.7%）が実施されることとなった。この利子助成は大蔵省の強い抵抗のなかで全真連側の再三の陳情の結果実現したものであるにもかかわらず，43年度の調保珠集荷は僅か283貫に終る。

これは，全国的な海況異変により，珠の巻きが予想外に悪く調整保管に適した良質珠が少かったことに加え，厳しい制度上（仮渡金手取額が低い，出荷品質基準が厳しい，前年度1号品の利子追徴等）の問題が，大きな障害となり，集荷が進展しなかったものであるが，43年度に入り一部の大手一貫業者倒産を始め，養殖・流通加工両部門とも経営破綻が続発，全真連も4億円にのぼる固定化債権をかかえこむにいたった。これは先行不安の強まるなかで，調整保管珠の集荷推進について全真連が十分な指導体制をとりえず自信と意欲が欠如していたことも一因であったことは否定できないところである。

この調整保管珠集荷不振は，44年4月から発足すべく着々準備が進められてきた真珠漁業信用基金協会の基金造成を困難にし，44年2月末，遂に漁信基の設立は見送りとなった。この制度は不況深刻化のなかで，調整保管事業を始め各種所要資金の金融円滑化に資するために設立準備が進められ，払込出資金は43年度調保珠の仮渡金を財源に予定していたものであった。

このため利子助成の予算化と漁信基設立に努力して頂いた水産庁当局に大変なご迷惑をかける結果となったことは甚だ遺憾であった。

全真連ではこの調保珠集荷不振の事態が系統の信用失墜となり，ひいては今後の諸施策展開，政治活動等に影響することを深く反省し，善後措置としてせめて粗悪真珠を大規模に集荷・廃棄することを決定，推進した結果，会員組合では6,800貫を集荷再製核利用等廃棄処分を行なった。

そうして44年4月より，42，43両年度の調保珠（1号品）在庫は国の調整保管に移管することとなったが，この不況事態は一向に回復のめどが立たず，44年5月の通常総会において御木本会長を始め全役員は，任期1年を残して総辞職し，役員改選の結果，西村副会長が会長に就任，この難局に対処することになった。そうして新たに調整保管処理委員会，固定化債権処理委員会，指導計画委員会を設置し，諸問題に取り組んでいく。

幸いに44年末には，かねてより懸案の真珠養殖等調整暫定措置法が国会で成立し，着々調整組合及び同連合会の設立準備が進められた。45年6月18日 全国真珠養殖調整

組合連合会の設立に伴い３割減産，100日挿核，更には実働８時間以内等の調整規程に基づく生産調整を強力に推進し，出来るだけ早く需給のアンバランスを回復させるよう，会員組合に協力を求めた。

翌46年度を迎えるにあたり，過去２ヶ年にわたって最も苦しい時局の陣頭指揮を続けられた西村会長は３月24日辞意を表明，代って佐藤副会長が会長に就任，全真連に課せられた至上命令ともいえる不況打開と全真連の再建という難局に対処することになった。特に全真連の再建にあたっては予算規模を縮少，人員整理のやむなきにいたり，このため全真連の設立以来，業務の重責を担ってきた幹部職員が46年３月末で勇退し，職員数は22名から16名に減少した。これら一連の緊縮財政執行にあたり，馬岡・浜本・高橋の３専務はその責任の一端を担い，自らの報酬を前年度の17～19万円（月あたり）から３人とも，それぞれ６万円（月あたり）に減額した（昭和46年４月から昭和48年３月まで実施）。また，財務内容も厳しい見直しを行ない，未収利息の一部の貸倒損失計上，固定化債権の一部消却等により，45年度決算は161百万円にのぼる欠損金を出すことになった。

46年度からは，調整保管珠も全面的に国の調整保管から解除をうけ，その全量をひとまず出荷者との縁を切り，全真連で今後全責任を持ってその処分に当ることとなり，尚一層その負担は大きくなった。かかる状況において全真連再建はスタートしたが，同年８月にはドルショックとその影響による国内外の景気回復の立遅れや，金融引締等とりまく環境はなお一層厳しく，更に業界でも42年度以来引続いての減産傾向にもかかわらず一向に真珠不況の立直りは見出せなかった。その中にあって，47年１月～３月の輸出状況がいくらか好転の兆しが見えたことが，今後に唯一の明るい材料をもたらした。

A　販売事業

1.　調整保管（42.43年度１号品）

42年に入りこれまでの発展期から業界は一転して非常事態を迎えることになり，その販売対策としては，全真連当初からの使命である１号品制度を活用し，まず，過剰真珠である７ミリ珠の棚上げ調整保管を実施して，この事態を克服する以外に方法はないとのもとに，会員組合は勿論のこと，事業者協会員の一貫メーカーについては自家生産量の半量を，系統外である愛媛，長崎，徳島の各県漁連に対しても協力を求め，画期的な７ミリ珠全量集荷を実施することになった。この施策は，７ミリ珠を全量集荷し，この内半量は，その年度内に価格維持を図りつつ販売する短期分とし，残り半

量は1年以上凍結する長期分として集荷，その精算方法は別に定める全国共同計算方式とした。また6ミリ以下，8ミリのサイズについても1号品として同時に集荷し，これらの精算は単協別共同計算方式で実施して下記の集荷実績となった。

なお，集荷途中で8ミリ価格維持対策として，事業者協会員の自家生産の8ミリ珠を全真連に一時凍結し，その仮渡資金で市場の8ミリを買上げる対策を併せて実施した。

（42年度調保珠集荷実績）

集荷区分	数　量	評価額	仮渡金
7　ミ　リ　珠	4,454貫	4,316百万円	3,178百万円
7ミリスソ珠	1,209	81	57
8　ミ　リ　珠	990	1,450	1,160
6ミリ珠以下	1,270	890	712
計	7,923	6,737	5,107

以上集荷した7ミリ珠のうち年度内に販売する短期分については，7ミリ珠入札会を数回に亘り開くなどその販売に努めたが，一部を販売したのみで，大部分が長期に亘つて保管されることとなった。また7ミリ以外のサイズについても5・6ミリの一部を販売した他は，殆んどの珠を持越した。

翌43年度も真珠不況は引続き，その集荷販売対策として再度調整保管事業を実施すべくその対策を構じたが，全国的な海況異変の他，前年度に比べ次の様な取扱い上の厳しい制約や，出荷面で阻害となる要因等が大きく予定をくるわした。

(1) 出荷品質基準が従来に比べ厳しい。

(2) 出荷又は販売（示談取引も含む）する際には，別に規定する出荷基準により規格外真珠（スソ珠）を無償供出する。

(3) 仮渡率の引下げ（評価額の65%）の他，留保金（評価額の5％），安定基金（仮渡額の1％）の積立，及び6ケ月利息前納等により，1号品出品の際の仮渡金の差引手取額が少い。

(4) 42年度調整保管の滞納利息の徴収をめぐっての出品回避。

以上により，集荷したのは，283貫（評価額174百万円）と少く，前年度（42年）の調整保管珠に本年度計画の5,700貫を追加して利子補給の予算措置（昭和44年度）が講じられたにもかかわらず僅かの実績に終った。

年度	数量	評価額	仮渡額	仮渡率 %
42	7,924 貫	6,739,003 千円	5,107,547 千円	7ミリ長期分,スソ珠は70% 7ミリ短期分,その他のサイズは80%
43	283	174,022	111,471	65 %

この2ケ年に亘った調整保管も，44年度には44年10月の一部解除を除いてその大部分を国・県の利子助成を受けて国の調整保管に移管し，同時にその対象真珠は，1～2年間は完全凍結されることになった。

2. 44年度1号品

以上の経過のもとで，44年度共販は前年度の反省から出来るだけ厳しい制約は取除き，入札会，示談会を主力とした2号品取扱いに重点を置いた。このため44年度1号品は担保融資的な性格をもたせ，仮渡金も評価額の50%と従来の1号品では最も低く精算方法も原則的には個人別一点毎とした。幸い44年度共販の前半12月迄は，浜揚価格も予想外に上昇し，このため1号品の持込みは極く少なかった。

しかし例年のことながら年末から買いの一服状態で値下りし，価格も旧に復した。そこで，年明け後には，三重県内会員組合では1号品制度を利用し，特に6ミリ以下については，組合別の共同計算を前提に全真連よりの50%仮渡金の他，三重県信用漁連より県の漁業信用基金協会保証によって更に30%の仮渡資金を上乗せし，下記のとおり集荷した。

そうして，この大部分を調整保管真珠と同様に年々販売し，48年度には全量を精算完了した。

（44年度1号品）

	数量	評価額	仮渡金	販売額	差引精算追加払い
	匁	円	円	円	円
一般分	176,739	146,147,050	73,069,600	94,246,980	14,778,940
組合共同計算分	311,949	203,355,530	101,666,000	185,734,543	64,046,271
計	488,688	349,502,580	174,735,600	279,981,523	78,825,211

（註） 組合共同計算分の差引精算追加払いには，三重県信用漁連返済金を含む。

3.　2号品の取扱

42年度には7ミリ全量集荷制にともない7ミリ珠を除いた伊勢・神戸両入札会を開催した。しかし，業界がうける不況の影響は厳しく，これらの開催にあたっては入札スケジュールの短縮，出品点数の制限，上場は上質品に限定など，特に考慮して価格維持を図った。特に神戸入札会においては主力の7ミリ珠を欠く入札会となったため盛り上りが乏しく，前年度同様10回開催したがその取扱いは前年度に比べ数量で26%減，金額で55%減と，この不況事態を反映して各サイズの値下りも大きく，そのため取扱金額は大巾に減った。

一方，伊勢入札会においても同様であったが，比較的5～6ミリ珠の出品率が多いことから前年比で数量30%，金額38%と，神戸入札会ほどの落込みはないものの全般的には盛り上がらなかった。

翌43年度には，先にも述べたとおり1号品制度主体の共販施策であり，入札会・示談会等の準1号品（2号品）についても次のような制約があった。

(1)　1号品同様の出品基準（品質基準のアップ，規格外スソ珠の無償供出）

(2)　入札会・示談会の上場前には，全真連が評価をし，原則としてこの評価以上で販売する。

(3)　「引」となった真珠は，組合責任のもとに全真連の共販へ再度のせる。そのため，規格スソ珠は全真連に留保する。

以上のことから入札会への出品は敬遠され，このため最盛期の入札会ですら1日限りで終る状態であり，実績は別記のとおりとなった。

こうした共販ばなれを反省し44年度共販は2号品中心に切替え，出来る限り阻害となる制約は取除き，買手との手形限度額も満足とまでいかなかったが農林中金との間で一応準備をし，更に予約販売制度も積極的に進めた。その結果共販開始から12月までの前半は，浜揚価格は予想外の上昇をみせ，久し振りに活況を呈した入札会となり，一回の取扱高も前年に比べ大巾に増え，不況も脱し得たかに見えたが，年末からは買い一服状態となり，例年のことながら値下りを来した。

しかし，前半かなりの高水準で販売が出来たこともあり，44年度の入札会販売平均単価は，前年@782円に対し@1,005円と28%の上昇となった。

（神戸入札会）

年　度	数　　量	金　　額	@	回　数
	反	円	円	
42	1,231,314	1,048,868,550	851	9
43	250,833	190,392,800	759	5
44	984,194	1,029,858,870	1,046	8
45	291,463	242,016,240	830	7
46	304,460	316,992,910	1,041	7

（伊勢入札会）

年　度	数　　量	金　　額	@	回　数
	反	円	円	
42	579,416	509,053,760	878	8
43	139,543	115,171,150	825	6
44	496,574	459,739,480	925	6
45	193,238	142,410,850	736	6
46	337,645	281,550,260	833	10

しかし，44年度当時から，愛媛，長崎をはじめとして，現地での示談会が開催されるようになり，その回数も年々多く開催されるようになって来た。その主な理由としては次のようなことが考えられる。

(1)　全真連の買手に対する手形限度枠が少ない。

(2)　神戸に出品するについては，経費負担が大きい。

(3)　組合収支への寄与。

(4)　現地入札の新鮮感覚が買手に受ける。

以上のことから，神戸入札会は44年度を境として翌年度より販売の拠点を現地に移し，徐々に組合枠で開催するようになったため，神戸入札会は次第に先細り状態になっていった。

従来から販売手形に係る金利は生産者が負担してきたが，現金取引を建値基準とする基本方針について買手側の諒解をえ，45年度から全真連共販については全面的に買手負担に切替えた。

（示　談　会）

年　度	数　　量	金　　額	@	回　数
	匁	円	円	
42	86,509	63,334,450	732	3
43	189,179	149,626,800	790	5
44	498,820	469,159,460	940	11
45	495,022	405,529,470	819	13

（注）　主に長崎，愛媛組合との各共催で神戸又は地方で開催した。

4.　示談取引

設立当初から41年度の発展期における全真連販売取扱の多くを占めてきたこの制度は，42年度の7ミリ全量集荷に伴い，中心サイズの7ミリ取扱いがなかったにもかかわらず，取扱数量は前年を上回った。取扱金額では不況の影響をうけた価格下落により入札会実績同様41年度にくらべ減少したが，依然として2号品取扱額の占める割合は70%と高かった。

しかし，43～44年度にかけては取引の都度，品質，価格等について全真連がチェックする等内容調査の強化や，44年度は農林中金からの販売資金貸出条件として各組合ごとに予め決めさせた販売予定日に添って取引を実行したため，多くの示談取引は全真連共販から離れ，このため同年の2号品取扱高に対する割合は37%と過去最低となった。また，翌45年～46年度においても浜揚価格の低迷は回復せず示談取引も振わなかった。

（示談取引）

年度	数　量	金　　額	@	2号品総取扱に占める割合
	匁	円	円	%
42	5,354,045	3,913,731,611	730	70
43	2,229,319	1,533,087,925	687	77
44	1,462,531	1,150,555,518	786	37
45	963,447	592,945,955	615	42
46	1,107,955	843,635,633	761	58

B　国・県の経費助成

昭和44年度より系統団体の行なう需給調整指導事業につき，国費による助成が行なわれた。昭和42・43年度集荷1号品調整保管に対する国の助成措置として，44年9月11日付農林事務次官依命通達による「養殖真珠流通対策事業費補助金交付要綱」及び「養殖真珠調整保管事業実施要領」が定められ，次のような措置がとられた。

(1)　農中債の資金運用部買入れにより，農中の貸出原資にあてるとともに農中の全真連に対する貸出金利率を年8.2%から7.2%に軽減する。

(2)　その7.2%に対する利子助成を国・県が4.7%行い，業者負担を2.5%とする。

この流通対策事業費補助金は，44・45年度の2カ年実施された。

44年度	137,126　千円
45年度	88,980
計	226,106　千円（国・県½づつ）

この利子助成は大蔵省の強い抵抗のなかで水産庁の支援と理解のもと，全真連及び会員組合の再三にわたる陳情活動が奏功し，実現をみたもので，全真連の政治活動上特筆されるべきものである。

計画出荷の確立と品質管理の徹底に伴う「需給調整指導事業」に対し45・46年度に当連合会及び全漁連へ補助金が交付された。

45年度	1,687　千円
46年度	998　千円

（備考）　47年度以降については次の補助金が交付された。

(1)　養殖真珠生産調整推進事業費補助金

真珠養殖等調整暫定措置法にもとづく養殖真珠生産調整推進事業として系統共販の充実強化を図るため系統共同販売事業に要した管理費について，47・48・49年度の3カ年，国・県より助成をうけた。

その実施要領としては

(イ)　実施機関

全真連系統の真珠養殖漁協

全漁連系統の府県漁連

(ロ)　対象真珠

当該年度生産浜揚珠に限る

(ハ)　条　件

あらかじめ設定した共同販売目標数量及び，共同販売品質基準（巻きを中心）の達成。

共同販売に要した10月１日以降の組合職員の人件費（常勤役員含む），旅費，事務費（上部系統団体に対する支払手数料含む）を共同販売金額の 2／100を限度に真珠漁協もしくは県漁連を通じて補助した。

47年度	47,908
48年度	47,760
49年度	43,190
計	138,858千円（国・県½づつ）

(2) 養殖真珠流通合理化促進事業費補助金

系統共販を充実することにより品質向上，価格安定並びに流通経路の簡素化を図り事業者の経営安定に資することを目的とした「養殖真珠流通合理化促進事業費補助金実施要領」に基づき昭和50～53年度に亘り補助金の交付を受けた。

その実施内容は47～49年度まで実施された養殖真珠生産調整推進事業を受けついでいるが，品質基準については真珠検査所の指導により定めること，及び共同販売の際の価格が折合わない場合の「引」の処理については管理販売方式などを導入するなどの２点が変った。

50年度	13,890
51 〃	11,200
52 〃	12,138
53 〃	11,776
計	49,004千円（国・県½づつ）

C 真珠養殖等調整暫定措置法の成立と調整組合の設立

1. 調整暫定措置法の成立

昭和37年の漁業法改正以来沙汰止みになっていた真珠養殖事業法の改正問題が，昭和41年８月真珠白書の公表を契機に再燃し始め，水産庁漁業振興課でも部内検討を開始，同法の改正要点として次のとおりとりまとめを行なった。

（真珠養殖事業法改正の要点）……昭和42年２月水産庁漁政部漁業振興課

① 真珠の品質向上を目的とする漁場の密殖防止のための規制（浦湾別のいかだの最高限度の決定）

② 事業者の自主調整（漁業生産調整組合法に準ずる制度の導入等）

③　漁業権の移転による経営規模の拡大（漁業法の特例）

④　輸出検査の「民営移管」と浜揚検査制度の創設（輸出検査法にもとづく指定検査機関による検査への移行等）

⑤　価格安定機関の設置（政府，民間共同出資による「真珠価格安定事業団（仮称）」の設立）

⑥　輸出共販機関の設置（「輸出水産業の振興に関する法律」にもとづく輸出水産業組合の設立と共販機関の指定等）

一方不況色が強まるなかで，振興会は42年６月，生産，流通，加工各団体と連名で「真珠産業振興のための事業法改正について」と題した陳情書を関係方面に提出した。そして同月，第22回真珠審議会が開催され，当面の輸出不振に対する緊急対策とあわせて業界の基本対策について審議され，その結果，審議会から「真珠養殖事業振興対策に関する建議」が倉石農林大臣あてに提出された。

その後，水産庁，業界との間で改正問題についての検討が進む中で，加工・輸出段階に係るものは「輸出水産業の振興に関する法律」の適用が最も適切との結論に達し，法文化の焦点は生産段階にしぼられた。43年に入り第58回通常国会提出を目標に準備されてきたが，公正取引委員会等関係省庁との間の意見調整が難しく，ついに「真珠養殖事業法の一部を改正する法律案」の第58回通常国会提出は見送られた。

関係各省庁との間で更に検討が重ねられた結果，真珠養殖事業法の一部改正によらず，別法律とするのが適当（カルテルは緊急避難として例外的に認められるものであり，恒久法である事業法に規定するのは適当でない）であるとの結論から改めて法文化が急がれ，44年２月，「真珠養殖等調整暫定措置法案」の成案をみ，同年３月第61回通常国会へ提出されたが，審議未了廃案となった。そして次の第62回臨時国会に再度提出され，44年12月可決成立するにいたったのである。ここに業界多年の念願であった事業法改正問題は，真珠養殖等暫定措置法の成立ということで終止符を打つこととなった。なお，本法案の審議可決に当り，両院の農林水産委員会においてそれぞれ付帯決議がなされている。

この法律の主な内容としては，大きく分けて調整組合制度と密殖改善措置の二つに分けられる。

①　調整組合制度　養殖業者は調整組合を設立し，調整規定を定めて農林大臣の認可を受け，不況克服のための調整事業（不況カルテル）と品質改善のための調整事業（合理化カルテル）を行なうことが出来る。また農林大臣は特に必要と認めるとき，アウトサイダー規制命令を出すことが出来る。

② 密殖改善措置　農林大臣は密殖により品質が著しく低下，またはそのおそれがある場合，密殖改善計画を定め告示する。この場合，必要があれば農林大臣はその密殖海域に敷設する筏数の限度を定め，これを超えないための共同行為を実施すべきことを指示することが出来る。

2. 調整組合，同連合会の設立

真珠暫定措置法の成立にもとづき，45年6月には三重，長崎，愛媛，大分，熊本，鹿児島，福井の真珠生産主要7県に真珠養殖調整組合が設立され，これを母体として同年6月18日，全国真珠養殖調整組合連合会が設立，同8月12日に認可されて，同9月17日，各県調整組合に係る調整規程並びに同連合会の総合調整規程についての農林大臣の認可を受けた。

これにより42年以来不況対策としての生産調整は，全真連が中心となって指導してきた夏期2ヶ月操業中止，100日挿核，1日実働8時間の自主的制限は45年度より調整組合，同連合会に引継がれ，総合調整規程の下で45～49年度の間，不況事態を克服するための安定事業（不況カルテル），品質改善事業（合理化カルテル），密殖改善事業を実施し，この実施に当っての違反者には過怠金を課すなどの法律的な拘束をした。その主なものはつぎのとおりである。

1. 真珠暫定措置法に基づく不況カルテルとしては

(1) 真珠貝の挿核施術の時期及び時間の制限として

㈠ 年間　130日以内（45年度），100日以内（46～47年度）

㈡ 厘珠及び細厘珠は，実績者にかぎり年間170日以内（45年度），130日以内（46・47年度）……（新規生産を認めず）

㈢ 1日の実作業は，8時間以内（45～47年度）

(2) 過剰な部分についての廃棄，その他の処理をすべき数量，及び当該処理の方法に関する制限として（45～47年度）

㈠ 出荷の確認

㈡ 過剰部分の処理方法の制限（低品質真珠の無償供出制度）

㈢ 過剰部分の処理数量の制限（基準数量のサイズ別係数による上記数量の算出制度）

規定により出荷の確認を受けさせるべき真珠の大きさ区分	係　数
大（直径8ミリ以上），中（直径6ミリ以上8ミリ未満）	0.3
小（直径5ミリ以上6ミリ未満）	0.2
厘（直径3ミリ以上5ミリ未満）	0.1
細厘（直径3ミリ未満）	0.05

(3) 陸揚時期の制限

10月10日以前の陸揚禁止（46～47年度）

2. 真珠暫定措置法に基づく密殖改善計画の公表（合理化カルテル）

真珠の輸出不振の一因として真珠品質の低下傾向が指摘されているが，この主な要因としての真珠養殖いかだの敷設密度の適正化を図るため，同法に基づき行政庁指導のもとに三重県3湾（的矢湾，英虞湾，五ヶ所湾），愛媛県2湾（三浦湾，御荘湾）についての密殖改善計画が定められ公表された。（昭和46年6月7日農林省告示第897号）

以上これらの事業を不況対策の一環として実施して来た結果，47年度には真珠の生産量も急速に減少し，需給の不均衡は一応解消され，輸出状況も好転の兆しを見せてきた。これに伴い低迷していた浜揚価格も急上昇し，長かった不況から次第に回復傾向に入った。

そうした情勢下，48年度からは水産庁の意向も勘案し不況カルテル行為は中止した。しかし，真珠の品質改善は今後とも努力する必要があるので合理化カルテルに係る調整活動を48・49年度まで引継ぎ実施した。

なお，全調連及び各調整組合では，自主的品質改善事業として毎年下級粗悪真珠の廃棄を実施した。

◎ 下級真珠の集荷廃棄実績

	昭和 年度 45	46	47	48	49	50	51	52	53	54
三重県	886	650	572	549	465	369	477	425	384	352
愛媛県	654	524	544	366	287	266	311	355	541	529
長崎県	920	386	590	434	451	103	469	448	418	474
熊本県	—	170	149	157	169	66	231	108	121	105
大分県	—	117	50	106	48	40	38	39	—	—
計	2,460	1,847	1,905	1,612	1,420	844	1,526	1,648	1,464	1,460

第３節　不況脱却 — 安定成長期

昭和42年度以来実施してきた100日挿核等の生産規制諸対策に加え，経営不振による廃業，事業縮少等が減産を加速させ，46年度にいたり生産量は２万貫の大台を割ってようやく供給過少に転じ，これを反映して47年度浜揚価格は前年比50％増の大巾上昇となった。これは過去５年間不況深刻化のなかで呻吟してきた生産者及び系統組織にとって実に待望久しき高価格の出現であり，誠に感無量のものがあった。

この価格上昇により全真連では懸案の調保珠処分について明るさを増し，翌48年度の放出においては，初年度のため加工流通業界にも調保珠（古珠）購入に警戒心が強く７ミリ珠は39貫の販売に終ったが，49年度からは毎年の値動きに一進一退はあったものの安定成長の基調に支えられて毎年大量の放出を実施，52年度までの４年間に，3,396貫を販売，6,649百万円の売上をあげることができた。この結果，52年度末の調保珠在庫は７ミリ珠945貫に圧縮され，農中債務を完済し，出品組合に対し精算追加払代金の一部として52年12月に896百万円を内払いした。

このように全真連の行手が年毎に明るさを増していくさなかの50年８月，全真連どん底の苦しみを一身に担い不況克服の陣頭指揮にあたられた佐藤忠揚会長が薬石効なく他界されたことは，誠に痛恨の極みであった。後任会長には森正男副会長が選任され，調保珠の最終処理と関連諸問題の解決に当ることとなった。

当初，53年度中には調保珠残量の放出を終るべく準備を整えていたが，同年春に加工流通業者の倒産が発生し，昨52年秋以来軟調気味に推移してきた市況は，連鎖倒産も多分に懸念されて先行不安が広まり，このため調保珠放出見合せの気運が加工業界を中心に強まった。全真連では業界の意向もふまえつつ，秋の浜揚対策の視点から放出見合せを決定，翌54年度に全量の放出を終えた。

調保珠放出終結後に迎えた54年産新珠の浜揚においては，金銀貴石類の世界的高騰に追随して真珠の海外需要が急増し，浜揚価格は前年比50%増の大巾上昇となり，放出による流通在庫圧迫，市況低迷を誘発することなく，調整保管事業が有終の美を飾り終結したことは誠に幸いであった。

一方，調整保管珠精算金の一部を将来の業界安定振興のための基金に充てる，いわゆる基金構想（第５章で詳述する）は，まず52年12月の臨時総会において「特別手数料として，販売益の25%を将来のために留保する」ことを決定し，さらに系統共販所要資金の円滑な調達に資する債務保証機関設立と出捐を54年５月の通常総会で決定，水産庁のご指導，ご支援により54年11月「財団法人全国真珠信用保証基金協会」が設

立された。

全真連の財務収支は調保珠処理促進に応じ好転し，52年度には繰越欠損金を全額補塡，54年度には調保珠の最終処理により230百万円にのぼる創立以来最高の剰余金をあげた。この剰余金処分にあたっては会員組合の長年の支援協力にこたえるべく，出資配当11,324千円，特別配当146,623千円を実施した。

A　販売事業

47年度に入ってからの輸出状況は，数量では一進一退であるものの総金額価格においては明らかに増大し，今後の浜揚価格は大いに期待するところであった。ことに生産部門においては，本年も浜揚価格が低迷するようであれば今後の養殖事業の継続も不可能な事態にまでおいつめられることになり，浜揚価格3割アップ実現を目ざし，9月下旬から10月にかけて，佐藤会長を始め各理事が積極的に浜廻りを行ない，共販施策の協力や，最近問題化している浜売りの事態を重視して，系統集荷体制の結束を図ることを呼びかけた。

こうした中で浜揚期に入り，各地での入札会は異常な高値で活発に取引され，昨年度価格の50%以上の値上りをみ，当初予想した減産傾向と流通段階における在庫不足を必要以上に反映した感じであった。また，翌年度においても浜揚価格は，前年を上回る上昇となった。

なお，48年度集荷開始を迎えるに当り三重地区では10月29日，伊勢市真珠会館において，また西日本地区は11月13日，信漁連宇和島支所において，それぞれ第1回の浜揚価格のサンプル評価会を開催した。これまでは，各組合段階にて基準価格を検討してきたが，本年より両地区にて各組合から新しい浜揚珠を持ち寄り，各組合の評価委員等も交え，先の理事会で決定した前年価格の30%アップを基準に価格サンプルを作成して各組合の結束を固め，価格向上に努めた。過去にも1号品集荷の評価サンプルはあったが，実体価格とは幾分異なっており，その点では新たなサンプル評価会の果す役割は大きく，以後毎年続けられているが，その成果は価格対策上欠くことのできないものとなっている。

一方，49年度には，前年度迄の異常な高値による反動や7・8ミリ珠の調整保管珠放出販売による影響も加わり，価格は大幅に値下りした。特に49年度7ミリ調保珠販売は，在庫品のうち最も価格の安いものから販売したことや，次回にも比較的安いものから放出されることの見通しから，買手間では，買控え傾向となり，値下りが大きかった。

しかし，こうした事態も50，51年度にかけては輸出並びに国内販売の好調さに支えられ，再び浜揚価格は大巾に上昇した。

53年においては，円レートの高騰を始め，流通加工業者の倒産により，販売環境は厳しい情勢にあった。この対策として「ならし販売」を中心に価格対策を推進することになった。このならし販売は，西日本地区真珠共販会議において提案され，全国的に実施する運びとなったものであり，この結果，浜揚価格は終始弱含みながら大きな値下りも見せず推移した。

なお，52，53両年度には，日本真珠輸出組合，日本真珠輸出加工組合連名により生産者団体に対し，当面する浜揚対策等についての要望書を受け回答を求めて来た。これについては，52年度は会員組合の意向を取りまとめ，また，53年度は，西日本地区真珠共販協議会の総意としてそれぞれ回答した。

要　　望　　書

日本真珠輸出加工協同組合及び日本真珠輸出組合は去る９月21日神戸に於いて合同役員会を開催，浜揚時期を目前に控えて諸問題を討議致しました。その結果，次の諸点を生産者及び生産者団体各位にお願い致すことになりました。

就きましては昨今の内需伸率の減退，円高等に基づく流通部門の厳しい現状に対応すべく，差し当たり流通機構の円滑化を計ることが肝要かと思われます。

さらに業界の将来への展望と相互信頼を深めるためにも，この際能う限りの御配慮を皆様方にお願い申し上げる次第でございます。

記

1. 本年度の入札会開始時期とその期間について

入札会の開始時期は浜揚入札会全般を通し，早くとも12月からとし，以後集中的に開催せず，３月末まで長期にわたって開催するよう御考慮願います。又，支払期日についても是非延長をお願い致します。

2. 保証金制度について

取引保証金として取引金額の10％相当額を差し入れている保証金制度は，買い手側にとって負担が重く感じられますので，その点御考慮願います。

3. 金利負担について

買い手側に於ける全面的な金利負担は是非再検討をお願い致します。

4. 神戸で１ヶ月に１度の浜揚珠入札会開催について

神戸の日本真珠会館は我が業界のため，昭和27年設立以来今日まで使用して参りましたが，此の度県庁の通達により，真珠会館が県有財産である為，愈々来年３月末日をもって立ち退くよう公式

文書を受け取っている現状であります。

その第一の理由は公共的利用が充分になされていないということにあります。従って，4階の入札会場をもっと多く利用する必要に迫られております。その一端として，今まで東京で行なわれておりました加工協同組合の入札会も2ヶ月に一度神戸で開かれることになりました。

先輩達が残された歴史ある，又意義ある真珠会館を皆様の御協力で残したく思います。さらにこれを機会に往年の活気ある市場を再現する為にも真珠会館を設立当初の状態に戻すことは元より，今や業界挙げて流通部門の盛り上げをはかる時期に到来しているのではないかと考えられます。

どうぞ私共の意のあるところをお含みいただき，ここに生産団体各皆様方のご協力並びに御検討をよろしくお願い致すところでございます。

以上に就きまして親しく参上の上，御説明申し上げなければならない所ですが取りあえず書面をもって御要望申し上げる次第でございます。

昭和53年9月28日

日本真珠輸出加工協同組合
理事長　田崎俊作
日本真珠輸出組合
理事長　金井厚

全国真珠養殖漁業協同組合連合会
会長　森正男　殿

（回　答　書）

昭和53年10月20日

日本真珠輸出加工協同組合
理事長　田崎俊作　殿
日本真珠輸出組合
理事長　金井厚　殿

全国真珠養殖漁業協同組合連合会
会長理事　森正男
愛媛県漁業協同組合連合会
会長理事　藤原勘一

貴組合のご要望について回答

平素，浜揚真珠の系統共販事業につきましては，格別のご支援ご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

先般，貴組合から当会及び関係組合に提出されました9月28日付ご要望書につきましては，早速関係組合と協議し，慎重に検討いたしました結果，生産者団体側の意向を下記のとおりとりまとめまし

た。

貴組合のご要望に対し十分沿いえない点もございますが，生産者団体側の立場もご理解を賜わり何卒ご了承願いたく生産者団体を代表しご回答申し上げます。

なお，私共は本年度の浜揚対策として，ならし販売ならびに下級品廃棄を積極的に推進し，浜揚価格安定をはかる所在でございます。

本対策は，西日本地区会議，全真連理事会等において本年度の販売方針として採択されているところでありますが，下級品の供出廃棄につきましては，既に愛媛県漁連，愛媛，長崎両漁協が，総生産量の２０％を，三重県真珠養殖漁業協同組合連合会傘下の組合が，大中珠20%，小厘珠10%の廃棄実施を決定しており，全国的に約1,500 貫以上の下級品廃棄が実施される見込でございます。

つきましては，本対策の趣旨をご了承賜り，本年度の浜揚真珠の販売円滑化に格段のご支援ご協力くださいますようお願い申し上げます。

また，浜揚真珠の流通円滑化に資する見地から，生産者団体も真珠の末端需要動向，流通在庫状況等を把握していく必要もあろうかと存じますので，流通関係についての適切な情報提供を賜わりますようあわせてお願い申し上げます。

記

1. 販売時期の分散長期化について

販売開始を12月以降に繰延べるご要望につきましては，各地の入札日程編成の都合上，困難であり別紙入札会日程表のとおり三重県は11月15日から，西日本地区は，11月24日から，それぞれ開始せざるをえませんが，販売期間につきましては，ご要望の線に沿うべく年内35%，年明け後３月までに35%，４月以降30%の販売計画を実施する予定でありますので，ご了承願います。

しかしながら，本件の成否は年明け後の値動きが大きく影響するところでございますので，貴組合の格段のご配意ご支援をお願いいたします。

なお，手形期間延長のご要望につきましては，販売期間の分散長期化により実質的に手形期間延長効果が派生するものと考えますので，手形期間は従来どおりの取扱いをご了承願います。

2. 取引保証金について

従来どおりの取扱いをご了承願います。

3. 手形金利について

現金取引の建前から，手形金利は従来どおり，買手ご負担をご了承願います。適用金利につきましては，最近の金融情勢等も勘案し，極力低金利で対応させて頂きたく，本年度は，各連合会，組合とも現在のところ6.75%で実施する予定でございますのでご承知願います。

4. 神戸の入札会について

各地の入札会日程編成の都合上，12月には実施できませんが来年１月には，極力早期に開催する予定でございます。

なお，西日本地区真珠共販協議会は，愛媛県，長崎県の真珠組合及び愛媛県漁連が中心となり，西日本地区真珠関係組合の共販担当者による情報交換及び販売対策の検

討，反省の場として第１回を49年10月，別府において開催した。その後，毎年開催が重ねられるうちに集荷販売期を前に各組合長，販売役員同席のもと，会議内容も次第に充実し，現在では西日本地区共販協議会と改称し，生産見込量の把握，各地入札会日程の決定をはじめとした共販対策の重要な会議となっている。

54年度においては，調整保管珠販売を６・７月と２回の入札会並びに一部販売未了分の示談販売を行い，10月には全量販売を完了した。

そうして調整保管珠が一掃されたことに加え，海外需要の好調，特に対米輸出が前年比倍増する好実績や，金銀貴石類の世界的な高騰などの好材料に恵まれ，各地での入札会はいずれも活況を呈し，浜揚価格は前年比で各サイズとも大巾に上回り，総平均取扱単価は42%の上昇となった。

1. 入札会の開催

47年度より国，県の協力のもとに，系統共販の強化を推進すべく共販管理費の助成金が各会員組合に交付されることになり，併せて当会では，売り急ぎによる値崩れ対策として「価格保証制度」を実施して入札会における価格対策を行なった。

この制度は，入札会において入札価格が不当に安いと全真連が判断したとき，出品者の同意により一時入札額の80%を販売仮渡金として支払い，当会が入札額を販売の最低価格保証するという，防波堤的な「価格保証制度」を準備した。その他，本年度より販売手形サイトを90日から120日に延長するなどの販売助長も講じた。ところがいざ浜揚期に入ると，各地での入札会は異常な高値で活発に取引され，「価格保証制度」を利用するまでもなく終始高値安定で推移し，伊勢入札会平均単価では，前年比76%増，更に翌48年度にも別表のとおり，浜揚価格は更に前年比27%の上昇をみた。

しかし，浜揚価格は上昇したものの入札会出品は減少傾向を示し，ついに伊勢入札会においては，50年度以降には年２回の開催にまで落込んだ。また，同様に神戸入札会においても年１回の開催すら難しくなり，最近では53年に買手側からの要望により開催した１回に終っている。これは，47年度浜揚価格の上昇によって各地での入札会が頻繁に行なわれる様になり，特に三重県内においても50年に入っては大部分の単協が開催する様になったためである。

54年には，海外需要の急増，国内景気の回復等により伊勢入札会の取扱単価は前年比54%上昇し，このため全真連の総取扱高も別表のとおり約37億円をこえた。特に54年伊勢入札会開催にあたっては三真連を始め会員組合の協力により前年の実績を大幅に上回ることができ，衰退傾向を続けていた伊勢入札会にも一時回復変化をみることが出来た。

（神戸入札会）

年度	数量	金額	@	回数
	瓦	円	円	
47	36,249	47,859,300	1,320	1
48	38,210	94,418,900	2,471	1
49	—	—	—	—
50	40,700	113,617,800	2,791	1
51	—	—	—	—
52	—	—	—	—
53	20,439	73,939,000	3,617	1
54	—	—	—	—

（伊勢入札会）

年度	数量	金額	@	回数
	瓦	円	円	
47	117,213	172,454,600	1,471	7
48	89,094	167,176,300	1,876	6
49	52,660	85,404,000	1,621	4
50	40,638	88,857,000	2,186	2
51	52,051	108,531,400	2,085	2
52	33,928	64,688,000	1,906	2
53	34,127	60,539,000	1,773	2
54	187,743	514,395,050	2,739	5

2. 示談取引

47年度以降，現地入札会が頻繁に行なわれ，特に三重地区においては全真連の手形限度枠を大いに活用し，これらをすべて示談取引として全真連の共販にあげた。このため，伊勢，神戸入札会の衰退の中にあって，共販総取扱での示談取引実績の割合は下記のとおり例年90%以上をしめるようになり，ますます示談取引に対する依存度が高くなっている。このため各地区における入札会には連日職員が出向きその販売にあたった。

（示　談）

年度	数　　量	金　　額	@	2号品総取扱に占める割合
	匁	円	円	%
47	1,343,302	2,062,147,789	1,535	90
48	1,213,092	2,489,643,673	2,052	90
49	1,259,788	2,107,254,615	1,672	96
50	1,010,758	2,281,611,848	2,257	91
51	1,057,194	2,741,082,712	2,592	96
52	1,269,051	3,025,548,590	2,384	97
53	1,117,285	2,373,565,375	2,124	94
54	1,053,232	3,276,327,990	3,110	86

B　全国真珠品評会

わが国独自の輸出産業である養殖真珠の品質向上と真珠事業安定を図る目的から，あこや貝産真珠品評会を全真連，振興会の共催により，52年３月15日の第１回から，全国規模で実施することになった。

この行事は，かって昭和37～42年当時，振興会主催によって，全国的な行事である農業祭参加の真珠品評会として実施されていたものだが，その間長びく真珠不況により約10年間中断，51年度には不況の回復化もみられたため，この行事を復活することになった。

第１回開催以来，概略つぎの要領で実施されている。

主な要領

(1)　出品物の範囲

開催年度の11月以降に浜揚したむき落し珠

(2)　浜　揚　珠

同一区域（漁場）内のくろ貝100貝を真珠漁協職員立合の上，むき落し全量を出品する。

(3)　出品手続

全真連傘下の真珠漁協，並びに愛媛県漁連傘下の漁協でとりまとめ，あらかじめ予選の上，上位５位迄を予備審査迄に出品する。

(4)　審査及び表彰

別に定める審査要領により審査し，その結果優良と認められるものに農林水産大臣賞，水産庁長官賞を始め各賞を授与する。

品評会入賞者

第１回　（昭和52年３月15日開催）

受賞名	出品番号	組合	氏名
農林大臣賞	No. 9	愛媛県真珠組合	伊予真珠㈱
水産庁長官賞	No. 2	愛媛県漁連	小幡照美
日本真珠振興会会長賞	No. 30	愛媛県漁連	寿崎彰
全国真珠養殖漁業協同組合連合会会長賞	No. 15	愛媛県真珠組合	柴田実
日本真珠輸出加工協同組合理事長賞	No. 10	愛媛県真珠組合	内田武
日本真珠輸出組合理事長賞	No. 31	長崎県真珠組合	㈲大長崎真珠
日本真珠小売店協会会長賞	No. 21	対馬真珠組合	大洋真珠㈱
愛媛県漁業協同組合連合会会長賞	No. 22	立神真珠組合	原条周平

第２回　（昭和53年２月20日開催）

受賞名	出品番号	組合	氏名
農林水産大臣賞	No. 1	長崎県真珠組合	㈱上村真珠
水産庁長官賞	No. 10	愛媛県漁連	田中徳市
日本真珠振興会会長賞	No. 13	愛媛県真珠組合	伊予真珠㈱
会国真珠養殖漁業協同組合連合会会長賞	No. 8	愛媛県漁連	清家亮一
日本真珠輸出加工協同組合理事長賞	No. 31	神明真珠組合	大東宗三郎

日本真珠輸出組合理事長賞	№17	愛媛県真珠組合	浅田真珠㈲
日本真珠小売店協会会長賞	№16	愛媛県真珠組合	柴田　実
愛媛県漁業協同組合連合会会長賞	№21	愛媛県真珠組合	内田　武

第3回　（昭和54年3月16日開催）

受賞名	出品番号	組合	氏名
農林水産大臣賞	№4	長崎県真珠組合	㈱上村真珠
水産庁長官賞	№24	愛媛県真珠組合	伊予真珠㈱
日本真珠振興会会長賞	№5	長崎県真珠組合	中村成已
全国真珠養殖漁業協同組会連合会会長賞	№26	愛媛県真珠組合	浅田真珠㈲
日本真珠輸出加工協同組合理事長賞	№2	長崎県真珠組合	㈲マルヤマ真珠
日本真珠輸出組合理事長賞	№21	愛媛県真珠組合	開宝真珠㈲
日本真珠小売店協会会長賞	№14	愛媛県漁連	本多利弘
愛媛県漁業協同組合連合会会長賞	№1	長崎県真珠組合	㈲平尾真珠
佳作	№11	愛媛県漁連	堀田豊年
佳作	№28	愛媛県真珠組合	大月真珠㈱
佳作	№9	愛媛県漁連	坂本権三郎

第4回　（昭和55年3月19日開催）

受賞名	出品番号	組合	氏名
農林水産大臣賞	№17	長崎県真珠組合	㈲古田真珠

水産庁長官賞	№18	長崎県真珠組合	㈱上村真珠
〃	№14	愛媛県真珠組合	浅田真珠㈱
日本真珠振興会会長賞	№19	長崎県真珠組合	西村真珠㈲
全国真珠養殖漁業協同組合連合会会長賞	№21	長崎県真珠組合	㈲マルヤマ真珠
日本輸出加工協同組合理事長賞	№24	布施田真珠組合	中村松次
全国真珠信用保証基金協会理事長賞	№22	愛媛県漁連	小幡照美
愛媛県漁業協同組合連合会会長賞	№4	愛媛県真珠組合	伊予真珠㈱
佳作	№13	愛媛県真珠組合	大月真珠養殖㈱
佳作	№20	長崎県真珠組合	石田水産化工㈲

C　真珠貝へい死問題シンポジウム

近年全国各地で養殖中の真珠貝のへい死率が急激に増大する傾向にあり，しかも従来比較的好漁場とされている海域においてもこの現象があらわれている。真珠貝のへい死対策としては，まず要因の解明を必要とするところであるが，この要因は非常に複雑であることから，現状では適確な解明には至っていない。

この様な状況下にあって，昭和49年12月21日開催の第34回真珠審議会においても，業界選出の各委員より，へい死増大が真珠養殖経営に重大な影響があるとし，その実情報告と合わせてその対策を提起した。これに対し，水産庁としても本問題についての考え方を次のようにまとめた。

(1) へい死率増大の実態について資料等も出来る限り整備しつつ，十分明らかにし，共通の認識にすることが必要である。

(2) へい死増大の要因も決して単純ではないと考えられ，又夫々に関する科学的な知見も必ずしも現状では十分でないと思われているので，

㋑ 出来る限りの衆知を集めて検討を進めること

㋺ 問題点を整理し，広く関係者の協力によって究明を進めることが重要である。

(3) この意味でシンポジウム開催は適切な企てであると考え，十分に論議をつくし，共通の認識をひろげること，要因究明に出来る限り接近することを期待する。

(4) 水産庁としても，真珠研究所をはじめ，関係機関と協議のうえ，この問題についての取組みを強めて行きたい。

以上の経緯から昭和50年4月10日には，水産庁の協力のもとに本会主催の第1回真珠貝へい死問題シンポジウムを東京コープビルにて開催することになった。当日は，水産庁をはじめ，国・県の関係官庁，研究機関，学識者，金融機関，業界各団体及び生産者等60余名が出席し，座長に水産庁沿岸課専門官丹下氏を選び，まず三重県，熊本県，長崎県，愛媛県の業者代表者によるへい死増大の実情報告並びに国立真研，三重県水試から調査研究の発表があった。次いでこれらの報告をもとに

① へい死率増大の原因

② へい死対策の基本方向について

をテーマに討議が行われた。

各地区代表の意見発表者

神明真珠組合　竹内和郎

神明真珠組合　大東道夫

神明漁場の観測結果よりみた汚染とへい死状況について

あご湾を守る会　（水産高校教諭）松井孝次

英虞湾定期観測からみた汚染の進行状況について

五ケ所真珠組合　幸田隆

五ケ所湾の養漁汚染とへい死関係について

熊本県真珠組合　松本慶重

天草海域の水質分析からみたあこや貝のへい死率

長崎県真珠組合　上村治

長崎県の環境海域の変化とへい死率増加の関連について

愛媛県真珠組合　武宮昭

ハマチ養殖と諸排水が環境海域の生物組成に与える影響

さらに，昭和54年12月には振興会・全真連の連名で水産庁に対し，母貝の優良品種開発，へい死の生理機構解明とその防止対策に関する研究を要望した。これに対し翌55年9月，水産庁から真珠の研究と技術指導に関する水産庁の今後の方針が示された。要するに業界の要望事項の実現には，官民一体となって長期的に研究を行なう必要があるわけであり，全真連では振興会及び愛媛漁連と提携して今後の調査研究体制を早急に整備することとなった。

日真振会発第１１８号
昭和 54 年 12月24日

水産庁長官
今　村　宣　夫　　殿

社団法人　日本真珠振興会
会　長　　本間利章
全国真珠養殖漁業協同組合連合会
会　長　　森　　正男

要　　望　　書

最近の母貝は，貝殻が薄いため挿核時の貝割れが多いほか，寄生虫（ポリドラ）の侵入により内面が損傷され易く，しかも環境変動に対する低抗性が弱く施術貝のへい死率が大きいため（別紙参照）良質真珠を生産できない傾向にある。

また，以前は，アコヤ貝が棲息する海域なら何処でも天然稚母貝が採取できたが，ハマチ養殖等への転換によるアコヤ貝養殖漁場の縮少，産業排水・生活汚水等による漁場汚染の進行，抑制仕立を主体とした真珠養殖技術にもとづく母貝排卵量の減少等の諸要因がからんで，アコヤ貝自性海域は激減し稚母貝を入手することが困難になっているのが現状である。

この現状を打破し，日本国内の真珠養殖業界を健全に発展させるために，真珠養殖業界は養殖研究所および県立水産試験場に対して，下記事項に問題意識をおいた基本的研究を取り上げていただき，適切な養殖業界指導を強く要望する。

記

1. 母貝の優良品種開発
2. へい死の生理機構解明とその防止対策

（別　紙）

53年度当年もの作業貝へい死状況調査表

三重県真珠養殖漁業協同組合連合会

組合別	作業月日	調査作業貝数	サイズ別	核入ケ数	浜揚日	死亡貝数	死亡率	備考
神明	53.5.15～25	1,000個	1.6～1.7	2ケ入	53.12.18	360	36%	
立神	6.13～15	1,000	1.5～1.6	〃	54.1.14	185	18.5	うす巻のため越年する
阿児町	4月～5月	1,000	1.8～1.9	〃	53.12	343	34.3	
	6月～7月	1,000	1.5～1.7	〃		500	50	
	9月～10月	1,000	1.5～1.7	〃	54.1	236	23.6	
船越	4月	1,000	5ミリ	2	53.12	400	40	
	5	1,000	4	3	〃	380	38	
	6	1,000	3	5	〃	500	50	
	7	1,000	2	5	〃	300	30	
	8	1,000	2	5	〃	200	20	
片田	6.10	1,000	3ミリ	5	53.12.3	389	38.9	
間崎	5.1～10	1,000	1.5～1.7	2	11.23	350	35	
	〃	1,000	2.3	1	54.1.20	450	45	
五ケ所	5.5～10	1,000	1.6～1.8	2	53.12.2	380	38	
波切	6.15	1,000	1.4～1.6	2	53.12.28	159	15.9	
御座	5月	1,000	1.7～1.8	2	11.30	270	27	
	6月	1,000	1.8	2	54.1.30	310	31	

昭和54.2.5

５５水振第２５９０号
昭和55年９月２日

全国真珠養殖漁業協同組合連合会
会長　森　正男　殿

水産庁長官

真珠の研究・指導についての要望について

真珠に関する研究等について，当庁として別添のとおり「真珠に関する研究並びに技術指導の今後の進め方」をまとめたので，通知する。

なお，貴連合会にあっても真珠研究等に関する情報収集に努められ，これら情報について当庁に報告されるよう励行願いたい。

真珠に関する研究並びに技術指導の今後の進め方について

1. 問題の所在

昭和54年12月，真珠業界関係者から，業界の健全な発展を図るため，必要な研究並びに指導を促進するよう水産庁長官あて要望書が提出された。本要望書のなかで業界が指摘した問題点は，

1）母貝の優良品種開発

2）へい死の生理機構解明と，その防止対策

の２点である。

これらの問題提起をうけて，養殖研究所内で，技術的見地から真珠養殖の現状の検討が行われ，以下の諸問題が摘出された。

1）母貝については，近年，種苗主産地の局地化，母貝の若令化，採苗における大型系群指向と，それに伴う採苗期の早期化傾向が顕著となり，これらが相まって，母貝の形質を変化させ，それが同時に，真珠の品質，歩留りに悪影響を与えている。

2）養殖貝のへい死率の増大は，前述した母貝の形質劣化に伴うものと考えられるが，同時に，現場技術に内在する欠陥，給餌養殖や陸上からの生活・産業廃水による環境汚染等も無視できない

要因であると判断される。

2. 問題への対応の仕方

以上のような真珠養殖業の現状と，さらに，養殖研究所の新設にともなう国の真珠研究態勢の変化をふまえつつ，将来の真珠生産技術の安定的発展を図るために以下のような方向づけが必要と考える。

(1) 現場における生産技術の改善と指導の進め方

1) 母貝の質や，環境条件の悪化に対応して，さしあたり，現行の現場技術に内在する問題点をを見直す必要がある。今日迄の知見にてらしてみても，

① 地域別，天然採苗貝の，環境ならびに養殖管理に対する耐性等についての情報

② 天然採苗した稚母貝の選択と，その養成技術

③ 人工採苗に用いる親貝の選別方法

④ へい死を減少させ，真珠形成を促進させるのに有効な手法として現在行われている仕立て，挿核，養生，養殖管理等の諸技術

⑤ 漁場条件の突発的変化に対処するための緊急方策

等については，現行の知識，技術に種々の問題があり，その再検討ならびに改善の必要が指摘される。

2) ただし生産技術の改善方向については，その基礎となる考え方や効果をめぐって，関係者間で，必ずしも意見の一致をみていない部分があり，今後さらにその科学的基礎を固めてゆく必要がある。

3) このような生産技術の改善や，養殖業者の技術指導について，今後は関係各県水産試験場並びに業界の指導組織を軸として，その促進を図ってもらいたい。また，関係各水産試験場においては将来にむけて，真珠の生産技術に関する専門家を育成してほしい。

4) 上述の対応組織は未だ十分には確立していないと判断されるので，当面の間は養殖研究所としてこれに協力してゆく用意がある。

5) 将来においても，養殖研究所は，基礎研究の成果や技術情報の提供を通して，養殖業者の指導に協力する。この活動を含め，養殖研究所として業界に対し，統一見解を示す必要があるときは，大村支所を窓口として対応する。

(2) 基礎研究の進め方

1) 将来における真珠研究のねらいは，よりよい生産環境を探究しつつ，多様化する真珠への需要に対応して，計画的かつ，安定的に真珠を生産し得る技術を開発することである。このような観点から，養殖研究所を中心に，これらの技術の組み立てに必要な基礎研究課題を摘出・整理し，その解明に当る。

2) 養殖研究所において当面取り組みを考えている基礎研究課題は以下のとおりである。

① 環境条件と調和のとれた養殖技術の確立（真珠貝の環境適応メカニズムと適応限界の解明）

i) 外とう膜の果たす諸機能の解明

ii) 行動と体制からみた環境への適応様式の解明

iii) 環境変化に対応した代謝生理機序の解明

iv) 環境変化に対応した成熟産卵機構の把握

② 真珠貝の形質改善と，その生産技術への利用

i) 真珠貝の育種（好ましい形質をもった品種の作出）

ii) 組織倍養技術の確立と，その移殖技術への応用

3) 養殖研究所・大村支所では，所内で行われた真珠に関する基礎研究の成果を横断的に整理しておく。同時に，外部での研究や技術の動向に関する情報の整理や，それに関する考察を行い，基礎研究の成果を技術化するための諸問題について検討を進める。

3. 研究サイドから業界への要望

養殖研究所は，全国を対象として，真珠以外の諸問題についても対応を求められている。このような新しい研究体制のもとで，研究サイドの生産現場についての理解を深め，研究問題のより適確な把握を期待するためには，真珠業界側で情報収集活動を強化し，問題の摘出に努めてもらう必要がある。そのため，

1) 業界自体が指導活動を充実させるとともに，資料の収集も自ら行う方向で組織の整備を図ってほしい。

2) また，上記活動の窓口担当者を示してほしい。

3) 因みに，研究問題の把握，技術指導に役立つ資料を示唆すれば以下のとおりである。

① 真珠貝の作柄に関するなまの資料

i) 全国を対象とした稚貝，母貝の採苗，採取の現況と作柄にかんする資料

ii) 産地別にみた養殖貝の作柄，へい死の実況と漁場環境にかんする資料

② 産地別にみた浜揚げ玉の品質，生産量にかんする資料

第4章　調　整　保　管　事　業

第1節　事　業　の　展　開

昭和41年6月，これまで好調に推移してきた真珠輸出が前年比減少に転じて以来，この輸出不振は逐月深刻化して，42年春には浜揚価格の低落にまで波及し，同年秋の浜揚価格不安が急速に高まってきた。このため全真連では挿核シーズンを迎えるなかで，急拠3割減産を目標に2か月の挿核休止を決定，会員組合を通じ生産者への周知徹底をはかる一方，秋の浜揚対策を如何に進めるか，暴落，市場混乱の回避を求めて事態が悪化するなか，次の日程で真剣な討議が進められた。

42. 6. 2	理事会	42. 8.16	集荷販売委員会
26	〃	24	〃
7.13	集荷販売委員会	9. 7	〃
14	理事会	〃	理事会
〃	組合長会議	8	臨時総会
23	理事会	〃	組合長会議
8. 8	〃	11	集荷販売委員会
9	集荷販売委員会	30	〃
		10. 1	理事会

この浜揚対策検討にあたっては，山本勝事業者協会長を始め西岡光夫，森正男，荻原孝之の各相談役等が随時参加して行なわれたが，基本的には全真連による全量集荷を前提に，過剰真珠の凍結すなわち調整保管を実施する以外に，浜揚価格の暴落，市場混乱は不可避であるとの結論に達した。

とくに7ミリ珠については山本勝事業者協会長の『42年度は7ミリ珠が15,000貫浜揚されるが，これを3年前の8,000貫の生産水準に押えないと市価維持は困難』との指摘のとおり，調整保管の中心をなすところから，事業者協会会員の自家生産分を含め，全真連が全量無条件集荷し，半量を年度内販売，残り半量を1年以上長期凍結することとし，10月1日の理事会で42年度の集荷販売方針を最終的に次のとおり決定した。

これがその後の全真連事業にとって，あらゆる意味で大きな核となって推移してきた，いわゆる「調整保管事業」のスタートということになる。

A 集荷販売方針

(1) 集荷・販売実施要領

一号品(A)七ミリ珠以外

1. 一号品(A)の定義

一号品(A)は無条件委託を約定して集荷する真珠であって販売処理権は本会が持つが，販売価格，販売先，販売時期など販売方法については本会と単協で協議して行ない，精算は単協別の共同計算の方法で取扱うものをいう。

2. 取扱基準

(イ) 一号品(A)の範囲

ケシ及び七ミリを除いた九ミリ未満の全サイズを一号品(A)として取扱う。

(ロ) 出品の金額

一点の評価額が一万円以上であること。

(ハ) 出品の形

原則としてサイズ別に処理するが浜揚げの姿を原則とする。

3. 評価

(イ) 評価方法

集荷真珠の評価は本会の定めた日に評価委員会があたる。

(ロ) 評価委員会の運営

評価委員会の運営および評価に関する細目は「集荷真珠評価規定」に則る。

4. 仮渡金

本会が評価した結果「販売委託」と決定した真珠については評価額の80%の仮渡金を支払う。

但し，仮渡金支払いの際，販売手数料及び90日分の金利を差引くものとする。

5. 販売

(イ) 販売方法

一号品(A)として集荷した真珠は入札会または示談で販売する。

(ロ) 販売価格

一号品(A)は評価額以上で販売する。

但し，市況により集荷販売委員会で協議の上それ以下で処分する場合もある。

6. 精算

(イ) 共　同　計　算

精算は単協別の共同計算とする。

(ロ) 精算の時期および方法

一号品(A)を全部販売し，その代金を回収した後精算する。

(ハ) 売上額の算出

個々の売上額の算出は総売上額に対する総評価額の比率を個々の真珠の評価額に乗じて算出する。

7. 引の場合の処置

評価会に上場し価格が折り合わず「引」になった真珠は，本会が認めた場合に限り評価会または入札会に再上場することができる。

8. 手　　数　　料

(イ) 売　手　数　料

売上額の1.8%

但し，仮渡金支払いの際，その1.8%を内入として徴し残金は精算の時受け入れる。

(ロ) 引　手　数　料

評価額の１%

「引」になった真珠を引取る場合にのみ１%を徴収する。

一号品(B)七ミリ珠

1. 一号品(B)の定義

一号品(B)は，傘下組合がその全生産量を無条件で本会に出荷し，その保管処理，販売方法は総て本会に一任し，精算は各グループ毎の共同計算の方法で取扱うものをいう。

但し，評価会終了後３日以内に正当な事由により組合長より再評価の要請があった場合は一回に限り次回の評価会に再出品することを認めるが，その場合その価格で委託するものとする。

この方法で集めた七ミリは縦割にして，半量は本集荷年度中に販売するものとし，残りの半量は一年以上調整保管するものとする。

但し，一貫メーカーもその生産量の半量を本会の一年以上の調整保管分に出荷し，残り半量のうち自家消費にあてるもの以外は単協を通じて出荷するものとする。

2. 仮　　渡　　金

本集荷年度中に販売する半量については評価の80%，一年以上調整保管するもの及びスソ珠については評価の70%とし，内10%を積立てるものとする。

3. 手数料及保管料

(イ) 本集荷年度中に販売する半量に対する手数料。

売上額の 1.8%

但し，仮渡金支払の際，その 1.8%を内入として徴収し残額は精算の時受入れる。

(ロ) 一年以上調整保管する半量に対する保管料。

調整保管に要する保険料及び評価経費として仮渡額に対し，一応0.6%を徴収するが，調整保管の期間が長期に渡る場合は改めて追徴するものとする。

4. 精　　算

(イ) 本集荷年度中に販売する半量の精算は次の三グループに分けて精算する。

①10，11月分　　②12，1月分　　③2，3月分

(ロ) 一年以上調整保管する半量は，組合系統のものと一貫メーカーのものと二グループに分け，それぞれのグループ毎に精算する。

5. 本項に定めのない事項については一号品に関する規定を準用する。

(2) 7ミリ集荷計画

	年度内販売	1年以上調整保管	計
組　　合	3,500貫	3.500貫	7,000貫
事業者協会	—	1.500貫	1,500貫
計	3,500貫	5.000貫	8,500貫

(注) 上記計画のほかクズ珠（下級粗悪品）2,500貫の集荷凍結を実施する。

(3) 一貫業者への対処方針

イ　一貫業者（協会員及びその他の一貫協者）は，全真連の1年以上の調整保管分に出荷した残りの半量のうち，自家消費分以外は組合を通じて，本年度中に販売する分に出荷する。

ロ　一貫業者は1年以上の調整保管に出品したものは，全真連の凍結解除後引取るものとする。

ハ　事業者協会員は1年以上の調整保管分（一貫業者が出品した以外の分）の半量の買付保証をする。

(4) 評価委員氏名

田辺耕治	佐藤忠揚	田辺　覚
南　平左衛門（代浦口房之）	王谷茂次	
井上啓迪	楠木三徳	高橋利栄
森　正男	荻原孝之	近田岩彦

(5) 評価基準

サイズ別・ランク別評価基準表（匁あたり円）

サイズ / ランク	2ミリ	3ミリ	4ミリ	5ミリ	6ミリ	7ミリ	8ミリ
1	1,350	1,250	900	950	1,000		2,650
2	1,150	900	800	830	950	1,400	2,200
3	1,000	800	750	870	930	1,050	2,200
4		700	680	750	900	1,050	
5			630	700	750		

B　資金対策等

全真連ではこの調整保管事業にかかる仮渡資金調達のため農林中金に借入を申込み，農林中金側では仮渡率が70～80％と高率な点に難色があったが，最終的に全真連側の希望を入れ，昭和42年10月21日，次のとおり貸出の承諾をえた。

	(1)	(2)	計
用途	真珠共計仮渡資金（年度内販売計画分）	真珠共計仮渡資金（7ミリ珠長期）	—
金額	3,360百万円	3,675百万円	7,035百万円
最終期限	昭和43年9月30日	昭和43年4月30日（乗換予定）	
担保	集荷真珠	集荷真珠	

なお，借入金最高限度は60億円であったため，9月8日の臨時総会において150億円に増額変更した。

また，金庫室の現状では集荷真珠の収容が困難となったので，昭和42年11月に6,400千円を投じて金庫室（37.52㎡）の増設とリフトを設置した。

C　昭和42年度の集荷

42年10月11日の第1回評価会を皮切りに翌43年3月21日までの間に，伊勢で18回実施したほか，長崎で3回，愛媛で1回の出張評価会を実施，延べ35日を費やして第1表のとおり8,564点，7,924貫の調整保管珠（1号品）を集荷，この評価額6.739百万円に対し5,107百万円の販売仮渡金を支出した。

（第1表）　調整保管珠県別・サイズ別集荷実績（昭和42年度）

（単位：数量匁）

	7ミリ	8ミリ	6ミリ以下	7ミリすそ	計
三重県	1,398,483	219,716	1,180,713	558,543	3,357,455
長崎県	(14,916) 788,483	111,975	3,003	299,891	(14,916) 1,203,352
愛媛県	(224,646) 572,331	94,846	62,125	(9,187) 197,859	(233,833) 927,161
大分県	251,504	39,575	9,711	48,522	349,312
熊本県	95,606	2,456	2,946	61,781	162,789
その他の県	(16,530) 157,925	96,021	11,901	42,715	(16,530) 308,562
組合合計	(256,092) 3,264,332	564,589	1,270,399	(9,187) 1,209,311	(265,279) 6,308,631
事業者協会	1.190,334	425,470	—	—	1,615,804
合計	4,454,666	990,059	1,270,399	1,209,311	7,924,435
点数	5,138点	608点	1,654点	1,164点	8,564点
評価額	千円 4,316,884	千円 1,450,261	千円 890,206	千円 81,653	千円 6,739,004
仮渡額	千円 3,178,063	千円 1,160,200	千円 712,148	千円 57,137	千円 5,107,548

(注) ①　（　）内は漁連からの集荷量で内書

②　本表には，41年度に集荷した1号品等の在庫珠で再評価のうえ本制度に切替えた119,651匁を含む。

7ミリ珠（すそは除く）の集荷については，特に愛媛・長崎・徳島3漁連からも全真連の調整保管事業に協力を頂き，256貫の出荷をうけたにもかかわらず，総体では計画比5割の実績に終わった。これは全真連側の評価に対する不満，生産者の市況に対する不安，低迷長期化判断による売却の選択，系統意識欠如等から相当量の浜売りが横行したためである。

このような7ミリ珠の無秩序な市場流入を反映して浜揚価格は各サイズとも下落，全真連取扱いの総平均価格は前年比30％安となった。また，7ミリ珠のうち，年度内

計画販売を前提に集荷した，いわゆる「短期」の1,666貫は，系統外からの７ミリ珠市場流入のしわ寄せをうけて販売が難渋し，僅か164貫の売却にとどまり，残り1502貫を次年度に繰越した結果，７ミリ珠在庫は総量で4,290貫となった。

６ミリ以下の珠は集荷量の41%，529貫を販売できたが，８ミリ珠は７ミリと同様殆んど売却できず，各サイズ別の期末在庫は第２表のとおりとなった。

（第２表）　調整保管珠42年度販売・在庫状況

（単位：匁，千円）

サイズ別	42年度販売		42年度末在庫		仮渡額	在庫数量/集荷数量 %
	数量	販売額	数量	評価額		
7組合	164,549	137,702	3,099,783	2,903,432	2,172,677	95%
ミ協会	0	0	1,190,335.4	1,253,421	877,392	100%
リ計	164,549	137,702	4,290,117.5	4,156,854	3,050,070	96.3%
8組合	16,753	18,633	547,835.5	734,365	587,485	97.0%
ミ協会	0	0	425,470	693,107	554,485	100%
リ計	16,753	18,633	978,305.5	1,427,473	1,141,970	98.3%
6ミリ以下	529,211.5	298,894	741,187.5	530,052	424,040	58.3%
7ミリすそ	0	0	1.209,311	81,652	57,137	100%
合計	710,513.5	455,230	7,213,921.5	6,196,032	4,673,218	91.0%

D　昭和43年度の集荷

昭和43年度に入って，不況は益々深刻化し，秋の浜揚時には前年に増して市場混乱が予想されるに至ったため，全真連は前年度に引続き調整保管事業を実施することにした。

しかしながら，前年度の取扱実績の反省から，前年度に比べキメの細かい実施取扱要領等を決定，対処に慎重を期すとともに，一方本事業が金利負担の面でかなりの重圧となるところから国・県の利子助成を実現すべく，後述のとおり陳情活動を組織をあげて強力に展開した。

(1)　取扱の基本方針

イ　出荷の基準

出荷真珠の荷姿は，規格品と規格外品とに分け，規格品の比率を下記以下に押え，同時に出品する。規格外品は無償供出とするが後日評価を行なう。

比率 サイズ	規格品	規格外品
9ミリ	40%	60%
8ミリ	50%	50%
7ミリ	60%	40%
6ミリ	70%	30%
5ミリ	75%	25%
4ミリ	80%	20%

ロ　仮渡金等

仮渡金　評価額の65%（集荷時は60%を支払い，全体の集荷完了後5%を追加支払する。）

仮渡金からの控除

手数料　仮渡額の1.8%

金　利　半年分（4.25%）先取り

保管料　仮渡額の0.8%

安定基金　仮渡額の1.0%（全真連に安定基金造成のため）

留保金　評価額の5.0%（仮渡金の過払いに備えて留保する）

協会出資　評価額の5.0%（真珠基金協会出資引当てとして）

ハ　評価の基準

サイズ別・ランク別評価基準表

（匁あたり：円）

サイズ ランク	2ミリ	3ミリ	4ミリ	5ミリ	6ミリ	7ミリ	8ミリ
1	1,130	770	770	900	950	(上 4,000) (中 1,150) (下 1,330)	(上 9,000) (中 2,050) (下 400) 1,880
2	950	670	670	80	850	(上 5,500) (中 1,600) (下 300) 1,560	
3	800	550	560	700	800	(上 3,500) (中 820) (下 110) 860	(7,000) (1,400) (300) 1,450
4		500	600	650	700	(上 3,000) (中 950) (下 120) 1,000	(4,300) (1,200) (200) 1,070

サイズ ランク	2 ミリ	3 ミリ	4 ミリ	5 ミリ	6 ミリ	7 ミリ	8 ミリ
5			450	500	670	(上 2,800) (中 850) (下 170) 830	(上 2,300) (中 900) (下 200) 800
6					570	(上 2,500) (中 920) (下 170) 760	
7					520	(上 2,100) (中 700) (下 150) 670	
8						(上 1,600) (中 600) (下 130) 600	

(注) 7ミリ以上の出品荷姿は花珠(上), 胴珠(中), 金色(下)に選別して出品することとする。

(2) 集荷実績

前記取扱方針のもとに11月1日には農林中金から56億円の貸出決定をうけ, さらには, 年明け後は翌44年度の利子助成が内定する等, 受入体制が整備されたにもかかわらず, 集荷は予想外に不振を極め第3表の実績に終わった。

(第3表) 調整保管珠県別・サイズ別集荷実績(昭和43年度)

(単位:数量匁)

	7 ミリ	8 ミリ	6ミリ以下	計
三重県	22,637	16,600	122,168	161,405
長崎県	17,236	1,638	48,960	67,834
愛媛県	6,194	5,000	23,687	34,881
熊本県	3,655	—	7,791	11,446
その他の県	7,808	—	—	7,808
計	57,530	23,238	202,606	283,374
点数	55点	21点	87点	163点
評価額	41,078千円	26,448千円	106,495千円	174,021千円
仮渡額	26,075千円	16,194千円	69,201千円	111,470千円

(注) 昭和43年度は, 事業者協会員及び漁連からの出荷はなく, 会員組合のみである。

これは，海況の異常から巻きが予想以上に悪く規格品が少なかったことに加え，前期のとおり取扱いが仮渡率の引下げ等前年に比べかなりきびしくなり，かつ前年の調保珠にかかる金利も相殺徴収されるため，生産者から調保制度が敬遠されたことによるものである。

また，市況も浜売り傾斜を反映，前年よりさらに落込んだものの，調保制度の仮渡金水準との比較等のうえからみて，まずまずの値動きで，浜売りにさほどの障碍がなかったことも調保制度不利用を助長した。

この集荷不振は，せっかくの利子助成予算が未消化となるため，水産庁から調保珠の集荷促進を強く要請されたところであるが，前記情勢のため生産者の協力がえられず，出荷組合も昨年度の38組合から本年は11組合に激減，修正目標1,000貫（当初計画6,883貫）にもほど遠い283貫の実績に終わったことは誠に遺憾であった。

なお，販売は6ミリ以下の203貫の販売を除き前年度に引続き不振で，期末在庫は第4表のとおりとなり，在庫長期化の度を強めた。

（第4表）　調整保管珠43年度販売・在庫状況

（単位：匁，千円）

サイズ別	43年度販売		43年度末在庫		
	数量	販売額	数量	評価額	仮渡額
7組合	1,430	929	3,098,353	2,902,387	2,171,842
ミ協会	0	0	1,190,334.5	1,253,421	877,392
リ計	1,430	929	4,288,687.5	4,155,809	3,049,235
8組合	31,894	42,409	515,941.5	683,542	546,826
ミ協会	0	0	425,470	693,107	554,485
リ計	31,894	42,409	941,411.5	1,376,650	1,101,312
6ミリ以下	203,056	115,489	538,131.5	392,224	313,777
43年度	15,361	12,412	268,013	161,696	104,075
7ミリすそ	10,346	733	1,198,965	81,174	56,802
合計	262,087	171,973	7,235,208.5	6,167,555	4,625,203

E　利子助成の陳情

昭和42年10月，全真連は調整保管事業開始と平行して下記の陳情書を，水産庁を始め関係県，市町村へ提出するとともに，同月21日には役員を中心とする陳情団が上京し，水産庁ほか関係方面へ陳情を行なった。

昭和42年10月

全国真珠養殖漁業協同組合連合会
会長　御　木　本　美　隆

陳　　情　　書

陳情の要旨

1. 真珠価格の崩壊を防止するため，当会が緊急対策として実施する，過剰真珠の調整保管に要する資金について，国庫において利子補給その他金利軽減の措置を講じて頂きたい。

（所要金利見込額）

昭和42年度分	1億7千8百万円
昭和43年度分	5億3千5百万円
昭和44年度分	3億8千6百万円
昭和45年度分	1億7千8百万円

2. 粗悪真珠の市場流出を防止するため，当会が計画している粗悪真珠廃棄事業に対し，国庫の助成措置を講じて頂きたい。

所要資金　3,500,000×100＝350,000（千円）

陳情の理由　省略

この全真連の陳情をうけて，三重県志摩郡5町が連名の陳情書を三重県，県議会へ提出する動きにまで盛りあがったが，浜揚最盛期に入り陳情活動は一時中断するにいたった。

43年度に入り，調保事業の金利負担が経営の重圧となるに及んで，全真連は再度真珠生産県の24府県に対し各県真珠組合と連名で次の陳情書を提出した。

昭和43年７月

全国真珠養殖漁業協同組合連合会

会長　御　木　本　美　隆

陳　　情　　書

真珠産業が当面している未曽有の不況を打開しその崩壊を防ぐため，業界は一致協力して，生産段階においては生産の自主規制，品質向上，また流通段階では，過剰真珠の調整保管，粗悪真珠の市場流通阻止，海外需要喚起の宣伝等一連の諸対策を実施してまいりましたが，残念ながら業界のみの力では到底この危機を克服することは困難と考えられますので，この際政府御当局において是非次の措置を講じて頂きたく陳情申し上げる次第です。

① 調整保管真珠に対する金利軽減措置

真珠価格の暴落を防止するため，昨年浜揚期に当会が緊急実施し，現在調整保管中の昭和42年度浜揚真珠ならびに本年秋浜揚げされる真珠のうち調整保管されるものに対する，昭和43年度分金利について，緊急対策として利子補給その他金利軽減の措置を速かに講じて頂きたい。

	42年度浜揚分	43年度浜揚分（見込）	計
調整保管数量	5,852〆	4,000〆	9,852〆
同　評価額	5,993,215千円	4,000,000千円	9,993,215千円
同　仮渡額	4,520,204千円	2,800,000千円	7,320,204千円
43年度分所要金利（年 0.085）	（１ヶ年分）千円 384,217	（６ヶ月分）千円 119,000	503,217千円

② 粗悪真珠の廃棄事業に対する助成措置

粗悪真珠の一般市場への流出を阻止し，真珠品位の保持を図るため，これを一括集荷し廃棄するための事業費に対し国庫の助成措置を講じて頂きたい。

集荷所要資金　　４億４千２百万円
（6,800〆000匁×65円＝442,000千円）

③ 真珠養殖事業法改正法案の早期成立

真珠業界が当面している不況を克服し恒久的な安定を図るため，計画生産，密殖防止，品質向上等の諸施策を強力に推進するため，真珠養殖事業法改正法案の早期成立を図られたい。

④　真珠価格の安定機関の設立

真珠価格の安定と，出荷の調整を図るための恒久対策として，政府出資による真珠価格安定機関を創設して頂きたい。

⑤　真珠養殖業者に対する金融措置

真珠価格の低落，売れ行き不振に加うるに金融引締め等のため，生産者の事業継続は極めて困難な実情にありますので，経営安定のため計画生産に即応した長期低利資金の融資措置を講じて頂きたい。

⑥　輸出価格安定措置

適正な輸出価格維持のため，日本真珠輸出水産業組合が行なう価格調整機能が完全に発揮できるよう，アウトサイダー規制ならびに必要資金の融資措置を講じて頂きたい。

⑦　海外宣伝事業に対する助成増額措置

海外における真珠需要を喚起するため，昭和42年度においては，下記のように宣伝事業を実施いたしましたが，本年度は不況のため昨年どおりの業界負担は困難と考えられますので，国庫助成の増額措置を講じて頂きたい。

（昭和42年度海外宣伝費負担区分）

業界負担額	当　会	34,000千円
	輸出組合	45,000
	小　計	79,000
国庫助成額		25,000
合　計		104,000千円

これをうけて田中覚三重県知事は率先して関係県に行政支援の実現を呼びかけ，この結果7月25日の全国知事会議に真珠問題が付議され，24府県知事連名による「真珠不況対策に関する陳情書」が作成されるにいたった。

真珠不況対策に関する陳情書

真珠養殖業は，わが国が世界に誇る特殊な産業として外貨獲得に多大の貢献をしていると共に，多数の沿岸漁業者にとって不可欠の経営，生活基盤となっている。

しかるに近時の国際経済の不安定を反映する海外需要の後退に加えて，真珠生産業の急速な拡大等により，需給の不均衡が顕著となり，国内滞貨の異常な増加や真珠価格の破局的低落等，業界はかってない危機に直面している。

このような状況に対処して真珠関係業界は生産規制，流通調整等各面にわたり必死の努力を払いつつあるがこれら自主的努力をまつのみでは，今日の危機的局面の打開は到底期しがたい実情にある。

この際政府においても抜本的な真珠施策の充実整備により，業界の危機の克服と関係沿岸漁業者の経済的安定を期せられたいが，特に当面，つぎの措置をすみやかに講ずるよう陳情する。

1. 事業法の改正について

既に政府において，法改正の方向で検討を加えておられるところであるが，次の事項を含んだ法律改正の実現をすみやかに図られたい。

(1) 業界の自主的な生産規制措置としての共同行為の促進を基調としつつ，それが遵守されない事態の発生を見た場合は，大臣命令による規制行為ができる制度の確立を図り，併せて母貝についても共同行為の対象とするよう規定すること。

(2) 品質改善には各般の措置が必要であるが，特に密殖排除による品質向上が重要であることにかんがみ実情に即した合理的な密殖改善のための密殖海域の指定と，指定海域についての改善基準の指示を規定すること。

(3) 生産者の組織する団体が，真珠価格の回復，維持を目的として，真珠の調整保管計画を定め，当該計画を政府において承認した場合，その計画達成に必要な国の援助措置を講ずること。

(4) 生産規制の適確な推進ならびに施術数量目標との関連における筏台数の合理化をはかることを目途として登録制度の確立を図ること。

2. 真珠価格安定対策について

昭和42.43両年度浜揚にかかる真珠の相当量を全真連，県漁連等において凍結的に調整保管せしめることにより，すみやかな市況回復の効果を確保することが，当面，もっとも緊要であることにかんがみ，次の事項につきすみやかに予算措置を講ずること。

(1) 政府において上記調整保管に要する低利資金の確保措置をとること。

(2) 業界が既に実施している調整保管にかかる利息につき利子補給の助成措置をとること。

3. 下級真珠対策について

下級真珠の放漫な市場流通が真珠価格の低落等市況の悪化を促進している現状にかんがみ，調整保管の効果促進と良質真珠価格の早期回復のため，不良真珠の適正な処理計画に基づく一元集荷の実施に要する経費に必要な助成措置を講ずること。

4. 真珠金融対策について

真珠価格の低落，在庫の増大に加えるに真珠関係金融の引き締め等による生産資金の枯渇のため，生産者の事業継続が極めて困難化しつつあることにかんがみ，計画的な生産規制に即応させつつ長期低利の経営安定のための資金の円滑な供給がなされる措置を講ずること。

5. 加工輸出対策について

真珠製品の輸出の減退や価格低下にともなう輸出加工業界における製品在庫の急増，金融引き締めにより資金繰りの悪化がいよいよ深刻化しつつあり，これが真珠不況の克服を一層困難化させている実情にかんがみ，日本真珠輸出水産業組合をして，所期の目的をすみやかに達成せしめるよう，その事業活動に対して適切な援助措置を講ずること。

昭和43年７月

殿

鹿児島県知事　金丸三郎
宮崎県知事　黒木博
熊本県知事　寺本広作
長崎県知事　佐藤勝也
佐賀県知事　池田直
福岡県知事　亀井光
大分県知事　木下郁
愛媛県知事　久松定武
高知県知事　溝渕増巳
徳島県知事　武市恭信
香川県知事　金子正則
山口県知事　橋本正之
島根県知事　田部長右衛門
広島県知事　永野巌雄
岡山県知事　加藤武徳
兵庫県知事　金井元彦
京都府知事　蜷川虎三
和歌山県知事　大橋正雄
福井県知事　中川平太夫
石川県知事　中西陽一
三重県知事　田中覚
愛知県知事　桑原幹根
静岡県知事　竹山祐太郎
神奈川県知事　津田文吾

以上代表県

三重県知事　田　中　　覚

こうして三重・長崎・愛媛・大分・高知の代表5県知事が全真連陳情団の先頭にたち，同月25・26日，関係方面を歴訪して真珠不況対策に関する国の支援を強力に訴えた。

真珠不況対策陳情スケジュール（43.7.25～26）

（特別班）

知　事（長崎，愛媛，大分，高知，三重）

三重県議　　坂倉農林水産常任委員長

〃　　石川農林水産常任副委員長

三重県農林水産部長，水産真珠課長

関係県真珠組合長（田辺，大月，楠木，富沢，福本）

全真連　田辺副会長

三真連　佐藤会長

全漁連　漁政部長

○

7月25日　午前中　世話人知事会

午　後　全国知事会

3.00～　自民党大平政調会長

3.15～　自民党田村真珠小委員長

3.30～　農林大臣又は大口次官

4.00～　大蔵大臣又は事務次官

4.30～　鳩山大蔵省主計局長

5.00～　散　会

（第1班）　7月25日12.30時第1議員会館集合

喜田三重県議　　的矢湾，鵜方，神明，立神，波切，船越，片田，布施田各組合長

全真連平賀部長，三重県漁連渡辺参事

全漁連　鈴木・遠山

7月25日	1.00～3.00	県選出代議士（2班と共同）
	3.10～3.30	総理大臣，官房長官
	3.40～4.00	衆議院事務総長
		常任委員会水産調査室長（喜田）
	4.10～4.40	衆議院議長，衆院農林水産，大蔵，予算各委員長
7月26日	10.30～11.00	参議院議長，参院農林水産，大蔵，予算各委員長
	11.10～11.30	自民党幹事長（福田），総務会長（橋本），農林水産局長（白浜），田口長治郎
	11.40～12.00	政策審議会長

○

（第2班）　7月25日12.30時第1議員会館集合

里中三重県議　鵜方相生，紀州，五ヶ所，南海，宿浦，間崎，越賀，和具，御座各組合長

全真連　高橋専務，全漁連　堀内

○

7月25日	1.00～3.00	県選出代議士（1班と共同）
	3.10～3.30	農林省政務次官，事務次官，大臣官房長
	3.40～4.00	水産庁次長，長官官房総務課長，漁政部長，企画課長，水産課長，漁業振興課長
	4.10～4.40	自治省大臣，政務事官，事務次官，大臣官房長，行政局長
7月26日	10.10～11.00	大蔵省，政務次官，大臣官房長，主計局次長，主計官
	11.10～12.00	通産省　大臣，政務次官，事務次長，大臣官房長，通商局長，中小企業庁長官

一方，生産地では7月15日「三重県真珠生産者総決起大会」が伊勢市で650名の生産者を集めて開催されたのを始め，各主産地で危機突破のための生産者決起大会が開催され，不況克服運動は中央，地方一体となって急速に盛りあがりを見せた。

こうしたなかで田村元衆議院議員（三重・二区）は，真珠関係県の自民党議員に呼びかけて「真珠懇話会」を発足させるとともに，自民党農林水産部会のなかに真珠委員会を設け，自ら小委員長となって党の真珠不況対策展開に努められた。とくに8月6日には真珠懇話会の朝食会が同議員の肝入りで開催され，この朝食会には100名をこえる真珠組合代表ほか業界関係者が出席して窮状と施策の実現を強く訴え，関係議員の関心を高めるのに多大の効果をおさめることができた。朝食会のあと，代表10数

名は田村議員の引卒のもとに大蔵省に出向き，主計局室前の廊下に座りこみ，決意の程を披歴した。

こうした一連の運動が奏功して，昭和44・45両年にわたり，国の利子軽減措置と利子助成の予算措置が実現し，調保事業にかかる出荷者負担金利は年2.5%まで軽減されることとなった。

農中基準金利	8.5%
財政資金による農林債券の買入れに伴う農中の低利適用	7.2%
府県利子助成	2.35%
国庫　〃	2.35%
出荷者負担	2.5%

養殖真珠調整保管事業実施要領

44水漁第6667号
昭和44年9月11日
農林事務次官依命通達

第1　目　的

この事業は，わが国の真珠養殖事業が当面している不況事態に対応し，生産調整および下級真珠の集荷処理等によって需給均衡の回復を図るまでの間，余剰の養殖真珠（あこや貝真珠に限る。以下「真珠」という。）を適切な方法により調整保管することによって価格の安定を図り，もって真珠養殖事業者（以下「事業者」という。）の経営の安定と真珠輸出の促進に資することを目的とする。

第2　事業の内容

1　養殖真珠調整保管事業（以下「保管事業」という）の実施主体（以下「実施機関」という。）は，事業者の組織する漁業協同組合であって，全国真珠養殖漁業協同組合連合会（以下「全真連」という。）の会員であるものとする。ただし，特に必要があるときは，事業者を所属員とする漁業協同組合連合会であって水産庁長官の指定するものを実施機関とすることができる。

2　保管事業は，1に掲げる実施機関が事業者（1のただし書に掲げる場合にあっては，事業者を組合員とする漁業協同組合を含む。以下同じ）からの委託を受けて真珠の出荷調整のために調整保管（以下「保管」という。）を行なうものとし，昭和44年度以降2ヶ年度以内に限るものとする。

第3　事業の実施

1　保管条件

(1)　保管対象

保管の対象とする真珠は，実施機関が事業者から無条件に販売の委託を受けた真珠とする。

(2) 保管期間および保管の解除

ア 保管期間の単位は，原則として4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

イ 保管の解除は，水産庁長官の指示により行なうものとする。

(3) 仮渡金の支給

実施機関は，当該実施機関に真珠の販売を委託した事業者（以下「委託者」という。）に対し，販売の委託を受けた真珠（全真連が定める一定の規格以下のものを除く。）につき仮渡金を支給するものとし，その額は，全真連が定めた評価基準によって評価した額の80%に相当する額を限度とする。

(4) 保管場所

保管場所は，全真連の保管施設とする。ただし，特に必要があるときは，水産庁長官はその他の施設を保管場所として指定することができる。

(5) 販　売

実施機関は，委託者から販売の委託を受けた真珠を販売するときは，全真連に委託して行なうものとする。ただし第2の1のただし書に掲げる場合にあっては，これによらないことができる。

(6) 精算および積立金

実施機関は，委託者から販売の委託を受けた真珠を販売したときは，販売代金について精算を行ない，残余の額を委託者に交付する。この場合，販売代金が仮渡金および保管経費〔保管料＋（保管に伴い必要とされる利子相当額－2に規定する利子助成金の交付額に相当する額）＋販売手数料〕の合計額をこえたときは，そのこえた額は，当額利子助成金の交付額に相当する額を限度として水産庁長官の指定する団体に積み立てるものとする。

(7) 積立金の処分

(6)によって積み立てた積立金のとりくずしについては，別途農林大臣の指示にしたがうものとする。

なお，積立金は，交付した利子助成金に係る国庫補助の割合に応じて，その一部を国庫に納付させることがある(注)。

(8) 経　理

実施機関は，この保管事業の会計を区分して経理し，関係書類（販売に関するものを含む。）を整備して常にその内容を明らかにしておくものとする。

2 利子助成金

府県は，その管轄する区域の全部または一部を地区とする実施機関に対し，当該実施機関がこ

の事業の実施のため委託者に支給した仮渡金（農林中央金庫がこのための資金として直接または間接に融通したものに限る。以下同じ。）に係る利子の一部に相当する利子助成金をその保管実績に応じて交付するものとする。

第4　国の助成

国は，予算の範囲内において，養殖真珠流通対策事業費補助金交付要綱（昭和44年9月11日付け44水漁第6667号農林事務次官依命通運）およびこの要綱の定めるところによりこの事業の実施のため府県が実施機関に交付する利子助成金について当該交付に要する経費の一部を当該府県に補助するものとする。

ただし，その額は，次の算式によって計算された額を限度とする。

$$国庫補助金＝仮渡金\times 0.0235\times\frac{保管日数}{365}$$

(注)　保管日数については，各年度毎に計算するものとし保管開始の日または仮渡金の支給の日のいずれか遅い日から起算して，保管の終了の日までの日数とする。

○　その他

1　国および府県の指導

国および府県はこの事業の実施を契機として，事業者の系統販売を促進し，真珠の流通秩序の整備を図るとともに，適切な生産調整および下級真珠の集荷処理を進め，需給改善と品質向上を促進するよう指導するものとする。

2　報　告

水産庁長官は，必要に応じて府県に対し事業の実施の状況について報告を求めることができる。

(注)　主計局主計官あての水産庁漁政部長各文書（後記）参照のこと。

44－41

昭和44年8月29日

大蔵省主計局主計官

松　下　康　雄　　殿

水産庁漁政部長

安　福　数　夫

養殖真珠調整保管事業に係る国庫補助金の国庫納付について

このことについて，下記のとおり行なうものとする。

記

1　養殖真珠調整保管事業実施要領第３の１の(6)によって水産庁長官の指定する団体に積み立てる積立金のうち，同要領第３の１の(7)によって国庫に納付させることがあると定めている部分は，国庫に納付するものとする。

2　納付の方法および時期については，別に大蔵省に協議のうえ決定するものとする。

第２節　販売の難渋と中間整理

A　国の調整保管事業への移行

全真連が昭和42年度以来陳情してきた調整保管事業にかかる利子助成は，44年度から実現することに決定し，これにより全真連の調整保管事業は国の指示・監督をうけるところのいわゆる国の調整保管事業へ移行した。

（44年度当初における国の調整保管持込高）

〔区　分〕	〔数量〕	〔評価〕	〔仮渡〕
6ミリ以下	531,124	387,251	309,801
7ミリ（組合）	3,098,353	2,902,388	2,171,842
42年度　〃　（協会）	1,190,334	1,253,422	877,392
集　荷　8ミリ（組合）	515,942	683,542	546,833
〃　（協会）	425,470	693,108	554,486
小　計	5,761,223	5,919,711	4,460,354
43年度集荷	248,343	141,217	91,788
合　計	6,009,566匁	6,060,928千円	4,552,142千円

(注) ①　7ミリすそは国へ移行せず。

②　全真連期首在庫より26,677匁少ないのは，越賀・布施田両組合分で一部編入しなかったため。

こうして6,000貫余が国の調保に移行したが，水産庁では予算計画のうえでこのうち2,600貫を年度内に放出，残り3,400貫を翌45年度の国の調保対象とする予定であったこと，また販売環境において減産の浸透，流通在庫減少により，好転の兆しが見え始めたこと等をふまえ，調保珠放出の適期・量・条件等を摸索する必要が生じた。このため７月12日，調保珠の下見会を開き，仮渡金プラス金利・保管経費を基準とする建値を示したが，加工流通業者側に買い意欲がみられず，また系統内部でも秋の浜

揚価格への波及を懸念して放出見合わせの意見が強かったため，７ミリ珠について翌45年２月までの放出見送りを９月の理事会で決定公表した。

調保珠の放出見合せも好感されて44年秋の浜揚価格は全真連取扱平均で前年比27%上昇する活況となったが，年末には早くも反落し，市況は再び低迷状況に戻った。このため，調保珠の44年度販売は，事業者協会員の自社引取190貫（７ミリ）のほかは６ミリ以下で130貫，43年度集荷分164貫にとどまり，組合出荷の７・８ミリの販売は皆無に終わった。

この結果，国は478貫余の調整保管を解除して44年度末在庫を5,545貫とし，このうちの利子助成対象在庫4,031貫に対し，利子補給金136,641千円を交付した。

(1) 44年度調整保管解除

	数　量	評　価	仮　渡
42年度　6ミリ以下	123,125	96,672	77,337
集荷分　7ミリ（協会）	190,392	169,525	118,667
43年度集荷分	164,484	91,554	59,509
計	478,001匁	357,751千円	255,513千円

㈱　全真連の販売実績より６ミリ以下が7,007匁少ないのは布施田組合の調保不算入のため。

(2) 44年度末調整保管在庫

数　量	評　価	仮　渡
5,531,565匁	5,703,177千円	4,296,629千円

(3) 44年度利子補給対象

数　量	評　価	仮　渡
4,031,228匁	3,830,323千円	2,907,300千円

㈱　利子補給対象外の主なものは事業者協会員分

(4) 44年度利子補給金

136,641,341円（2,907百万円×4.7%）

（県別内訳）

三　重	63,061,431円	長　崎	33,095,044円
愛　媛	22,364,450円	大　分	8,996,829円
熊　本	3,390,600円	その他7県	5,732,987円

（交付時期）

昭和45年４～５月

昭和45年に入ると水産庁は当初計画のとおり，期首早々から2,290貫の調整保管を解除し，45年度の調整保管は3,241貫となった。

（45年度解除高）

42年度7ミリ（組合）	798,676
〃　〃　（協会）	999,942
〃　6ミリ以下	408,000
43年度	83,859
計	2,290,477匁

㈱　7ミリ（組合）分は事業者協会の買保証を，7ミリ（協会）分は自社買戻しを想定しているもの。

（45年度の調整保管継続高）

	数　量	評　価	仮　渡
7ミリ（組合）	2,299,676	2,152,263	1,646,776
8ミリ（〃）	515,942	683,543	546,833
〃　（協会）	425,470	693,108	554,486
計	3,241,088匁	3,528,914千円	2,748,095千円

しかしながら，市況は輸出不振を反映して低迷を強め，全真連の取扱高も前年比半減して16億円にとどまる状況下において，調保珠の販売は協会員の7ミリ珠自社引取128貫，6ミリ以下116貫と不振を極めた。

この頃から調保珠に対する非難が強まり，次のような声が高まった。

「保管珠があるから値が上らない」

「これがなくならない限り，海外業者に対する価格不安を解消することはできない」

「いっそ爆破してしまえ」

「大手商社にまとめて商談をもちかけてはどうか」

現に楠見義男振興会長が，45年の不況対策に関する私案のなかで，調保珠在庫が圧迫材料となって不況打開を阻害していると指摘しているところであるが，このように調保珠に対する非難・批判が強まるなかで，国は46年3月末をもって調整保管を全量解除，46年4月からは再び全真連の自主的調整保管事業として独り歩きすることとなった。

(5) 45年度利子補給対象

数　量	評　価	仮渡金
2,800,521匁	2,819,565千円	2,180,616千円

(6) 45年度利子補給金

88,981,983円（2,180百万円×4.2%）

（県別内訳）

三　重	37,244,581円	長　崎	22,653,539円
愛　媛	16,146,000円	大　分	6,512,000円
熊　本	2,350,000円	その他7県	4,075,863円

（交付時期）

昭和46年4～5月

〔補足〕

スソ珠の整理

42年度は7ミリ珠全量集荷の建前のもとにスソ珠の集荷が行なわれた。その実績は数量1,209,311匁，評価額81,652,860円，仮渡額57,137,300円，42年留保金8,161,700（評価額の10%が留保された）であった。

この処理については，選別した上そのまま販売出来る物は販売して，残りは核に再製して販売する方針がとられた。そして選別の結果，そのまま売れるもの565,820匁と核に再製されるもの643,491匁に分けられ，前者は下記の通りに販売した。

	数　量	販売額
43年度	10,346匁	733,200円
44年度	555,474匁	44,437,920円

643,491匁の再製核分については，44年2月から7月にかけ伊勢の製核工場2社に委託加工に出され，できた製品は1分8厘から2分5厘に亘って 329,809匁の歩留りとなった。この販売について組合に照会したが，当時ほとんどの組合で再製核の在庫をもっており，わずかに35,234匁，1,306,987円（44年度）の売上げに止まった。

こんな状態で早急に処分することは困難であり，また価格の上でも仮渡金その他の原価を上回る見込みはたたなかった。そこで全真連ではスソ珠について原価に過不足なく精算することに決め，在庫294,575匁を原価計算による不足額

12,103,038円で買取ることにし，45年7月31日付で下記の通り精算を了した。

原　価

仮渡金	利　息	再製工賃	計
57,137,300＋	8,132,670＋	1,472,875＝	66,742,845

売　上

ばら珠販売	再製核販売	留保金	計
45,171,120＋	1,306,987＋	8,161,700＝	54,639,807

差引不足　12,103,038円

(注)　なお，その後在庫の処分は45年度決算棚卸しで9,322,760円に減額され，46年度に組合関係に対し12,500匁　402,000円で販売し，残りは47年3月，製核業者に7,220,000円で販売，1,700,760円の欠損を出して処分を終った。

B　中間整理

前述のとおり46年3月末で国の調整保管事業は全面解除され，利子助成は打切りとなったが，業界の情勢は最悪の時期であり，事業者協会員出荷分は会員にそれぞれ引取らせる等協会との折衝が可能であるとしても，組合出荷分は楠見振興会長の「生産者は委託者であるにもかかわらず，既に全真連に売却済と考えるか，しからずとも損失は全真連で何とか処理されるものと考えている」との指摘のとおりで，完全に全真連に下駄を預けられた状況のため，1号品の基本原則である無条件委託，仮渡金融を継続するかどうか，今後の在庫処分を推進するうえから再確認することが必要となった。

すなわち，組合の現状は，出品組合員に仮渡金利息の支払能力もなく，生産資金の貸出金の回収すら危ぶまれる情勢であり，こうしたなかで全真連が利息を追いかけるのは組合の再建を阻害するばかりか，組合の全真連離反を促進することにつながるので，調保の原点である委託契約を解除し，組合の金利負担を断絶する必要があった。この方策として在庫買取が検討され，46年3月26日の臨時総会において，調保珠在庫の全真連買取を決議するにいたった。

買取り実施に先立ち，各種の整理が行なわれた。

（部分精算）

未精算のままになっている販売済分を46年3月31日付で精算し，販売益金はすべて未収利息に充当された。

精算の明細

サイズ	数　量	販売仮渡金	販売額	手数料 保管料	利子補給 積立金	利子充当額
6ミリ以下	668,764.5	370,383,501	410,052,097	1,231,580	2,934,420	35,502,596
7　ミ　リ	165,979	128,828,300	138,631,900	195,890		9,607,710
8　ミ　リ	21,744	27,231,900	28,221,732	19,890		969,942
43年度集荷	62,197	31,016,100	32,942,867	67,920		1,858,847
合　　計	918,684.5	557,459,801	609,848,596	515,280	2,934,420	47,939,095

（諸預り金の利息充当）

かねて預り中の各種預り金を全額利息に充当した。

42年販売留保金（7ミリ珠長期保管分の評価の10％）

90,013,781円

43年販売留保金（1号品評価の10％）

3,041,139円

安定基金（43年度販売額の1％及び具割@4銭の賦課）

24,878,337円

1. 買取りの実施

買取りは，全真連が一方的に実施したものではなく，次の3案から組合に選択させた。

(1) 引渡し（現物の返戻）

仮渡金及び引渡時迄の利息並びに保管料を引取りの際当会に支払う。

7ミリ珠（42年度）については現物が混合されているので，引取りの場合，平均原価（利息は含めず別計算とする）を基礎に引渡数量を算定し混合した姿で引渡するものとする。

(2) 保管の継続

46年3月31日迄の利息及び保管料を支払うと共に46年4月1日以降の利息及び保管料を当会に前納する。（未収利息については45年4月1日以降延滞利息を加算する）

(3) 買取り

仮渡価格をもって当会が買取る。但し46年3月31日迄の利息及び保管料を当会に支払わなければならない。（未収利息については45年4月1日以降延滞利息を

加算する）

なお，一時に利息の清算を行うことが不可能な場合は，利息債務を明確にしたうえで，その支払計画を協議する。当会は将来この真珠を処分し，利益が生じた場合は利益配当を行なう。

これをうけて，組合側でも自己の出品在庫高をいくらでも圧縮をはかるべく組合独自で買手と示談折衝を進め，その結果販売契約の成立したものについて個別計算を認め，46～47年度にわたって随時精算が行なわれた。

	数　量
6ミリ以下	15,108
7ミリ	1,776
8ミリ	3,000
43年度	70,249
計	90,133

そして残りが買取り対象となるが，これに対し各組合から次の念書の提出を求めた。

念　　証

昭和46年　　月　　日

全国真珠養殖漁業協同組合連合会　御　中

組合名　　㊞

昭和42年度，43年度一号品集荷真珠の内，下記目録記載分について，昭和46年4月1日限り下記条件（1,2,3）の下に貴会に売渡しました。

因って，売渡分については本書以外何らの債権，債務もなく，又貴会で自由に御処分相成るも異議ありません。

条　　件

(1) (イ) 売　渡　額　　円

(ロ) 昭和46年3月31日限り未払利息　　円

(ハ) 昭和46年3月31日限り未払保管料　　円

(2) (イ) 前項(イ)売渡額については，当組合が支払いを受けた当該真珠の仮渡金と相殺する。

(ロ) 前項(ロ)未払利息，(ハ)未払保管料については，上記記載金額通り間違いなく御支払いい

たします。

(3) 前項未利息及び未払保管料の支払いを決済するまで，未払利息及び未払保管料の支払いに限り，当初差し入れた誓約書及び白地手形の効力があることを認めます。

売渡し真珠明細

	サイズ	数量	仮渡額
四十二年度	三ミリ		
	四ミリ		
	五ミリ		
	六ミリ		
	小計		
	七ミリ短期		
	七ミリ長期		
	小計		
	八ミリ		
	合計		
四十三年度	五ミリ		
	六ミリ		
	七ミリ		
	八ミリ		
	合計		
	総計		

46年7月末までに念書の提出があったのは37組合（3漁連を含む）中26組合で，あとの11組合が未提出であった。

その後前記3通りの選択について，何ら意思表示がなかったので，46年9月10日までに意思表示のない時は念書の有無にかかわらず，買取りの処理をすることを通知したが，ここでも何らの回答もなかった。したがって出品全組合が全真連買取りを承諾したこととなった。

これにより数量3,900貫，評価格37億7,500万円，仮渡金27億7,010万円など，次のように決まったのである。

サイズ	数　量	評価額	仮渡金
6ミリ以下	276,239	190,483	152,386
7ミリ　〃	3,096,576	2,900,563	2,170,565
8ミリ　〃	512,941	678,442	542,746
43年度	14,560	8,015	5,209
計	3,900,317匁	3,775,504千円	2,870,908千円

この間，事業者協会に対して買保証を受けている800貫についての引取りを要請したが，山本勝会長の御努力にも拘わらず，当時の状況下では引取りの方向で内部の総意がまとまらないため，会員への割当ては不可能な状態であったようである。そのような中で山本会長は会長という立場から，山勝真珠でこの内300貫を引取る旨表明されたのであるが，これを受けて全真連の取るべき態度を内部検討した結果，いま市価との価格差が著しい時期にかなりの犠牲のもとに引取ってもらうことが，全体の解決に繋がるものではないとの判断に立ち，この申し出をお断りした。これによって買保証の約束は事実上解消されたことになった。

一方，事業者協会員の出荷珠在庫についてはそれぞれ自社引取りを要請した結果，46年4月早々から引取りが始まり，一部予定期限を超えたものもあったが，47年度中には7社の引取りが終え，倒産した2社分だけが残った。この2社分については債権者とのかかわりあいから全真連で一方的に処分することが出来ない事情にあった。

事業者協会引取り（7社－46／4～48／2）

7ミリ	515,713
8ミリ	218,274
計	733,987匁

事業者協会在庫明細（倒産2社分）

サイズ	数　量	評価額	仮渡額
7ミリ	356,138	376,977	263,883
8ミリ	207,196	289,172	231,337
計	563,334匁	666,149千円	495,220千円

C　テスト加工

昭和45年度に入って，市況はますます低迷し，調整保管珠の販売が一層困難となる

に及んで，翌46年度からは国の利子助成が打切られ，再び金利負担が過重となるところから，事業者協会の買保証のある７ミリ800貫について協会側の買取りを折衝してきた。ところが協会員はこれに消極意見が強く，半分の400貫程度は可能と判断されるものの，何時履行して貰えるか不明であった。こうした状況から，最悪の場合は自力で加工製品化して販売せざるをえないが，流通加工業者も苦しいときであるから流通加工業者に全面依存することなく独力で危機打開をはかれとの意欲が強まり，45年７月の理事会で40貫程度（調保の１ロット）を試験加工することが決定した。

45年10月から事務所内に加工室を設け職員による加工作業を始めたものの，未経験の仕事だけに非能率をきわめていたが，46年３月，加工経験者を得て同年５月に一応加工作業を終えた。

種　　別	数　　量	備　　考
両孔　ネックレス	１３,８６６匁	ネックレス1,６９０本
〃　組み残し	2,８９３.5	
〃　核　割	１８１	
〃　加工不良	９７.5	
〃　腐　触	７４.5	
片孔　片孔用	７８０.5	
〃　加工不良	１７.5	
未加工（金色，クリーム等）	１４,９３２	
核割他不良品	９５７.5	
合　　計	３３,８００匁	

しかしながら，調保珠原価等から算出される価格は製品の卸市価より割高であり，量的に捌ける状態ではなかった。役職員による個人的縁故販売も少なく，作ったものの殆んど在庫として残った。

こうした動きのなかで昭和46年度の調保珠処分は，事業者協会員の自社引取360貫のほか組合出荷分の販売は68貫と前年より激減，不振を極めた。

〔補　足〕

加工品の整理については別記最終在庫（販売予定価格6,４８２千円）を全真連で買取り既販売額（３６,５２１千円）と合わせ合計４３,００４千円を調保珠の販売額に加えて55年３月28日付最終精算に供した。

46年度～54年度販売累計

種　別	数　量	販売金額
ネックレス	1,032本	25,256
片　孔		2,057
組み残し	2,776匁	948
未加工（核割他）	957匁	
〃　（金色，クリーム等）	14,932匁	10,261
不良廃棄処分	370匁	0
（計）		（38,523千円）

物品税，金具代等諸費用

2,001千円

在　庫

種　別	数　量	販売予定価格
ネックレス	658本	6,438
組み残し	117匁	35
片　孔	62ケ	9
計		6,482千円

真珠産業不振の原因究明と対策

主として調整保管真珠について

（楠見振興会長私案　昭45年7月）

＜不況原因の究明＞

今次，真珠産業の不況は，そのよってきたるところは数々あろうが，基本的なことは業界を通じて体質が極めて脆弱なこと他力本願的であること，連帯感が欠如していること等で，一時的な対策がかりに奏功しても，基本的なこれらの欠陥が是正されない限り，真珠産業の真の立直りは期待し得ないといっても決して過言ではない。しかし，当面する深刻な不況に対する応急措置をも等閑に付していては根本的治療を施す前に，この産業は壊滅してしまうことになるので，少くとも緊急策を先行するとともに，出来うれば，恒久策，応急策の併行実施が望ましいと考えるのである。

業界は過去において生産されたものが，右から左に売れるという好環境に恵まれたため，極

めて安易に生産が続けられ，かつ拡張され，企業としての計画性，合理性に対する認識や努力追求が忘れられていることは否めない。またその間，金融機関や行政庁の好意に甘えていたことも，体質をいっそう弱体化したといえよう。

かくて，わが国独自の輸出産業という美名の下に，不況時においても，何とかなるであろう，あるいは何とかせねばならぬという漠然とした雰囲気に包まれて，業界は存続，成長を遂げてきたわけである。すなわち，右のような基本的欠陥を内蔵したまま業界は温室内で育ってきたが，今次不況に直面してからは，立直ろうとする気力にも乏しいまま不況は長期化している。

もちろん，業界内でも，真剣に立直り策や転換策を考えている若干の人々もいるにはいるが，不況の深刻な現状からみても，到底これらの一部の人々の力をもってしては打開は困難であるし，また，それに頼ることはあまりにも荷が重すぎるわけで，今や業界あげての総力結集による強力な射的措置がとられなければならぬ段階にきていると思うのである。

ところで，今次不況長期化の直接的な原因はおおむね次の如きものと考える。

(1) 調整保管真珠の存在

㈠7ミリ，8ミリの多量の，しかも一部低品質を伝えられる調整保管真珠の存在は，業界の上に大きくのしかかり，価格面における圧迫材料となっているばかりでなく，不況を長期化させている最大原因である。

㈡生産者は委託保管者であるにもかかわらず，すでに全真連に売却済と考えるか，しからずとも，それによる損失は全真連で何とか処理されるであろうと考えているようであり事業者協会員のそれもおおむね同様に甘く考え，いずれ採算にのる価格に市価が回復するまでは引取りを延期している。すなわち，生産者，協会員ともに調整保管真珠を別の世界におき，手廻りの真珠を自己ペースで売買していると見られる。

㈢調整保管真珠の解消については，すべては市価の高騰待ちで，自力による真剣な熱意も努力も見せられない実情である。従って，神風が吹かない限り，容易に解消はせられないであろう。

㈣需給の好転が伝えられながらも，不況が長期化しているのは，調整保管真珠の存在 ―― ほとんど減少していない実情を計算に入れているからで，供給の減少が宣伝せられるのなら，調整保管真珠が減少するはずだとバイヤーの考え方は極めて常識的である。従って先行き不安に伴う需要の減少を招いており，調整保管真珠の存在するかぎり不況は続くであろうとする見方が生ずる所以ともなる。

(2) 需要構造の変化

㈠最近の需要の動向は，内外ともに一部の良質品と低質品が主で，多量の中級品はほとん

ど不振のまま放置されている。中級品の不振はその量的，価格的比率が大きいため，真珠全体の不振をかもしだしているばかりでなく，そのために良質品の価格も足を引取られ，過小評価される結果となり，良質品を生産する意欲をも減殺することとなる。

㈡中級品の不振は，最近の海外，とくにアメリカにおける新流行の影響もさることながら，調整保管真珠による供給潜在余力の評価に伴なう先行不安感が従来中級品に対して多かった仮需要を皆無に近からしめていることによると思われる。

㈢良質品が漸減傾向にあることは，生産条件の悪化とも関連することではあるが，一面なお相当尊重されていることは真珠の良きイメージが依然存続していることでもあり，その生産確保と適正評価が得られるよう努力することが真珠産業の存続につながる将来の課題でもある。

(3) 生産条件の悪化

㈠各種公害の累増等，外部要因のほか生産業界自らの内部要因たる密殖の幣害や労働力の減少，労費の上昇等による生産管理の不十分は，年々真珠の品質低下を招来している。

㈡上の結果，生産事業は漸次不採算化し，そのことが不況時には，いっそう深刻感を与え，また大口生産業者の脱落後退を招来している。

㈢大口生産業者の不振は零細業者の比重を相対的に大ならしめると共に価格の低下の悪循環を招いている。

(4)

㈠金融の梗塞等真珠業界の基本的な体質欠陥と不況の長期化，金融機関をして警戒的ならしめるのは当然で，漸次金融の梗塞を来たしている。しかし，金融機関の真珠産業に対する好意的態度はなお存続していると認められるので，現状では金融面から不況を更に著しく悪化せるとは思われない。

㈡金融手当てが十分でないため，生産者団体による入札会の在り方にも関連し，自然買見送りによる値崩れ等を誘発しており，不況回復の兆はなかなか見出せない。

㈢現在の生産団体による入札会の在り方は，好況期，不況期ともにややもすれば，適正価格構成上行きすぎを生ずるおそれがあり，再検討を迫られている。

㈣正確な統計数字が把握しがたいばかりでなく，需要の動向によっては，本来廃棄すべきはずの真珠が流通市場に出廻り，業界を一層混迷に陥らしめている。

＜対　策＞

(1)　調整保管真珠の解消

㈠今日の如き深刻な不況下にあっては全真連や一部業界人の努力のみに委することはあまりにも荷が重すぎるきらいがある。よろしく多数人の努力とその創意工夫にまつべきことが業界の総意結集にもつながる所以である。したがって保管真珠はそれぞれ委託者別に分担負担せしめることとする。但しこの場合，手放しでは調整保管実施前と同様の事態を再現するおそれがあるので，金融機関の協力を得て出来得る限り，長期担保貸付に振替えることが必要であろう。さしあたり1か年の期限を附することが望ましい。なお45年政府補助対象の保管真珠については，明年4月1日をまって上に準ずることとする。

㈡事業者協会員のいわゆる買保証付生産者委託真珠の処置については別途措置すること，すなわち協会員中引受け能力を欠くものについてはさし当り，全真連でかかえ，明年4月1日をまって改めて検討処置すること。

㈢生産者委託真珠の販売については従来通り全真連が極力努力すること。

(2)　品質の向上

㈠生産条件の悪化にもかかわらず，新珠浜揚げ時期は依然従来通りである。したがって年々薄巻き粗悪品質の珠が多くなってきている実情であるから，少くとも2か月程度浜揚げ時期を遅らせる必要がある。なおこれには融資期間の延長等金融機関の協力を必要とする。また災害補償制度の運営上改善を考慮すべきである。

㈡良品質の真珠を生産するために，健全な母貝を必要とすることは，言を俟たぬところであるが，最近の不況は母貝生産業の不振をも招来している。母貝生産業の回復は必要であるが，それとともに自己生産の主たる部分を他業種たる母貝生産業に依存している養殖業者の経営安定を図るため母貝生産業者団体と養殖業者団体間の特約供給取引の育成について検討する等，良質真珠生産確保につき考慮すべきである。

㈢真珠養殖等調整暫定措置法により養殖事業の秩序だての端緒が開かれたが調整組合を通じさらに一歩を進め，漁場条件に即応する筏数，吊り貝数の適正配置等の措置を自主的に講ぜしむべきである。なおこれには真珠研究所，地方等の積極的協力を必要とする。

㈣粗悪品質真珠の市場流通防止のために生産者団体による浜揚げ真珠の生産地検査の実施につき検討すべきである。粗悪真珠は買う者があるから売る，売る者があるから買ってもうけるとの悪循環は絶滅しなければならない。

㈤全真連を中心とする核の共同購入の実施によりロー核，ビニール核等の排除を図ることにつき，速やかに検討すべきである。

(3) 販売組織の改善

㈠生産者団体による共同販売方式は生産者にとって最も有利であるべきにかかわらず，現行入札会の在り方は，改善を要するところが少くない。従って現行販売方法その他について，金融機関とも十分連絡協議の上，速かに改善策を樹立すべきで，純委託販売方式を主として検討すべきである。

㈡浜揚げ時期前に，生産者団体と買入者団体間において事前連絡を密にし出来うれば標準価格等につき話合うべきである。

㈢出荷される真珠につき生産者団体による事前品質チエックを厳重に施行し，粗悪品質の売買は生産者も買入者も行わざるようそれぞれの団体間において，励行するよう努めることが必要である。

(4) 需要の増進

㈠内外における需要増進運動を積極的に行うとともに，消費者に対する真珠品質についての知識普及，啓蒙宣伝に努める必要がある。

㈡日本真珠の信用保持，消費者保護のためにも輸出検査の厳格励行を図る必要がある。従来ややもすれば，検査の厳重励行はそれだけ密輸出を助長するとの説もあるが，検査制度の良否は真珠産業の消長につながるものと思われるので検査は徒らに妥協を許すべきではない。

㈢現行検査制度はまったく人間の五感にのみ頼る制度であり他にこれにかわる機械的方法を発見しがたい以上，検査制度に対する批判は常に絶えない実情である。このような検査制度が絶対信用を前提とする国営検査に適合するや否やは再検討を要する。

従ってむしろ業界の責任に帰すべき輸出組合自治検査に委託代行せしむる案につき検討を要する。

以　上

第３節　販売の促進と事業の終結

A　販売の促進

(1) 48年度の販売

47年度の浜揚市況の大幅好転により，ようやく調整保管珠放出の環境が整い，全真連では，48年度に入りいよいよ本格的放出準備を進めた。

㈱ 47年度の調保珠販売は，７・８ミリの協会員自社引取り，そのほかは僅かであった。

48年6月，調整保管真珠処理特別委員会でまとめた原案に基づき，理事会でその基本方針を決定した。それは，市況が回復したからといって一時に集中して放出することは行なわないこと，新しい浜揚珠との競合を避け，時期・量・価格等慎重に考慮することであった。その上で48年度の放出計画を次のとおり決定した。

1　放出量は7ミリ珠300貫，6ミリ以下50～60貫とする。（8ミリ珠については今後大量に生産されることは考えられないので，売り急ぐ必要はないとして今回の放出は見送られた）

2　時期は6～9月の間で行う。

3　販売方法は全真連指定業者に対する公入札会とする。

4　価格は，現状の生産原価等からみて，再生産が補償される価格実現ということを前提に評価の結果，7ミリ珠混合の姿（等級別に分類していたものを混合）で@1,750円（平均）に決定。6ミリ以下についても同様の考えで一点毎に評価を行う。

5　代金決済は現金とする。

なお，販売代金のうち全真連の手数料・保管料の経費を差引き，残額はすべて優先的に借入金の償還に充て，精算は負債完済の後，納得のいく方法で行なうことにした。

48年6月22日，第1回調整保管珠入札会が開催され，当日の状況は次の通りであった。

出品

7ミリ珠	75,000匁（1点1,500匁）	50点
6ミリ以下	29,331匁	18点
計	104,331匁	68点

販売

サイズ	点数	数量	仮渡額	販売額	単価
7ミリ珠	26	39,000	27,340	68,572	@1,758
6ミリ以下	15	25,093	14,028	24,749	@ 986
計	41点	64,093匁	41,368千円	93,321千円	@1,456円

初入札会の後，加工組合から次のような感想，意見が出された。

①　7ミリ珠の価格が高いこと

②　入札会だけでなく，示談取引もしたいこと

③　一点の数量を10貫ぐらいにまとめたものを出品してほしいこと

これに対し全真連では，①については７ミリ珠の養殖原価計算の試算に基づき，今後の再生産価格を考慮したもので，この姿勢は崩せなかったが，②・③については要望に添った処置が取られることになった。

懸案の７ミリ珠については，今回の買付先12社の買上数量からみて，集荷以来既に６年間を経過した調整保管珠を実際に加工してみて品質・価格のチェックをする試験的目的が多分にあったものと思われる。選別段階での分析によると，㈠花珠の率は極めて少ない，㈡変形珠は少ない，㈢ハネ珠は５％程度，㈣核割れは今の浜揚珠の率より多い，㈤製品としては中級品であり，現在売れ行きは悪い，という結果となり，結局損もしないが儲けもないというのが妥当な線のようであった。

加工処理の結果を待つ意味で，７月に予定した入札会は中止し，８月に第２回の入札会を開催した。７ミリ珠の売り出し価格は，前回価格に２％の金利相当分を加算して@ 1,785円として180貫を出品した（点数53点，１点2～10貫）が，果して敬遠され，オール無札に終わった。

その他のサイズ珠の販売は次の通りである。

	数　量	販売額	単　価
６ミリ以下	43,808	44,492	@ 1,015
43年度分	9,552	14,988	@ 1,569
計	53,360匁	59,480千円	@ 1,114円

この結果，48年度の７ミリ珠の放出は300貫の目標に対し，39貫に終った。

以上の入札会結果にてらし，今後この７ミリ基準価格1,750円の実現を期するには，新珠の浜揚価格を前年より高水準に維持しうる市況形成の必要が痛感されている矢先，48年10月浜揚時期を前にして，事業者協会員１社（倒産会社）の出品にかかる７ミリ珠111貫，８ミリ珠74貫が神戸地裁により差押えをうけ，48年11月14日期日の競売通知があった。これは，調保珠は勿論，新珠の浜揚価格形成上重大な障碍となるところから，この処分を49年３月以降に延期するよう，債権者委員会の説得に当った結果，予定の競売は中止，差押えは解除された。

そして幸い48年度の７ミリ珠浜揚価格は，2,386円（匁あたり全真連取扱い）と前年比20％上昇した。

(2) 49年度の販売

49年度に入って，前述の差押解除真珠の入札会を債権者会議の申出により，早々に実施することとなった。債権者会議の意向で全真連側も立会いの上在庫品の評価が行なわれ，4月26日に第1回，5月9日に第2回の入札会が開催された。当時は金融引締の影響もあって，情勢は良好とは云えず，2回の入札会の結果は次の通りであった。

サイズ	数　量	販売額	単　価
7ミリ珠	31,569	47,358	@1,500円
8ミリ珠	57,330	129,931	@2,266円
計	88,899匁	177,289千円	@1,994円

その後はもっぱら希望者との示談取引に応じ，ようやく9月末に到り255,463千円の売上げにこぎつけ，精算が可能となったので，全真連の販売仮渡金債権額245,925千円を差引き，残額9,538千円と7ミリ珠の現物55,188匁を返還して同社との精算を完了した。

一方，一般組合分の入札会は6月25日に開催された。昨年度は7ミリ珠を全部混合した姿（@1,750円）で出品したが，この頃の輸出は比較的単価の低いものが売れるという傾向にあったため，これに即応した販売方法として，下位ランクのもの（@1,100円台～@1,400円台）を出品することにした。

入札の結果は出品36点，103,968匁の全部が1社によって落札された。なお同時出品された4ミリ珠についてもおおよそ価格以上で販売することが出来た。

翌7月17日，第2回入札会が開かれ，今回初めて8ミリ珠が出品されることになった。7ミリ珠に比べて割安感があったのか，こちらの方に人気が集中し，出品31点，53,881匁の全てを販売することが出来た。4ミリ珠についても依然好調を保ち，114,998匁を販売し，更に8月22日の第3回入札会において19,792匁を売り，以上で42年度集荷の6ミリ以下については販売を完了した。この間示談販売も行なわれているので，協会員分を除く販売実績は次の通りとなる。

サイズ	数　量	販売額	単　価
6ミリ以下	206,094	241,569	@1,172
7ミリ珠	317,477	392,239	@1,235
8ミリ珠	102,270	208,411	@2,037
計	625,841匁	842,219千円	@1,345

(3) 50年度の販売

45年度以来，農林中金借入金の利息は後払いということで棚上されてきたが，農林中金の申し出により50年度からは49年度までの棚上利息1,482百万円を除き，利息優先支払いに変更された。このため，全真連として借入金残高2,094百万円に対する今後の利息負担のことも考え，今年度から毎年1,000貫放出の目標を決めた。

こうしたなかで，加工組合との間で一括取引について下相談が行なわれたが，一方公入札優先の声もあって，実現を見なかった。こうした経緯もあって，50年度の入札会は遅れ，7月15日に第1回，8月1日に第2回の入札会を開催したが前年度（49年度）浜揚価格の低迷の影響をうけて，販売は期待通りに伸びなかった。

サイズ	数　量	販売額	単　価
7ミリ	107,132	143,720	@1,341
8ミリ	175,647	367,426	@2,091
計	282,799匁	511,146千円	@1,807

事業者協会員の残る1社（倒産会社）でも，ようやく債権者会議の意向がまとまり，8月8日に同社初の入札会が開かれた。7ミリ珠を主体に在庫の約4割が出品されたが，価格の面では自社の負債整理という特殊事情を考慮し，ある程度弾力的に対応したこともあって出品全部が販売され，売上金額は232,224千円であった。

(4) 51年度の販売

前50年度の市況好転により，51年度の放出の環境は一段と整い，今後毎年1,000貫づつ放出の目標が再度確認された。この目標達成のため，従来の現金又は銀行保証手形という買手側の支払条件を，浜揚珠共販にかかる既成の与信枠の範囲内による手形取引を認めることとし，農林中金の了解を得て実施した。

先ず6月1日，事業者協会員分残量の入札会から始まったが，好況の内に在庫分全部を販売することができ，昨年度の販売分と合わせて販売額は834,208千円となり，全真連の債権額520,554千円を回収し，同社との精算を終えた。

一般組合分については翌2日と6月25日の2回入札会を開き，こちらも順調に販売することができた。

サイズ	数　量	販売額	単　価
7 ミリ	679,355	1,235,059	@ 1,817
8 ミリ	148,519	412,554	@ 2,777
計	827,874匁	1,647,613千円	@ 1,990

事業者協会員分と合わせて1,059貫を処分したことになり，目標を達成することが出来た。これで今年の販売額は合計2,254,197千円となり，懸案の借入元金残高1,632百万円余の償還を終えた。

㈱　棚上利息の内払244百万円

(5)　52年度の販売

昨年度に引続き，市況は順調に推移し，２回開いた入札会（第１回６月３日，第２回６月29日）で，出品分が１点残らず販売することができた。

サイズ	数　量	販売額	単　価
7 ミリ	1,004,550	2,231,796	@ 2,221
8 ミリ	86,505	322,085	@ 3,723
計	1,091,055匁	2,553,881千円	@ 2,340

なお，今回で８ミリ珠の処分はすべて完了した。

本年度販売額2,553,881千円から未払棚上利息（45～49年度）1,238百万円の完済と，利子補給積立をした後，９億円弱が残り，これで第１回配分金の支払いが出来る段階まで販売が促進された。この結果，長年にわたる懸案の調保珠は，945貫を残すのみとなった。

(6)　53年度の放出見合せ

52年度の調整保管珠放出は，６月に開催した２回の入札会により出品全量を売り尽くし好調であったが，52年11月から始まった浜揚珠入札会は一転して軟調なスタートとなった。これは内外の景気後退と円高による輸出採算悪化，不況脱却後の増産気配に対する懸念等によるもので，とくに主力サイズの７ミリ珠は前年比13～15%安（全真連・愛媛・長崎真珠組合取扱実績）となった。

翌53年に入っても市況は好転せず低迷を続けているうちに，４月に流通加工業者の大型倒産が発生するにいたり，連鎖倒産の懸念も加わり市況は低迷を強めた。こうし

たなかで輸出，加工両組合から全真連に対し，市場の混乱回避のため53年度の調整保管珠放出中止の要望書（53年５月18日付）が提出され，また愛媛県漁連からも同趣旨の要請をうけた。全真連としては，既に放出準備を進めつつあり，また基金構想（次章で詳述する）にかかる国の補助金要求運動展開のうえからは早期放出が望まれたが，倒産の影響も不透明で市況回復の見込みもないまま放出を強行することは，秋の浜揚価格対策のうえから妥当でないと判断，５月の理事会で放出見合せを決定し輸出組合等へその旨を通知した。

昭和53年５月18日

全国真珠養殖漁業協同組合連合会
会長理事　森　　正　男　殿

日本真珠輸出組合
理事長　金　井　　厚

日本真珠輸出加工協同組合
理事長　田　崎　俊　作

要　望　書

日本真珠輸出組合並びに日本真珠輸出加工協同組合は，去る５月６日合同会議を開催し，調整保管真珠の本年度放出問題について協議をした結果，貴会に対し次の通り御配慮を要望することになりましたので，善処賜わりたくお願い申し上げます。

なお５月８日京都にて開催の生産代表との業界懇話会におきましても，流通代表より同じ趣旨の要望がなされております。

記

本年度の調整保管真珠の放出に対する流通部門における方針につきましては，現在業界をとり巻く諸般の情勢を詳細に分析し，慎重に検討した結果，本年度の放出は不適当であると判断致しました。

御高承の通り，内外の景気不振に加え，予期せざる大幅な円高の影響は，加工，輸出の採算を著しく困難にし，特に主力サイズである７ミリの価格軟調は憂慮されるところであり，若し放出された場合の影響は大きく，今秋の浜揚価格にも波及することを必至と思料されます。以上の理由から本年の放出につきましては取り止めて頂きますよう御配慮賜りたく要望致します。

調整保管真珠の放出計画について要望

貴会におかれましては，本年の７ミリ調整保管真珠の放出計画について，業界内の情勢変化に伴い，改めて検討されると聞きおよんでおります。

このことに関し，愛媛県はご承知の通り６～７ミリ珠が中心の生産地でありますが故に950ヶの７ミリ調保珠の放出にたいしては，昨年の浜揚価格の下落に加えて，次のような状況から傘下の真珠養殖業者は，深い関心と強い不安をいだいております。

(1) 最近の製品市況も７ミリサイズの価格がより不安定であり，乱れていると言われております。

(2) 加工輸出業者も放出珠が，一般の珠と競合し価格売れゆき，両面にわたり，マイナス要因になったと言われております。

(3) 昨年の浜揚価格の下落のうえに，今年浜揚げされるものも，母貝の大型化から，サイズアップが明白で７ミリ珠の出現率が高くなります。

(4) 特に最近は業界内部において，大口倒産の発生等があり，業界全体が動揺し，事態の推移も流動的な時期にあると思われます。

このような状況の中で，愛媛県の７ミリ生産量の１年分に相当する950ヶの７ミリ珠が市場に放出された場合，市場の混乱は必至と思われます。

全真連におかれては，内部事情もおありの事と存じますが，本来の目的たる生産者の価格維持の原点にたって，市況の好転迄，放出の延期措置が講じられますよう，強く要望するものであります。

昭和53年５月20日

愛媛県漁業協同組合連合会

会長理事　藤　原　勘　一

全国真珠養殖漁業協同組合連合会

会長理事　森　　正　男　殿

全真連三第１１号
昭和53年５月24日

日本真珠輸出組合
理事長　金井　厚　殿

日本真珠輸出加工協同組合
理事長　田崎俊作　殿

全国真珠養殖漁業協同組合連合会
会長理事　森　正男

当会の調整保管真珠放出に関する貴組合のご要望書，まさに拝承しました。

当会では，早速理事会を開催し本問題を協議しました結果，最近の諸情勢を考慮し本年度は，貴組合のご要望どおり調整保管真珠の放出を見合わせることに決定しましたのでご了承願いたくご通知申し上げけす。

つきましては，本年度の浜揚真珠お買上げには格別のご高配を願いたく，また，来年度の調整保管真珠の放出につきましては当会の方針に，よろしくご協力ご支援を賜わりたくお願い致します。

全真連三第１０号
昭和53年５月24日

愛媛県漁業協同組合連合会
会長理事　藤原勘一　殿

全国真珠養殖漁業協同組合連合会
会長理事　森　正男

さきに，貴会からご要望のありました当会の調整保管真珠の放出見合わせにつきましては，別途日本真珠輸出組合及び，日本真珠輸出加工協同組合からも放出見合わせの要望書が提出されましたので，当会では，理事会を開催し協議しました結果，本年度は放出を見合わせることに決定いたしました。

よろしくご了承賜わりたく貴会ご要望に対してご回答申し上げます。

B　54年度の最終放出

53年10月に到り，ついに春以来懸念されてきた連鎖倒産が発生，調整保管珠の放出見合せにもかかわらず，入札会は模様眺めのスタートとなって，浜揚価格は前年比10%安（全真連の取扱実績）となった。

しかしながら年明け後の市況は53年度の浜揚（生産）実績見込が当初予想を下廻ることが明らかになって，むしろ堅調を強めた。流通在庫水準も逐次低下傾向にあり，加工業界の買い意欲も強まりつつあったので，全真連では放出適期と判断，6月と7月に入札会を開き在庫全量945,158匁を出品した。

販　売	数　量	販売金額	単　価
第　1　回	413,740匁	861,759千円	@2,082円
第　2　回	185,413匁	389,997千円	@2,103円
計	599,153匁	1,251,756千円	@2,089円

売れ残り量　　309,936匁

(注)　テスト加工分33,800匁，目減り2,269匁

全真連では，放出の1年見合せの経緯，次章で述べる基金造成の必要等から全量処分の当初方針にしたがい，残量310貫を示談販売すべく，それまでの7ミリ調整保管珠の買い実績業者27社に対し，次の条件を呈示して示談折衝を行った。

全真連三第14号
昭和54年7月23日

御　中

全国真珠養殖漁業協同組合連合会

調整保管珠の販売について

拝啓　当会業務に関しましては，平素格別のご支援，ご協力を頂き厚く御礼申しあげます。

懸案の調整保管珠も本年度2回の入札会により，599貫余を販売いたし309貫余を残すのみと相成りましたが，これもひとえに貴社を始め業界皆様方のご厚情の賜と存じ，感謝に堪えない次第でございます。

残量の処置について検討いたしました結果，調整保管珠の最終販売と相成りますことを考慮いたしまして，昭和48年度以来７ミリ珠をお買上げ頂きました各社に対し，下記により販売いたしたいと存じますので，よろしくご検討くださいますようご案内かたがたお願い申しあげます。

つきましては，甚だ勝手ではございますが，来る７月27日までに貴社のご意向をお知らせくださいますようお願いいたします。

記

1　貴社への販売希望量

調保珠　７ミリ　数量約　　貫　　匁

金額約　　千円

(1)　数量は各社のお買上実績割合により残量309貫を配分させて頂きました。

(2)　金額は当方フロアプライス（52年度販売実績水準）の７％引きとなっております。

2　代金お支払いについて

(1)　本年12月末期日の手形とし，金利は全額当方で負担いたします。

(2)　当方との基本契約が現金取引の場合，もしくは手形限度枠に余裕がない場合は，現金お支払いの日から12月末までの期間について年6.75%の割合による金利相当額を値引させて頂きます。

敬　具

(注)　1.　フロアプライスの７％引きは54年６～７月の入札会の販売実績価格を基準に算定

2.　各社への呈示数量は残量309,936匁を本年７月までの７ミリ調保珠買い実績量に応じ按分。品質はたて割り。

これに対し，購入希望は全量に達せず交渉が難航したが，最終的に手形期限を翌55年３月28日にすることで歩み寄りをはかり，10月１日までに10社に対し全量の販売を終えた。

54年度の最終販売

入札会	599,153匁	1,251,756千円
示談	309,936匁	596,414千円
テスト加工	33,800匁	43,005千円
分量による目減り等	2,269匁	—
計	945,158匁	1,891,175千円

C 精　算

(1) 精算の方法

調整保管珠は45年度末で中間整理を行なった結果，実質的に全真連の所有になっていたわけであるが，決算益金の処分によらず，当初の委託販売契約に戻して販売代金精算の事務処理を行なった。

（理由）

a. 決算益金として利用分量による特別配当を行なえば，販売代金の精算とあまり変らないが，1年度支払がおくれる。

b. 漁連は員外であるので，販売代金精算が実体的である。

（全真連定款において員外への利用分量配当は一応できるが，会員とのバランスが問題となる恐れあり）

c. 大多数の組合が販売代金精算方式を希望している。

d. 中間整理のさいの念書提出は全組合でなく，また念書提出組合において大部分が総会に附議していない問題がある。

販売代金精算の方法を採択することについては昭和49年9月の理事会で決定，さらに基金構想検討との関連から昭和52年2月の理事会で調保珠の販売委託品であることについて再確認が行なわれた。

(2) 精算の内容

精算の内容は第5表のとおりである。

(3) 精算金の支払

52年10月，調保珠販売手形の資金化により農林中金に対し残っている棚上利息を完済，また利子補給金返戻のための積立を終えようやく精算金の内払が可能となった。

販売代金（52年度）	2,5 5 3,8 8 1
農中への棚上利息残額支払	1,2 3 7,8 2 8
手数料・保管料	6 1,8 5 1
利子補給積立	2 2 5,6 2 3
特別手数料（除く7ミリ）	1 3 2,0 0 6
差引支払可能額	8 9 6,5 7 3千円

しかしながら，基金構想に基づく特別手数料（精算金支払額の25%）決定のため

第5表　調整保管事業精算の内容（中間整理分を除く）

（単位：匁，千円）

区　分	6ミリ以下	43年度集荷分	8ミリ	7ミリ	合　計
共同計算の範囲	組合別	組合別	全　国	全　国	—
販売数量（匁）	276,239	14,560	512,941	3,096,576	3,900,317
販売額	314,404	15,995	1,310,476	5,965,728	7,606,602
（控除内訳）運用益加算財源調整	3,360	115	14,173	56,681	74,328
仮渡金	152,387	5,210	542,747	2,170,565	2,870,908
特別仮渡金	—	—	—	20,510	20,510
販売手数料（2％）	3,173	213	15,071	95,386	113,843
保管料	2,193	79	10,188	52,168	64,628
利息	44,336	1,721	267,558	1,302,621	1,616,235
利子補給返還積立	7,162	245	42,922	169,837	220,166
特別手数料（25％）	25,448	2,103	104,454	524,490	656,496
控除額計	238,059	9,686	997,113	4,392,258	5,637,116
差引支払額	76,345	6,309	313,363	1,573,469	1,969,487
運用益加算支払					74,328
支払日	52.12.22	52.12.22	52.12.22	（52.12.22）426,227 （54.10.25）660,542 （55. 3.29）486,700	

(注)　1.　匁未満切捨，金額千円未満四捨五入につき合計一致しない。

2.　テスト加工依頼のため45年度に販売した7ミリ（組合出品分）3,903匁　3,166千円は本表に含まれる。

3.　事業者協会員分はそれぞれ個別精算のため，含まない。

4.　46，47年度の販売は中間整理のさい仮渡方式継続分で個別精算済につき含まれない。

5.　運用益加算源調整とは，次のとおり。

(1)　43～45年度における組合の利息支払状況は同一でなく不公平であるので，このため実払額の20％を加算支払するためその財源をプール負担するため優先控除（63,308千円）

(2)　6ミリ以下及び43年度集荷は49年度に殆ど販売を終了しているので精算遅延の補償とし，精算額の10％を運用益として加算（11,020千円）

の臨時総会開催が遅れて12月20日の総会決定となったため，第１回の精算金支払は12月22日に行なわれた。

（精算金の支払内訳）

６ミリ以下精算金	76,345千円	運	用	益	10,179千円	計	86,524千円
43年度分 〃	6,309		〃		841	〃	7,150
８ミリ 〃	313,364		〃		—	〃	313,364
７ミリ内払	426,227				—	〃	426,227
			利息運用益		63,308	〃	63,308
						合計	896,573

次いで54年10月25日，入札販売手形の資金化をまって，52年度までの７ミリ販売額で算定される支払可能額1,086,769千円のうち第１回（52年10月）支払金額を差引き，未払残額660,542千円の支払いが行なわれた。

そして54年度最終示談販売手形の資金化された55年３月29日，本年度７ミリ珠販売分の精算代金486,007千円を支払い，これで調保珠精算代金のすべての支払いを終えた。

第４節　評価と検討課題

全真連20年の歴史のなかで，実に13年を費やした調整保管事業は，昭和42年不況突入時の市場混乱を喰いとめ，途中，全真連最大のお荷物とはなったものの，最終的には金利ほか諸経費を差引いて生産者に約20億円の精算追加払いを行ない，このほか販売代金から６億５千万円を差引き財団法人全国真珠信用保証基金協会を設立してこの拠出金に充て，さらには調保事業終結により全真連の54年度決算は史上空前の２億円をこす黒字となるなど，全真連救世主の感がある。

しかしながら，13年間の歩みはまさに命がけの綱渡りとも言え，幸運に恵まれた点も少なくない。真珠の調整保管は，一般の農林水産物と違い，金利のほかは保管経費は少なく，多少の質的低下（古珠）はあるにしても腐敗の心配もないので，良質珠であれば生産調整とリンクされるかぎり相応の事業効果をあげられるものと考える。しかし，42年度の調保事業実績においては，前轍として戒しむべき点もあるので，評価と検討課題を次のとおり，とりまとめた。

A　評　価

1.　価格暴落の防止

調整保管事業は，当時において過剰と目された７ミリ珠の市場流入による暴落，市場混乱を防止することを狙いとして実施されたものであるが，これらの客観的事業効果を測定することは困難である。

しかしながら，本事業が農林中金の融資協力をうけ，国の利子助成が実現し，また事業者協会との全面的提携のもとに開始されたことは，業界のみでなく行政・金融面からの支持を実証するものであり，真珠年鑑に指摘されているとおり，『この対策が全体としては破滅的な恐慌事態を回避し，ある程度まで価格の暴落を阻止することに役立った点については何人も異論のないところである』ことは間違いない。

現に43年度の調整保管制度利用が僅少に終ったことを裏返せば，仮渡額が底値となって買い相場が形成されたと言えるし，市況低迷が深刻化する42年度においては，本制度利用により安売りを回避しえたものと言える。

2.　効果の証明と自信の体得

事業開始から終結までに13年間の長期を要したものであるため，そのときどきの問題認識により評価も異なるが，最終的に出品者に追加払いができたことは，大いに意義のあるところである。勿論，今後本制度を適用実施するには，中間時点で派生した問題を是正，解決しておく必要はあるが，何よりも42年度当時，７ミリ珠を６ミリ半上と称し浜売りしたところの系統意識が薄く，本制度の失敗を考えた本制度不利用の生産者に対し，本制度の効用，系統の持つ価格形成機能を実証できたことである。

この内部ＰＲとともに，今後の行政・金融対策展開のうえからは勿論，加工流通業界対策のうえからも，この貴重な業績は無言の偉力を秘めているものと言える。現に基金構想が結実し，財団法人全国真珠信用保証基金協会に対し，系統から656百万円にのぼる巨額の資金を拠出することができたのも，調整保管の意義，効用が広く認識された結果であろう。

B　検討課題

1.　収支採算

全真連の４２～５４年度の収支累計から，これを一般事業と調整保管事業とに分割を試みると，調整保管事業に帰属する収支は次のとおりである。

（調整保管事業収支昭和42～54年度累計）

収　　入		支　　出	
受入手数料（2%）	171,004,545円	事業雑費（保険料等）	78,273,802円
受入保管料	94,536,058円	教育情報費負担	37,300,000円
指導収益配分	18,000,000円	人件費負担	214,780,000円
		その他管理費負担	66,160,000円
計	283,540,603円	計	396,513,802円
		差引事業利益	△112,973,199円
受取利息	3,053,035,734円	支払利息	2,595,025,713円
		差引財務収支	458,010,021円
		事業純利益	345,036,822円

上記のとおり，事業利益段階では113百万円の赤字であり，単年度収支が黒字であるのは，50・52年度の2か年に過ぎない。これは13年を要した販売にもかかわらず，販売手数料は総売上高に対し実質1.59%，1年あたり僅か0.12%（1.59%÷13年）しか徴求していないためである。

この赤字は財務収支で補塡され，345百万円の事業純利益となっているが，財務収支の黒字は農林中金の利息棚上，実質的な利息免除によるものである。

棚上利息	昭和45年度	335,882,966円	昭和48年度	268,838,530円
	〃 46 〃	344,214,463円	〃 49 〃	225,800,304円
	〃 47 〃	307,964,641円	計	1,482,700,704円

この棚上利息は，51年度に元本を償還したのち，同年度に244,872,672円，翌52年度に残額1,237,828,230円を支払ったが，利息優先支払方法に置きかえた場合より利息支払額が約750百万円減少していることになる。

したがって，農林中金が利息棚上の条件緩和措置を講じなかった場合は，財務収支自体が約3億円の赤字となり，4億円の事業純損失となるところであった。手数料・保管料の基本的検討とともに，利息延滞の罰則制度を明確にして払込を促進させる必要があろう。

2. 取扱制度

本制度の基本は，第一に仮渡金の算定と共同計算の根拠とするための集荷真珠の

評価であり，次は仮渡金に対する利息徴求である。

真珠の評価の難しさについては，『全国真珠養殖漁業協同組合史』のなかで同組合の専務であった井上巌氏が指摘しておられるとおり，午前と午後で評価が異なると言われるほどである。42年度の調整保管真珠集荷にあたっては，評価委員11名が分担してサイズ別・品質ランク別の見本真珠の評価額を基準に厳正な評価が行われたわけであるが，出品者，出品組合との間で評価額を巡る紛争も多く，評価委員は苦労した。評価額を不満として「引き」にしたのち，再出品したら評価が前回より低下した事態も生れるなど，評価委員は苦情処理が大変であった。

全国的な販売調整，計画販売を進めるには，全国共同計算が前提になるわけであるが，全国共計に基づく全国共同責任は個別責任を不明確化して全国無責任化し，評価・仮渡金の増額には執着が強いものの，仮渡金の利息支払には積極的協力がえられず，全国共計における『正直者が馬鹿を見る』式の問題点を露呈した。

全国共計の７・８ミリ珠にくらべ組合別共計の６ミリ以下珠，昭和43年度集荷分の販売整理が早く終了した事実にてらし，共計の範囲は一考を要する問題である。いずれにしても会員組合に責任の一半を持たせ全真連業務への協力が期待されるシステムが必要である。

金利の支払困難から，昭和46年の中間整理において仮渡金額で調保珠を買い取らざるをえなかったが，当時の楠見義男振興会会長が指摘されたとおり，販売仮渡金はあくまで委託販売に基づく真珠の担保金融制度として金利徴求体制（罰則の明確化等）を確立すべきであろう。

調整保管事業が実施される一方，減産運動が実施されたわけであるが，調保珠出品者個々に対する仮渡金の交付は，個々の減産計画との結びつきがないまま行われたため，折角の調保事業が減産促進に寄与せず，結果として調保珠の販売が難渋した。今後は生産者個別に生産調整計画をリンクさせることが必要であろう。

3. 系統意識の欠如

７ミリ珠については全量集荷が推進されたにもかかわらず，組合関係からは42年度の集荷計画7,000貫に対し3,264貫（47％）しか集まらず，組合統制の弱体ぶりを露呈するとともに，未集荷分は浜売りされて市況低迷に拍車をかけた。因みに末端の調保珠出品者数は全真連の事務処理面から1,150名程度と推定されるが，当時の経営体数は調保珠出荷該当県において4,500であるので，調保制度利用は¼に過ぎなかったわけである。

この未利用者は，昭和46年度頃までは自己の調保制度未利用判断に満足するとともに，市況低迷の最大の原因は調保珠在庫にあるとして調保制度罪悪論の急先鋒であった。尤も未利用者のうちには組合側の指導啓蒙不足もあって制度に対する無知，無理解もあったであろうが，いずれにしても制度実施にあたっては過半の生産者が非協力では効果があがらないのは当然であろう。

4. 金融対策

昭和45～49年度の利息1,483百万円が棚上され，支払が猶予されたことは前述したが，それ以前から元利金の延滞が恒常化しており，返済期限は延長につぐ延長を重ね，「期限はあってなきが如し」状態であった。

このような歴史のうえから判断した場合，将来再度不況到来のさい，農林中金は調整保管事業資金を貸すであろうか。全真連はそのときの金融不円滑化を懸念して基金構想を進め，真珠基金を設立したのである。基本的に農林中金の融資は行なわれようが，事業計画にはかなりの注文がつくであろう。少なくとも利息棚上の特別待遇は決して期待できないことを覚悟して万全の体制をとらねばなるまい。

第5章　基　　金　　構　　想

第1節　基金造成の気運醸成

調整保管真珠の精算追加払代金の一部を，真珠養殖事業の安定振興のための基金として残そうとする，いわゆる「基金構想」が，全真連内部の正式な討議の場に持ち出されたのは，昭和51年6月26日の理事会であるが，これより早く昭和49年5月に発足した真珠産業問題研究会では，調保事業の終結により国に返還を要する利子補給金2億円余を発展的に活用することについての問題提起がなされたこともあって基金構想を討議し，翌50年10月，振興会から公表された「真珠産業研究会よりの提案」のなかでは，「……生産者段階で短期的在庫調整が行なえるよう指導強化する。……この際不況時の財政援助を基金等として運用することが必要である。」と指摘されている。なお，この研究会の最終まとめ原稿段階では，さらに具体的に「（調保珠）放出後の利益はなるべく供出者個人に細分化せず，できるだけ全真連（団体）に今後の施策用基金として残す方向が望ましい。」と明記されているところである。

この研究会には，当時の佐藤忠揚全真連会長と森正男副会長がメンバーとして参加しているので，本問題については，両氏の意見を強く反映しているところであるが，全真連内部の公式討議が平行的に実施されなかったのは，当時としては，放出後の結末より，毎年の放出をいかに適切・円滑に実施するかが，全真連として焦眉の急務であったためである。

佐藤会長は，基金構想を内部討議にかけることなく50年8月に死去され，後任の森会長が初めて基金構想について所信を表明したのは，翌年に入り51年度の調保珠放出を終えたあとの6月26日の理事会であった。

（森会長の発言要旨）……「利子補給金2億2千万円は当初の約束どおり国に返納するが，業界振興の補助金として再交付することについて水産庁当局もその意向である。農林中金にも15億円にのぼる金利を払うが同様の援助をお願いしたいと思っている。このためには業界自らが相応の資金を拠出する必要がある。調保珠の在庫2,000貫が匁あたり2,000　円で売れたとして40億円，金利15億円を差引いた残り25億円の半分位は，何等かの形で業界に残したい」

これにより基金構想の具体的検討が全真連内部で進められることになるが，51年10月4日の理事会には，浜本忠史東京事務局長から「節税対策のうえから価格安定を目

的とする業務を行なう，財団法人を新設しては如何」との考え方が示された。

一方，翌11月18～19日の水産庁主催による各県の全国真珠担当官会議において，水産庁丹下孚専門官から真珠養殖事業の現状と問題点があげられ，「再び迎えるこの成長期に，安定発展のための業界の体制作りを業界，行政庁，金融機関三者一体となって進める時期ではないか」との意見が出された。これに対して森会長より「調保珠の販売益金を業界内にとどめ，価格安定のための基金にして頂きたい」と基金構想を説明するとともに行政面からの援助を要請した。

このようにして，基金構想は，系統内外の関心を高めることとなったが，系統内部の受取り方は，将来の安定振興のため，基金をつくることは「総論」として賛成，その財源を調保珠から天引徴求するのは「各論」として反対が大勢を占めた。

調保珠の大口出品組合乃至組合員からは「個人別出品量は現在の経営規模と均衡しておらず特定組合員にかたよっているので，一率カットは不公平。……死者の香典で基金を作るのか」「組合の債権回収に穴があく」の批判，反対意見が出され，基金構想賛成論者の「46年の時点で差入れた念証のとおり全真連に，仮渡相当額で売り渡しているので，もともと配分権はない」「たなぼた式の，全く予期しなかったものだ」「全真連の苦労，迷惑も考えよ」の意見と対立し，紛糾したが，全真連執行部の説得も除々に功を奏し，30%程度までの天引きは，やむをえないとする組合が多くなった。

昭和52年2月18日の理事会では，念証にからむ調保珠所有権の帰属関係が問題となり，「全真連の所有権を100%主張できるが，系統内輪のことであるので利益は折半して50%ずつに分配する」と「念証は，事務処理の便宜のためで委託販売契約は，基本的に失なわれていない。したがって所有権は，会員にあり，天引率はせいぜい30%が限界」との意見に分れ論議が交された。

このため，協議会に切り替え慎重討議の結果，次の結論に対し，当日の理事会決議事項とした。

（決議事項）

1　調保珠の所有権は，出品組合（会員）にある。

2　公益法人の設立をする。

3　出資金額は，継続審議とする。

4　出資金の集金方法は，（精算金の）配分前に留保する。

5　運用益は，教育情報指導関係に限定する。

〔注〕　調保珠所有権の出品組合決定は，殆どの役員の主張であり，かつ念証の主張は，組合長専決による念証差入れの落度を組合内部で追求される恐れもあり，また念証未提出組合との均衡等

を勘案した結果である。

出資金額を，継続審議にしたのは，天引への反対や，態度未定の組合が，まだある程度残っていることを配慮したものである。

同年４月13日の理事会では，前回理事会のあと，反対組合に対する説得工作が，あまり奏功しないため，５月の通常総会に基金構想を付議することに若干の懸念が持たれたが，水産庁ほか関係機関に対する折衝は早急に開始する必要があるところから，反対組合に対しては，さらに根回し工作を進めることとして，総会付議を決定した。付議内容としては，総会前日の５月24日の理事会にはかり，翌25日の総会に，第８号議案「調整保管珠処理方針案承認の件」として付議した。

総会では，馬岡清省専務が，資料として提出した下記の「真珠安定基金について」および公益法人設立に関する「陳情書」により説明を行なったのち，「調保珠販売後の余剰金のうち70%は各組合に返還し，30%のものを真珠安定基金（仮称）の原資とし，国・県の利子助成225百万円とあわせ７～10億円を財源としたい。」と提案し，「資料に掲げた業務内容がすべて実現できるかどうかは不明であるが，執行部は，実現を目指し，精一杯努力したい」と付言した。さらに，森会長も「百年の計を立てる，またとない機会と思うので，よろしくお願いしたい」と発言し，原案承認を強く要請した。

真　珠　安　定　基　金　（仮　称）

△　租税特別措置法第66条の７

〔特定の基金に対する負担金の損金算入特例〕

法人が各事業年度において，長期間（５年を超える程度）にわたり使用され又は運用される基金に係る負担金を出した場合，その金額は当該事業年度の所得金額の計算上，損金に算入する。

但し，その基金は特定の要件をそなえていなければならない。

①　中小企業者又は農林漁業者（その組織する団体を含む）に対する信用保証業務を行なう法人に対する基金負担。

信用保証協会，漁業信用基金協会等大蔵大臣が法人名を揚げて指定している。

②　公益性，緊急性が高い特定の業務（公害対策，価格安定対策事業，その他政令で定める特定の事務をいう）を行なうことを主たる目的とする公益法人等に対する基金負担。

漁業公害対策基金，魚価安定基金等大蔵大臣が指定している。

△　財団法人"魚価安定基金"について

魚価安定のため，全漁連その他の団体が従来，委託販売方式で行なっていた調整保管事業を，生産者を満足させる価格で買取る方式に切換えたのに伴い，消費者対策上事業主体に損失がでる恐れ

がある関係上そのリスクをカバーするための基金。

① 基金運営のための基本財産

5億円（うち3億円は国庫補助）

② 貸付資金

25億円（全額国庫から資金貸付）

全漁連が調保事業で赤字がでた場合に，基金が赤字額の80％（場合により100％）を限度として，全漁連に対し，返済期限5ヶ年の無利子融資

③ 水産物調整保管補助金をうけて，事業在体に補助金を交付。

△ 真珠安定基金構想について

① 業務内容

1. 浜揚価格の安定を図るため本会が中心となって実施する調整保管事業に必要な資金の導入を容易にするための信用保証業務
2. 本会の実施する公害防止，公害損失の補てん対策事業に対する助成
3. 近年，真珠業界全般の緊急問題となりつつあります真珠の内，外P．R事業の助成
4. 稚母貝の確保対策事業の助成
5. その他，全真連の組織強化並びに安定的発展に資する附帯事業の助成

② 基金の基本財産

全真連　7億円 ～ 10億円
国　約2億2千5百万円
（調保事業利子助成返還積立金）

公益法人真珠安定基金（仮称）の設立に関する陳情書

全国真珠養殖漁業協同組合連合会
会長　森　正男

昭和42年以来，長期の不況下にありました真珠養殖業界は，国並に関係県並に金融機関の絶大な御指導，御援助のもと，業界の努力によりここ数年順調な浜揚価格の恢復をみ，漸く前途に光明を見い出しうる段階にまでたち直ることができましたことは，誠に感謝に堪えない次第であります。

昭和42年，本会が不況の襲来に備えて全国的規模で，4,500貫余の浜揚珠調整保管事業に取組みましてから関係各方面の御援助のもと幾多の困難と斗いつゝ事業の完遂に努力してまいりました結果，現在調整保管真珠の残高は7.8ミリ珠2,036貫余を残す段階にまで到達，事業に要した借入元金も農林中央金庫の御援助のもと，その金額の完済を了するに至りました。なお，昭和44・45の両年度にわたり，業界が御援助頂きました利子助成2億2千5百万円につきましても，当初の御約束通り販売済対象珠の販売代金より，本会が積立ててまいり現在1億3百万円余を別途積立保管いたしております。

以上申述べました通り，永年にわたり苦労を重ねてまいりました調整保管事業は，今後2カ年間に

各1千貫余を販売することにより，昭和53年10月頃には，目的を達して終了する見通しであり，その結果，本会に当初おいて予知せざる額（7億円～10億円）の剰余金が生じることが，ほぼ確実な段階となりました。

併しながら養殖業界の現状は，世界の景気動向に極めて左右され易い輸出価格のシワ寄せからくる浜揚珠価格の不安定，近年にわかに業界の問題となりつつあります。漁場汚染に基づく浜揚歩留りの悪化と品質維持の困難等，今後克服して行かねばならない幾多の難問題に直面いたしており，浜揚価格の安定を通じて世界的にその比をみない極めてユニークな真珠養殖産業の確立を永年の悲願とする当業界は調整保管事業の円満な完了をみました暁において本会が剰余金（7億円～10億円）を拠出，公益法人真珠安定基金（仮称）の設立を決意した次第であります。この基金設立の本旨は以上の通りでありますが，当面その業務内容として

1. 浜揚価格の安定を図るため本会が中心となって実施する調整保管事業に必要な資金の導入を容易にするための信用保証業務
2. 本会の実施する公害防止，公害損失の補てん対策事業に対する助成
3. 近年，真珠業界全般の緊急問題となりつつあります真珠の内・外ＰＲ事業の助成
4. 稚母貝の確保対策事業の助成
5. その他全真連の組織強化並びに安定的発展に資する附帯事業の助成

を考えております。

つきましては，当基金の設立に対し格別の御理解と御援助を切にお願いいたしますと共に，前述の既に実施中の調整保管事業に対する利子補給金2億2千5百万円の金額を当基金の基本財産として補助して頂けますよう玆に陳情する次第であります。

注　本陳情書は総会のあと，水産庁，農中ほか関係国会議員等に提出された。水産庁からは事業内容があまりにも多面的であるとの批判があったが，基金構想自体は関係方面から前向に受けとめられ関心を高めることに役立った。

これに対し，太田塚越賀真珠組合長から「当組合は，百年の計でなく明日の計が問題である。100%配分を主張する」と反対意見が述べられ，また他の組合から「全真連の役員以外の組合に対する説明が不十分ではないか」との指摘もあって，執行部提案に対する積極的賛成の意見表明がみられず，原案採決の雰囲気に乏しかった。このため，執行部は採決を断念し，森会長が下記のとおり発言して，提案の保留を表明，了承された。

〔森会長発言要旨〕……「三真連においても，大勢の合意が得られたと理解し，また，各方面にいろいろと働きかける必要があり，そのための準備の都合から提案したが，理解不十分の組合もあるので，本日は決定でなく留保ということで今後，ご検討頂きたい。」

前述のとおり，基金構想は通常総会で審議保留となったものの，翌６月に実施した調保珠の入札販売は，前年に引続き好調で，1,091貫，25億円を越える販売高となったため，農林中金への未払利息を支払っても，10億円余が残ることとなり，仮精算にあたり，基金構想にかかる30%天引きをどうするか，早急に解決を要することとなった。

８月４日の理事会では，反対組合への諒解工作が先決であるとして，30%天引きは承認されず，一方，執行部の反対組合に対する説得工作も，予期した進展をみないままに浜揚期に入り，12月の仮精算時期を迎えるに至った。

ここにおいて執行部は，仮精算金支払段階にいたりながらも基金構想の決着をみないことは，問題の紛糾激化につながる懸念があり，また，予算陳情等，対外活動が急がれる時期に来ているところから，この際，基金構想は一部組合の反対があっても，総会での採決を強行せざるをえないものと判断し，12月７日の理事会で，臨時総会を同月19日に開催することに決定した。なお，基金構想の決議の円滑確実を期するため，天引留保率を30%から25%に修正，付議することもあわせて決定した。

このようにして12月19日に開催された臨時総会には，第１号議案「調整保管事業にかかる販売益の配分について」を付議し，「（理事会案）特別手数料として販売益の25%を将来のために留保する」ことを提案した。

審議開始に先立ち，挨拶に立った水産庁丹下専門官は，「系統組織が一体となって守ってきたなかで生れた調保珠の利益であるので，その処分にあたっては，養殖業界全体のために如何に役立てるかが優先的に検討されるべきであり，個別経営の救済・振興問題は，全体利益との調和のなかで配慮すべきである」旨を強調，基金構想実現を力説された。

また提案理由説明に立った馬岡専務は「調保珠の対応で明け暮れた苦難の10年間であった。この貴重な体験をふまえて考えるとき，基金構想を捨て，全額配分を行なうことは，未来永劫に悔を残そう」と基金構想に対する所信を披瀝し，さらに森会長は「昭和50年11月の会長就任以来，生産者の幸福のため，全真連は何をすべきか考え続けてきた。そして“しあわせ”とは，経営の安定が前提であり，経営安定の基本課題は浜揚価格の安定向上であるとの考えに達した。基金構想は，まさにこの考え方に立脚するものであり，全真連として是非，実現を期すべき仕事と確信する。一部において組合の個別事情等から本件に理解を示されない向もあるが，全真連会長の立場からしてもこの千載一遇の好機に業界全体のための基金構想を捨てることはできない」と基金構想への信条と決意を表明した。次に浜本東京事務局長から，基金構想の具体化

については，税務対策のうえから，目下のところ中小漁業融資保証法にもとずく業種別漁業信用基金協会と，魚価安定基金との両制度について検討中の旨補足説明があった。

こののち審議に入り，まず山本吉治和具真珠組合長から，総会開催通知文に「販売益の25%を将来のため留保する」と記載されていた提案原文が，本日「特別手数料として販売益の25%を将来のため留保する」に修正されたが，それでは，文章の意味が大きく変る点を指摘，執行部の説明を求めた。これに対し森会長および馬岡専務から「特別手数料として留保することは，前回の理事会で明確にしたところである。全真連が留保した資金を，経費等に使用することはない。新設される基金の組織に全額投入されるものである」と回答した。

次に，太田越賀組合長から動議が出され，決議書が朗読された。

決　議　書

昭和52年５月25日全真連に於ける通常総会８号議案に関する調整保管珠還元金より各出品組合一率30%の仮称真珠安定基金10億円積立て構想につきまして当組合は当初より現実の組合内部の窮状を訴え続けて今日に至りましたが，全真連役員会に於ては，これら真意の程をお汲みとり頂くことは出来ず組合内に於て幾度と全員協議会を開催いたしまして組合員各位の意見を合わせて組合再建案を論じて今日に至りましたが，厳しい世界情勢と今日の養殖業界，又当組合の現実の窮状を考えるとき，これら空想的な安定基金構想については大局的に賛成はするものの日本一経営内容の悪い当組合に於いては先ず組合内部における未解決諸問題の解決を早急に実現して組合再建に全力投球すべきとの意見一致をみるに至り，全真連役員会の審議案に添うこともできず，漠然たる空想論と現実の厳しさの分岐点に立ちてこれが思案に苦慮する毎日でございます。

当組合の債務額は元利金合わせて約18億円でございます。実存組合員50名をもって組合再建を試みるとき，日本一高い賦課金徴収を課さなければ運営のできないのが事実であり，こうした運営を長期的に続行すれば組合員の事業意欲は勿論のこと，私生活まで危機におちいる結果を招くことは確実であります。

業界が低迷混乱を極めてより10余年の月日は一瞬の中に過ぎ去った感もありますが，この間当組合に於ても５名の組合長交代を余議なく迫られ，昭和51年８月の時点に於いては組合解散の重大危機に直面いたしましたが，幸いにして組合再建に意欲を燃やす有志により現執行部の組閣結成に成功して組合再建に努力を続けて参った次第でございます。

巨額の累積債務を抱え，組合再建の悲願を樹立達成しようとするとき，現執行部は調整保管珠還元金により，組合再建の糸口を見出すより外に道なくこれが達成に当たり，幾度びか哀願を続けて今日に至りましたが，一大組織の全真連役員会審議案を風聞するとき，時局の急変に組合再建の野望は大きく揺れ動いているのも事実でございます。

日頃より会長以下一部首脳部間に於て立案されている業界百年の計をもって安定基金協会発足を夢見るは一見大義名分にして現在の全真連機構又，日常の諸姿勢から推察致しますところ基の根元なくして唱えられる業界百年の計は単なる美辞麗句に外ならぬものと思考致します。

厳しい養殖業界の渦中にあって今尚低迷混乱を極める当組合の実情をご賢察下さるならば，当組合をして調整保管珠還元金により組合再建を余議なくされている弱小組合のあることをご認識いただき，願わくば今一度首脳部会議に於て慎重審議賜わることを切望申し上げる次第でございます。

現実の窮状にさいなまれている当組合の哀願とあわせて貴首脳部各位の絶大なるご理解，ご高配を賜りたく，組合再建の悲願を賭けてお願い申し上げる次第でございます。

昭和52年12月19日

越賀真珠漁業協同組合
組合長理事　大　田　　環

全国真珠養殖漁業協同組合連合会
会長理事　森　　正　男　　殿

この動議に対しては，三重県志摩町関係組合の賛成があったほか，当日「全南島・的矢湾」両組合との連名で，全真連あて基金構想反対の要望書を提出した民部義夫紀州組合長から賛意が表明されたので，動議が成立し審議されたが，記名投票の結果，賛成10票，反対17票で動議は否決された。

要　望　書

今般全真連より調整保管珠の処理精算について25％の真珠安定基金積立の構想が発表された。厳しい経済情勢下真珠業界安定の対策としてその構想は反対ではないが，その財源を調整保管珠精算金で積立てる事に付，賛成出来ない。全真連は各々単協の状態をもっと誠意を以って正確に把握して実情に即した対策を考える可きである。

調整保管珠精算金は全額出品組合へ還元されるよう我々組合一同の総意として要望する。

全真連は我々組合員には最高の系統機関である協同組合設立の目的指導については傘下組合員に対し充分その責をはたしていると思われているのか猛反省をうながしたい。過去10年間の各々単協及びその組合員の苦しみは筆舌で表せないものがある。

我々の組合は真珠事業の継続不可能の上転業転職の苦労を共に換金出来るものなら何でもいや自分の住む家まで人手に渡し農林中金をはじめ各関係機関に対し不良債務の返済や決算に努力し生きてきたが未だその債務に泣いている現在である。

この実情を全真連はどの様にみているのか。

調整保管精算は筋を通して出品組合へ還元しその後今後継続して事業を行ってゆく組合と共に新らしい安定対策を推進してゆく様希望いたします。

昭和52年12月19日

全国真珠養殖漁業協同組合連合会
会長　森　　正　男　　殿

三重県北牟婁郡海山町矢口浦
紀州真珠養殖漁業協同組合
組合長　民部義夫

三重県度会郡南島町神前浦
全南島町真珠養殖漁業協同組合
組合長理事　梅谷安蔵

的矢湾真珠養殖漁業協同組合
理事　山下五久

その後，執行部原案に対する審議が継続され，「基金構想は，組合の負債整理，再建を困難にし，組合解散に追いこむもの」，「今後解散を予定している組合には，不要の措置」，「価格対策は，40年代調保珠でこりた筈，前轍をふむのか」等の反対意見表明があったが，一方，「基金の財源を調保珠のみに依存せず，新規業者等からも現金拠出させることを今後検討せよ」との所見を付した賛成意見，「全く予想もしなかった配分金であり，系統組織あればこそである」との賛成意見も表明され，記名投票の結果，賛成18票，反対9票で原案どおり可決した。議長は，原案決定を宣言して「本案の決定にはいろいろと意見が出されたところであるので，全真連執行部は，少数意見についても適切な対処をはかるよう努力されたい。」と要望を述べ，4時間半にわたる総会を終了した。

ここに，基金構想は，まず総会の第一関門を通過，いよいよ具体的検討に進むこととなった。

第2節　業種別漁業信用基金協会構想の推進

昭和52年12月の臨時総会決議をもとに，翌53年３月25日，理事会を開催し，基金構想の具体化について検討・協議した。当日は，幸田隆副会長の「財団法人魚価安定基金」における魚価安定制度の説明ならびに浜本東京事務局長の中小漁業融資保証法にもとずく債務保証制度の説明が先行したため，基本的諸問題の堀り下げは不十分のまま，前記両制度についての具体的比較検討に討議が集中し勝ちとなった。水産庁の丹下専門官からは魚価安定基金制度を真珠に適用することについての問題点指摘が，農林中金水産森林部の正木昭部長から「日本かつおまぐろ漁業信用基金協会」のかつおまぐろ漁業金融における活動状況について説明が行なわれたことは，魚価安定基金制度より中小漁業融資保証制度の方が有利との認識が関係者に強まったようである。しかしながら当日は，具体策についての決議は行わず，今後委員会を設けて専門的に討議することとし，第１回委員会を４月14日に水産庁，農林中金の参加を得て東京で開催することをきめ，散会した。なお，当日の主要意見は次のとおりであった。

1. 魚価安定基金制度もしくは中小漁業融資保証制度いずれにしても，国の基金運用に対する規制が厳しく，かつ管理経費も要するので，我々が期待している基金運用益を，振興諸施策に使用することは困難ではないか。
2. 両制度のほかに新しい制度を考えよ。
3. わざわざ新しい組織を作らなくても，全真連内部に基金の特別会計を設ければよい。……（反論）……全真連内部では，税金の目減りがさけられない。
4. 魚価安定基金制度は，買取差損に対する援助（５ヶ年間の無利息融資）が軸となっているが，真珠の場合は買取差益が出るまで長期保管することが狙いであるので，基本的仕組みのうえからなじまない。
5. 魚類の場合，地方的，短期的在庫調整により価格安定が期せられるのに対し，真珠はその商品特性にてらし，全国的，長期的調整を要するため，魚価安定基金制度適用は，技術的にも問題が多い。
6. 真珠だけの業種別漁信基が，現在認められるか。……（反論）……過去に設立寸前までいった実績があることと，かつおまぐろ漁信基の実例を根拠として，設立運動を強力に進めたい。
7. それぞれの組合では，魚価安定基金的制度の実現を前提に組合員に対する了解工作を進めてきた。本日の討議では債務保証制度に転換していく気配であり，こ

の点組合員への変更理由説明について明確にしておかねば混乱を生じる。

A　真珠安定対策委員会の開催

真珠安定対策委員会は，下記の者が出席して４月14日，東京（農林中金会議室）で開催された。

所　属	役職名	氏　名	所　属	役職名	氏　名
水　産　庁	水産専門官	丹下　孚	全　真　連	会　　長	森　正男
〃	真珠養殖係長	佐久間　徹	〃	副　会　長	川口　文雄
			〃	〃	幸田　隆
農林中金	部　　長	正木　昭	〃	専　　務	馬岡　清省
（水産森林部）	次　　長	平島　耕治	〃	理　　事	加藤荘次郎
〃					
〃	部長代理	安藤　義昭	〃	〃	原条　周平
〃	調　査　役	大沢　清康	〃	〃	小河　功
〃	副調査役	伊藤伊志男	愛　媛　県	組　合　長	実藤　盛男
			真珠組合		
			全　真　連	東京事務局長	浜本　忠史
			〃	嘱　　託	内田　二朗

前回理事会（53年３月25日）の討議をふまえて，先ず，真珠業界の基本的問題点は何かを討議したが，これについては丹下専門官の，蘊蓄をかたむけた「価格不安が需要減退の大きな原因となるのが真珠商品の特質であり，価格安定が需要の確保，拡大に不可欠の要件である」との価格安定必要論が展開され，40年代長期不況の実証と，前年（52年）産浜揚価格の下落に裏付けられて討議を主導，基本的課題は浜揚価格の安定であることに意見一致をみた。

価格安定対策の討議においては，農林中金から農林水産業における，各種の価格安定制度，債務保証制度等の概要が説明された。その結果，現行の価格安定諸制度が食糧資源確保等，国民生活安定を目的としているところから，真珠の場合，魚価安定基金方式は無理との認識が強まり，在庫調整等系統共販所要資金の安定的確保のための債務保証制度が，基金の資金効率，実現性等からも適当であるとの意見が支配的となった。しかしながら，今後の検討は，かなり専門知識を必要とするので，専門委員会にゆだねることとし，次の者で専門委員会を構成，検討を進めることに決定したのである。

水産庁	水産専門官	丹下　孚	農林中金	水産森林部部長代理	辻　正義
〃	真珠養殖係長	佐久間　徹	全真連	東京事務局長	浜本　忠史
農林中金	水産森林部次長	平島　耕治	全真連	嘱託	内田　二朗

なお，当日は去る３月２日，衆議院の予算委員会第４分科会で，基金構想にかかる政府側見解をただした石野久男議員（社会党・茨城２区）が出席され，基金構想の具体化について種々ご助言を頂いた。

予算委員会第４分科会議録

○　石野分科員　そこで英虞湾で養殖している真珠のことでございますけれども，御承知のように真珠は昭和44年から45，６年にかけて大変な苦境に陥りました。その当時，真珠業界は約５千万の滞貨を抱え込んでおって身動きができなくなって，それを切り抜けるために55億ほどの借金をして，どうにかその後10年間，ようやく最近立ち直るというような状態になってきております。それで私は，農水産物，特に水産物の価格安定の観点から，こういうように非常に変動の多い水産物については一定の価格安定の措置を講ずる方策が必要であると思います。いま円高でいろいろ輸出物が動揺が激しいときにもかかわらず，幸い真珠は一応好調に進んでいるようでございます。しかし，業者が多くなっていわゆる生産がものすごく多くなってきているということから，安値とか価格変動に対する構えというものを組合としてはやはり何とか考えなければいけない。そうすると，どうしても買い支えをする，あるいは買いだめ，一応在庫で調整をしなくちゃならぬというようなこともあって，先ほどもちょっと振興基金の問題が出ておりましたが，価格安定基金というようなものをぜひひとつつくっていただくことを業界が希望しているようです。たまたま44年に55億の借入金をしましたときに，政府は約２億２千５百万円の利子補給金を出しております。これは，真珠業界が一定の立ち直りをしましたから当然返す金になるのだと思います。その返す金は当然国庫の収入となるわけでございますが，業界としてはすぐまた目の前に，ことしの10，11，12月と買い入れの時期が来ますし，こういう経済界の事情のもとですから，それに対する手当て等も考えると，何とかひとつ，こういう返却金におぶさるというのはよくありませんけれども，それと自前で，自分たちが備蓄しているものとを踏まえて共同で価格安定基金のようなものをつくるということをぜひ考えてもらいたい。自分たちは積極的にそれに協力して業界の安定化を期したい，こういう願望を持っているわけです。私は，今日のこういう経済の不況下であって混乱が多いときに，中小企業の倒産が次から次へ出ているときに，少しでもそれを防ぐという方策，経済界が安定化するということのための施策は可能な限りやった方がいいのじゃないかと思います。そういう意味も含めて，実は真珠養殖漁連の諸君が真珠価格安定基金の設定というようなことを当局にもいろいろお願いしているようでございますけれども，これは可能な限り考えてやったらどうだろうか，こういうように思いますが，どうですか，それに対する御所見をひとつお聞かせ願いたいのです。

○　森（整）政府委員　先生の御指摘のとおりでございまして，かつての不況に対応いたしまして，国と関係県が基金の造成をいたしまして，６千貫の真珠を調整保管をいたしまして，現在保管中のも

のは950貫で，これも53年度中には処理できるという見込みになっておるわけでございます。したがいまして，この基金が目的を果たすということになりますと国に返還をしなければいけないということになっておるわけでございますが，先ほど先生の御指摘がございましたように，不況は回復したものの，またかつての不況みたいなものが来た場合に対応するような金を，自主財源も加えて安定基金をつくりたい，そういうことについて国の援助を求めたいということの要望がいま業界からございます。そこで，一応返すものは返すということで，また別にさらに大蔵省にこういういろいろな事情を説明して，またそれを再編成をするということも一つの考え方であろうし，せっかくあるのだから返したくないという気持ちもわかりますが，そうではなしに，もう少し前向きに，お互いに話し合いをしながら，業界の御要望の線に沿うようなものを何とかわれわれとしてもつくり上げていきたいという気持ちで，ただいま検討を急いでおるということでございます。

○　石野分科員　業界の諸君は，これはもらったものだから抱え込んで出すまいという考え方は毛頭ないのです。むしろそういう基金の設定をすることによって資金運用の基礎にしたいというのが目的ですから，私利を肥やすとか，それによっていろいろなおかしなことが出てくれば別ですけれども，そのことが即日本の経済界あるいは真珠の場合は主として外貨かせぎでございますから，同じ外貨かせぎでも諸外国からクレームのつくような状態ではないわけですね。それだけに，純粋に外貨かせぎをすると同時に，諸外国から余りクレームのつかないようなものはむしろ守り育てることによって国の経済の健全化をしていかなければならない。それがもし何かの調子でまたトラブルが起きますと，それだけやはり機能を低下させます。だから，こういうときには機を逸せずそういうチャンスをその業界に与えて，しかもそれが国の利益につながることがよろしいのじゃないかと思いますので，これは一たん返すものは返してもいいと思いますけれども，53年度予算の雑収の中にそれが予定されているかというとそうでもなさそうでございますから，これはぜひひとつ大蔵省との接触を大臣の方でもやっていただいて，特に業界は秋口にやはり生産の仕込みをしなくちゃならない，それに活用したいという意図のようでございますので，早急にひとつ長官からお話のある線を具体的に成果あらしめるようにしていただきたい，このようにお願いしたいのですけれども，大臣，ひとつよろしくお願いします。

○　中川国務大臣　２億５千万円の返還の時期が来ておりますけれども，お話がありましたように，まだ今後についても不安があるということでございますので，その金がまた今後活用されることは私としても望ましいことである，こう思いますので，大蔵省等の関係もありますけれども，事務当局も前向きでやりたいと言っておりますし，私もそういう方向で最善を尽くして御期待にこたえたい，こう思う次第でございます。

○　石野分科員　よろしくお願いします。

B　専門委員会の開催

安定対策委員会から基金構想の具体的検討を付託された専門委員６名は，第１回専門委員会で基本的問題点を煮つめ，これにもとづき第２回専門委員会で安定対策委員会に答申すべき具体策をとりまとめた。

専門委員会での検討過程は真珠安定対策のすべてを記述しているのでその全文を掲載しておく。

わが国真珠産業の安定的発展のために何が必要か

（53・4・18　全真連専門委員会）

Ⅰ　真珠産業における「需要問題」の意義と重要性

1. 真珠需要の特性と「需要問題」の位置づけ

(1) 真珠の需要は高級服飾品という商品性格にもとづく特性として弾力が大きい（真珠需要は一般にうつろいやすい。）

(2) 昭和42年春から46年まで5年間にわたる深刻な真珠不況も，海外における需要の減退傾向に端を発したものであり，この経験に照らしても，真珠産業の将来にわたる安定的発展を図るためには，需要の確保，拡大が不可欠である。

2. 需要確保のための販売政策・輸出政策の必要性

(1) 高級服飾品としての真珠商品の末端消費者段階における潜在需要の喚起は主として流通業者の販売努力によって左右される。今次の真珠不況における需要の減退も，末端消費者段階ではなく，海外における輸入・卸売段階の買控え，すなわち中間需要の縮少からはじまったものである。

このために，真珠産業の安定的発展を支えるべき需要の確保は，まずは，中間需要となってあらわれるところの流通業者の販売努力，とりわけ海外業者の真珠の取扱い意欲を維持し，引き上げていくことができるかどうかにかかっている。

(2) 流通業者の販売努力の維持，向上と中間需要の形成に関し，真珠不況を経過した現在では，不況以前におけるようなおう盛な海外業者の在庫投資がふたたび復活すると期待することはできない。

むしろ，日本側業界において，海外業者の販売努力を維持，向上させるための主体的な販売政策，輸出政策をもつ必要がある。

3. 真珠の販売政策，輸出政策の中心課題としての「価格安定」

(1) 流通の販売努力を減退させる要因となるのは，いわゆる“足のおそい”高額商品としての真珠の場合，なによりも「価格不安」と「品質不安」である。

とりわけ，真珠商品の価格不安は，直ちに海外業者の買控え傾向を招くそれがふたたび国内にはねかえって価格の低落を促進する，そこで価格不安がいっそう深まり海外業者の販売努力がさらに低下する，といった悪循環がひき起こされる。真珠の生産期間の長期性からくる供給の硬直性が，こうした悪循環の進行に拍車をかけ，不況を長期化させることになる。今次真珠不況の5年間の経過はまさにこの実証にほかならない。

(2) このように，価格不安が需要減退の大きな要因となるのが真珠商品の特質であり，価格の安定が需要の確保，拡大にとって他に例を見ないような特別に重要な意味をもつのが真珠産業の特徴である。

(3) 以上によって明かなように，日本国内における真珠の価格安定を図ることは，需要の確保，拡

大を図るための販売政策，輸出政策の中心課題であり，真珠の独占的供給国としての責任に属する問題である。

Ⅱ　真珠の需要確保のための「価格安定」をめぐる問題点

1. 価格の安定とわが国真珠産業の"しわよせの構造"

(1) わが国の真珠産業には，その構造的特徴として"しわよせの構造"とも呼ぶべき生産・流通関係が存在している。それは，外人商社→大手一貫業者を中心とする加工輸出業者→真珠養殖業者→母貝養殖業者という方向でのしわよせを可能とするような関係である。この関係は，大手一貫業者を頂点とし広範な小規模真珠養殖業者の層を低辺とする真珠養殖業のピラミット的階層構成，中小真珠養殖業者の過当競争的体質，原材料を生産する小生産的漁家層の多数の存在，真珠養殖業の技術の発展段階が手工業技術を中心とするマニュファクチュアの段階にあることに照応するところの生産者にたいする商業資本の優越などによって規定されている。

今次の真珠不況時における各段階の商品価格の低落指数（不況直前の昭和41年を100としたときの不況底値の指数）が，

真珠輸出価格	80	（昭46）
浜揚価格	66	（昭43）
母貝価格	15～0	（昭43）

というところにそれが端的にあらわれている。そして，この関係こそは，いったん価格の低落がはじまったときにそれぞれ下の段階にしわよせすることで経営の維持が図られる結果として，より価格不安を助長し需要の減退を促進するメカニズムとしてはたらくのである。

(2) したがって，将来にわたる需要の確保，拡大を図るための価格安定を実現するためには，どうしてもこの"しわよせの構造"に触れ，これをつくりかえる対策が必要なことになる。それは，要するに安易なしわよせを許さない生産者段階を中心にした価格安定対策ということにほかならない。もともと真珠の加工課程における附加価値は数%に過ぎないといわれ，これをふくめて加工・輸出の段階において求められるのは主として商業利潤であって，そこでは仕入れ価格と販売価格の差益が問題であり，価格水準そのものは第一義ではない。この意味でも生産費をつぐない得る価格水準ということを基準とした価格の安定が，生産者段階において図られるべきことも当然であろう。

(3) 真珠不況に伴う急激な産業規模の縮少の過程において，その基本的な骨組みは変らないまでも"しわよせの構造"にも一定の構造的変化があらわれている。それは，①外商の比重の低下，②大手一貫業者の力の弱まり，③優良地における中小養殖業者の根づよい生き残りを特徴とし，総じて生産者の地位の相対的向上が顕著である。

この変化は，"しわよせの構造"をつくりかえ，生産者の段階に重心を置いた価格安定対策をいまの時期に実現するための有利な条件とすることができるものであろう。

2. コストアップを吸収し得る価格安定の問題

(1) 昭和42年春以降の真珠不況は，昭和46年をもって終熄し，以後回復期を経過して現在に至っているが，この間の各段階における価格の回復はきわめて順調に推移してきている（昭和49年度に

は一時浜揚珠価格の軟化があらわれたが)。このことによって，インフレ下における真珠養殖業のコストアップもかなり吸収が可能であった。

しかし，昭和52年度浜揚珠市場においては，ふたたび価格の軟化傾向があらわれるに至り，今後の価格の引上げに関する先行き不安がつよまっている。わが国の真珠養殖業が現在ようやく，「再成長期」に入りつつあるが，この背景において，今後の価格の推移についていままた危機意識がひろがってきているのもうなづけるところであろう。

(2) ところで，回復期における価格の上昇において，もっともつよく価格引き上げの壁があらわれたのは，真珠商品のうちの低品質の大衆商品である。

これは理由の出ることであり，品質格差として価格差のかなり大きい真珠商品のなかで，低品質の大衆商品と中高級品とでは，本来的に「需要の価格弾性値はかなり大きいのにたいし，後者は小ないしはマイナスである。

ところが，現勢価格の動きをみると，大衆商品は足が早く需要が相対的につよいために価格の上昇率も高くこれにたいして中高級品の価格上昇率が相対的に低いという現象が起こっている。このために，価格引き上げが需要の壁にぶつかるのが大衆商品ということになり，これが価格全体を軟化させる引き金になる可能性もつよい。

販売政策の視点に立つならば，コストアップを吸収しやすい中高級品でこそ価格の上昇を図るべきであるが現実の動きは全く逆になっているところが問題であり，この面でも生産者主導による価格形成，政策的な価格形成を可能とするような条件を早急に整備する必要がある。

3. 浜揚珠価格の季節変動の問題

(1) 浜揚珠価格の一般的な季節変動のパターンは，毎年秋から翌年春まで(11月～3月)の間において“秋高春安”である。これは，基本的には，浜揚珠の在庫調整機能の所在にもとづくものである。すなわち，真珠養殖業者は，毎年浜揚期の終りまでにはその生産した浜揚珠の全量を売り切り，この販売代金をもって翌年度の生産資金に充て，加工業者は年間の加工必要量を一括して浜揚期に購入することとしている。すなわち，この段階における在庫調整機能は加工業者が保有し，それが，価格形成における加工業者の優位と“秋高春安”の価格変動のパターンを条件づけている。

この結果，どうしても養殖業者の段階では，“早揚げ，売り急ぎ”の傾向を生じ，価格が低落傾向にあるときには，特に低落に拍車がかかり，価格不安をいっそう加速することになりやすい。

(2) したがって，生産者主導による価格形成，“秋高春安”の変動パターンの解消のためには，在庫調整問題まで堀り下げ，思いきって生産者段階においてこのための機能を保有することまで検討する必要がある。

Ⅲ 生産者主導の価格安定を実現するために必要な機能は何か

以上述べてきたように，真珠産業の安定的発展を支える需要の確保，拡大を根本的に図るためには，検討したすべての問題点を通じて，生産者主導による価格の安定を図り得る体制をつくりあげることが必要である。そのために，生産者段階において必要とされる機能はつぎのとおりである。

1. 共同販売機能の強化，充実

(1) 多数の中小真珠養殖業をふくむ生産者の段階においてその主導による価格形成，価格の安定を実現するために前提となるのは，共同販売機能の強化，充実である。

(2) まずそのために必要なのは，統一的意志による販売を可能とするような共同販売の量的確保である。

(3) また，それと同時に，すでにこれまでも努力してきている「管理販売方式」の強化など，いわゆる“相場づくり”の共同販売から，価格維持のための共同販売への質的な充実が重要である。

2. 在庫調整機能の創設

(1) Ⅱ－3で述べたとおり，生産者主導による価格の形成と生産費をつぐない得る価格水準を基準とした価格の安定を実現するためには，生産者段階においても在庫調整機能を保有することについて検討することを欠かすわけにはいかない。

(2) 生産者段階において保有する在庫調整機能が実効をあげるためには，一定限度以上の規模を必要とする。なぜならば，利用配分関係が単一な真珠の場合，規模の小さな在庫調整は，客観的には加工・輸出業者の補完的役割を脱しきれず，生産者の利益というよりは，加工・輸出業者の利益になりかねないからである。少なくとも，必要な場合には，浜揚総量の半量以上の在庫調整がいつでも可能な機能を整備する必要があろう。

(3) この場合，最も重要な課題となるのは，それだけの必要資金量の確保措置であり，このためには多額の資金の融通を可能とする制度の活用が考慮されるべきであろう。

3. 在庫調整機能とリンクする生産調整機能の強化

(1) 在庫調整機能を創設する場合，これとリンクする生産調整機能の強化がきわめて重要である。もしそうでなければ，調整在庫は個別の業者によって安全弁的に利用されて慢性化するおそれがつよく，在庫調整機能も破綻する結果となる。

(2) 生産調整機能の具体的な運用としては，

国の施術数量目標公表制度の活用と行政指導の強化

真珠養殖等調整暫定措置法にもとずく生産調整組合制度の活用

全真連をはじめとする生産者団体の指導事業の抜本的強化

が考慮されるべきであろうし，それぞれの有機的な連けいによって実効をあげることが重要であろう。

真珠安定対策について

（53・4・24 全真連専門委員会）

1. はじめに

全真連の基金構想については，真珠業界の当面する諸問題を反映し，それぞれの立場から多くの要望，意見が出されているところであるが，専門委員会としては次の考え方，情勢判断のもとに具体策を検討，採択することとした。

(1) 現実的問題解決策として，実現性が高く実効の多い制度施策を策定し，予算運動を展開しなければならない。

(2) 真珠業界が過去の長期不況から脱却し，相応の好転をみている現状において，新制度を創設するには，関係方面，世論を説得しうる理論構成が必要である。

2. 対策検討の経過

全真連内部における現在までの検討経過をふまえつつ，

（検討の視点）

(1) 真珠養殖業界が当面する諸問題のなかで，とくに真珠の商品特質に起因する基本的課題は何か

(2) 系統事業の伸長と組織強化に寄与する施策は何か

(3) 行政及び金融面からの支援，協力と基金の資金効率等からみた最良の施策は何か

以上の視点から検討の結果，高級装身具としての真珠の流通構造，需給特質等にてらし，真珠の安定的需要確保，拡大をはかるための価格安定が基本的課題であり，これを実現するには，系統共販による管理販売の強化ならびに生産調整機能の発揮が必要であることに意見一致をみた。

（詳細は別紙「わが国真珠産業の安定的発展のために何が必要か」のとおり）

（農林漁業における価格安定諸制度）

価格安定を目的とする系統共販を如何なる仕組み，制度のもとに実施すべきか，この検討に資するため，農林水産物の価格安定に関する現行諸制度を調査した。

現行諸制度は関係法令等に支えられ，相応の国庫補助が実施されているが，共通点として生産者保護とともに生活必需物資の需給，価格安定による消費者保護，国民生活の安定を目的としており，なお，魚価安定基金による水産物調整保管事業は，全漁連等の事業主体が価格下落損失を最終的に自ら負担する仕組みとなっている。

以上のとおり，現行諸制度の目的，内容等にてらし，真珠について国が支援する価格安定制度を実現することは困難であると判断される。

（結　論）

よしんば，価格安定制度が創設されたとしても，現行の魚価安定制度との均衡のうえから，国が価格下落損失を負担する制度を実現することは困難であり，価格安定の実効は制度の有無よりも系統の共販機能，組織力ならびに所要資金の調達力如何にかかっているものといえる。

したがって，真珠価格の安定に資するには，系統共販なかんずく調整保管事業にかかる所要資金の円滑な調達が先決であり，この資金調達の円滑化のため，融資保証機関を設立することが必要であり，また基金の資金効率のうえからも得策であるとの結論に達した。

3. 融資保証機関の概要

(1) 法人の名称　　全国真珠養殖漁業信用基金協会
（根拠法……中小漁業融資保証法）

(2) 基金目標　　総額　1,000百万円
うち　全真連　750百万円（出資金，負担金）
関係県　226　〃　（出資金）

(3) 保証にかかる借入金の使途

全真連等から実施する真珠の共同販売（調整保管事業を含む。）に必要な資金を農林中金等か

ら借入れる債務を保証する。

(4) 保証総額見込　　１５,０００百万円以上

4. 漁業信用基金協会の設立・運営上の留意点

(1) 全国協会設立の必要性

真珠価格の維持，安定のためには，全真連を中心とする真珠の全国的調整保管事業が必要であり，このための多額の事業資金を全真連が確保するには，その資金借入について全国規模の漁業信用基金協会による債務保証が必要である。

(2) 既存の県協会との分野調整

県協会は従来どおり真珠の生産部門を，全国協会は前述のとおり主として真珠の販売（流通）部門を担当する分野調整と，調整保管事業の販売仮渡金が生産資金の償還財源として県協会の債権保全に寄与することにより，両者の共存が可能であることを強調する必要がある。

(3) 全真連拠出金の支出方法について

全真連がその拠出金を「負担金」として損金支出するか，「出資金」として財産支出するか，その配分を如何にするかは，将来の被保証限度枠設定との関連等から検討する必要がある。

〔注〕 負　担　金 …… 残余財産分配請求権がないかわり，税法上損金扱いとなる。最も重要なことは被保証限度の算定基礎とならない。

出　資　金 …… 出資金相当額まで残余財産分配請求権があり，被保証限度算定の基礎となる。

ただし，税法上損金扱いとならない。

〔検討課題〕

a　保証倍率の特別優遇（現行の最高40倍）

b　県出資金の保証限度算定への組入れ

c　系統出資と県出資のバランス問題

（保険金交付率の優遇，総会議決権）

d　そ　の　他

(4) 単位組合の出資加入について

全国協会設立の趣旨，単位組合事業資金の保証，設立発起人への参加，役員の選出母体等の関連から，単位組合の出資について検討する必要がある。

（調整保管事業のうち，短期の季節調整事業については，地域の特性に即し単位組合が実施すべきであるが，全国的調整に資する見地から，その所要資金は全真連から供給する方針であるので，調整保管事業のための協会出資は単協にとり必要としない。）

5. 公益法人真珠安定基金構想への対処

昭和52年５月に陳情した公益法人真珠安定基金(仮称)の業務構想は，信用保証業務を中心とするものである。

したがって本答申の中小漁業融資保証制度にもとづく基金協会設立により基金構想の主目的は充足されており，かつ保証以外の要請事項についても次のとおり融資の円滑化等を通じ，業界の振興

に寄与できるものと考えられるので，基金構想の推進目的は一応果されたものと認められる。

(1) 公害防止及び稚母貝対策の助成

必要事業資金は協会保証により調達が容易となるので，事業展開が積極化される。

（再生産資金，稚母貝生産資金，稚母貝共同購買資金）

(2) ＰＲ事業への助成

基金協会の設立自体が価格の維持安定に強烈なＰＲ効果をあげるものと考える。

（真珠の広告宣伝活動は加工，流通団体を含めて全業界が一体となって実施するのが適当である。）

(3) 組織強化対策費の助成

a 基金協会の設立は，真珠価格の安定化を狙いとする系統共販事業の伸長を通じ，組織強化に寄与するものであり全真連に対する保証業務の委託，諸種の調査委託を通じ系統への実質的助成が可能である。

b さらに協会の財務健全化の立場から，債権管理費はもとより，生産及び販売調整指導のための諸経費，情報活動費等は協会の基金運用益の一定限度の範囲内で支出可能であろう。

（基金協会は非課税団体であるので，運用益からの前記諸経費の支出負担が円滑に実施できる便益がある。）

6. その他参考事項

日本かつお・まぐろ漁業信用基金協会は，昭和30年ビキニ水爆実験の補償金交付を機に設立されたものであるが，当時は補償金の使用計画について種々討議された結果，基金の活用の点から最終的に融資保証機関設立に決定したものである。

その後，当協会が，かつお・まぐろ業界の発展に寄与した業績は著しいものがある（漁業経営維持安定資金，魚価対策等）。

＜専門委員会メンバー＞

水産庁	沿岸漁業課	丹　下	専門官
		佐久間	係　長
農　中	水産森林部	平　島	次　長
		辻	部長代理
全真連		浜　本	
		内　田	

C　漁業信用基金協会構想の問題点

5月2日には全真連の安定対策委員会，理事会が神戸で引続き開催され，専門委員会がとりまとめた安定対策を全員一致で承認した。この結果，基金構想は①中小漁業融資保証法にもとずく真珠の漁業信用基金協会を設立する，②利子補給返還払出額226百万円は県の漁信基に対する出資金とする，の2点に具体的目標をおき，ようやく内外に対する具体的推進活動を展開することとなった。まず漁業信用基金協会の主

管課である水産庁漁政部協同組合課との折衝に入ったが，真珠の業種別漁信基に協同組合課は危険の集中度が高い等の問題点を指摘し，難色を示した。

業種別信用基金協会の新設を中心とする真珠養殖事業の安定振興対策について

（53．6．7　沿岸漁業課）

(1) 戦後一貫して順調に発展してきたわが国の真珠養殖事業は，昭和42年春以降５年間にわたる深刻な不況事態に当面したが，このために必要なものとしてつぎのような対策がとられた。

1. 余剰真珠の調整保管対策

余剰真珠を無条件共販委託品として全真連に集荷，棚上げ保管する。

① 利子助成

調整保管事業資金についての事業者の金利負担を軽減するため，国および県が助成する。

② 財政資金による原資の確保

調整保管事業に必要な低利資金の確保を図るため，財政資金による農林債券の買入れを行なう。

③ 中小漁業融資保証制度の活用

（調整保管事業に必要な資金の融通を円滑にするため，「中小漁業融資保証法」に基づく業種別漁業信用基金協会を設立し，金融機関に対する債務の保証を行ない，国の保険に付する。）

注）③は，調整保管くり入れ数量が，当初計画を大巾に下まわることとなったため最終的に実施を見送ることとなった。

2. 生産調整対策

真珠養殖事業者が，生産調整を効果的にすすめるため，「真珠養殖等調整暫定措置法」を制定する。

(2) 真珠不況は，不況直前に対比して，生産量・輸出量ともに約1/3，経営体数で約½に激減するという甚大な打撃をわが国の真珠養殖事業に与えたが，昭和47年以降ようやく市況も回復に向い，現在ふたたび成長期をむかえる段階に到達した。

この回復の過程で，二度と不況事態をくり返すまいとする気運が業界に高まってきていること，また，不況時の調整保管真珠がようやく解消できる目途が立つに至るとともに，同事業の精算益金としてかなりの金額が見込まれるようになったことから，この機会に将来に対する安定振興対策を確立しようとする動きが強まった。こうした業界の意向をとりまとめたものとして，昭和52年５月25日付け，全真連会長名による「公益法人真珠安定基金（仮称）の設立について」と題した陳情書が水産庁長官あて提出された。また，全真連は同年12月19日開催の臨時総会において，「調整保管事業に係る販売益の25％を特別手数料として将来のために留保する。」との決定を行なった。

(3) しかし，上記陳情の内容は，検討の不十分なところを多分に残していたため，全真連としては，検討委員会，同専門委員会などにおける審議をすすめ，昭和53年６月の時点でつぎのような方針を確認した。

① 真珠商品の特性および真珠養殖事業の特質にかんがみ，真珠価格の安定を中心とするところの安定振興対策を推進する。

② 具体的には，生産者団体が生産費をつぐない得る水準を基準とした価格の安定を強力に図ることができるようにするために，

ⅰ）共　販　機　能

ⅱ）在 庫 調 整 機 能

ⅲ）生 産 調 整 機 能

の抜本的な充実，強化をすすめる。

③ このために，真珠の共販および在庫調整に必要な資金の融通を円滑にする目的をもって，かって不況時に一度は成案を得た業種別漁業信用基金協会を設立することとし，先に特別手数料として留保するよう決定した資金をこの出資に充当する（７億５千万円を見込む。）

④ あわせて，国および関係県に対し，不況対策の一環として行なわれた利子助成に係る返還金を見合いに，この基金協会に対する出資補助を要請する。

全国真珠養殖漁業信用基金協会出資補助金

1. 業　　務

会員の行なう真珠の調整保管事業に必要な仮渡資金の融通に係る債務の保証を行なう。

2. 出資造成予定額

全真連，真珠漁協，関係県漁連	774,000	千円
関係県（　　県）出資	226,000	千円（½国庫補助）
計	1,000,000	千円

3. 仮渡資金の必要額及び必要出資額

(ア) 年間真珠生産量

12,000千もんめ（53年度の生産量）

(イ) 共販平均単価

2,500円／もんめ　（52年度共販平均単価 @ 2,371円／もんめ）

(ウ) 最高調整保管数量

12,000千もんめ×½＝6,000千もんめ

(エ) 同上必要資金量

6,000千もんめ×@ 2,500円＝ 15,000,000千円

(オ) 予定保証倍率

15倍（現行の保証協会の実績）

(カ) 必要出資額

$$15{,}000{,}000\text{千円} \times \frac{1}{15} = 1{,}000{,}000\text{千円}$$

4. 参　　考

真珠は生産（浜揚）は秋（10月以降）に行なわれ，販売は11月～翌年２月の４ヶ月間に完販される。

業種別漁業信用基金協会の設立理由について（協同組合課への説明）

（53.6.20　全　真　連）

（はじめに）

1. 真珠養殖業界においては，昭和42年以降の真珠価格長期低迷の経験から価格安定対策の実現を求める声が強いが，昭和52年度の浜揚価格が前年比低下したため，急速に価格安定への関心が高まり，生産者の価格形成力強化の必要性が力説されるにいたっている。

全真連は，昭和42年に実施した調整保管事業の差益の一部を真珠養殖事業の安定振興対策の基金として留保することを昭和52年12月機関決定したが，これは振興対策なかんずく価格安定対策の必要性が強く認識されていることを如実に反映しているものといえる。

（価格安定対策の２形態）

2. 価格安定対策なかんずく生産者の価格形成力強化のためには，系統共販を軸として管理販売を強化することであるが，第１には秋高春安を懸念した浜揚げ後の売り急ぎを防止し，年間の平均的計画販売を実施することであり，第２は，価格の暴落が発生し，またはその恐れがある緊急事態発生のさい，生産調整とリンクした長期的調整保管事業を実施することである。

（平均的計画販売）

3. 第１のならし販売は通常の入札共販の延長ともいえるので，共販実施組合が個々に実施するのが実体的である。然しながら，真珠保管施設を有しない組合から申出があった場合，また地域的に買手側の参集が懸念される場合等は，全真連が自己の施設において実施することもありうる。

（長期的調整保管）

4. 第２の長期的調整保管事業は，国の行政指導にもとずく生産調整とリンクさせ，一体的に実施せねばその実効を期し難い。したがって本事業は全国的統制をはかる必要があるので，全真連が県漁連系統と連けいしつつ，国の強力な指導のもとに実施する。

（基金協会保証の必要理由）

5. 以上の管理販売強化施策を実施するには，相当額の販売仮渡資金が必要である。

しかしながら，過去の調整保管事業実績等を勘案した場合，業種別基金協会を設立し，保証制度を確立しておくことが，資金借入の円滑化のうえから必要と考える。

真珠基金協会の設立についての問題点

（53年６月　協同組合課）

1. 中小漁業融資保証制度は相互扶助制度としての性格から，制度が円滑に機能するためには被保証者の数が多く，また内容的にも多種多様であることが必須の要件であり，運営に当たっても特定の者に集中することがないよう留意する必要がある。

しかるに真珠協会は，被保証者が国際商品として価格の変動が大きい真珠のみを取り扱う全真連他数組合に限られており，また実際の保証は全真連に集中することが予想される。

したがって危険が高く中小漁業融資保証制度にはなじまない。

2. 現在の中小漁業融資保証制度において１被保証人当たり150億円もの保証をすることは，リスクが余りにも大きく代弁事故が発生した場合には当該協会はもちろん，保険者である中央基金の存立をも脅かすことになる。

3. 保証保険は従来，協会の保証対象となる漁業又は水産加工業の経営資金をすべて対象とすることとしていたが，昭和49年度の制度改正においてその対象を，漁業近代化資金のほか漁業近代化資金以外の資金については中小漁業者等の事業では生活に必要なもののうち，漁業又は水産加工業の経営の改善に資するものとして，主務大臣が指定するものに限定することとされた。

この主務大臣が指定する資金は，水産業協同組合については漁場の造成又は改良に要する資金等限定的に列挙されており，今回のような漁協の委託販売資金は現行の規定では読めないことはもちろん，規定を改正して含めることも現在指定されている資金との横並びからみて困難である。

協同組合課の指摘する問題点に対する沿岸漁業課の意見

（53・6月）

1① 中小漁業融資保証制度は，本来「中小漁業者の金融難を打開して，担保力や信用力の乏しい者がこの制度によって金融機関の融資対象に組み入れられ，また，既にある程度融資を受ける力を有している者がこの制度によって一層十分な融資を受けられることをそのねらいとするもの」である。

今回設立しようとする真珠養殖漁業信用基金協会（以下「真珠協会」という。）は，真珠養殖事業の産業的特質に照応して，真珠の共同販売事業（特に価格維持のための在庫調整および調整保管）に要する仮渡資金の融資に係る債務を保証することにより真珠流通資金の融資を円滑にし，真珠需要の喚起と同事業の安定的発展に資そうとするものである。同時に，それは，仮渡融資を通じて真珠養殖事業者の事業経営に必要な資金の確保にも役立つものであり，まさに本制度の本旨にかなうものとすることができる。

このことは，すでに水産庁として検討済であり，「浜揚真珠の調整保管対策について」（昭和43年９月４日）として国会関係にも説明した実績がある。

② この種制度が相互扶助的性格のものであることは当然であるが，真珠協会における被保証者が20余の真珠養殖単協および県漁連ならびに全真連であることは，共同販売事業における仮渡資金融資の保証という性格からみて，いわば2600余の真珠養殖事業者が各漁協組織ごとにくくって債務保証を受けたに等しく，その意味では相互扶助的性格にきわめて適合するものといえる。

また，この種制度の維持のために「危険分散」について配慮される必要があることも当然であるが，危険分散は，対象の数とその内容の多様性のみではなく，危険度つまり事故発生率についても考慮すべきである。この点では，真珠商品を担保とする共同販売資金の融資については，生産資金とは異なって危険度はきわめて少ない。事実としても，真珠の共同販売資金の融資に関する事故は，これまでもほとんど皆無である。

2① 真珠協会の最高保証限度を150億円として計画しているのは，ことの性格上いわゆるキャパシティとしてこれを定めたものであり，この限度額を小さく定めたのでは，真珠の買手である海外流通業者および国内加工・輸出業者から足もとを見られる結果となって価格維持の実効が期せられず，場合によっては，買手のための在庫調整ということに終るおそれがあるからである。

したがって，150億円という限度額が実行されることは現実には，まずあり得ないことであり（昭和42～46年度の真珠不況時にも，39,000千もんめの生産量に対して調整保管数量は約6,000千もんめ，必要資金額45億円であった。）むしろ“実行されないことを期待しそのために別途あらゆる努力をすべき限度額”という性格のものである。

② 真珠協会が通常おこなう債務保証は，現行商慣習として真珠養殖事業者が毎年3月までには生産した真珠を販売したり，買手である加工業者は，年間必要加工原料を集中してこの時期までに仕入れ終るという関係を克服し，価格維持のためには3月をこえてもなお在庫をもち得るための在庫調整資金に係るものである。いわば，力の弱い生産者が“ならし売り”をできるようにするための資金の融資を円滑化しようというのが，協会設立の第一のねらいである。この場合の被保証者は，主として各単協または県漁連である。

以上のような短期の在庫調整をさらにこえて調整保管するというのは，通常の場合には必要ないこと（別途真珠養殖事業法にもとづく施術数量目標の公表制度等による生産の計画化がすすめられてもいる。）であり，万一のための備えということであるが，もしこれが発動されるとした場合も，それは，真珠の価格変動の特徴として特定のサイズに限られ，しかも，この調整保管と生産調整事業（漁協組織による指導事業，必要に応じて真珠養殖等暫定措置法にもとづく調整事業）をリンクする体制を強化することにより，150億円の限度額よりもはるかに少なくて済むことが明らかである。

さらに，もし仮に調整保管のための資金に係る債務保証がかなりの額にのぼって最高限度額に近づくという場合があるとしたら，その事態はすでに真珠養殖事業の破局的なパニックを意味しており，そうした事態が予想された場合は，当然にその以前から全面的なパニック対策が展開されなければならないことになるし，協会による債務保証と中央基金による保証保険だけがひとり歩きするような事態ではなく，多面的な政策がとられる中で，その実行が検討されることになるすじ合いのものである。

したがって，最高限度額の高さがもつ危険性について，抽象論としては考えられても，現実にはあり得ないことということができる。

むしろ，今回の真珠協会の設立は，昭和42年～46年の真珠不況の教訓に照らし，ふたたび深刻な不況事態をくりかえさないための安定対策として計画されているものであり，現行各県漁業信用基金協会による真珠関係資金の債務保証をも補完的により安全ならしめる効果をもつものである。

3① 昭和49年度の制度改正は，昭和44年の漁業近代化資金制度の創設を受け，また，漁業をとりまく社会経済的条件の変化に対応しておこなわれたものであり，全体としては協会の業務範囲の拡大，協会会員資格の拡大，保証保険の対象資格の拡大，中央漁業信用基金の設立など，制度の拡充を旨としたものと理解される。たまたま保証保険に関する規定については，それまでの「漁業

又は水産加工業の経営資金」を漁業近代化資金およびそれ以外の主務大臣指定資金として限定的に列挙するものに改めたが，当時漁業近代化資金を中心として中小漁業の振興に必要な主要な資金はこれに網羅されており，特に特定の資金を保証保険の留保から排除するための改正であったとは解されない。

② また，主務大臣指定の現行規定において，「漁業協同組合……がその組合員に対し漁業経営……に必要な資金の貸付けを行うのに必要な資金」を共同販売における仮渡融資もこれにふくむものとして読むことができるのではないかと考える。

③ さらに，もし現行規定において読めないと仮定した場合は，規定を改正すれば足りることであり，この改正について横並びの問題は，同じ共同販売であっても，その商品性格，共同販売事業のもつ役割と意義などが漁業業種によって異なるのが当然である以上，また，真珠養殖業が真珠養殖事業法など単独法をもって律せられるような特殊な産業業種であることから，「養殖真珠（未加工品に限る。）の共同販売に必要な資金」と指摘しても何ら支障はないものと考える。

協同組合課は改めてリスクの分散対策と事故発生回避策について振興課（54年7月の機構改正により真珠行政は振興部振興課となる）に照会，これに対し振興課は42年不況対策として実施した調整保管事業の成功実例を中心に危険度が実質的に低いこと等を詳細に説明したが，協同組合課は了解するにいたらず，両者の主張は平行線のままであった。こうしたなかで振興課は来年度の予算編成期限も切迫したため，協同組合課の了解を得られないまま全国真珠漁信基を新設し，これに対する基金助成113百万円（県の出資226百万円の2分の1補助）の予算要求を行った。

真珠漁業基金協会の設立に当たつての問題点

（53. 7. 14　水産庁協同組合課）

1　被保証人の数が限られ，また実際の保証も全真連に集中することが予想されるが，リスクの分散のための具体的方策いかん。

2　1被保証人当たり保証額が多額で，一旦事故が発生すれば中央基金の存立をも脅かすこととなるが，この回避策いかん。

3　事故が発生し協会が求償権を有することとなった被保証人に対しては，求償権が回収されるまで新たな保証は行わないこととなっているので事故が発生すれば共同販売事業が円滑に動かなくなるおそれがあるが，この問題についてどう考えるか。（注）

4　54年度予算で協会に対する出資補助金が認められなかった場合はどうするのか。

5　共同販売事業に係る仮渡金を保険対象にするための通達改正が認められなかった場合はどうするのか。

6　協会設立以外の価格安定対策についての検討具体案いかん。

（注）　この問題の回避策として調整保管が長引いた場合，次々と資金の借換えを行う方法が考えられるが，借換資金については協会の保証可能額の３％以内とすることとされている。

真珠養殖漁業信用基金協会の設立に当たつての問題点について（回答）

（53. 7. 17　水産庁振興課）

1. リスク分散のための具体的方策について

⑴　真珠養殖漁業信用基金協会が業務として債務の保証を行なう真珠の共同販売事業資金は，生産資金とは異なり，つぎの理由によって事故発生率がきわめて小さい。

①　真珠はわが国の特産品であり，しかも全世界における真珠の消費者需要は，潜在的にきわめて広範に存在するとともに，各国の国民所得水準の向上に伴ってさらに増大することが確実なため，海外の流通業者の段階などにおける中間需要との関係では一時的な需給の不均衡を生ずることがあっても，基本的な消費者需要との関係においては，安定的に需要を確保していける見とおしが十分にある。

昭和42年～46年の真珠不況のさい調整保管された余剰真珠が，最終的にはかなりの利益を生じてすべて販売される目途がつくに至っているところに実証されているとおりである。

②　真珠は，本来需要の弾力性がかなり大きい商品であり，したがって価格変動率の小さいことがその特徴である（真珠不況のさいの年平均価格低落率は，輸出段階で20％，浜揚段階で34％であった）。このことは，価格変動による事故発生率が小さいことを意味している。

③　真珠の共同販売事業資金は，真珠養殖業者がその系統団体に真珠の販売を委託したとき，その評価額の一定率（通常80％）に相当する額を仮渡しするために要する資金であり，販売委託された真珠が担保とされている点でも，債権の保全が十分確保できるものである。

⑵　真珠養殖漁業信用基金協会が債務の保証を行なう共同販売事業資金は，真珠価格安定のための在庫調整資金であり，この在庫調整は，つぎの２段階に分けて行なわれる。

①　従来の真珠養殖業者による真珠の販売終期（毎年３月）をこえて次年度の浜揚開始（毎年10月以降）までに“ならし売り”するための在庫調整資金（ならし売り資金）

②　需給の不均衡を生じた結果として，次年度の浜揚期以降もなお調整保管するためのかなり長期にわたる在庫調整資金（調整保管資金）

このうち平年度に行なわれるのは，もっぱら前者のならし売り在庫調整であり，後者の長期調整保管は，特別な事態を生じたときにのみ発動するものである。そして，ならし売り在庫調整は，①20余の各真珠養殖単協または県漁連を中心にそれぞれに行なわれるものであること，②真珠価格の下落は常に特定のサイズに集中するものであり，したがって価格維持のための在庫調整も，特定サイズに集中して行なわれることになるが，真珠のサイズ別生産の地域性（たとえば，三重県は小厘珠，愛媛県，長崎県は大中珠）もあって，各単協または県漁連の行なう在庫調整も，決して一律ではなく多様になることなど，リスクはかなり分散されることになる。

⑶　もし仮に特別の事態を生じた結果として相当長期に調整保管を行なうこととなった場合は，在

庫も全真連に集中することが当然に想定され，債務の保証もまた全真連に集中することが考えられるが，このような事態そのものがすでに異常な真珠不況の到来を意味しており，この段階に至るまでには，需給均衡のすみやかな回復を図るための生産調整をはじめ，各種の不況対策が展開され，総合的に危機回避がすすめられることになる。

2. 高額事故発生の回避策について

(1) 真珠養殖漁業信用基金協会における1被保証人当たりの保証額はたしかにかなりの多額となり，一見すると事故発生の場合の影響がきわめて大きいと懸念されるであろうが，まず真珠の共同販売事業資金の事故発生率がきわめて小さく（真珠不況時の調整保管をふくめ本来の意味の事故はこれまでに皆無である），また万一事故が発生したとしても，個別経営の生産資金などとは異なって保証額の全部あるいは大部分が事故となる等のことはあり得ず，保証額が高額であるからといって発生事故額が高額となるものではない。

(2) 本協会の保証最高限度額が現段階の計画で150億円となっているが，これは，価格安定のための流通資金ということの性格上，限度額を大きくしているものであり，平年度の実行額は，累計でおよそ50億円程度である。

仮に，この額をこえて長期の調整保管を行なうための高額の保証を行なう必要を生じたときは既述のようにすでに総合的な真珠不況対策がすすめられるべき段階であり，当然のこととして事故発生を未然に防止するための強力な行政指導と必要な対策がすすめられることになり，中央漁業信用基金の存立をおびやかすような事態は，十分に回避できる。

3. 求償権発生の場合の保証の扱いについて

(1) 事故が発生し，協会が求償権を有することとなった場合の保証の扱いについて，まず問題となるのは，何をもって「事故」とするかである。

ならし売りのための在庫調整，または調整保管が長びいた場合，資金の借換えを行なう方法も考えられるが，資金の性格上からは，商品現物が担保とされており，しかもその需要の基本的な確保が十分想定できるので，「条件変更」によって処理することが適切ではないかと考えられる。

(2) 真珠の共同販売事業資金について，本来の意味の事故が発生することは，一般には考えられないが，もし万一発生した場合，その被保証人に対して求償権が回収されるまで新たな保証を行なわないこととされている点は当然であり，求償権の回収に全力をあげることを先決とすることにしたい。

4. 54年度予算において協会出資補助金が認められなかった場合の措置について

補助金が認められるよう努力するが，もし認められなかった場合は，業界出資金のみでも協会を発足させることとする。

なお，この場合も関係県からの出資は極力要請する。

5. 共同販売事業資金を保証保険対象とする問題について

(1) 真珠養殖漁業信用基金協会が債務保証を行なう共同販売事業資金を保証保険の対象とする問題については，現行通達においても十分読めるものと解する。

(2) もし仮に読めないとした場合も，対象とするよう通達を改正することができない理由は考えら

れない。

6. 協会設立以外の価格安定対策についての検討経過について

(1) 真珠価格安定対策の検討に当たって，農林水畜産業関係の既存の下記対策を参考のために洗ったが，いずれも商品の性格，産業業種の構造的特質などから真珠にはなじまないとの結論を得た。

蚕糸事業団

畜産振興事業団

鶏卵価格安定基金（液卵公社を含む）

ブロイラー価格安定基金

野菜供給安定基金

糖価安定事業団

木材備蓄機構

(2) 特に「魚価安定制度（水産物調整保管事業）」については，当初真珠業界の一部にこれと同種の制度をのぞむ意見もあり，集中的に検討したが，真珠商品は，漁獲の豊凶によって産地価格の変動が激しく，また地方的市場ごとに価格形成が行なわれる魚介類とは異なり，国際商品として全国的市場において価格形成が行なわれ，また価格変動が余り大きくないために，最低買取り価格による買取りおよび損失発生の場合の無利息貸付けなどを内容とする魚価安定制度と同種のものは真珠には適合しないとの結論に到達した。

(3) さらに，既存の価格安定諸制度にならうよりも，真珠養殖事業の現状と問題点から出発し，必要な対策は何かについて系統的につめることが必要との観点から，あらためて全面的に検討をすすめた結果，

① 一般に価格安定対策としてとられる安定価格帯の設定，とりわけ価格下落のさいの買支えのしくみは真珠にはなじまない。

② 真珠の価格安定のために最も根幹となるのは，真珠養殖業者が買手である流通業者からしわよせを受ける条件となっている資金力の不足とその過当競争的体質を克服するしくみの確立にある。

③ このために，生産者主導による価格形成を通ずるところの価格安定を図る必要があり，真珠養殖業者系統団体は，

ⅰ）共同販売機能の充実・強化

ⅱ）在庫調整機能の創設

ⅲ）生産調整機能の在庫調整機能とのリンクによる強化

をすすめる必要がある。

④ とりわけ，集中的に対策を講じなければならないのは，生産者による在庫調整機能の創設であり，それはつまるところ在庫調整資金の確保の問題に帰結する。

この在庫調整資金は，“備え”として一定程度のキャパシティの大きさが必要とされる。

⑤ 以上によって，融資保証制度の活用による在庫調整資金確保の道をひらくことが求められる。との関係者の合意に至ったものである。

第３節　財団法人構想への転換

A　概算要求内容の変更（漁信基構想の断念）

昭和53年８月14日，農林水産省は来年度予算概算要求に対する内示を行なったが，振興課が要求した真珠漁信基に対する出資金助成113百万円は零査定であった。一方真珠漁信基構想に終始賛意を示さなかった協同組合課においても，同課が予算要求していた各都道府県漁信基に対する一般資金の補助23億円余が零査定であった。これは中小漁業融資制度のうえで，一般資金関係には補助の前例をつくらない建前から，両者の要求が相打ちの形で零査定されたものであった。

この経緯にてらし，復活要求は困難視されていたが，協同組合課も復活要求を放棄したため，振興課は漁信基構想を撤回し，財団法人蜜柑缶詰信用保証基金協会の前例にならい，財団法人組織による債務保証機関を新設し，これに基金造成補助を行なうことに改めて予算要求を行ない，農林水産省の昭和54年度予算概算要求に組みこまれた。

この方針変更はただちに全真連にも連絡があり，全真連は９月６日，理事会を開催，財団法人構想への転換を事情やむをえないものとして了承した。

理事会での考え方の整理

(1)　漁業信用基金協会案は，漁政部協同組合課が国の危険負担増大懸念に固執，同課の合意とりつけは困難である。

(2)　真珠関係県における既存の漁業信用基金協会は本案に消極的である。

(3)　中小漁業融資保証制度にかかる国の出資金等助成は漁業近代化資金に限定され，一般資金にかかる補助の前例がない。

(4)　一年見送りのうえ，要求原案の55年度予算実現をはかることも考えられるが，情勢が好転する見とおしはない。

(5)　一年見送りとすることは，系統内部の混乱を助長する危険がある。

(6)　国庫補助の確保，10億円の基金造成が先決である。

(7)　保証能力は法制上の保険制度がないので，漁業信用基金協会より劣るが，運用益の系統還元可能性，基金払込金にかかる税務面の有利性等メリットもある。

(8)　農林中金も財団法人方式を諸般の情勢上，やむをえない措置として了承済であり，融資協力は期待できる。

(9)　将来，漁業信用基金協会に移行することも不可能ではない。

保　証　制　度　の　比　較

区分 / 項目	漁業信用基金協会	（財）信用保証基金協会
根拠法	中小漁業融資保証法	民法
国等の支援	（基　金）……国・県226百万円補助 （求債権）……中央基金の保険 50～70％	（基　金）……国・県226百万円補助 （求債権）……な　し
国の監督	農林水産大臣及び大蔵大臣 （振興課・協同組合課）	農林水産大臣 （振興課）
税制	（基金払込）…出資金の場合，課税 出捐金は損金扱い （法人税）…非課税	（基金払込）…出捐金は損金扱い （ただし，租税特別措置法の指定を要し，適格要件は次のとおり） ①基金の相当額を国が交付 ②事業計画の国の承認 ③残余財産の国庫帰属 （法人税）…非課税 ただし，保証料率年2％以下の場合
保証限度	（総額）…基金の15倍 （個別）…出資金の20～25倍 （県協会の事例）	（総額）…基金の10倍（案） （個別）…出捐金の13倍（案） (注) みかん缶詰協会に交付金制度の事例あり
運用益の系統還元	困難	容易 (注)みかん缶詰協会に交付金制度の事例あり
加入脱退	自由（脱退のさいは出資金の払戻請求権あり）	脱退不可（出捐金は返還されない）

さらに，全真連では9月28日，設立推進対策委員会（安定対策委員会を改称）を開催して，財団法人の体制，業務計画等に対する生産者団体としての意見調整を行なうとともに，全真連として財団法人の設立趣意書，大綱，陳情書を作成，翌10月から関係国会議員を中心に陳情活動を展開することを決定した。

陳　　情　　書

真珠養殖事業は，海外の景気動向等に左右されて，浜揚価格が極めて不安定であることに加え，ここ数年漁場汚染の進行，良質母貝の漸減等によりその生産性は低下傾向にあり，このため計画生産が

著しく阻害され生産者の経営不安感が急速に増大しつつあります。

全国真珠養殖漁業協同組合連合会は，これらの諸問題に対処し真珠養殖事業の安定的振興をはかるため財団法人全国真珠信用保証基金協会の設立を行政庁に対し要請しております。

真珠養殖事業における金融の不円滑，価格不安定等の問題につきましては，既に昭和44年の真珠養殖等調整暫定措置法成立のさい，国会の附帯決議において対策樹立の必要性が指摘されているところでありますが，何卒真珠養殖事業の現状をご理解を願い，下記事項の実現について格段のご支援ご協力を賜わりますよう陳情いたします。

記

1. 行政庁の財団法人全国真珠信用基金協会に対する設立許可の促進
   （政府関係公益法人に対する国の新設抑制方針に基ずき既設法人の廃止等による枠あきまで設立が留保される懸念がある。）
2. 財団法人全国真珠信用保証基金協会に対する関係県の出捐
   出捐要請額226百万円（うち2分の1は国庫補助）
   （尚，県の出捐を民間団体の出捐と同時に実施して頂きたく国庫補助の早期交付をお願い致したい。）
3. 財団法人全国真珠信用保証基金協会を租税特別措置法施行令39条の21第4項の規定にもとずく大蔵大臣の公益法人指定（民間出捐金に対する税法上の損金取扱い適用）

昭和53年10月

全国真珠養殖漁業協同組合連合会

会長理事　森　正男

設　立　趣　意　書

わが国の真珠養殖事業は，昭和40年代の長期不況からようやく脱却し，生産者の経営意欲も最近向上しつつあるが，高級装身具の商品特質にもとずく需要変動性，生産に長期間を要することによる供給の硬直性等から，現在までの価格推移に実証されるとおり浜揚価格は極めて不安定であり，これにともない金融の不円滑は，依然として解消しておらず，さらにここ数年漁場汚染の進行良質母貝の漸減傾向から浜揚歩留りの低下，品質維持の困難等の問題に直面しており，これらの諸問題解決が焦眉の急務となっている。

これらの諸問題は，業界を始め関係機関において強く認識されているところであり，価格安定ならびに金融制度の整備拡充の必要性については，既に昭和44年の真珠養殖等調整暫定措置法成立のさい国会の附帯決議において指摘されているとおりであるが，全国真珠養殖漁業協同組合連合会においては，昭和42年の不況対策として，実施した真珠調整保管事業の整備進捗を契機に具対策樹立の気運が

急速に高まり，その事業益の一部を安定振興対策の基金として留保することを決定するにいたった。

全国真珠養殖漁業協同組合連合会は，基金構想の具体化にあたり，価格安定が基本的かつ緊急の課題であることを採択するとともに，資金調達力すなわち受信力の欠如が系統の集荷販売力を弱め，この結果生産者側の組織的価格形成機能が発揮できない実体にあることの反省に立ち，系統の販売事業資金調達の円滑化に資する債務保証機関の設立が最善の方策として，その実現を強く提唱してきているところである。

以上の状勢をふまえ，国，関係県及び関係金融機関ならびに真珠養殖事業系統団体の協力のもとに財団法人全国真珠信用保証基金協会を設立し，系統の浜揚真珠販売事業資金にかかる債務保証を実施するとともに共同販売の改善，良質真珠生産の計画化，良質母貝の確保，漁場汚染防止等，諸施策を推進して，真珠養殖事業の発展をはかり，あわせて真珠の輸出振興に寄与しようとするものである。

財団法人全国真珠信用保証基金協会の大綱

1. 名　　称

財団法人全国真珠信用保証基金協会

2. 目　　的

真珠養殖事業者が組織する漁業協同組合及び連合会の浜揚真珠共同販売事業にかかる必要資金の融通を円滑化することにより浜揚真珠価格の安定に資し，あわせて生産の計画化，良質母貝確保等の漁業協同組合系統事業を推進支援し，もって真珠養殖事業の振興に寄与することを目的とする。

3. 事　　業

(1) 真珠養殖事業者が組織する漁業協同組合及び連合会が浜揚真珠の共同販売に必要な資金を借入れることにより金融機関に対して負担する債務の保証

(2) 浜揚真珠の共同販売の改善，強化及び生産の計画化

(3) その他目的を達成するために必要な事業

4. 基金目標

１０億円

（造成計画）　昭和54年度上期

5. 出捐協力団体

関　係　県　　２２６百万円（うち½国庫補助）

関係漁業協同組合及び連合会

７７４百万円

B　法人新設の難航

関係国会議員への陳情運動のなかで，田村元議員（自民・衆・三重二区）から政府の特殊法人新設抑制方針は予想以上に厳しいので楽観は許されない旨，強く指摘され

たのであるが，この危惧は現実のものとなって表れた。昭和53年９月から水産庁振興課は大蔵省主計局と予算折衝を開始，当初は全真連が返還する利子補給金を財源とする補助金であるところから係官の心証も良く，国の特殊法人新設抑制方針については初年度は民間出捐金のみで発足し，次年度以降に補助金を支出するところの２段構え設立方式に好意的反応を示していたが，最終的に相応の既設団体を廃止する，いわゆるスクラップアンドビルド方式による以外，特殊法人の新設予算は認めないとの強硬な態度に変った。

11月に入り水産庁振興課から，万一の場合は新設によらず既存の真珠団体を補助金交付の受け皿とする，具体的には振興会に債務保証の特別会計を設け運営することを考えざるをえないので，全真連側も了承してほしい旨申し入れがあった。これに対し全真連首脳部は，浜揚価格安定のためには生産者団体の自主性向上が必要であるが，流通加工業者も主力構成員である振興会に債務保証を求めることは自主性低下につながるので振興会案は取りやめて頂きたい，現実問題として全真連総会での可決見込はないことを強調した。

振興課は全真連主張に対し，浜揚価格安定は加工流通部門の利益でもあるので，振興会のなかでの債務保証実施に障害はない筈であり，感情的，体質的拒絶は困る旨，発言があったが，全真連側は了承せず平行線のまま終った。

このような状況の折，衆院農林水産委員会において11月22日，角屋堅次郎議員（社会・衆・三重二区）は真珠問題で質問にたち，森整治水産庁長官との間で次のような質疑・応答が行われた。

農林水産委員会議事録抜萃昭和53年11月22日

○　角屋委員　次に，最後になりますが，真珠産業の問題についてお伺いをいたしたいと思います。

私，三重でありますが，真珠は三重がしにせということになるわけであります。しかし，かつての三重県が養殖真珠の生産量の大部分を占めておったという時代は，42年以降の不況の段階の中でだんだん変化をしてまいりました。また同時に，他府県でも適当な漁場でそういうものを積極的に取り上げるというふうなこと等もあって，生産比率では変化をしてきておりますけれども，今日，40年代の長期不況の呻吟の中から，非常な業界の努力等もあり，また同時に，44年の時点で真珠養殖等調整暫定措置法というものが法的に整いまして，深刻な不況の中で調整保管も政府の助成を得ながらやられていく。これが調整保管の在庫についても市況の回復に見合ってだんだん処理されてくるという事態で，今日，若干の明るい日差しはございますけれども，しかし考えてみますと，海の状態を見ますと，公害問題というのがやはり依然としてふえておりまして，貝の斃死等もふえておるわけであります。同時にまた，価格についてもきわめて不安定状況にある。また，資金その他の面でも，不況から今日に来ておりますから，やはり相当なサポートを必要とするといったような事態の中で，全体

から見れば若干明るい日差しが見えておると受けとめておったわけでありますが，10月末と11月の初めに，私の伊勢の方で真珠の卸売をやっておる４社が連鎖倒産をいたしました。約60億近い負債があるというふうに言われているわけであります。三重の方は，全真連の入札会というのはそこでやることが多いわけでありますけれども，大体三百億ぐらい三重県の場合に販売がされているのじゃないか。共販体制というのは全真珠あるいは傘下の組合の関係では基本的にやらなければならぬ問題であり，また農林省としてもそれを指導として推進をしてきておるわけでありますが，いま言った卸売業４社の連鎖倒産というものは，初市をやることしの出だしに大きな衝撃を与えておるという事態がございます。

そういう状況の中で，今後の輸出産業としての真珠を安定的に発展させるために，業界として，来年度予算に向けて，真珠信用基金協会の設立，それに対する政府の助成ということが御案内のとおり要請されておるわけであります。私どもも，真珠産業が，世界においていわゆる宝石として他の世界の宝石と並んで，アメリカといわずヨーロッパといわず東南アジアといわず非常に珍重されておるといった事態の中で，輸出産業として困難を克服しながらさらに伸ばしていかなければならぬという立場から見て，来年度予算要求に対するこの問題は当然実現しなければならぬという受けとめ方をしておるわけでありますが，真珠産業の現状，特に来年度予算の要求の問題を含めて御答弁を願っておきたいと思います。

○　森説明員　真珠産業の最近の見方につきましては，私どもも大体そういうふうに見ておったわけでございまして，ともかく，かっての一時の極端な不況に見舞われました真珠業界が，いろいろ暫定措置法の制定等に基づきまして，出荷の調整なり粗悪真珠の廃棄なり調整保管事業を実施いたしまして，不況を脱出して，一応成果が上がってまいったということでございます。

しかし，いま御指摘のような問題もございまして，浜揚げの単価の軟化が見られる，また業界の一部には円高の推移を心配するということから，真珠業界の先行きは必ずしも順調に推移するとは言い切れない要素もあらわれておることも事実でございます。

ただ私ども，今回の真珠の卸業者の倒産，それに関連いたします連鎖倒産という事態につきましては，個別経営の問題として考えるべき問題であったと見るべきではないのかという見方をいたしておりました。また，価格の低下につきましても，業界筋の見方としまして，50年，51年の価格上昇の反動なり品質が低下した，あるいは生産量がふえたということなどが原因として考えられるということで，必ずしも円高の影響が直ちにあらわれているというふうにも見ておらないようでございます。

いずれにいたしましても，今後，真珠業の安定のための方策といたしましては，価格の安定が需要を呼ぶという商品でございますので，これに対します計画生産体制を強化する，あるいは共同販売事業の充実を図るというようなことが必要でございまして，価格安定のための在庫の調整機能を強化する必要があると考えております。

そこで，いろいろ先生が御指摘になりました問題につきましては，私どもぜひ実現をしたいということを考えておるわけでございまして，中小零細企業がならし売りをしながら，価格下落のおそれある際に調整保管を行う，またそういう能力を生産者団体に持たせるための措置につきまして，そういう場合の資金の融通を円滑化するための方策につきまして目下検討をいたしておるわけでございます。

さらに，いろいろ予算要求をいたしておりましたけれども，御承知のように，かっての調整保管を国に返還をするという話と，改めて国から支出を求めるという両方の措置につきまして，さらに今回の予算の折衝を通じまして，どちらが得策か，またどちらでも方策は問わないわけでございまして，そういう要するに対応策が必ず実現できるように鋭意努力をいたしたいというふうに思っております。

○　角屋委員　いま真珠の問題についても長官の前向きな答弁を取りとめまして，特に調整保管の過程で国から出ておりました１億１千３百万，それから県のものも含めて２億２千６百万，それに業界等も含めて10億の基金でひとつ発足しよう。これは共販の問題，いろいろな問題を含めて非常に重要な役割りを果たしてくるというふうに思うわけです。長官からも，ぜひ明年度は実現したいということで力強い御答弁がございましたが，そういう方向でひとつやってもらいたいというふうに思います。

全真連首脳部は，11月23日，愛媛県真珠組合で開催したサンプル評価会の際，出席組合長（西日本地区各組合長及び三重県２組合長）と振興会方式について協議したが，各組合長とも基本的に首脳部見解と変らず，最悪の場合は有税による全真連内部積み立てに終ってもやむをえないとの肚構えをもって法人新設に努力すべきであるとの意見が大勢を占めた。

（注）振興会案に対する全真連側の基本的考え方

日本真珠振興会は，養殖・加工・輸出・国内販売各団体により構成される組織であるので，その事業は各構成員の事業伸長と組織強化に資し，各構成員から積極的協力をえられるところの調査研究，振興方策の建議，宣伝啓蒙，教育情報等の非経済事業に重点をおくべきものと考える。したがって，特定構成員のみが，受益する経済事業を実施することは，構成員間の協調を阻害し，当該経済事業の円滑な運営が期せられないのは勿論，振興会の組織強化にも支障を来すことが懸念される。

一方，水産庁（振興課）は振興会方式の実現に意欲的で，12月４日には入札会シーズンのさなか全真連役員12名（３名の欠席を除く全員）が上京して振興会方式の説明をうけ，さらに12月20日には三重県組合長会議が伊勢市・真珠会館で開催され，水産庁から説明が行なわれたが，振興会方式支持の積極的発言は聞けず，雰囲気は否定的であった。

全真連首脳部は，こうした経過から会員組合も振興会方式に消極的であると判断，御用納めの12月28日水産庁振興課長に対し振興会方式をとらず法人新設を実現して頂きたい旨，公式に要望した。大蔵省の予算内示を間近に控えての水産庁意向にそわない意見表明であったが，翌54年１月早々の予算内示において，幸い次のとおりの予算が認められた。

（昭和54年度）

養殖真珠流通整備改善事業費補助金

113百万円（県の補助金226百万円×½）

交付先　　信用保証業務を行う全国真珠団体

これについて水産庁から，具体的団体は54年6～7月頃までに決定するが，新設か既設団体の活用いずれになるかは未定である旨の説明があった。法人新設の脈は保たれたものの，振興会は依然として有力候補であり，予断を許さなかった。

このため，法人新設についての陳情活動を再度展開するとともに，水産庁に対し改めて振興会方式は生産者団体の立場から問題が多く，総会への提案すら危ぶまれることを強調，翻意を懇請し続けた。

C　予算の決定

昭和54年4月3日，54年度の政府予算成立により債務保証機関に対する基金造成補助が下記のとおり決定した。

（養殖真珠流通整備改善事業費補助金）

1. 要求理由

主として海外において高級装飾品として消費される養殖真珠は，その商品特性（美しい高級品というイメージとこれを支える消費者価格の安定ないしは安定的上昇が需要をつなぎとめ，新たな需要が確保される商品）よりして，その需要の拡大即ち，真珠養殖業の安定的発展を図るためには，常に一定以上の品質（主として耐久性のあるもの）を保持した真珠の供給体制確立と，価格の安定の基礎となる生産者価格の安定が必要とされる。この場合，養殖真珠が主として天然の生産力に依拠して生産される海産養殖物であることよりして粗悪真珠の生産は避け難い。従って生産段階ではなく流通段階で粗悪真珠を廃棄する必要があり，これがためには粗悪真珠といえども販売可能な商品であることから，生産者団体による共同販売事業を充実強化し，生産者団体の責任においてこれを廃棄することが望ましい。

また，生産者団体による系統共販の充実強化は過当競争的体質（品質格差の大きい商品を零細な多数の生産者が少数の資本力のある加工業者に短期間―約4カ月間―に全量販売するという流通システム，従って勢い過当競争にならざるを得ない体質）を有する真珠の販売を，相対的少数の生産者団体が相対的多数の加工業者にやや長期間（約6ヶ月）に販売することになるが，資本力を有し，更により長期間（約10ヶ月程度）に渡りならし販売し，必要とあれば短期間（2～3年間）の在庫調整を行うことができるならば，なお一層適正な生産者価格が形成され，真珠の価格全体の安定即ち需要の確保拡大につながる。即ち，真珠産業の安定的発展は生産者団体の行う系統共販の充実強化即ちそれは生産者団体が豊富な資金を確保出来るか否かにかかっていると言っても過言ではない。

このため，生産者団体に資金がスムースに流れるよう生産者団体が金融機関から借り入れる資金について保証を行なうことが必要とされる。また，この保証は地区毎に行なうのではなく真珠という国際商品の特性からして，全国一円の計画生産や生産調整とリンクさせることが必要とされる。

2. 問題となるべき重要点

生産者団体の行なう真珠の系統共販充実強化のため生産者団体が作る全国一円の融資保証法人が最高，年間流通真珠量の½以上の保証が出来るよう基金に対し助成を行なう必要がある。

3. 事業計画

生産者団体が作る全国一円の融資保証法人(注)に対し県が，基金造成費の補助を行った場合当該補助の½を補助する。

(注) 当初は財団法人全国真珠信用保証基金協会と明記されていたものが，上記のとおり抽象的表現に変更されたものである。

4. 昭和55年度以降の事業計画

昭和54年度限りの経費とする。

5. 関係法律名

真珠養殖事業法，真珠養殖等調整暫定措置法

6. 歳入関係

１１３,０１７,９０３円の歳入が予想される。（昭和44年度及び45年度の両年度に実施した「養殖真珠流通対策事業費補助金」に係る調整保管真珠が昭和54年度中に販売され，県を通じ左記補助金額が国に返戻されることが予想される。）

7. 繰越明許等の有無　　な　し

8. その他記載を必要と認める事業

全体の77%，約７７４百万円の出捐を生産者団体が行なう予定である。

9. 積算内訳

(1) 基金造成費補助事業

ア （昭和53年度の生産量）－（下級粗悪真珠量）（商品真珠量）

１１,７６７千もんめ － ２,３５０千もんめ ＝ ９,４１７千もんめ

イ （商品真珠量） （流通率） （流通真珠量）

９,４１７千もんめ × ２／３ ＝ ６,２７８千もんめ

ウ （流通真珠量） （54年度平均予想単価） （54年度必要資金量）

６,２７８千もんめ × （２,３７１円／もんめ ×1.12%） ＝ １６,６７４百万円

エ （協会保証倍率） （保証付融資率） （基金必要額）

１６,６７４百万円 × １／10 × ６／10 ＝ １,０００百万円

オ （業界出捐金） （県出捐額）

１,０００百万円 － ７７４百万円 ＝ ２２６百万円

カ （県出捐額） （補助率） （国庫補助額）

２２６百万円 × ½ ＝ １１３百万円

第４節　財団法人全国真珠信用保証基金協会の設立

A　全真連等の出捐決定

昭和54年度予算において養殖真珠流通整備改善事業226百万円が決定したことにともない，水産庁も債務保証機関の具体的検討のうえで，法人新設もしくは既存団体の改組いずれかの選択が必要となったが，全真連側の意向もふまえてようやく法人新設の方向が固められ，54年４月半ば，全真連首脳部に内々その意向が伝えられた。しかしながら，法人新設はあくまでスクラップアンドビルドを前提としており，廃止候補団体の選定，廃止の可能性検討等はこれからであり，まだ流動的であった。

こうした水産庁の意向をうけて，全真連は４月18日の理事会で５月の通常総会に次の議案提出を決定した。

〔第８号議案〕

財団法人全国真珠信用保証基金協会（仮称）の設立に関する件

（案）・同協会の設立発起人となり，同協会に加入し，出資もしくは出捐するものとし，出資もしくは出捐の額は10億円の範囲内で理事会に一任する。

また，会員各組合に対し，全真連と同様の総会付議を要請することについて理事会の同意をえた。

（会員組合の出捐理由）

実体は全国の生産者（出品者）に対する販売代金精算金から天引（25%）した特別手数料を財源として出捐するものであるから，全真連一本の出捐であっても実質的には全国生産者が拠出したのと同様である。したがって各組合名義の出捐は不要であるとの見解もあったが，次の理由から会員名義の出捐を特別手数料の戻しを財源として行なうものである。

(1)　県の正味負担額以上を名目的にも地元組合の負担とすることが，県の補助金支出のうえで理由説明が容易である。

(2)　設立許可，税務対策のうえからも多数の出捐者が望ましい。

５月24日の通常総会において第８号議案として財団法人全国真珠信用保証基金協会の設立に関する件を上程し，内田専務から「本件は本日ご出席の水産庁丹下・佐久間ご両名のひとかたならぬご努力により予算決定に辿りついたものであり，この受皿として財団法人を設立したい。かねて経過説明してきたとおり，本財団は系統共販資金

にかかる債務保証と基金運用益による系統事業の伸長のための経費助成を主要業務とするもので，基金10億円のうち，２億２千万円余は関係県が基金造成補助を行ない，このうち半額は国が県に補助するものである。国の予算は既に決定しているが県段階では三重県において，予算措置が一部講じられており，感謝に堪えない。名称は認可の段階でないため仮称としてあること，出資もしくは出捐としたのは，出捐一本の方針であるが，一部出資になるような場合を想定したためであるので，ご了承願いたい」と提案理由を説明し討議に入った。

太田環越賀組合長から「この問題はかねて論議をつくしており，趣旨には賛同しますが，一律25%の特別手数料徴収について当組合としてはいろいろ問題があるので反対です。」と反対意見が出されたが，他に意見もなく採決の結果，賛成多数で第８号議案は，原案通り可決された。

また，会員組合でも真珠基金設立に関する総会決議が続々と行なわれ，全真連系統側は一応の設立準備を終えた。

（組合名）		（組合決議年月日）		（組合名）		（組合決議年月日）
神明真珠組合	（三重）	昭和54年２月１９日		阿児町真珠組合	（三重）	昭和54年５月２１日
立神 〃	（ 〃 ）	〃	3月１０日	熊本県 〃		〃 5月２８日
波切 〃	（ 〃 ）	〃	4月２０日	片 田 〃	（三重）	〃 〃
宿浦 〃	（ 〃 ）	〃	4月２７日	船 越 〃	（ 〃 ）	〃 〃
対馬 〃	（長崎）	〃	5月１２日	和 具 〃	（ 〃 ）	〃 〃
愛媛県 〃		〃	5月１５日	間 崎 〃	（ 〃 ）	〃 5月２９日
三重県浜島町 〃	（三重）	〃	5月１８日	大分県 〃		〃 5月３０日
長崎県 〃		〃	5月２１日	布施田 〃	（三重）	〃 6月 5日

以下省略

B 設立準備

1. 調整保管事業の終結

全真連は真珠基金に対する出捐金拠出の総会決定を経て，拠出金の財源となる調整保管珠の最終処分にかかり，６・７月の２回，公入札を行ない，さらに10社に対し示談販売を進め，10月１日，ようやく全量の販売を終え，水産庁に対し次のとおり調整保管事業終了の報告を行なった。

昭和54年10月1日

水産庁長官
今 村 宣 夫　殿

全国真珠養殖漁業協同組合連合会
会長理事　森　　正 男

調整保管真珠の処分完了について

当会業務につきましては，格別のご支援ご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

さて，前年度に放出を見合せておりました当会の調整保管珠につきましては，本年度に入り6月及び7月に公入札販売を実施し，その後関係加工業者に対し示談販売を進めてまいりましたが，本日お蔭をもちまして全量の販売を完了するにいたりました。

本会が昭和42年度に真珠調整保管事業を実施しまして以来，長期間にわたりご指導ご支援を頂きましたことに対し深甚の謝意を表しますとともに，ここに謹んで真珠調整保管事業終了のご報告を申し上げます。

しかしながら，52・53年度の浜揚価格低迷が影響して販売額は当初計画に達せず，このため特別手数料からの拠出可能額は656,495千円となり，予定を93,505千円下廻る結果となった。（これについて全真連首脳部は54年度事業益から補塡する予定であった。）

2. 主要5県担当者会議の開催

水産庁は，全真連の調整保管珠の進捗状況をふまえ，真珠基金構想の説明，一連の予算作業等の打合せのため，7月30日，主要5県（三重，愛媛，長崎，熊本，大分）の担当者会議を開催した。水産庁はこの会議招集において初めて財団法人全国真珠信用保証基金協会と表現し，法人新設を公表した。

54－34
昭和54年7月11日

県水産主務部長　殿

水産庁振興部長

真珠養殖関係主要県担当者会議の開催について

このことについて，本年度に実施される養殖真珠流通整備改善事業の円滑な実施を図るため，下記により打合せ会議を開催するので，担当者を出席させられたい。

記

1. 日　　時　　昭和54年７月30日（月）　　13：30～17：30
2. 場　　所　　水産庁Ａ・Ｂ会議室（農林水産省仮設庁舎２階）
3. 議　　題　　(1) 財団法人全国真珠信用保証基金協会の設立準備について
(2) 養殖真珠流通整備改善事業費補助金交付要綱（案）及び同実施要領（案）について
(3) そ の 他
4. そ の 他　　出席者は，昭和54年７月23日（月）までに氏名を報告のこと。

3. 寄付行為等の原案作成

水産庁振興課は，54年７月以降全真連の協力をえて財団運営の基本となる寄付行為，業務方法書の原案作成を始め，設立発起人会付議事項の検討を進め，10月までにすべての原案をとりまとめるとともに，役員及び評議員候補者の人選も終り，設立発起人は下記のとおり本人の諒解をえて決定した。

財団法人　全国真珠信用保証基金協会設立発起人名簿

設立発起人	川口文雄	全国真珠養殖漁業協同組合連合会副会長
〃	幸田　隆	全国真珠養殖漁業協同組合連合会副会長
〃	田崎俊作	日本真珠輸出加工協同組合理事長
〃	藤原勘一	愛媛県漁業協同組合連合会会長
〃	本間利章	社団法人日本真珠振興会会長
〃	森　正男	全国真珠養殖漁業協同組合連合会会長

理事長候補者の人選において全真連との利益相反関係を重視して全真連会長を除外する意見もあったが，基金総額の７割を全真連系統で拠出する実体にてらし，全真連会長が適任であるとの意見が尊重され，全真連会長が理事長候補となった。

なお，全真連は11月15日 30,000 千円を設立発起人代表口座へ寄付金として払い込んだ。

（注）この寄付金は設立時の必要寄付金額として水産庁の要請により払込んだもので，金額は最近の設立認可方針にもとづく寄付水準額である。

C　設立発起人会の開催

昭和54年11月17日，東京・ダイヤモンドホテルにおいて下記出席者のもと財団法人全国真珠信用保証基金協会の設立発起人会が開催された。

出席者

設立発起人	川口文雄	水産庁	岩崎振興課長
〃	幸田隆	〃	佐久間真珠係長
〃	田崎俊作	全真連	内田専務
〃	藤原勘一	〃	清水職員
〃	本間利章	振興会	浜本事務局長
（森正男発起人は病気のため欠席）			塩田洋三

発起人会は，臨席の水産庁岩崎振興課長挨拶のあと，発起人幸田隆氏を議長に選任して議事に入り，全議案とも原案どおり承認された。

第1号議案　設立趣意書に関する件

第2号議案　寄付行為制定の件

第3号議案　昭和54年度（初年度）事業計画案及び昭和55年度（次年度）事業計画承認の件

第4号議案　昭和54年度（初年度）資金計画案及び収支予算案並びに昭和55年度（次年度）資金計画案及び収支予算案承認の件

第5号議案　財産に関する件

イ．全真連より，とりあえず3,000万円の寄付を受け，これを基本財産として財団法人を設立する。

ロ．昭和54年度の設立事務費及び事務管理費については，当面200万円を金融機関から借入れることとし，これにより基金の運用に関する基本的体制を図ることとする。

ハ．この管理運営費用の基金となる基本財産の約8割，約8億円は民間関係団体等からの拠出を受ける。さらに県からは基本財産の約2割として基本財産造成費約2億円の補助を受ける。この結果，本基金の基本財産は10億円となる。

第6号議案　役員選出の件

理事長	森　正男（全真連会長）	理事	中村松次（布施田組合長）
専務理事	塩田洋三	〃	原条周平（立神組合長）
理事	奥島家和（愛媛県組合長）	〃	藤原勘一（愛媛漁連会長）
〃	川口文雄（長崎県組合長）	〃	堀川春彦（農中理事）
〃	幸田　隆（五ケ所組合長）	監事	大山重光（対馬組合長）

第７号議案　　設立者代表に関する件

設立者代表　　森　　正　男

第８号議案　　議事録署名人の選出の件

議事録署名人　　川　口　文　雄

〃　　藤　原　勘　一

第９号議案　　そ　の　他

イ．設立許可申請の事務手続きを行なうに当り，寄付行為その他について，本文の趣旨に反しない程度の字句修正を行うことについては，発起人代表に一任する。

ロ．主たる事務所を東京都中央区京橋３丁目６番15号真珠会館内に置く。

D　設立許可と第１回理事会の開催

設立発起人会終了後，ただちに農林水産大臣に対し設立許可申請（昭和54年11月17日付）を行なった。同月27日，農林水産大臣から設立許可をうけ，12月５日，設立登記を完了した。

第１回理事会を同月14日開催し，下記事項を決定した。

(1)　業務方法書の制定

(2)　評議員の委嘱

(3)　諸規程の制定

(4)　役員報酬の決定

(5)　借入金の限度額その他について

評　議　員

岩　崎　京　至　（社団法人日本水産資源保護協会常務理事）

内　田　二　朗　（全国真珠養殖漁業協同組合連合会専務理事）

太　田　恒　夫　（中央漁業信用基金専務理事）

王　谷　茂　次　（全国真珠養殖漁業協同組合連合会理事
神明真珠養殖漁業協同組合組合長）

奥　村　　勘　（片田真珠養殖漁業協同組合組合長）

加賀城　冨　一　（愛媛県真珠養殖漁業協同組合理事）

片　桐　勝　己　（三重県農林水産部水産事務局長）

小林康義	（全国真珠養殖漁業協同組合連合会理事 船越真珠養殖漁業協同組合組合長）
小松　秀	（長崎県水産部長）
須賀信治	（長崎県真珠養殖漁業協同組合理事）
天白正人	（波切真珠養殖漁業協同組合組合長）
時吉力男	（全国真珠養殖漁業協同組合連合会理事 熊本県真珠養殖漁業協同組合組合長）
福井一雄	（宇和海真珠養殖漁業協同組合協議会会長）
本間利章	（社団法人　日本真珠振興会会長）
宮本俊一	（愛媛県農林水産部長）
山本吉治	（全国真珠養殖漁業協同組合連合会監事 和具真珠養殖漁業協同組合組合長）

５４水振第３２１２号
昭和５４年１１月２７日

財団法人　全国真珠信用保証基金協会
設立代表者　森　　正　男　殿

水　産　庁　長　官

財団法人全国真珠信用保証基金協会の設立許可について

財団法人全国真珠信用保証基金協会の設立については，別添のとおり許可されたので，通知する。

なお，今後貴協会の運営に当たっては，公益法人としての設立の趣旨にのっとり，強固な基礎を確立するとともに民法（明治29年法律第89号）及び農林水産大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和26年農林省令第78号）等の公益法人に関する法令の規定を遵守するよう念のため申し添える。

農林水産省指令５４水振第３２１２号

東京都中央区京橋３丁目６番１５号
財団法人　全国真珠信用保証基金協会
設立代表者　　森　　正　　男

昭和54年11月19日付けで許可申請のあった財団法人全国真珠信用保証基金協会の設立については，民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づき，申請のとおり許可する。

昭和５４年１１月２７日

農林水産大臣　　武　　藤　　嘉　　文

財団法人全国真珠信用保証基金協会設立趣意書

我が国で養殖技術が開発された養殖真珠は，現在では真珠養殖経営に従事する漁家約 3,500を数え，生産額300億円，輸出額は全水産物中第２位の260億円に達し，我が国南西海域における重要な養殖物となっていますが，生産の７割が海外に輸出される養殖真珠は，高級装飾品としての特性を有することから，一定以上の品質を有する真珠の供給と真珠価格の安定が，需要の維持増大を確保するためにも，また，我が国の真珠養殖経営の安定的発展を図る上においても極めて重要な課題であります。

しかし真珠は，海中において主として真珠貝の体内において生産されるため，生産段階での品質管理は困難であり，また最近の漁場の汚染は良質真珠の生産をより一層困難なものにしています。これらの問題に対処するため浜揚げ真珠のうち粗悪真珠を流通させないような措置が必要であります。また零細な多数の漁家が比較的少数の加工業者等に対し短期間に真珠を販売するため，勢い過当競争は免れず，生産者段階で必要以上の価格の低落を惹起しています。

このような現状にかんがみ，生産者団体により，一定以上の品質を有する真珠の供給と値くずれ防止を目的に真珠の共同販売事業が実施されておりますが，受信力の欠如等から金融は必ずしも円滑でないため所期の目的を達成できないでおり，制度的な金融措置を伴った生産者団体による真珠の共同販売事業の充実が強く期待されております。

このような状況の下に，政府におかれて養殖真珠の生産者価格安定と良質真珠の供給の確保を図るための融資保証を推進するため所要の予算措置を講ぜられましたことは，誠に時宜を得たものと思料致すところでございます。

私ども真珠に関係する者と致しましても，このような国の施策に相呼応し，政府の指導援助の下に相協力しつつ，良質真珠の供給と真珠価格の安定を図るため生産者団体等による真珠の共同販売事業

の資金についての融資保証等を行う財団法人全国真珠信用保証基金協会の設立を期することと致し，所期の目的達成に尽力せんとするものであります。

昭和５４年１１月１７日

財団法人　全国真珠信用保証基金協会寄附行為

第１章　総　則

（名　　称）

第１条　本会は，財団法人全国真珠信用保証基金協会という。

（事　務　所）

第２条　本会は，主たる事務所を東京都中央区に，従たる事務所を三重県伊勢市に置く。

（目　　的）

第３条　本会は，漁業協同組合，漁業協同組合連合会及び養殖真珠の加工・流通を行う団体（以下「組合等」という。）が養殖真珠の生産者等から販売の委託を受け，又は買い取った養殖真珠の共同販売及び調整保管（以下「共販等」という。）に必要な資金（以下「共販等資金」という。）の融通を円滑にするため，融資機関の組合等に対する貸付けに係る債務の保証及びこれに関する業務を行い，組合等が実施する共販等の円滑な実施を図り，もって養殖真珠経営の安定的な発展に資することを目的とする。

（事　　業）

第４条　本会は，前条の目的を達成するため，次の事業を行う。

(1)　共販等資金の借り入れによる融資機関に対する組合等の債務の保証

(2)　共販等の改善及び養殖真珠の品質の向上を図るための調査及び指導

(3)　前２号の事業に付帯する事業

(4)　その他本会の目的を達成するために必要な事業

第２章　資産及び会計等

（資産の構成）

第５条　本会の資産は，次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)　別紙財産目録に記載された財産

(2)　寄付金品

(3)　地方公共団体等からの補助金

(4)　前条第１号の事業に充てるための拠出金

(5)　資産から生ずる果実

(6)　その他の収入

（資産の種別）

第６条　本会の資産を分けて，基本財産及び普通財産とする。

2　基本財産は，次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)　基本財産として指定して寄付され，又は拠出された財産

(2)　基本財産に充てるため地方公共団体等から交付された補助金

(3)　第11条及び第12条の規定により基本財産に繰り入れたもの

3　普通財産は，基本財産以外の財産とする。

（資産の管理）

第７条　本会の資産は，理事会が定めた方法に従い，理事長が管理する。

2　本会の資産のうち基本財産は，保証債務の弁済により取得した求償権として管理する場合のほかは，本会の保証債務の弁済に充てるための資金として，次の方法により管理しなければならない。

(1)　銀行，農林中央金庫，信用金庫若しくは水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第87条第１項第１号及び第２号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会への預金又は郵便貯金

(2)　銀行又は信託会社への金銭信託

(3)　国債，地方債及び特別の法律により設立された法人の発行する債券の取得

(4)　貸付信託の受益証券の取得

3　本会の基本財産は，本会の保証債務の弁済により取得した求償権を消却する場合のほかは，これを処分することができない。

（経費の支弁）

第８条　本会の経費は，普通財産をもって支弁する。

（事業年度）

第９条　本会の事業年度は，毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

（事業計画等）

第１０条　理事長は，毎事業年度，その事業年度の事業計画，資金計画及び収支予算を作成し，理事会の議決を経た後，農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを変更するときも，同様とする。

（基本財産繰入積立金）

第１１条　本会は，消却した求償権について弁済があったときは，その弁済のあった金額を基本財産繰入積立金として積み立て，毎事業年度末に基本財産に繰り入れるものとする。

（剰余金の処分）

第１２条　毎事業年度の決算において，剰余金を生じたときは，理事会の議決を経て，その全部又は一部を，基本財産に繰り入れるか，又は翌年度の普通財産に繰り越すものとする。

（欠損の繰越）

第１３条　本会の毎事業年度末の欠損は，すべて翌年度に繰り越すものとする。

（会計書類等）

第１４条　理事長は，毎事業年度終了後，速やかに，次の書類を作成し，監事に提出して，その監査を受けなければならない。

(1)　事業報告書

(2)　財産目録

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書

(5) 剰余金処分案又は損失処理案

2 監事は，前項の書類を受理したときは，これを監査し，監査報告書を作成して理事会に提出しなければならない。

3 理事長は，前項の書類及び報告書について理事会の承認を得た後，これを事務所に備えつけておかなければならない。

（借入金の制限）

第１５条 本会は，資金の借り入れを行う場合には，理事会の議決を経なければならない。

第3章 役 員 等

（役 員）

第１６条 本会に，次の役員を置く。

(1) 理 事 長 １人

(2) 専務理事 １人

(3) 理 事 ７人以上12人以内（理事長及び専務理事を含む。）

(4) 監 事 ２人以内

（役員の選任）

第１７条 理事及び監事は，評議員会において選任する。

2 理事長及び専務理事は，理事の互選とする。

3 理事長，専務理事及び監事の選任は，農林水産大臣の承認を受けなければならない。

（役員の職務）

第１８条 理事長は，本会を代表し，会務を総理する。

2 専務理事は，理事長を補佐して本会の会務を掌理し，理事長に事故があるときはその職務を代理し，理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は，理事会を組織して本会の会務を執行する。

4 監事は，民法第59条に規定する職務を行う。

5 監事は，理事会に出席して意見を述べることができる。

（役員の任期）

第１９条 役員の任期は，２年とする。ただし，再任を妨げない。

2 補欠又は増員により就任した役員の任期は，前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は，任期満了後でも，後任者が就任するまでは，なおその職務を行うものとする。

（役員の解任）

第２０条 役員が次の各号の一に該当するときは，評議員会においてその役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため，職務の執行に堪えないと認められたとき

⑵　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

2　前項の解任については，第17条第３項の規定を準用する。

（役員の報酬）

第２１条　役員は無報酬とする。ただし，常勤の役員は，有給とすることができる。

2　常勤の役員の報酬は，理事会の議決を経て，理事長が定める。

（評　議　員）

第２２条　本会に，評議員12人以上17人以内を置く。

2　評議員は，組合等の役員及び養殖真珠の生産，流通又は融資保証業務について学識経験を有する者のうちから理事会の承認を得て，理事長が委嘱する。

3　評議員は，評議員会を組織し，この寄付行為に別に定めるもののほか，必要と認める事項について理事長に助言する。

4　評議員会は，理事長が必要と認めたとき招集する。

5　評議員会の議長は，評議員の互選とする。

6　評議員の任期については，第19条の規定を準用する。

第４章　理　事　会　等

（構　　成）

第２３条　理事会は，理事をもって構成する。

（招　　集）

第２４条　理事会は，理事長が必要と認めたときに招集し，理事長がその議長となる。

2　理事長は，理事の２分の１以上から，又は監事から会議の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったときは，その請求のあった日から15日以内に招集しなければならない。

3　理事会の招集は，会議の目的である事項，日時及び場所を示した書面をもって，開催日の７日前までに理事に通知しなければならない。

（権　　能）

第２５条　理事会においては，この寄附行為に別に定めるもののほか，本会の業務執行に関する重要事項を議決する。

（定 足 数 等）

第２６条　理事会は，理事総数の２分の１以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。

2　理事会の議事は，この寄附行為に別に定めるもののほか，出席理事の２分の１以上の多数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（書面表決等）

第２７条　理事会に出席できない理事は，あらかじめ通知された事項について，書面をもって表決し，又は他の出席理事を代理人として表決権を行使することができる。

この場合には，その理事は，出席したものとみなす。

2　前項の書面は，理事会の開催日の前日までに本会に到着しないときは無効とする。

3　第１項の代理人は，代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。

（議　事　録）

第２８条　理事会の議事については，議事録を作成しなければならない。

2　議事録は，議長が作成し，少なくとも次の事項を記載し，議長及び議長が指名した出席理事２人以上がこれに署名押印するものとする。

⑴　会議の目的である事項，日時及び場所

⑵　理事の現在数及び出席者数

⑶　議事の経過の概要及びその結果

3　前項の議事録は，主たる事務所に備え付けておかなければならない。

（規定の準用）

第２９条　第24条第３項，第26条，第27条及び前条の規定は，評議員会に準用する。

第５章　事　　務　　局

（事　務　局）

第３０条　本会に事務局を置く。

2　職員の任免は，理事長が行う。

3　事務局及び職員に関する必要な事項は，理事会の議決を経て，理事長が別に定める。

4　本会は，前項の規定により事務局及び職員に関する必要な事項を定めたときは，遅滞なく，水産庁長官に届け出なければならない。これを変更したときも，同様とする。

第６章　寄附行為の変更及び解散

（寄附行為の変更）

第３１条　この寄附行為は，理事会において，出席理事の４分の３以上の多数による議決を経，かつ，農林水産大臣の認可を受けなければ変更することができない。

（解　　散）

第３２条　本会は，理事会において，出席理事の４分の３以上の多数による議決を得なければ解散することができない。

（残余財産の処分）

第３３条　本会の解散に伴う残余財産の処分は，理事会において，出席理事の４分の３以上の多数による議決を経，かつ，農林水産大臣の許可を受けて国，地方公共団体又は本会と類似の目的をもつ他の法人に寄附するものとする。

第７章　業　務　方　法　書

（業務方法書）

第３４条　本会は，業務開始の際，業務方法書を作成し，水産庁長官の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも，同様とする。

2　業務方法書に定める事項は，次のとおりとする。

(1) 被保証人の資格及び保証する債務の要件
(2) 保証の範囲
(3) 一被保証人についての保証の金額の最高限度
(4) 保証債務の金額の合計額の最高限度
(5) 保証契約の締結及び変更に関する事項
(6) 被保証人の守るべき条件に関する事項
(7) 保証料及び違約金に関する事項
(8) 保証債務の弁済並びに求償権の行使に関する事項
(9) 求償権の消却その他会計に関する事項
(10) 共販等の改善及び養殖真珠の品質の向上に関する事項
(11) 真珠養殖業の振興に関する事項
(12) 業務の委託に関する事項

第8章 雑 則

(細 則)

第35条 この寄附行為に定めるもののほか，本会の業務の運営上必要な細則は，理事会の議決を経て，理事長が別に定める。

2 第30条第4項の規定は，前項の場合に準用する。

付 則

1. この寄附行為は，農林水産大臣の許可のあった日（昭和54年11月27日）から施行する。
2. 本会の設立当初の事業年度は，第9条の規定にかかわらず，設立の日に始まり，昭和55年3月31日に終わるものとする。
3. 本会の前項の事業年度に係る事業計画，資金計画及び収支予算については第10条前段の規定にかかわらず，設立発起人会において定められたものによるものとする。
4. 本会の設立当初の役員は，第17条の規定にかかわらず，別紙役員名簿のとおりとし，その任期は，第19条の規定にかかわらず，昭和55年3月31日までとする。

別 紙

財団法人 全国真珠信用保証基金協会

役 員 名 簿

理事長	森 正男	理事	奥島家和
専務理事	塩田洋三	理事	川口文雄

理　事	幸田　隆	理　事	藤原勘一
理　事	中村松次	理　事	堀川春彦
理　事	原条周平	監　事	大山重光

昭和54年度事業計画書

真珠産業の安定的発展の基礎となる養殖真珠経営の安定を図るため漁業協同組合及び同連合会が実施する養殖真珠の共同販売事業の充実を図るため組合が共同販売事業の実施に要する資金を借り入れることにより融資機関に対して負担する債務の保証を行う。

1. 事業の内容

事業は，農林水産大臣による本協会の設立認可のあった日から開始する。

2. 計画の概要

本年度は，約2.6億円の融資保証を行うとともに，事業実施の諸基準の作成その他本事業の本格的実施に必要な準備を行う。

昭和55年度事業計画書

真珠産業の安定的発展の基礎となる養殖真珠経営の安定を図るため漁業協同組合及び同連合会が実施する養殖真珠の共同販売事業の充実を図るため組合が共同販売事業の実施に要する資金を借り入れることにより融資機関に対して負担する債務の保証及びこれに関連する事業を行う。

1. 融資保証事業

昭和55年度の海産アコヤ真珠のうち共同販売を通じ売買される養殖真珠の2分の1の量についての融資保証を目途に，利用期間を平均4ヶ月とし，約17億円について融資保証を行う。

2. 関連事業

本協会の実施する融資保証制度の充実強化を図るため，養殖真珠の共同販売事業の基準の平準化，下級粗悪真珠の集荷及び共同販売事業の合理化等について，漁業協同組合を通じ調査を実施する。

昭和54年度資金計画

（単位：千円）

資金の調達			資金の使途		
大科目	中科目	金額	大科目	中科目	金額
基金運用収入			管理費		
	基金利息収入	17,500		管理事業費	11,963
事業収入			債務保証事業費		
	債務保証事業収入	1,300		助成金支出	650
				業務委託費	1,000
助成金収入				審査委員会費	800
	地方公共団体助成金	216,482	繰入金支出		
寄付金				基金繰入金	1,000,000
	基金指定寄付金	30,000			
			借入金		
拠出金				短期借入金返済	2,000
	基金指定拠出金	753,518			
			予備費		
借入金				予備費	4,387
	短期借入金	2,000			
合計		1,020,800	合計		1,020,800

昭和55年度資金計画

（単位：千円）

資金の調達			資金の使途		
大科目	中科目	金額	大科目	中科目	金額
基金運用収入			管理費		
	基金利息収入	70,000		管理事業費	27,293
事業収入			債務保証事業費		
	債務保証事業収入	8,440		助成金支出	4,220
				業務委託費	2,400
				共販事業等振興費	12,000
				審査委員会費	1,200
			繰入金支出		
				基金繰入金	31,000
			予備費		
				予備費	327
合計		78,440	合計		78,440

昭和54年度収支予算書

基本財産

1. 収入の部

科目	予算額	備考
基金運用利息収入	17,500 千円	1,000,000千円×7%×3／12
基金指定寄付金	30,000	
基金指定拠出金	753,518	
基金指定補助金	216,482	地方公共団体からの補助金受入
合計	1,017,500	

2. 支出の部

科目	予算額	備考
基金勘定へ繰入	1,000,000千円	
普通財産勘定へ繰入	17,500	
合計	1,017,500	

普通財産

1. 収入の部

科目	予算額	備考
債務保証事業収入	1,300千円	2.6億円 × $\frac{5}{1000}$ %
基本財産より繰入	17,500	
短期借入金	2,000	
合計	20,800	

2. 支出の部

勘定科目		予算額	前年度予算額	増減	備考
大科目	中科目				
		千円	千円	千円	
管理費		11,963	0	11,963	
	役員俸酬	3,250	0	3,250	役員1名
	給料手当	2,660	0	2,660	職員2名
	退職給与引当金繰入額	93	0	93	
	福利厚生費	400	0	400	
	会議費	300	0	300	

大科目	中科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
		千円	千円	千円	
	旅費交通費	3,760	0	3,760	
	通信運搬費	200	0	200	
	什器備品費	200	0	200	
	消耗品費	100	0	100	
	印刷製本費	300	0	300	
	光熱水料	100	0	100	
	賃借料	300	0	300	事務所借料
	負担金	300	0	300	
債務保証等事業費		2,450	0	2,450	
	保証料還付金	650	0	650	1,300千円×½
	業務委託費	1,000	0	1,000	
	審査委員会費等	800	0	800	
短期借入金返済		2,000	0	2,000	
予備費		4,387	0	4,387	
合計		20,800	0	20,800	

昭和55年度収支予算書

基本財産

1. 収入の部

科目	予算額	備考
	千円	千円
基金運用利息収入	70,000	1,000,000×7%
合計	70,000	

2. 支出の部

科目	予算額	備考
基金勘定へ繰入	31,000 千円	
普通財産勘定へ繰入	39,000	
合計	70,000	

普通財産

1. 収入の部

科目	予算額	備考
債務保証事業収入	8,440 千円	
基本財産より繰入	39,000	
合計	47,440	

2. 支出の部

勘定科目		予算額	前年度予算額	増減	備考
大科目	中科目				
		千円	千円	千円	
管理費		27,293	11,963	15,330	
	役員俸酬	7,800	3,250	4,550	役員1名
	給料手当	8,344	2,660	5,684	職員3名
	退職給与引当金繰入額	1,817	93	1,724	
	福利厚生費	902	400	502	
	会議費	400	300	100	
	旅費交通費	4,730	3,760	970	
	通信運搬費	300	200	100	
	什器備品費	100	200	△ 100	
	消耗品費	200	100	100	
	印刷製本費	300	300	0	
	光熱水料	200	100	100	
	賃借料	1,600	300	1,300	事務所借料
	負担金	600	300	300	
債務保証等事業費		19,820	2,450	17,370	
	保証料還付金	4,220	650	3,570	8440千円×1/2
	共販事業等交付事業	12,000	0	12,000	
	審査委員会費等	1,200	800	400	
	業務委託費	2,400	1,000	1,400	
短期借入金返済		0	2,000	△ 2,000	
予備費		327	4,387	△ 4,060	
合計		47,440	20,800	26,640	

財　　産　　目　　録

（昭和54年11月15日現在）

財団法人　全国真珠信用保証基金協会
設立発起人代表　　森　　正　男

1. 基本財産　　30,000,000円
1　資産の部　　30,000,000円

内訳は次のとおり

（単位：円）

摘　　要	種別，所在，数量等	金額又は新価格	備　　考
Ⅰ　資産の部			
1. 流動資産			
(1) 預　　金			
ア　普通預金	農林中央金庫	30,000,000	
Ⅱ　負債の部		0	
差引純財産		30,000,000	

但し，別紙農林中央金庫の残高証明書参照（注，別紙省略）

E　拠出金の損金取扱対策

真珠基金は財団法人として設立されたものであるので，税法上は非課税法人であるが，全真連等が払込む出捐金について税法上の損金取扱をうけるには，真珠基金が租税特別措置法施行令第39条の21第3項に基づく公益法人等として大蔵大臣の指定をうける必要があった。なお，この指定申請は真珠基金自体が行なうものであるため，設立認可前には申請が不能である。このため，真珠基金は設立認可と同時に大蔵省主税局税制一課に対し全真連と提携して折衝を開始した。

陳　　情　　書

かねて私共養殖真珠の生産者団体が要望してまいりました養殖真珠の販売金融円滑化のための債務保証機関設置につきましては，昨年11月財団法人全国真珠信用保証基金協会が農林水産大臣の設立許可を受けて発足をみるにいたりました。

ここに，水産庁ご当局を始め関係県その他関係機関のご支援，ご協力に対し深く感謝の意を表する次第であります。目下，本協会の基本財産造成のため，国の養殖真珠流通整備改善事業にもとずく関係県の本協会に対する基金造成補助金の交付手続きの取進めとあわせ，私共養殖真珠の生産者団体は基金拠出の準備を進めておりますが，基金拠出額に対する税法上の損金取扱いが未決定であるため，基金拠出計画に大変支障を来しております。

万一，税法上の損金取扱いが認められない場合は基本財産造成額は当初目標10億円を大巾に下廻ることとなり養殖真珠の浜揚価格安定に資するに足る債務保証機能発揮は困難であると考えます。

つきましては，事情ご賢察のうえ，本協会を租税特別措置法施行令第39条の21第３項にもとずく公益法人等に指定して頂き，私共生産者団体等の基金拠出額が全額損金算入の取扱いが認められますよう格別のご高配を賜りたく陳情申しあげます。

昭和５５年１月

全国真珠養殖漁業協同組合連合会
会長理事　森　　正　男

別途，水産庁も行政サイドから折衝を行なったが，時節がら財政再建を至上命令とする大蔵省の壁は厚く，昭和55年１月，主税局の回答は補助金と同額の216百万円を損金取扱の限度額とするものであった。

（大蔵省の回答根拠）

指定の要件は，「当該基金の相当部分が国又は地方公共団体により交付されているものであること」となっているが，相当部分とは過半のことであり，これを越えて適用実施した実績はないので，補助金216百万円と同額を限度に損金取扱いを認める。

なお，これに関連して有税出捐を平行して実施するなら，一切損金取扱の優遇をしない。

これでは，真珠基金の基金造成に支障があるのは勿論，基金構想の検討経過にてらし，有税拠出は問題が大きいところから，全真連では１月，役員が大挙上京して関係方面へ陳情活動を行なった。

大蔵省に対する要望・説明事項 ― 公益法人の
基金に係る負担金の損金算入取扱について

全真連　（５５.1.２６）

1. 租税特別措置法施行令第39条の21第３項第１号の規定のなかの「相当部分」とは過半であるとの解釈であるが，条文のうえで「過半」の表現をとらず「相当部分」としたのは，弾力的運用の余地があるものと考える。

……216百万円にのぼる多額の国・県補助をともなう本件事業においては，「相当部分」に該当

するものと考え，負担金の損金算入取扱を前提として債務保証機関設立問題を検討，会員組合を指導してきたところである。

以上の経緯をとくにご勘案願いたい。

2. 国の昭和55年度予算における養殖真珠流通整備改善事業費補助113百万円は，財団法人全国真珠信用保証基金協会の基金造成目標10億円を前提に算定されているものであり，関係県を始め加工流通業界においても基金目標10億円の認識が定着しているところである。また，保証業務による損失補塡能力のうえからみても10億円は最低必要額と考える。

（注）

(1) 全国真珠基金が調整保管真珠を代位弁済により買取りうる量は，400貫，全国生産量13,000貫の3％に過ぎない。

1,000百万円÷2,500円（匁あたり単価）＝400貫

(2) 調整保管真珠が10%値下りし，1年分の金利と販売差損を代位弁済するとすれば，10億円による対象数量は2,000 貫，生産量 13,000 貫の15％どまりである。

2,500円（匁あたり単価）×（値下り10％＋金利10％）
＝500円（匁あたり代弁額）

1,000百万円÷ 500円＝ 2,000貫

したがって，基金造成額が減少すれば上記保証能力はさらに低下し，全国真珠信用保証基金協会はその役割りを果しえないこととなる。

こうした全真連の陳情活動により，ようやく大蔵省主税局も理解を示し，2月に入り補助金の倍額まで損金取扱額を認める意向が示された。

それでもなお3分の1の2億円余が損金取扱の対象とならない問題があったが，申請から指定までの所要日数を勘案した場合，年度末までの払込にあまり余裕がなく，これ以上の遅延は許されないと判断，水産庁の了解をえて大蔵省申し出を了承した。

これをうけて真珠基金は大蔵大臣あて特定の基金に係る公益法人等の指定申請を行ない，3月7日付で主税局長から真珠基金あて指定通知があり，同日付で官報に大蔵省告示第14号が公告された。

蔵 税 第 96 号
昭和55年3月7日

財団法人　全国真珠信用保証基金協会
理事長　　森　　正　男　殿

大蔵省主税局長　　高　橋　　元

特定の基金に係る公益法人等の指定通知について

昭和55年2月27日付で申請のありました「特定の基金に対する負担金の必要経費又は損金算入の特例の適用を受ける公益法人等の申請」については，昭和55年3月7日付をもって指定の告示（大蔵省告示第14号）がありましたので通知します。

なお，この指定された基金に係る負担金として徴収できる限度額は43,296.8万円であり，また，負担金として徴収できる期間は，昭和55年3月1日から昭和55年3月31日までであります。

全真連では早速会員組合あてこの旨を通知し，組合名義出捐額の手続取運びを依頼した。

全真連第　51　号
昭和55年3月8日

（会員各組合）　　御中

全国真珠養殖漁業協同組合連合会

拝啓，早春の候益々御清祥の事とお慶び申し上げます。

さて，財団法人全国真珠信用保証基金協会が昨年11月農林水産大臣の設立許可を受けて発足したことは，ご高承のとおりでありますが，私共系統団体の基金拠出については，租税特別措置法にもとずく拠出金の損金取扱該当団体として同財団法人が大蔵大臣の指定を得るまで保留してまいりました。

ようやく昨7日付の官報に適用団体の告示があったので損金取扱承認限度額432百万円余を払込むことになりましたが，水産庁と協議の結果，特別手数料25%のうち5%相当額は全真連傘下各組合からの拠出金として払込むことになりました。

貴組合名義による拠出額は下記の通りでございますのでご了承願いますとともに同封送金承諾書を組合長印ご押印のうえ，折り返し当会あてご送付願います。　　敬　具

記

1. 貴組合名義基金拠出額　金　　円也。おって拠出金は当会が留保中の特別手数料から支出

し，送金事務は当会で一切代行致しますので御了承願います。

なお，本件の経理事務処理は後刻ご連絡致します。

以　上

送　金　承　諾　書

当組合は，財団法人全国真珠信用保証基金協会に対する当組合の拠出金に充てるため，貴会が留保中の特別手数料のなかから，当組合に代り財団法人全国真珠信用保証基金協会へ送金されることを承諾します。

昭和　　年　　月　　日

全国真珠養殖漁業協同組合連合会　御中

組　合　名

代表者氏名　　㊞

また全真連名儀の払込について理事会承認をえるため，3月14日理事会を開催し，315,732千円の範囲で無税出捐することを決定した。

全真連は会員組合の送金承諾書到着をまって，3月25日，会員23組合分とあわせ412,968千円を真珠基金へ送金した。なお，愛媛県漁連は直接20,000千円を真珠基金へ出捐したが，このうち6,741,603円は特別手数料を財源とするものであるので，全真連は3月25日，この額を同漁連へ払戻した。

財団法人全国真珠信用保証基金協会拠出金明細表

55. 3.25

拠出組合名	拠出金	備考
全国真珠養殖漁業協同組合連合会	312,758,877	
的矢地区真珠養殖漁業協同組合	1,580,334	
阿児町真珠養殖漁業協同組合	968,910	
神明真珠養殖漁業協同組合	2,206,554	
立神真珠養殖漁業協同組合	1,222,664	
波切真珠養殖漁業協同組合	257,705	
船越真珠養殖漁業協同組合	4,208,506	
片田真珠養殖漁業協同組合	1,141,843	

拠出組合名	拠出金	備考
布施田真珠養殖漁業協同組合	4,338,891	
和具真珠養殖漁業協同組合	8,008,357	
間崎真珠養殖漁業協同組合	2,559,756	
御座真珠養殖漁業協同組合	997,422	
三重県浜島町真珠養殖漁業協同組合	1,605,319	
宿浦真珠養殖漁業協同組合	99,531	
五ヶ所真珠養殖漁業協同組合	2,865,567	
南海真珠養殖漁業協同組合	3,207,626	
南島真珠養殖漁業協同組合	2,043,964	
全南島町真珠養殖漁業協同組合	721,204	
紀州真珠養殖漁業協同組合	2,251,749	
（三重県小計）	（40,285,902）	
愛媛県真珠養殖漁業協同組合	15,819,609	
対馬真珠養殖漁業協同組合	6,548,223	
長崎県真珠養殖漁業協同組合	25,389,286	
大分県真珠養殖漁業協同組合	8,742,646	
熊本県真珠養殖漁業協同組合	3,423,457	
全真連系統拠出計	412,968,000	
愛媛県漁連	20,000,000	特別手数料からの充当額 6,741,603,000 漁連の固有負担 13,258,397,000
合計	432,968,000	

F　県の基金造成補助金の交付

水産庁は真珠基金の設立認可の翌日（昭和54年11月28日），三重，愛媛，長崎，熊本，大分の5県に対し，「養殖真珠流通整備改善事業費補助金交付要綱及び実施要領」を通知するとともに国庫補助金の内示を行なった。

一方，全真連は前記補助金の財源となる利子補給積立金の返還を行なうため，55年2月15日，「養殖真珠調整保管事業に係る業務完了実績報告書」を前記5県に提出した。これをうけて5県は全真連に対し積立金（利子補給金）の返納を命じ，全真連は次のとおり返還し，これを財源として県は真珠基金に対し基金造成補助金を交付した。

全真連返納額	県　名	真珠基金への補助金
100,306　千円	三　重	100,304　千円
38,510	愛　媛	38,680
55,993	長　崎	55,992
5,741	熊　本	6,000
15,509	大　分	15,508
216,059	計	216,484

(注) ① 愛媛は別途，漁連が170千円を返納，熊本は補助金の最低額の都合から増額

(注) ② 利子助成金を交付した12県のうち，県内の真珠事業不振の7県（9,808千円）は真珠基金への基金造成補助金の予算化困難のため，実行予算は当初計画226百万円から216百万円と変更になったもの。

54－67

昭和54年12月5日

水産主務部長　殿

水産庁振興部長

養殖真珠流通整備改善事業の実施について

今般，財団法人全国真珠信用保証基金協会（以下「協会」という。）の設立が別添写しのとおり農林水産大臣より許可されたが，協会の実施する生産者団体による養殖真珠の共同販売事業に要する資金に係る債務の保証事業（以下「債務保証事業」という。）は，真珠及び真珠貝養殖経営の安定振興を図る上で必要不可欠な養殖真珠の生産者価格の安定を図る目的の事業であるので，貴県におかれては，協会の債務保証事業の運営に要する基本財産の造成に対し補助を行う養殖真珠流通整備改善事業費補助金の計上に対し，特段の御配慮をお願いしたい。

なお，昭和44年及び昭和45年の両年度に貴県が実施した養殖真珠流通対策事業に係る積立金については，今年度中に両年度の補助金額相当額が関係団体により返納されることになったので，念のため申し添える。

養殖真珠流通整備改善事業費補助金交付要綱

第1　農林水産大臣は，真珠養殖業の経営の安定振興を図るため，県が行う養殖真珠流通整備改善事

業に要する経費に対し，予算の範囲内において，県に補助金を交付するものとし，その交付に関しては，補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。），補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか，この要綱の定めるところによる。

第2　第1に規定する経費は，財団法人全国真珠信用保証基金協会の基本財産を造成することを条件として県が補助した経費とし，補助率は2分の1以内とする。

第3　適正化法第5条，適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定による申請書の様式は，別記様式第1号のとおりとし，その提出部数は正副2部とする。

第4　規則第2条の規定による申請書の提出の時期は，農林水産大臣が別に定める日までとする。

第5　県は，規則第3条第2号の規定により農林水産大臣の指示を求める場合には，補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

第6　規則第6条の実績報告書の様式は，別記様式第2号のとおりとする。

別記様式第1号（第3関係）

養殖真珠流通整備改善事業費補助金交付申請書

番　　号

年　　月　　日

農林水産大臣　　殿

県知事　　氏　　名　　㊞

昭和54年度において，下記のとおり養殖真珠流通整備改善事業を実施したいので，養殖真珠流通整備改善事業費補助金交付要綱により，補助金　　円の交付を申請する。

記

1　事業の目的

2　事業の内容及び経費の配分（又は実績）

事　業	総事業費	補助事業に要する（要した）経費	負担区分			備　考
			国庫補助金	県　費	その他	
養殖真珠流通整備改善事業	円	円	円	円	円	

3　事業完了予定年月日（又は事業完了年月日）

昭和　　年　　月　　日

4　収支予算（又は収支精算）

(1) 収入の部

区　　分	本年度予算額又は（本年度精算額）	前年度予算額又は（本年度予算額）	比較増減		備　　考
			増	減	
国庫補助金 自己負担金	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区　　分	本年度予算額又は（本年度精算額）	前年度予算額又は（本年度予算額）	比　　較		備　　考
			増	減	
養殖真珠流通整備改善事業	円	円	円	円	

5　添付書類

(1) 県の補助金等交付に関する規程又は要綱

(2) 財団法人全国真珠信用保証基金協会の寄附行為

別記様式第２号（第６関係）

養殖真珠流通整備改善事業実績報告書

番　　号

年　　月　　日

農林水産大臣　　殿

県知事　　氏　　名　　㊞

昭和　　年　　月　　日付け　　第　　号により補助金の交付決定の通知があった養殖真珠流通整備改善事業について，下記のとおり事業を実施したので，養殖真珠流通整備改善事業費補助

金交付要綱により，その実績を報告する。

なお，併せて精算額金　　円の交付を請求する。

記

（注）　記の記載要領は，別記様式第１号の記に準ずるものとする。ただし，添付書類については交付申請時以降変更のない場合は，省略することができる。

養殖真珠流通整備改善事業実施要領

第１　目　　的

この事業は，養殖真珠の生産者団体等が実施する養殖真珠の共同販売事業に要する資金（以下「共販資金」という。）に係る債務の保証の業務を行う財団法人全国真珠信用保証基金協会（以下「協会」という。）の基金の造成をすることを条件に県が補助を行う場合に，当該補助に必要な経費の一部について，国が助成を行うことにより，協会の基金造成の円滑化を図り，もって養殖真珠経営の安定的発展に資することを目的とする。

第２　基　　金

この要領において「基金」とは，共販資金等に係る保証債務の弁済に充てるための協会の基本財産であって，かつ，協会が保証債務の履行によって取得した求償権を消却する場合のほか，これを取り崩すことができない資産をいう。

第３　事業実施主体

この事業の実施主体は，県とする。

第４　事業の内容

この事業は，協会に対し，基金とすることを条件として県が行う補助とする。

第５　事業計画

県知事は，この事業を実施しようとするときは，水産庁長官が別に定める様式により事業計画を作成し，これを水産庁長官に提出して協議するものとする。

第６　国の助成

国は，予算の範囲内において，県に対し，この事業の実施に必要な経費につき，別に定めるところにより補助するものとする。

第７　国の指導及び監督

国は，この事業の実施につき，必要な助言，指導，勧告及び監督を行うものとする。

全真連　第47号
昭和55年 2月15日

三重・愛媛・長崎・
熊本・大分　県知事　殿

全国真珠養殖漁業協同組合連合会
会長　森　正男

養殖真珠調整保管事業に係る業務完了実績報告書

昭和44年度養殖真珠流通対策事業及び昭和45年度養殖真珠流通対策事業に係る調整保管真珠については，昭和54年10月1日をもって全量販売を完了し，今般積立金について下記金額の積み立てが完了しましたので，ご報告致します。

記

積立金

三重県	100,306,012
愛媛県	38,510,450
長崎県	55,993,343
熊本県	5,740,600
大分県	15,508,829
計	216,059,234

水振　第57号
昭和55年 3月24日

全国真珠養殖漁業協同組合連合会
会長　森　正男　殿

三重県知事　田川亮三

養殖真珠調整保管事業の終了に伴う積立金の返納について

昭和55年2月15日付け，全真連第47号で報告のあった，昭和44年度及び昭和45年度養殖真珠流通対策事業費補助金にかかる積立金について，県費補助金相当額金100,306,012円の，返納を命ずる。

G　基本財産

以上により真珠基金の昭和55年３月末基本財産は下記のとおりとなり，全真連の特別手数料656,495千円はこのうち419,710千円を54年度拠出金にあて，残額236,785千円余は翌55年度中に無税拠出の措置を講ずることとして仮受金に留保のまま次年度へ繰越した。

（単位：千円）

県　　名	補　助　金	特別手数料からの充当額	その他拠出金	計
三重（18組合）	100,304	40,286		140,590
愛媛（２組合）	38,680	22,561	（漁連特別拠出金） 13,258	74,499
長崎（２組合）	55,992	31,938		87,930
熊　　本	6,000	3,423		9,423
大　　分	15,508	8,743		24,251
全　真　連		312,759	（設立時寄付金） 30,000	342,759
計	216,484	419,710	43,258	679,452

資　　料

年　　表

年　月　日	主　な　出　来　ご　と
35年　12月　1日	全真連設立準備会（於東京）
36年　3月13日	全真連設立総会（於東京）
4月24日	第1回理事会（於伊勢）　36年度事業計画他，総会付議事項
4月26日	東京法務局日本橋出張所に設立の登記をした。
5月　1日	従たる事務所として三重支部を設置し全国真珠養殖漁業協同組合全職員を兼務とした。
5月20日	津地方法務局伊勢支局に従たる事務所設置の登記をした。
5月23日	第1回通常総会（於東京）
6月10日	第2回理事会（於伊勢）集荷販売について
6月23日	集荷販売委員会（於伊勢）集荷販売について
7月　5日	相談役会（於熱海）
7月16日 17日	集荷販売委員会（於伊勢）
7月29日 31日 8月　1日	長崎，鹿児島，熊本，共同販売説明会
8月19日	第3回理事会（於伊勢）全国漁協引継の件，集荷販売の件他 臨時総会（於伊勢）全国漁協引継の件，出資金，賦課金割当の件他
9月　2日	集荷販売委員会（於伊勢）今秋の集荷販売について
9月　6日	相談役会（於熱海）
9月11日	集荷販売委員会及評価委員会（於伊勢）
9月15日 ～22日	見本展示会（於会員組合）
9月26日	相談役会（於神戸）
9月28日	会員組合事務主任者会議（於伊勢）
10月　1日	全国真珠養殖漁業協同組合職員を本会職員として発令
10月19日	政策委員会（於伊勢）
11月　9日	相談役会（於熱海）

年　月　日	主　な　出　来　ご　と
36年　11月14日	第4回理事会（於伊勢）集荷販売取扱，漁業法改正，増資計画他
	常務役員会（於伊勢）増資計画，漁業法改正他
12月13日	監査会（於伊勢）
12月21日	常務会（於伊勢）農中手形割引枠増枠他
12月28日	常務会（於伊勢）　同上
37年　2月　3日	真珠漁民決起大会（於東京）漁業法改正にともなう
2月　8日	真珠漁民決起大会（於伊勢）　同上
2月21日	真珠漁民決起大会（於神戸）　同上
3月　2日	第5回理事会（於伊勢）漁業法対策，粗悪真珠の供出，来年度事業計画等
3月16日	会員組合事務主任者会議（於伊勢）
4月　9日	東京法務局日本橋出張所に於て「出資の総口数及び払込済出資総額変更」の登記をなす
4月30日	常務理事会（於伊勢）総会付議事項について
5月　1日	第1回理事会（於伊勢）　同　上
5月14日	監査会（於伊勢）
5月22日	第2回通常総会（於東京）
5月30日	常務理事会（於伊勢）
6月21日	定款一部変更農林大臣より認可（組合員増加にともない理事定数34名を37名に増員）
8月10日	常務理事会（於伊勢）集荷販売事業の具体策について
8月11日	第2回理事会（於伊勢）販売事業の具体策
8月21日 22日	水産庁常例検査（水産庁協同組合課高山事務官，金崎事務官）
8月30日	税務懇談会（於伊勢）
9月10日	全国真珠養殖漁業協同組合財産引継完了
9月19日	常務理事会（於伊勢）
	第3回理事会（於伊勢）
9月20日	販売委員会
10月16日	販売委員会
11月13日	監査会（於伊勢）

年　月　日	主　な　出　来　ご　と
37年　12月17日	第4回理事会，評価委員会（於伊勢）　37年度評価の基本方針について
38年　1月18日	常務理事会（於伊勢）
2月12日	真珠品評会の開催（於伊勢）
2月13日	三重県真珠養殖事業条令公布五周年記念大会開催（於伊勢）
2月14日	政策委員会（於伊勢）
2月19日	「真珠養殖事業の振興対策について」三重県知事に陳情書提出
3月12日	政策委員会（於伊勢）
3月15日	秩父宮妃殿下当会入札会を御視察
4月　1日	東京法務局日本橋出張所に於て「出資の総口数及び払込済出資総額変更」の登記をなす
4月14日 15日	常務理事会（於伊勢）　37年度全真連業務に関する反省事項，事業者協会員との懇談
4月16日	第1回理事会（於伊勢）指導事業，集荷販売事業について
4月17日	監査会（於伊勢）
5月12日	常務理事会（於伊勢）通常総会付議事項
5月13日	第2回理事会（於伊勢）通常総会付議事項
5月22日	第3回通常総会（於東京）
6月12日	常務理事会（於伊勢）集荷販売事業具体策他
6月24日	常務理事会（於伊勢）
7月　1日	常務理事会（於伊勢）集荷販売事業の具体策及び理事会付議事項について
7月　2日	第3回理事会（於伊勢）集荷販売事業の具体策，副会長・常務理事の選任
7月17日	販売委員会（於伊勢）一号品真珠の処理に関する件
7月25日	販売委員会（於伊勢）　　同　上
7月29日 30日	水産庁常例検査（水産業協同組合課高山事務官，山本事務官）
8月17日	定款一部変更農林大臣より認可（理事37名を33名に減員）
8月22日	常務理事会（於伊勢）漁業権切替申請，粗悪真珠の基準他
8月29日	東京法務局日本橋出張所に於て「事業変更」の登記をなす（教

年　月　日	主　な　出　来　ご　と
	育情報事業に技術関係の他経営関係を含める）
38年　9月20日	常務理事会（於伊勢）漁業権切替申請，粗悪真珠の基準他
9月21日	第4回理事会（於伊勢）　同　上
	販売委員会（於伊勢）粗悪真珠の基準他
10月17日	販売委員会（於伊勢）　38年度集荷見本について他
10月28日	販売委員会（於伊勢）　38年度集荷見本の価格決定について
11月　5日	常務理事会（於伊勢）5ミリ以下の共販対策，常例検査結果の回答他
11月12日	第5回理事会（於伊勢）5ミリ以下の共販対策他
11月16日	監査会（於伊勢）
12月24日	販売委員会（於伊勢）入札会買入限度額の増枠について
39年　2月　3日	貸付事務講習会（於伊勢）
2月10日	税務懇談会（於伊勢）税務対策について税務署係官との懇談会
2月20日	常務理事会（於伊勢）粗悪真珠対策他
	販売委員会（於伊勢）粗悪真珠対策他
3月27日	常務理事会（於伊勢）屑珠処理に関する件
4月　8日	東京法務局日本橋出張所に於て「出資の総口数及び払込済出資総額変更」の登記をなす。
4月13日	政策連絡委員会（於伊勢）健全な養殖事業発展について
4月14日	第1回理事会（於伊勢）　38年度反省と39年事業実施方針について
4月28日	監査会（於伊勢）
5月12日	常務理事会（於鳥羽国際ホテル）
	第2回理事会（於同上）
5月21日	第4回通常総会（於東京）
6月15日	通糸連規格証紙交付業務開始
7月　1日	常務理事会（於伊勢）共販運営に関する件
7月23日	販売委員会（於伊勢）　38年度集荷一号品処理に関する件
8月　6日	単協事務主任者会議開催（於伊勢）39年事業計画説明他
8月17日	定款一部変更の件農林大臣の認可あり（理事37を1地区1名にする事，監事4を3に変更）

年	月　日	主　な　出　来　ご　と
39年	8月28日	常務理事会（於伊勢）　39年度共販の具体策について他
	8月29日	第3回理事会（於伊勢）　　同　上
	9月　5日	三重地区常務理事会（於伊勢）厚巻浜揚珠集荷に関する件
	9月　8日	販売委員会（於熱海）同上及び一号品処分に関する件
	9月13日	販売委員会（於伊勢）　38年度一号品処分に関する件
	10月19日 20日	水産庁常例検査（於伊勢） 水産庁協同組合課山本事務官，真田事務官
	10月27日	販売委員会（於伊勢）　39年度集荷見本の設定並びに買上枠決定他
	11月26日	監査会（於伊勢）
	12月　4日	販売委員会（於伊勢）今年度評価見本設定他
40年	3月　4日	販売委員会（於伊勢）
	3月13日	常務理事会（於伊勢）常例検査の結果並びに39年度決算見込他
	3月13日	第4回理事会（於伊勢）　　同　上
	4月　5日	東京法務局日本橋出張所に於て「出資の総口数及び払込済出資総額変更」の登記をなす
	4月27日	監査会（於伊勢）
	5月10日	常務理事会（於鳥羽国際ホテル）総会付議事項 第1回理事会（於同上）総会付議事項 販売委員会（於同上）一号品販売に関する件
	5月21日	第5回通常総会（於東京）
	6月　3日	常務理事会（於伊勢）　40年度真珠販売対策について
	7月21日	常務理事会（於伊勢）全真連入札会の整理統合他
	7月26日	常務理事会（於伊勢）入札会の整理統合の件
	8月　7日	第2回理事会（於伊勢）入札会の整理統合，40年度集荷販売の取扱いについて
	8月29日	政策連絡委員会（於伊勢）真珠審議会の審議事項について
	9月　6日	神戸出張所を開設，事務を開始する
	9月11日	販売委員会（於伊勢）40年度販売方針に関する件
	9月27日	単協事務主任者会議（於伊勢）40年度集荷方針関連事項
	10月16日	常務理事会（於伊勢）本会共販施設の員外利用他

年	月　日	主　な　出　来　ご　と
40年	10月16日	第3回理事会（於伊勢）本会共販施設の員外利用他
	10月20日	常務理事会（於伊勢）40年度集荷販売について
	10月22日	真珠供養祭
	10月23日	販売委員会（於伊勢）入札会参加資格者の限度枠検討，集荷見本の作成
	10月24日 25日	水産庁常例検査（於伊勢）
	11月　8日	第4回理事会（於伊勢）一号品集荷見本について
	11月24日	監査会（於伊勢）
	12月14日	販売委員会（於伊勢）入札会参加資格者の限度枠に関する件
41年	1月19日	常務理事会（於伊勢）40年度の反省と41年度の事業方針について
	2月14日	常務理事会（於神戸）41年度の事業方針，販売手数料の引下げ
	3月16日	常務理事会（於神戸）40年度決算見込，41年度事業計画他
	3月17日	第5回理事会（於神戸）　同　上
	4月　7日	東京法務局日本橋出張所に於て「出資の総口数及び払込済出資総額の変更」の登記をなす
	5月12日	監査会（於伊勢）
	5月13日	常務理事会（於伊勢）総会付議事項について
		第1回理事会（於伊勢）総会付議事項について
		販売委員会（於伊勢）
	5月28日	第6回通常総会
	6月15日	創立5周年記念式典挙行（於伊勢）
	8月　9日	常務理事会（於神戸）共販取扱いについて
	8月11日	単協経理事務講習会（於伊勢）公庫借入金手続について
	9月12日	常務理事会（於伊勢）41年度共販取扱い他
		第2回理事会（於伊勢）　同　上
	9月13日	販売委員会（於伊勢）　同　上
	9月27日	単協事務主任者会議（於伊勢）
	10月　6日	事務主任者会議（於伊勢）41年度集荷方針及び販売規則
	10月21日	販売委員会（於伊勢）新年度サンプル決定の件

年　月　日	主　な　出　来　ご　と
41年　10月22日	真珠供養祭
10月23日	常務理事会（於神戸）母貝対策及び緊急販売対策について
10月28日	政策連絡委員会（於伊勢）真珠白書（生産関係）対策について
11月11日	監査会（於伊勢）
11月18日	常務理事会（於伊勢）サンプル設定について
12月12日	第3回理事会（於伊勢）真珠白書対策，一号品趣旨徹底，借入限度増額
12月12日	販売委員会（於伊勢）増枠その他の件
42年　1月25日	監事講習会（於伊勢）監査について
3月　7日	真珠国際会議開催され会長ほか出席（於日生会館）
3月14日	常務理事会（於神戸）昭和41年決算見込，理事定数変更他
3月15日	第4回理事会（於伊勢）　同　上
4月　6日	東京法務局日本橋出張所に於て「出資の総口数及び払込済出資総額の変更」の登記をなす
4月18日	常務理事会（於伊勢）真珠買取会社の増資引受，42年度事業計画案について
5月　2日	監査会（於伊勢）
5月12日	常務理事会（於伊勢）理事会付議事項（総会の件）
5月12日	理事会（於鳥羽）総会付議事項
5月26日	第7回通常総会（於東京）
6月24日	定款一部変更の申請を行い認可を受ける（理事33名を16名に）
6月27日	理事会（於伊勢）42～43年を通じての減産体制及びその監視制度の件と本年度の集荷販売方針について他
7月13日	計画生産，指導，集荷販売合同委員会（於神戸）43年度生産規制計画
7月14日	理事会（於神戸）生産規制計画及び秋の浜揚対策（調整保管）について他
	組合長会議（於神戸）　同　上
7月23日	理事会（於神戸）全量集荷及び各サイズの基本価格の検討
8月　7日	指導委員会（於神戸）42年度指導事業実施計画について
	事業者協会との懇談会（於神戸）7ミリを中心とする全真連の

年　月　日	主　な　出　来　ご　と
	評価格について他
42年　8月　7日	指導委員会（於神戸）42年度指導事業実施計画について
8月　8日	理事会（於神戸）秋の集荷販売対策について
8月　9日	集荷販売委員会（於神戸）
8月16日	集荷販売委員会（於東京）
8月24日	集荷販売委員会（於伊勢）
9月　7日	集荷販売委員会（於伊勢）42年度集荷販売方針決定の件他
	理事会（於伊勢）臨時総会付議事項他
9月　8日	計画生産，指導委員会（於伊勢）臨時総会付議事項他
	臨時総会（於伊勢）借入金最高限度の変更（150億円）役員の補充他
9月11日	集荷販売委員会（於伊勢）42年度集荷販売方針他
9月20日	単協事務主任者会議（於伊勢）42年度集荷販売方針と生産規制
9月30日	集荷販売委員会（於神戸）本年度の集荷販売方針について
10月　1日	理事会（於神戸）本年度の集荷販売方針について
10月　2日	42年度集荷販売方針説明会（於伊勢）
10月20日	計画生産委員会（於伊勢）43年度100日操業の問題
10月21日	集荷販売委員会（於伊勢）本集荷年度中に販売する7ミリ珠の販売
10月22日	真珠供養祭
10月27日	集荷販売委員会（於神戸）集荷販売方針の一部変更他
11月　5日	理事会（於神戸）集荷販売方針の変更について
11月14日	計画生産委員会（於伊勢）43年度真珠生産規制について他
11月14日	臨時総会（於伊勢）農中増資の件，特別理事補充の件
11月15日	計画生産委員会（於伊勢）43年度の生産計画の件
11月20日	監事会（於伊勢）
11月26日	集荷販売委員会（於神戸）
12月18日～20日	水産庁常例検査（於伊勢）
12月28日	集荷販売委員会（於伊勢）
43年　1月28日	計画生産委員会（於神戸）43年度100日挿核実施について

年	月　日	主　な　出　来　ご　と
43年	1月28日	理事会（於神戸）43年度生産実施に関する件他
	2月　8日	集荷販売委員会（於神戸）特別一号品の取扱いの件
	2月25日	集荷販売委員会（於神戸）一号品利息徴収について他
	3月　9日	三重県事務主任者会議（於伊勢）利子徴収の経理処理他
	3月13日	西日本事務主任者会議（於鹿児島）利子徴収の経理処理，販売指導事業の反省
	3月23日	理事会（於神戸）春母貝の建値取り決め，三真連問題他
	4月15日	東京法務局日本橋出張所に於て「出資の総口数及び払込済出資総額の変更」の登記をなす
		集荷販売委員会（於伊勢）集荷7ミリ珠の販売に関する件
	4月23日	理事会（於伊勢）42年度決算及び43年度事業計画と収支予算について
	5月13日	監査会（於伊勢）
	5月14日	組合長会議（於伊勢）通常総会付議事項について
	5月31日	理事会（於伊勢）双葉真珠倒産に関する件及び一号品利息徴収の件
	5月31日	第8回通常総会（於伊勢）
	6月　1日	計量単位一部改正（補助計量単位として「もんめ」が認められる）
	6月　9日	計画生産，指導，集荷販売合同委員会（於神戸）共販と生産規制並び指導事業について
	6月24日	臨時総会（於伊勢）役員補充選挙の件
		組合長会議（於伊勢）調整保管中の一号品処分の具体策，浜揚真珠集荷販売の具体策，明年以降の生産規制及び筏1台当り吊数設定
	7月　9日	農中真珠対策室と販売委員及び常勤役員との懇談会開催（於伊勢）
	7月21日	理事会（於伊勢）農中本所事務取扱移管に伴う新体制，秋の集荷販売対策，関係先に安定対策陳情の件（馬岡常務理事，専務理事に就任。高橋総務部長，参事に就任。）
	7月24日	田辺副会長辞任し，佐藤副会長就任。

年	月　日	主　な　出　来　ご　と
43年	7月25日	政府その他関係方面に真珠安定対策につき陳情
	8月　6日	集荷販売委員会（於伊勢）今秋の販売対策について
	8月16日	集荷販売委員会（於伊勢）43年度集荷標準見本作成
	8月17日～18日	理事会（於東京）今秋の集荷販売対策について，真珠産業の不況対策について関係方面に陳情
	8月21日	浜本専務理事，東京本部勤務となる
	9月14日	理事会（於神戸）今秋の集荷販売方針，船越浦入会申込の件 組合長会議（於神戸）今秋の浜揚対策他
	9月20日	単協事務主任者会議（於伊勢）今秋の集荷販売の取扱いについて
	9月26日	集荷販売委員会（於伊勢）入札会規則と共同販売実施要領，サンプル設定他
	9月27日	組合長会議（於神戸）　　同　上
	10月　1日	参議院議員農林水産常任委員一行視察
	10月11日	九州地区真珠業者全員協議会（於福岡市）本年度の集荷販売方針他
	10月16日	衆議院議員農林水産常任委員一行視察
	10月22日	賢島に於て真珠供養祭開催
	10月23日	理事会（於伊勢）臨時総会付議事項，会長選任 臨時総会（於伊勢）定款一部変更の件（会長1名，副会長3名を2名，専務理事2名を3名）理事の補充選挙
	11月　6日	監事会（於伊勢）
	11月30日	組合長会議（於神戸）集荷販売，44年度挿核作業，利子徴収の件等
	12月　7日	理事会（於東京）集荷販売の件
	12月18日	集荷販売委員会（於神戸）集荷販売に関する件
	12月20日	浜揚真珠調整保管促進協議会開催（於福岡）九州，山口ブロック
44年	1月10日	組合長会議（於伊勢）調整保管出荷割当完遂について
	2月17日	理事会（於神戸）振興会を頂点とする業界諸団体の動向，基金協会設立，43年度調整保管真珠の集荷見込及び放出予定価格に

年　月　日	主　な　出　来　ご　と
	ついて
44年　2月28日	組合長会議（於神戸）基金協会設立中止の件
3月12日	集荷販売委員会（於伊勢）42，43年一号品の販売方針について
4月　2日	東京法務局日本橋出張所に於て「出資の総口数及び払込済出資総額の変更」の登記をなす
4月　3日	西日本事務主任者会議（於福岡）43年度指導事業，集荷販売施策の反省，44年度事業計画策定方針
4月10日	販売委員会（於神戸）調整保管真珠の販売方針について
4月23日	監査会（於伊勢）
4月24日	理事会（於伊勢）通常総会付議事項
5月　7日	組合長会議（於伊勢）通常総会付議事項
5月19日	第9回通常総会（於神戸） 御木本会長辞任し西村会長就任
6月17日	理事会（於神戸）業務委員会規則改正及び再編成，部門別問題点の検討，御木本会長退職慰労金贈呈の件
6月27日	集荷販売委員会，調整保管真珠処理委員会（於伊勢）今秋の集荷販売方針について，調整保管真珠の販売方針について
6月28日	計画生産委員会，指導委員会（於伊勢）44年度生産実態調査について，調整法の実施対策，指導事業の実施計画
6月29日	固定化債権処理委員会（於伊勢）固定化債権の現状並び処理状況について
7月12日	調整保管7ミリ珠の下見会並に集荷販売方針について買手懇談会開催（於伊勢）
7月13日	集荷販売委員会，調整保管真珠処理委員会（於伊勢）
7月23日	真珠生産実態調査打合会開催（於伊勢）
7月29日	西日本単協事務主任者会議開催（於福岡市）生産実態調査，暫定措置法，44年度集荷販売方針
8月　2日	集荷販売委員会（於伊勢）今秋の集荷販売方針について
8月　3日	理事会（於伊勢）　同　上
9月　1日	集荷販売委員会（於神戸）調整保管真珠の処理及び今秋の集荷

年　月　日	主　な　出　来　ご　と
	販売方針について
44年　9月　2日	理事会（於神戸）集荷販売方針及び調整保管真珠について
	組合長会議（於神戸）　同　上
9月　3日	集荷販売方針について買手に対する説明会開催（於伊勢）
9月22日	単協事務主任者会議開催　44年度集荷販売方針
9月23日	単協事務主任者会議開催　基準業務報告書様式と基準勘定科目の改正について
	三重地区真珠価格確立総決起大会開催
	（三真連主催，当会後援，於伊勢）
10月12日	組合長会議（於伊勢）全真連秋の共販体制推進方策，価格アップ体制について
10月22日	賢島に於て真珠供養祭開催
11月　1日	支部に財務整備室を設置
11月　8日	監事会（於伊勢）上半期決算
12月18日	指導委員会，計画生産委員会（於神戸）真珠生産原価について，真珠養殖等調整暫定措置法について
	真珠養殖等調整暫定措置法公布
45年　1月21日	理事会（於伊勢）調整保管珠の45年度の払出し，臨時調整法の施行について
1月21日	販売委員会（於伊勢）
2月25日	集荷販売委員会（於神戸）入札会継続の是非について
3月11日	三重県組合長会議（於伊勢）調整保管真珠の利息について
3月25日	理事会（於伊勢）44年度決算見込と45年度事業計画の基本方針について
5月10日	監事会（於伊勢）
5月11日	理事会（於伊勢）総会付議事項
5月12日	組合長会議（於伊勢）総会付議事項
5月26日	第10回通常総会（於東京）
6月10日	合同委員会（於伊勢）販売固定化債権合同委員による
6月11日	合同委員会（於伊勢）本会整備改善，固定化債権処理，44年度共販事業の反省，45年共販方針等

年	月　日	主　な　出　来　ご　と
45年	7月　4日	販売委員会（於伊勢）秋の集荷販売対策について
	7月　5日	販売委員会（於伊勢）　同　上
	7月14日	固定化債権委員会（於伊勢）固定化債権の処理問題
	7月15日	理事会（於伊勢）秋の集荷販売方針の樹立について他
	7月21日	販売委員会（於東京）今秋の集荷販売方針について
	7月22日	単協事務主任者会議開催（於伊勢）真珠漁協経理について
	8月18日	担当官会議（於伊勢）
	8月19日	販売委員会（於伊勢）今秋の集荷販売方針について
	8月24日	買手懇談会（於神戸）今秋の集荷販売方針について
	8月29日	理事会（於神戸）今秋の販売対策他
	8月29日	組合長会議（於神戸）今秋の販売対策について
	9月10日	理事会（於神戸）調整保管株の自家テスト加工，販売施策の具体的つめ
	9月22日	事務主任者会議（於伊勢）調整組合事務の件，本年度の集荷販売方針について
	9月25日	三重県真珠生産者総決起大会開催　不況克服
	9月28日	買手懇談会（於神戸）
	10月　1日	テスト加工開始
	10月　5日	44年度一号品処理対策会議（於伊勢）
	10月　9日	九州真珠生産者総決起大会（於長崎）不況克服
	10月17日	監事会（於伊勢）
	10月19日	販売委員会（於伊勢）45年度販売規則他
	10月19日	買手懇談会（於伊勢）45年度販売規則の説明
	10月21日	販売委員会（於伊勢）45年度集荷販売規則の最終決定，45年度買手枠の決定
	10月22日	賢島に於て真珠供養祭開催
	10月29日	理事会（於神戸）浜揚価格の向上をはかるための意見交換
	11月　4日	利子補給等関係方面に陳情
	11月16日	幹部会（於伊勢）明年度の挿核中止及び本年度下級真珠の廃棄，需要換起の具体策（対策委員の人選）
	11月18日	組合長会議（於伊勢）　同　上

年　　月　　日	主　な　出　来　ご　と
45年　12月17日	理事会（於神戸）46年度挿核日数，全真連の収支見通し
46年　1月11日	販売委員会（於伊勢）特別販売枠，44年度一号品の処分他
1月19日	理事会（於神戸）46年度収支見通しと対策，固定化債権の処理他
1月27日	幹部会（於神戸）
2月　8日	幹部会（於伊勢）当会再建整備等検討
2月19日	幹部会（於伊勢）本会運営の基本方針
2月24日	理事会（於神戸）46年度の収支見通しとその対策
3月24日	組合長会議（於伊勢）西村会長辞意表明に伴う今後の対処方，45年度決算見込み他，調整保管関係事項
3月24日	臨時総会（於伊勢）調整保管真珠の処理他，西村会長辞任し佐藤会長就任
3月27日	三重県組合長議会（於伊勢）
3月31日	神戸出張所廃止
4月19日	調整保管会議（於伊勢）
4月27日	理事会（於伊勢）45年度決算並びに46年度予算について
5月　7日	幹部会（於伊勢）
5月10日〜11日	監査会（於伊勢）
5月11日	理事会（於伊勢）通常総会付議事項，本会再建整備の件
5月12日	組合長会議（於伊勢）通常総会付議事項，本会再建整備の件他
5月18日	第11回通常総会（於伊勢）
6月　1日〜3日	幹部会（於伊勢）今秋の集荷販売方針，調整保管珠の販売処理，本年度より賦課金徴収の確乎たる基礎の確立 政府自民党に対する要望事項
6月　4日	真珠不況打開対策打合せ会（於湯の山）
6月10日	販売委員会（於伊勢）
6月11日	真珠不況打開対策会議（於津）
6月23日	理事会（於神戸）秋の集荷販売対策，下級真珠の有償廃棄，最低3割アップを実施するための諸方策
6月24日	西日本組合長会議（於神戸）　同　上

年	月　日	主　な　出　来　ご　と
46年	6月25日	三重地区組合長会議（於伊勢）　同　上
	7月20日	幹部会（於伊勢）
	8月　8日	理事会（於神戸）秋の集荷対策，下級真珠の有償買上廃棄，本会の再建整備，試験加工の経過他
	8月16日	46年度試験研究機関連絡会議（於伊勢）
	8月17日 18日	出荷奨励金に関する陳情
	9月　8日	理事会（於神戸）ドルショックの今後と秋の浜揚対策，下級真珠の廃棄にかかる国・県の助成問題等
	9月27日	調整事業補助金に関する会計検査（於東京）
	10月13日	理事会（於伊勢）今年の集荷販売，下級真珠の対策他
	10月14日	全国組合長会議（於伊勢）　同　上 事務主任者会議（於伊勢）
	10月15日	買手懇談会（於神戸）
	10月22日	真珠供養祭（於賢島）
	11月24日	県研究機関会議
	12月　8日	理事会（於伊勢）示談・入札会のあり方，ドルショック融資の具体案，調整保管真珠の今後の見通しと対策，母貝対策
47年	2月24日	理事会（於神戸）46年度収支の見通しについて，本会共販のあり方他
	4月10日	理事会（於神戸）46年度決算状況並びに47年度収支計画の策定
	5月15日	監査会（於伊勢）
		理事会（於伊勢）総会付議事項他
	5月16日	第12回通常総会（於伊勢）
	7月19日	定款一部変更　模範定款例の改正による
	7月26日	臨時総会（於伊勢）役員改選について
	7月27日	理事会（於伊勢）
	8月24日	漁業権懇談会
	8月29日	理事会（於神戸）秋の共販について他
	9月　8日	買手懇談会（於神戸）
	9月　9日	真珠対策協議会（於津）

年	月　日	主　な　出　来　ご　と
47年	9月16日	県主催養殖者大会（於和具）
	10月19日	母貝需給調整協議会
	10月22日	真珠供養祭（於賢島）
	10月24日	評価会
	10月26日	理事会（於伊勢）漁業権問題及び系統出荷奨励金について
	11月　8日	試験研究機関の打合せ
	11月21日 ～22日	水産庁主催全国真珠担当官会議
	12月　7日	理事会（於神戸）漁業権問題及び本会共同販売体制の見通しについて
48年	1月　8日	理事会（於神戸）調整保管真珠の処理対策について
	1月　9日 ～10日	監査会（於伊勢）
	3月　8日 9日	理事会（於宝塚）47年度決算見通し及び48年度事業計画策定について，調整保管珠の処理対策について
	4月25日	理事会（於神戸）総会提出議案について他
	4月26日 27日	監査会（於伊勢）
	5月10日	第13回通常総会（於伊勢）
	5月26日	調保珠処理対策委員会
	6月　4日	理事会（於伊勢）調整保管真珠の処理対策について
	6月12日 ～13日	真珠母貝需給対策協議会（於湯の山）
	6月26日	西日本ブロック会議（於別府）調整保管真珠の放出について
	6月30日 ～7月　3日	水産庁常例検査（於伊勢）
	7月11日	理事会（於神戸）調整保管珠の処理対策
	8月24日	事務主任者会議（於伊勢）調整保管真珠の経理について 稚貝需給協議会（於津）
	8月25日	評価会（於伊勢）調整保管真珠
	8月28日	理事会（於伊勢）調整保管真珠処理対策及び秋の浜揚対策について
	9月19日	試験研究機関打合会（於伊勢）

年	月　日	主　な　出　来　ご　と
48年	9月28日	理事会（於宇和島）秋の浜揚対策について
	10月21日	真珠供養祭（於賢島）
	10月25日	理事会（於神戸）調整保管真珠の処理対策
	10月26日	買手懇談会（於神戸）
	10月29日	評価会（於伊勢）
	11月13日 ～15日	真珠養殖技術研究会（於賢島）人工採苗の現状と問題点他
	11月27日 ～28日	真珠養殖関係府県担当者会議（於別府）
49年	1月11日	理事会（於松山）今後の集荷販売及び調保珠放出について
	1月25日	理事会（於神戸）浜揚価格からみた今後の対策
	2月15日 16日	監査会（於伊勢）
	3月25日	特別委員会（於伊勢）調整保管真珠の処理対策
		監査会（於伊勢）
	3月26日	理事会（於伊勢）48年度決算見通し及び49年事業計画策定，調整保管真珠の処理対策
	4月　2日	買手懇談会（於神戸）
	5月　9日	理事会（於伊勢）総会附議事項
		監査会（於伊勢）
	5月10日	第14回通常総会（於伊勢）
	6月14日	理事会（於神戸）調整保管真珠処理対策について
	6月24日	評価会（於伊勢）調整保管珠
	7月15日	理事会（於伊勢）調整保管珠処理対策他
	7月16日	評価会（於伊勢）調整保管珠
	8月21日	評価会（於伊勢）　同　上
	9月　2日 3日	事務主任者会議（於伊勢）調整保管真珠の事務処理について他
	9月11日	理事会（於神戸）秋の浜揚対策について他
	9月25日	買手懇談会（於神戸）
	9月26日	理事会（於神戸）秋の浜揚対策他

年	月　日	主　な　出　来　ご　と
49年	10月25日	真珠供養祭（於賢島）
	10月28日	組合長会議（於神戸）浜揚価格の向上について意志統一，スソ珠の自主的カット
	11月　2日	評価会（於伊勢）
	11月　8日 9日	真珠養殖関係府県担当者会議（於熊本）
	11月14日	真珠審議会（於津）
	11月18日	組合長会議（於神戸）浜揚価格にかかる諸対策について
	11月28日	真珠審議会（於津）
	12月16日	7ミリ真珠対策協議会（於神戸）
	12月27日	研究機関との業務連絡協議会（於賢島）
50年	2月26日	真珠養殖経営及び養殖技術講習会（於和具）
	3月　3日 4日	監査会（於伊勢）
	3月　5日	理事会（於伊勢）調整保管真珠の4月以降の処理対策，49年度決算見通しと来年度の収支計画他
	4月10日	真珠貝へい死問題シンポジウム（於東京）
	4月14日	評価会（於伊勢）調整保管真珠
	4月15日	理事会（於伊勢）調整保管真珠の処理対策他
	5月12日	監査会（於伊勢）
	5月26日	理事会（於伊勢）総会付議事項について
	5月27日	第15回通常総会（於伊勢）
	6月19日	評価会（於伊勢）調整保管真珠
	6月20日	理事会（於伊勢）調整保管真珠の処理対策他
	7月10日 ～12日	水産庁常例検査（於伊勢）
	7月14日	へい死対策合同委員会（於伊勢）組合要望事項にもとづくへい死対策計画について
	7月14日	評価会（於伊勢）
	7月30日	へい死対策委員会（於伊勢）へい死対策計画他
	7月31日	評価会（於伊勢）
	8月24日	佐藤会長死去

年	月　日	主　な　出　来　ご　と
50年	8月30日	故佐藤会長葬儀（佐藤養殖場との合同葬）
	9月30日	西日本地区真珠担当者会議（於長崎）
	10月　6日	理事会（於伊勢）秋の浜揚対策他
	10月13日	浜揚対策協議会（於神戸）
	11月　5日	臨時総会（於伊勢）定款変更（副会長1名を2名とする）及び役員の補欠選挙　森会長就任
	11月12日	理事会（於神戸）50年度取引枠設定について
51年	2月　2日	理事会（於神戸）本年度の共販状況，調保珠の4月以降の取扱方針，その他
	2月23日〜24日	監査会（於伊勢）
	4月　1日	監査会（於伊勢）
	4月　2日	理事会（於伊勢）50年度決算見通し及び本年度収支計画の策定について
	4月26日	へい死対策専門委員会（於長崎）50年度活動状況並びに51年度運動計画
	5月17日	理事会（於伊勢）総会付議事項について 監査会（於伊勢）
	5月18日	第16回通常総会（於伊勢）創立15周年記念，優良組合表彰，水産庁長官賞立神・愛媛，会長賞長崎・五ヶ所・神明・対馬
	5月31日	評価会（於伊勢）調整保管珠
	6月24日	評価会（於伊勢）　同　上
	6月25日〜26日	理事会（於伊勢）調整保管真珠の処理と今後の方針，51年度出荷並びに賦課金の割当
	9月17日	西日本地区事務主任者会議（於熊本）
	10月　4日	理事会（於伊勢）秋の浜揚対策及び調整保管珠の今後について
	10月18日	浜揚懇談会（於神戸）
	10月21日	県真珠審議会（於津）
	11月16日	評価会（於伊勢）
	11月18日〜19日	真珠養殖関係県担当者会議（於賢島）

年	月　日	主　な　出　来　ご　と
52年	1月18日 19日	監査会（於伊勢）
	2月　2日	真珠養殖経営及び養殖技術講習会（於神明）
	2月18日	理事会（於伊勢）調整保管珠処理の基本対策他
	3月　2日	第1回真珠品評会（於伊勢）
	4月13日	理事会（於伊勢）総会上程議案，調整保管珠処理対策
	5月12日 13日	浜揚懇話会（於神戸）
	5月23日	監査会（於伊勢） 評価会（於伊勢）調整保管真珠
	5月24日	理事会（於伊勢）総会上程議案及び調整保管真珠処理方針
	5月25日	第17回通常総会（於伊勢）
	6月28日	評価会（於伊勢）調整保管真珠
	7月20日	へい死対策合同委員会（於宇和島）へい死対策の経過と今後の問題，合成洗剤追放運動
	8月　4日 5日	理事会（於神戸）調整保管真珠処理対策他
	9月20日	西日本地区事務主任者会議（於宇和島）
	10月　5日	真円真珠発明70周年記念式典（於伊勢）
	11月　5日	理事会（於神戸）調整保管真珠の処理状況及び販売対策他
	11月　7日 ～9日	真珠養殖関係府県担当者会議（於長崎）
	11月14日	評価会（於伊勢）
	11月26日	組合長会議（於伊勢）
	11月27日	西日本地区役員会（於福岡）
	12月　7日	理事会（於神戸）調整保管事業にかかる仮配分の件，定款変更（理事定数の変更）臨時総会召集の件
	12月15日	組合長会議（於伊勢）
	12月19日	臨時総会（於伊勢）調整保管事業にかかる販売益の配分について（販売益の25％を将来のため保留する），定款一部変更（理事2名増員）
53年	1月27日	理事会（於神戸）本年度共販の状況，常例検査の結果他

年	月　日	主　な　出　来　ご　と
53年	2月　3日	第2回真珠品評会（於伊勢）
	2月14日	真珠審議会（於東京）
	2月14日 15日	監査会（於伊勢）
	2月21日	真珠養殖経営及び養殖技術講習会（於和具）
	3月25日 26日	理事会（於神戸）安定基金構想，52年度決算見通し及び53年度収支計画について，その他
	4月13日	基金対策委員会（於東京）
	4月18日	第1回専門委員会（於東京）
	4月24日	第2回専門委員会（於東京）
	5月　1日	監査会（於伊勢）
	5月　2日	基金対策委員会（於神戸）
		理事会（於神戸）総会上程議案について
	5月　8日	浜揚懇話会（於京都）
	5月22日	理事会（於伊勢）総会付議事項他
	5月23日	第18回通常総会（於伊勢）
	6月15日	理事会（於伊勢）基金協会構想の進捗状況他
	8月　1日	西日本地区共販協議会（於対馬）
	9月　6日	理事会（於伊勢）基金対策及び秋の浜揚対策について
	9月28日	基金対策委員会（於神戸）
	10月　4日	西日本地区共販協議会（於松山）
	10月12日 13日	真珠養殖関係県担当者会議（於熊本）
	10月20日	理事会（於伊勢）販売対策及び財団法人問題について
	11月13日	全国販売協議会（於神戸）
	11月21日	評価会（於伊勢）
	12月　6日	評価会（於伊勢）
	12月20日	三重県組合長会議（於伊勢）基金対策について
54年	1月12日	理事会（於神戸）基金問題他
	1月30日 31日	監査会（於伊勢）
	2月　6日	真珠審議会（於東京）

年	月　日	主　な　出　来　ご　と
54年	2月15日	第3回真珠品評会（於伊勢）
	2月20日	真珠養殖経営及び養殖技術講習会（於阿児町）
	3月12日	基金対策委員会（於神戸）
	4月18日	理事会（於伊勢）53年度決算関係，54年度事業計画書，総会の付議事項について
	5月　4日	書面理事会　理事補欠選挙について
	5月22日 23日	監査会（於伊勢）
	5月23日	理事会（於伊勢）53年度決算の監査報告，理事補欠選挙他
	5月24日	第19回通常総会（於伊勢）
	5月31日	評価会（於伊勢）調整保管真珠
	6月12日	真珠振興議員連盟設立総会（於東京）
	6月30日	理事会（於神戸）財団法人の設立促進対策，役員報酬決定，その他
	9月20日 21日	事務主任者会議（於伊勢）
	10月　2日	理事会（於神戸）調整保管真珠，基金対策，その他
	10月14日	西日本地区真珠共販協議会（於長崎）
	10月　6日 7日	真珠養殖関係府県担当者会議（於松山）
	11月16日	評価会（於伊勢）
	11月17日	財団法人全国真珠信用保証基金協会設立発起人会（於東京）
	11月18日	評価会（於宇和島）
	11月19日	理事会（於宇和島）販売対策，基金協会への出捐，ＰＲ経費分担，脱会6組合承認他
	12月19日	真珠養殖主要県担当者会議（於東京）
55年	1月30日 31日	監査会（於伊勢）
	2月　5日	真珠審議会（於東京）
	2月15日	第4回真珠品評会予備審査会（於伊勢）
	3月14日	理事会（於神戸）基金協会への出捐，54年度決算見通し及び55年度予算の骨格，その他

年	月　日	主　な　出　来　ご　と
55年	3月19日	真珠品評会及び表彰式（於東京）
	4月25日	理事会（於伊勢）総会上程議案，その他
	4月26日	監査会（於伊勢）
	5月23日	理事会（於伊勢）総会付議事項，その他
	5月24日	第20回通常総会（於伊勢）
	10月　2日	理事会（於神戸）本年度の販売対策及び関係市町村に対する寄附について他
	10月　3日	浜揚懇話会（於神戸）浜揚を前に流通業界との意見交換
	10月17日	西日本地区共販協議会（於熊本）本年度の販売対策について
	11月　3日	森会長藍綬褒章受章
	11月14日	理事会（於神戸）入札会指定業者の与信限度，真珠基金に対する債務保証委託，創立20周年記念行事他
	11月24日	サンプル会（於長崎）

会員及び出資金の推移（1）

（単位：千円）　S 56. 3. 31.

組合名	35年度	36年度	37年度	内全国漁業より継承	38年度	39年度	40年度	41年度	42年度	43年度	44年度		54年度	56. 3. 31現在
鳥羽		150	700	650	200	350	200					……	(−) 1,600	0
的矢地区		150	1,850	1,800	200	100						……		2,300
的矢湾	(150)	(150)	300	150	100	50	100	100				……	(−) 650	0
鵜方	(150)	150	800	750	100	300	150	50			(−) 1,550	……		0
鵜方相生		150	1,200	1,200	350	50	250				(−) 2,000	……		0
御浜		(150)	100	100		(−) 100						……		0
阿児町											3,550	……		3,550
神明	(200)	200	6,700	6,650	1,250	350	50					……		8,550
立神		200	5,500	5,450	1,600	300	100					……		7,150
					(−) 550									
波切			600	600	600	450	250					……		1,900
船越		200	7,350	7,100	1,300	400						……		9,250
南志摩	(150)	150	150		450							……		0
					(−) 750									
片田	(200)	200	7,800	7,800	1,250							……		9,250
布施田	(250)	250	9,300	9,200	1,200	500	200					……		11,450
和具		200	5,150	4,950	800	350	750					……		7,250
間崎	(200)	200	4,000	4,000	300	900	600					……		6,000
越賀	(200)	200	3,350	3,150	1,100	200						……		4,850
御座		200	1,250	1,250	50	300	200	100				……		2,100
三重県浜島町		150	3,250	3,150	1,050	1,400	400			(−) 6,100	3,650	……		5,950
										2,150				
英虞湾	(150)	150										……		0
		(−) 150												
宿浦		150	50		400	250	100					……		950
五ケ所		200	2,500	2,500	1,450	150	400					……		4,650
			(−) 50											
船越浦										150		……	(−) 150	0
南海	(200)	200	2,900	2,350	200	150						……		3,450
南島	(150)	150	400	400	300	350	200					……		1,400
全南島町			450	300	150	200		100				……		900
紀州	(200)	200	2,800	2,750	450	200						……		3,650
（小計）	0	3,650	68,400	66,250	13,550	7,200	3,950	350	0	(−) 3,800	3,650		(−) 2,400	94,550
	(2,200)	(300)												

会員及び出資金の推移（2）

組合名	35年度	36年度	37年度	内全国漁協より継承	38年度	39年度
和歌山県	（350）	350	50		600	250
福井県						
岡山県					600	350
山口県						
浦之内	（200）	（200）				
愛媛県	450		9,450	9,200	4,350	2,250
佐賀県	（150）	150			1,000	400
対馬		150	1,950	1,950	1,200	1,000
長崎県	（450）	450	3,950	3,750	5,600	2,750
大分県						
熊本県						
鹿児島県	（150）	150				
全国漁協	（5,000）	5,000	(−) 5,000			
（小計）	450	6,250	10,400	14,900	13,350	7,000
	（6,300）	（200）				
（合計）	450	9,900	78,800	81,150	26,900	14,200
	（8,500）	500				
出資金残高	8,950	10,850	89,150		116,050	130,250
加入	19	11	2		1	
脱退			2		1	1
会員数	19	30	30		30	29

40年度	41年度	42年度	43年度	44年度		54年度	56.3.31現在
	200	100	200		……		1,750
	150				……		150
					……	(−) 950	0
	150				……		150
		150			……	(−) 150	0
1,200			300		……	3,900	21,500
			(−) 400				
750					……	(−) 2,300	0
550					……		4,850
5,200		350			……		18,300
150					……		150
150					……		150
	150	100			……	(−) 400	0
					……		0
8,000	650	700	100	0	……	100	47,000
11,950	1,000	700	(−) 3,700	3,650		(−) 2,300	141,550
142,200	143,200	143,900	140,200	143,850		141,550	141,550
2	2	1	1	1			
				2		7	
31	33	34	35	34		27	27

(注) イ．（　）内金額は未払込出資金

ロ．36年度において浜島地区合併に伴い英虞湾組合から三重県浜島町組合となる。

ハ．浦之内組合は37年度に加入申込を取下げ

ニ．御浜組合の未払込出資金150千円が37年度において払込出資金100千円となっているのは，50千円減額したため。

ホ．44年度において鵜方組合と鵜方相生組合が合併し阿児町組合となる。

年度別貸借対照表

資産の部 ①

（単位・円）

科目	金額					
	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度	41年度
現金	1,400,749	3,230,075	1,714,956	68,811	598,971	673,788
当座預金	8,603,553	2,951,822	1,263,927	16,076,775	15,653,396	20,714,530
普通預金	1,207,528	41,987,728	8,981,474	25,330,064	30,869,927	44,477,391
通知預金	—	—	—	—	—	—
定期預金	—	11,891,750	6,758,000	14,902,000	15,906,000	17,416,000
別段預金	—	30,000,000	1,564,000	4,370,528	3,491,158	4,471,855
有価証券	23,901,000	40,731,000	48,691,000	51,300,000	92,020,000	112,630,000
受取手形	494,818,774	1,680,762,475	1,325,668,628	2,269,118,672	2,327,764,980	2,295,975,630
販売仮渡金	88,636,000	629,000,380	239,101,930	214,249,000	174,613,240	528,065,269
販売未収金	173,250	736,010	1,380,594	—	—	—
貸倒引当金(-)	—	(-) 6,000,000	(-) 10,000,000	(-) 21,000,000	(-) 24,500,000	(-) 28,600,000
債権償却特別勘定(-)	—	—	—	—	—	—
未収賦課金	2,972,752	1,134,158	1,336,720	712,495	251,682	—
未収収益	53,982	2,371,542	3,127,891	4,389,404	452,488	3,819,435
前払費用	4,980,889	19,569,494	11,227,299	19,528,144	18,583,071	22,180,331
立替払	—	—	—	—	—	—
仮払金	20,000	11,500	710,000	1,334,400	59,925	689,730
借入金償還充当仮払金	—	—	—	—	—	—
クズ玉供出報奨仮払金	—	—	4,303,190	7,000,000	7,000,000	7,000,000
見本真珠	—	—	4,842,350	4,058,110	2,770,840	3,449,700
貯蔵品	—	—	253,670	222,845	2,671,940	2,454,558
建物	—	36,980,400	37,113,350	37,285,445	37,883,800	37,883,800
構築物	—	—	—	—	—	—
機械装置	247,000	6,099,354	15,131,364	15,465,464	15,465,464	15,465,464
備品	374,300	8,720,822	3,507,350	3,643,920	4,096,302	4,489,802
土地	—	26,031,530	26,031,530	23,730,320	23,730,320	23,715,520
電話加入権	—	—	—	—	—	—
減価償却引当金(-)	(-) 4,161	(-) 948,828	(-) 2,236,487	(-) 4,125,564	(-) 6,250,604	(-) 8,363,349
外部出資	200,000	16,676,000	16,886,000	17,116,000	21,950,000	22,420,000
支払保証金	—	—	—	—	24,900	1,024,900
引継債権	—	1,623,308	1,191,100	897,950	287,950	—
合計	627,585,616	2,553,560,520	1,748,549,836	2,705,674,783	2,765,395,750	3,132,054,354

科目	金額					
	42年度	43年度	44年度	45年度	46年度	
現金	2,016,798	106,511	255,318	190,031	119,024	
当座預金	24,942,053	2,847,425	24,890,001	12,694,305	8,030,587	
普通預金	44,501,956	20,715,260	13,846,750	5,518,081	23,943,789	
通知預金	—	49,348,326	13,448,546	13,847,185	11,147,185	
定期預金	17,416,000	17,402,000	74,688,640	41,278,665	19,000,000	
別段預金	133,535	5,385,029	5,852,934	17,729,239	21,353,741	
有価証券	258,301,758	258,311,426	172,707,002	182,343,806	182,376,629	
受取手形	2,597,720,985	719,855,954	1,712,985,501	620,039,518	776,924,551	
販売仮渡金	5,139,796,143	5,167,790,739	5,065,588,697	4,298,058,286	3,878,805,186	
販売未収金	—	—	6,892,702	14,099,152	10,433,460	
貸倒引当金(-)	(-) 43,992,160	(-) 4,020,899	(-) 34,475,683	(-) 68,249,911	(-) 72,929,241	
債権償却特別勘定(-)	—	—	—	(-) 41,574,353	(-) 41,574,353	
未収賦課金	1,597,357	4,366,271	1,115,588	2,830,634	1,132,778	
未収収益	4,637,201	267,640,373	512,129,745	367,451,226	236,454,821	
前払費用	48,338,355	11,108,303	23,611,071	6,755,613	8,573,457	
立替払	—	—	765,000	740,000	743,000	
仮払金	149,968	694,750	1,569,497	39,743,148	198,500,454	
借入金償還充当仮払金	—	12,434,125	60,898,427	106,117,012	119,002,562	
クズ玉供出報奨仮払金	—	—	—	—	—	
見本真珠	7,751,300	4,020,560	4,230,680	3,067,350	—	
貯蔵品	2,304,662	1,615,293	1,510,785	10,841,460	1,213,410	
建物	41,543,800	41,543,800	41,543,800	41,543,800	41,543,800	
構築物	—	—	433,718	520,028	520,028	
機械装置	18,215,842	18,315,842	17,882,124	17,882,124	17,882,124	
備品	4,702,047	5,171,637	5,178,737	5,668,187	5,668,187	
土地	23,715,520	23,715,520	23,715,520	23,715,520	23,715,520	
電話加入権	421,855	482,955	482,955	421,855	321,855	
減価償却引当金(-)	(-) 10,511,064	(-) 12,806,501	(-) 15,032,329	(-) 16,941,648	(-) 19,130,405	
外部出資	38,920,000	38,920,000	38,920,000	38,920,000	38,920,000	
支払保証金	1,236,000	1,305,000	1,105,000	—	—	
引継債権	—	—	—	—	—	
合計	8,223,859,911	6,656,269,699	7,776,740,726	5,745,250,313	5,492,692,149	

資　　産　　の　　部　②　　（単位・円）

科目	金額							
	47年度	48年度	49年度	50年度	51年度	52年度	53年度	54年度
現金	52,131	86,202	54,236	69,061	18,546	13,938	47,311	34,667
当座預金	23,549,748	2,101,665	1,003,448	128,510	42,360	38,774	56,010	78,714
普通預金	9,296,311	16,078,663	23,476,156	8,604,243	19,945,202	5,020,416	12,018,735	3,686,057
通知預金	—	—	—	—	—	67,637,090	—	80,000,000
定期預金	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000	31,000,000	31,000,000	34,000,000	34,000,000
別段預金	22,812,696	—	1,194,095	2,632,706	—	830,653	1,503,989	1,815,323
有価証券	183,265,195	180,819,797	170,089,861	171,538,219	171,674,998	174,292,032	175,542,422	6,089,759
受取手形	1,335,620,557	2,113,909,440	1,794,862,826	2,201,385,028	2,227,086,313	2,640,554,084	2,323,696,815	2,916,250,649
販売仮払金	3,410,533,266	3,410,533,266	3,246,765,466	3,246,765,466	2,915,312,466	2,891,418,667	2,891,418,667	—
販売未収金	6,672,364	6,672,364	4,337,304	55,864,531	47,655,751	147,731,453	148,009,773	540,485
貸倒引当金(-)	(-) 82,476,452	(-) 85,068,470	(-) 75,718,910	—	(-) 23,821,400	(-) 48,799,000	(-) 42,891,893	(-) 54,187,000
債権償却特別勘定(-)	(-) 41,574,353	(-) 41,574,353	(-) 41,574,353	(-) 39,763,250	(-) 39,451,320	—	(-) 6,551,000	—
未収賦課金	322,778	23,578	23,578	130,000	302,760	161,500	99,000	—
未収収益	189,745,358	189,753,352	170,153,638	338,454,580	442,270,285	1,216,722,590	1,263,524,840	748,670
前払費用	14,318,127	22,614,172	27,085,845	22,889,806	21,914,690	21,035,692	16,885,100	18,440,487
立替金	318,000	318,000	318,000	358,350	—	—	—	—
仮払金	283,585,953	264,980,953	13,404,020	3,177,370	3,990,000	905,948,991	902,499,138	3,200,000
借入金償還充当仮払金	136,502,562	159,502,562	164,502,562	—	—	—	—	—
クズ玉供出報奨仮払金	—	—	—	—	—	—	—	—
見本真珠	—	537,450	2,966,200	2,966,200	6,603,000	2,115,750	11,300,300	20,727,990
貯蔵品	—	—	—	—	—	—	—	—
建物	41,543,800	41,543,800	41,107,750	58,787,750	58,787,750	58,787,750	58,787,750	58,787,750
構築物	520,028	520,028	708,240	708,240	708,240	708,240	708,240	708,240
機械装置	17,882,124	17,882,124	17,882,124	17,882,124	17,882,124	29,728,032	29,646,959	28,926,922
備品	5,778,187	6,115,434	5,789,884	5,439,184	5,624,281	5,584,054	5,647,870	5,647,870
土地	23,715,520	23,715,520	23,715,520	23,715,520	23,715,520	23,715,520	23,715,520	23,715,520
電話加入権	321,855	321,855	391,692	391,692	391,692	391,692	391,692	391,692
減価償却引当金(-)	(-) 21,263,596	(-) 22,924,717	(-) 24,594,092	(-) 26,904,547	(-) 29,375,894	(-) 19,201,810	(-) 22,210,861	(-) 24,737,843
外部出資	39,150,000	63,650,000	63,650,000	63,650,000	87,680,000	75,000,000	75,000,000	75,000,000
支払保証金	—	—	—	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
引継債権	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	5,630,192,159	6,402,134,685	5,661,595,090	6,189,870,783	5,990,957,364	8,237,436,108	7,903,846,377	3,200,865,952

負　　債

	金				
	36 年 度	37 年 度	38 年 度	39 年 度	40 年 度
販売未払金	38,870,740	2,016,100	13,525,805	14,927,810	—
手形借入金	529,736,680	2,302,007,784	1,485,083,714	2,380,159,360	2,408,870,445
支払手形	9,857,120	52,910,730	12,460,320	55,785,710	85,689,110
未払費用	2,493,672	813,515	1,423,122	4,938,465	2,127,400
前受収益	7,008,913	25,156,117	13,464,990	18,636,618	18,387,714
仮受金	1,257,210	3,046,181	502,930	1,673,689	8,894,198
出資引当預り金	—	7,632,027	10,791,362	16,835,119	18,508,334
安定基金	—	—	—	—	—
42年度販売留保金	—	—	—	—	—
43年度販売留保金	—	—	—	—	—
45年度販売預り金	—	—	—	—	—
利子補給積立金	—	—	—	—	—
納税充当金	800,000	3,700,000	8,400,000	3,800,000	3,900,000
証書借入金	—	4,839,374	3,009,791	1,040,417	—
取引保証金	—	—	—	—	—
入札会保証金	23,800,000	45,300,000	49,000,000	52,400,000	55,200,000
受入保証金	—	—	100,000	400,000	—
退職給与引当金	637,500	1,353,000	2,258,000	3,402,000	4,410,835
出資金	10,350,000	89,150,000	116,050,000	130,250,000	142,200,000
法定準備金	—	400,000	2,300,000	6,300,000	8,150,000
繰越利益剰余金	—	97,017	195,381	557,346	230,583
当期利益金	2,773,781	15,138,675	29,984,421	14,568,249	8,827,131
合計	627,585,616	2,553,560,520	1,748,549,836	2,705,674,783	2,765,395,750

資　本　の　部　①

（単位・円）

額					
41 年 度	42 年 度	43 年 度	44 年 度	45 年 度	46 年 度
—	455,230,532	580,039,573	605,364,963	28,008,309	33,393,569
2,720,211,618	7,163,517,727	597,322,571	6,236,073,500	4,865,148,274	4,663,857,831
132,597,145	159,333,150	4,137,040	39,057,470	2,941,520	
2,760,963	8,636,141	264,112,485	25,534,112	406,134,117	426,675,811
19,840,115	37,932,876	9,548,155	20,544,290	3,978,780	4,366,530
8,595,964	12,252,175	2,156,256	4,965,910	6,526,264	6,971,149
19,826,076	21,148,951	24,958,211	19,830,981	14,554,586	14,446,402
—	—	23,414,419	26,355,837	5,845,687	17,745,255
—	145,841,450	156,064,736	154,093,657	22,122,529	3,529,310
—	—	8,659,693	4,641,135	—	—
—	—	—	62,858,189	28,587,032	—
—	—	—	—	2,469,440	3,676,708
3,400,000	—	—	—	—	—
—	—	4,734,238,109	263,200,000	263,200,000	263,200,000
—	—	47,090,000	108,111,832	73,702,900	38,790,000
57,000,000	60,300,000	47,000,000	43,500,000	38,870,000	31,400,000
400,000	400,000	400,000	400,000	500,000	500,000
5,092,045	4,065,295	5,626,837	7,057,236	—	927,500
143,200,000	143,900,000	140,200,000	143,850,000	143,850,000	143,850,000
9,430,000	10,830,000	10,830,000	10,830,000	10,830,000	—
372,689	471,614	471,614	471,614	471,614	(−)161,189,125
9,327,739	—	—	—	(−)172,490,739	551,209
3,132,054,354	8,223,859,911	6,656,269,699	7,776,740,726	5,745,250,313	5,492,692,149

負　債　資　本　の　部　②

（単位・円）

科目	金額							
	47年度	48年度	49年度	50年度	51年度	52年度	53年度	54年度
販売未払金	28,008,309	180,809,309	1,023,029,874	1,717,941,324	3,088,076,784	5,495,261,715	5,495,261,715	—
手形借入金	4,672,000,876	5,247,349,538	3,561,929,313	3,468,487,497	1,868,231,980	1,962,213,870	1,753,027,150	2,066,435,050
支払手形	—	—	—	—	—	—	—	—
未払費用	491,139,156	471,484,276	548,214,665	545,097,814	545,429,814	43,412,743	43,412,743	1,745,490
前受収益	15,406,382	22,927,062	26,680,794	21,609,310	22,589,120	27,205,280	23,094,190	28,652,920
仮受金	7,866,602	11,749,182	26,915,578	30,199,859	35,694,162	36,551,712	38,224,770	385,315,638
出資引当預り金	14,446,402	14,446,402	14,446,402	14,446,402	14,446,402	14,446,402	—	—
安定基金	18,102,209	19,079,710	19,639,563	20,658,756	—	—	—	—
42年度販売留保金	1,123,308	1,183,965	—	—	—	—	—	—
43年度販売留保金	—	—	—	—	—	—	—	—
45年度販売預り金	—	—	—	—	—	—	—	—
利子補給積立金	5,457,264	5,457,264	5,457,264	53,916,314	103,769,354	225,623,324	225,623,324	9,808,850
納税充当金	—	—	—	—	—	10,300,000	210,297	77,210,297
証書借入金	263,200,000	263,200,000	263,200,000	—	—	—	—	—
取引保証金	77,931,050	119,605,000	104,110,305	124,800,400	118,566,580	156,237,000	105,637,000	167,363,200
入札会保証金	43,500,000	45,300,000	43,500,000	43,500,000	44,500,000	44,500,000	41,500,000	39,500,000
受入保証金	500,000	500,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000
退職給与引当金	1,879,500	2,927,800	4,581,300	8,233,550	9,570,600	12,271,750	16,132,352	34,886,877
出資金	143,850,000	143,850,000	143,850,000	143,850,000	143,850,000	143,850,000	143,850,000	141,550,000
法定準備金	—	—	—	—	—	—	15,000,000	17,000,000
繰越利益剰余金	(−)160,637,916	(−)154,218,899	(−)147,734,823	(−)124,359,968	(−) 3,270,443	(−) 4,167,432	936,510	372,836
当期利益金	6,419,017	6,484,076	23,374,855	121,089,525	(−) 896,989	69,329,744	1,536,326	230,624,794
合計	5,630,192,159	6,402,134,685	5,661,595,090	6,189,870,783	5,990,957,364	8,237,436,108	7,903,846,377	3,200,865,952

年度別損益計算書

収入の部 ①

（単位：円）

科目	金額				
	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
受託販売手数料	20,311,900	73,776,440	94,453,781	106,064,287	124,687,320
受入保管料	—	—	—	—	—
受入賦課金	6,732,052	7,080,133	7,457,700	9,046,693	9,588,100
指導雑収益	—	581,185	644,420	1,235,488	1,816,972
受取利息	11,839,395	76,783,338	125,229,381	118,021,669	123,919,854
受取配当金	—	233,115	2,474,937	3,435,046	3,566,280
雑収益	19,212	92,729	193,305	166,326	140,977
賃貸料	—	137,775	563,197	575,552	433,712
賦課金仮受金戻入	487,000	—	—	—	—
繰入教育情報資金	—	200,000	1,000,000	2,000,000	950,000
貸倒引当金戻入	—	—	6,000,000	10,000,000	21,000,000
債権償却特別勘定戻入	—	—	—	—	—
退職給与引当金戻入	—	—	—	—	—
受入補助金	—	—	—	—	—
固定資産処分益	—	—	240,345	—	106,920
前期損益修正益	—	—	1,394,049	—	—
合計	39,389,559	158,884,715	239,651,115	250,545,061	286,210,135

収入の部 ①

（単位：円）

科目	金額				
	42年度	43年度	44年度	45年度	46年度
受託販売手数料	166,399,630	39,176,530	67,069,930	33,313,532	32,576,443
受入保管料	2,381,112	9,682,346	7,177,904	8,142,000	—
受入賦課金	32,135,300	10,776,700	9,314,300	9,059,600	8,018,093
指導雑収益	1,452,389	919,387	637,240	495,170	315,720
受取利息	219,079,802	488,769,401	421,101,726	446,687,659	76,007,100
受取配当金	1,783,223	6,270,937	6,503,813	12,786,353	4,112,468
雑収益	376,139	930,831	768,107	809,479	1,274,256
賃貸料	—	—	—	480,280	908,230
賦課金仮受金戻入	—	—	—	—	—
繰入教育情報資金	700,000	—	—	—	—
貸倒引当金戻入	28,600,000	43,992,160	33,230,570	34,475,683	68,249,911
債権償却特別勘定戻入	—	—	—	—	—
退職給与引当金戻入	—	—	—	6,707,586	—
受入補助金	—	—	—	998,000	—
固定資産処分益	—	70,725	—	—	632,650
前期損益修正益	—	—	—	—	—
合計	452,907,595	600,589,017	545,803,590	553,955,342	192,094,871

収　　入　　の　　部　②　　（単位：円）

科目	金額							
	47年度	48年度	49年度	50年度	51年度	52年度	53年度	54年度
受託販売手数料	52,336,380	56,762,890	49,094,240	73,109,970	72,210,790	134,216,310	59,522,620	113,882,260
受入保管料	—	—	—	28,866,487	586,590	34,665,639	1,865,310	1,168,670
受入賦課金	4,581,050	4,390,270	4,560,000	4,498,500	4,500,000	4,540,000	4,500,000	4,500,000
指導雑収益	245,715	155,850	153,100	333,150	367,650	255,350	290,600	205,600
受取利息	121,117,977	81,776,642	180,446,261	298,956,638	431,015,301	943,266,044	133,496,541	479,375,423
受取配当金	2,688,042	2,291,062	3,826,627	5,277,804	5,087,389	5,467,044	6,607,429	6,182,027
雑収益	3,775,203	2,097,057	3,062,146	3,029,933	2,173,119	2,187,603	1,969,362	2,285,627
賃貸料	756,890	494,600	387,600	246,600	250,600	467,040	1,221,600	1,403,000
賦課金仮受金戻入	—	—	—	—	—	—	—	—
繰入教育情報資金	—	—	—	—	—	—	4,500,000	100,000
貸倒引当金戻入	72,929,241	82,476,452	85,068,470	75,718,910	—	—	29,985,382	30,335,157
債権償却特別勘定戻入	—	—	—	41,574,353	39,763,250	—	—	—
退職給与引当金戻入	—	—	—	—	—	—	—	—
受入補助金	998,000	—	—	—	—	—	—	—
固定資産処分益	—	—	—	—	—	124,860	—	—
前期損益修正益	—	—	13,413,433	3,190,784	16,146,475	—	—	—
合計	259,428,498	230,444,823	340,011,877	534,803,129	572,101,164	1,125,189,890	243,959,444	639,437,774

支　　出　　の　　部　①　　（単位：円）

科目	金額											
	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度	41年度	42年度	43年度	44年度	45年度	46年度
支払販売手数料	6,256,630	32,200,400	39,604,225	48,039,040	68,758,150	98,310,640	72,523,585	18,811,630	32,084,300	12,599,505	15,228,340
販売雑費	2,712,859	4,465,377	5,039,849	5,196,316	8,307,554	9,199,694	14,755,651	13,042,884	15,574,238	14,884,435	9,131,872
教育情報費	4,460,282	6,952,880	8,405,782	16,790,972	17,853,527	21,995,693	57,714,881	6,248,031	8,214,412	6,565,538	4,899,031
役員報酬	3,046,570	4,500,000	5,400,000	9,270,000	9,750,000	9,750,000	11,153,000	6,746,300	6,784,800	9,141,400	3,111,080
給料手当	2,791,742	7,603,659	10,003,239	13,080,542	15,773,981	16,631,617	19,010,240	18,364,447	19,281,835	20,351,431	14,927,930
福利厚生費	350,800	1,019,764	1,219,343	1,446,564	1,950,691	1,995,946	2,038,588	1,833,979	1,706,464	1,842,843	1,072,504
旅費交通費	1,209,300	2,802,788	2,940,309	3,782,284	4,059,285	5,878,633	6,984,075	4,695,410	2,151,895	2,587,315	1,996,490
会議費	279,444	375,574	547,228	793,018	874,396	791,319	1,170,514	365,004	284,029	287,717	7,330
接待交際費	861,608	1,379,368	1,432,973	1,479,044	1,506,044	1,558,824	1,272,144	221,471	231,869	333,661	156,186
広告宣伝費	82,650	211,000	314,500	189,250	258,000	215,000	210,000	180,000	180,000	235,000	60,000
通信運搬費	612,217	704,485	1,020,346	1,184,757	1,479,080	1,682,086	2,223,539	2,235,194	1,474,408	1,931,548	1,181,106
図書印刷費	23,490	154,800	189,260	397,655	231,490	221,465	216,735	191,810	125,995	143,760	33,850
消耗備品費	291,993	220,595	228,895	359,303	372,089	415,203	404,279	237,821	253,785	277,241	79,250
租税公課	121,670	3,448,928	2,253,020	1,289,640	1,157,233	2,151,778	4,189,456	2,307,698	844,301	1,131,747	307,401
修繕費	12,700	584,645	297,831	310,956	205,788	1,016,573	570,090	49,010	102,580	185,900	49,250
保険料	—	44,624	80,290	67,771	65,890	66,858	67,239	48,511	42,121	40,289	40,010
水道光熱費	223,066	338,342	457,365	760,102	807,036	855,371	881,084	737,764	759,784	827,173	745,941
賃借料	240,000	240,000	240,000	264,390	635,106	985,180	1,194,048	1,671,400	2,016,800	1,774,200	662,000
減価償却費	4,161	944,667	1,488,998	1,933,479	2,134,498	2,112,745	2,147,715	2,295,437	2,225,828	2,208,465	2,208,757
創立費償却	878,211	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
支払利息	10,325,782	64,567,426	105,366,949	101,672,476	110,363,670	131,981,017	206,161,425	482,505,810	413,772,339	434,681,152	58,267,842
雑費用	393,103	546,578	906,369	453,423	1,102,181	836,492	722,727	922,846	1,065,974	651,364	474,485
固定資産処分損	—	—	—	1,264,330	15,725	—	—	—	—	42,954	1,715,760
棚卸差損	—	—	—	—	—	—	986,420	1,559,990	—	4,397,738	—
納税充当繰入金	800,000	3,700,000	8,400,000	3,800,000	3,900,000	3,400,000	—	—	—	—	—
貸倒引当金繰入	—	6,000,000	10,000,000	21,000,000	24,500,000	28,600,000	43,992,160	33,230,570	34,475,683	68,249,911	72,929,241
債権償却特別勘定繰入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	41,574,353	—
退職給与引当金繰入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	927,500
貸倒損失	—	—	—	—	—	—	—	—	—	74,646,810	—
退職給与費	637,500	731,500	905,000	1,144,000	1,318,500	1,856,750	2,318,000	2,086,000	2,150,150	15,168,635	566,441
前期損益修正損		8,640	2,924,923	7,500	3,090					9,683,996	764,065
当期純利益	2,773,781	15,138,675	29,984,421	14,568,249	8,827,131	9,327,739				(−)172,490,739	551,209
合計	39,389,559	158,884,715	239,651,115	250,545,061	286,210,135	351,836,623	452,907,595	600,589,017	545,803,590	553,955,342	192,094,871

支出の部 ②　（単位：円）

科目	金額							
	47年度	48年度	49年度	50年度	51年度	52年度	53年度	54年度
支払販売手数料	25,734,430	27,439,170	21,637,850	25,278,680	27,482,300	30,086,290	24,792,670	42,792,120
販売雑費	8,268,447	9,365,416	8,159,585	7,764,770	7,686,206	6,558,065	5,042,500	4,776,615
教育情報消	3,040,951	4,500,966	4,533,516	6,755,505	8,161,329	6,808,931	7,747,831	25,837,584
役員報酬	1,926,000	5,330,000	6,150,000	7,150,000	6,300,000	8,200,000	9,050,000	10,000,000
給料手当	14,631,320	18,195,760	25,436,560	28,058,090	29,716,080	36,274,780	39,337,786	42,147,933
福利厚生費	1,020,341	1,466,299	2,260,076	2,533,499	2,606,933	3,118,752	3,251,209	4,115,813
旅費交通費	2,754,100	3,512,780	4,066,280	3,695,040	6,615,560	9,006,380	11,979,460	12,917,320
会議費	647,544	609,691	931,571	740,771	1,055,563	1,708,028	1,329,379	1,842,290
接待交際費	253,994	678,868	632,809	474,027	531,527	895,260	2,292,940	3,029,494
広告宣伝費	120,000	210,000	330,000	583,000	363,000	304,000	369,000	373,000
通信運搬費	709,398	530,705	405,849	635,744	1,261,515	1,660,408	1,803,830	1,916,768
図書印刷費	50,780	52,050	51,630	55,320	86,554	59,084	100,400	164,795
消耗備品費	196,316	244,826	204,841	192,805	215,859	424,257	610,111	996,737
租税公課	1,140,888	1,477,104	2,274,980	2,439,471	3,213,430	3,375,295	6,746,627	4,303,300
修繕費	359,896	651,310	726,330	515,400	332,970	220,030	480,720	1,349,825
保険料	40,010	39,079	40,451	86,873	85,890	79,850	79,820	69,460
水道光熱費	843,406	843,614	1,307,971	1,553,648	1,843,603	1,902,724	1,945,699	2,173,087
賃借料	689,000	799,720	884,000	864,000	924,000	924,000	924,000	790,000
減価償却費	2,133,191	2,112,083	2,121,406	2,548,508	2,598,281	2,197,260	3,231,253	3,211,017
創立費償却	—	—	—	—	—	—	—	—
支払利息	104,267,508	58,226,086	154,369,371	271,271,673	402,294,550	849,114,879	46,366,455	54,179,769
雑費用	476,872	594,326	775,827	2,837,514	729,829	934,799	1,119,578	31,848,526
固定資産処分損	—	23,791	336,243	—	789,604	1,895,325	12,855	36,002
棚卸差損	—	—	1,236,450	—	1,650,800	—	—	—
納税充当繰入金	—	—	—	—	—	10,300,000	—	77,000,000
貸倒引当金繰入	82,476,452	85,068,470	75,718,910	—	23,821,400	48,799,000	42,891,893	54,187,000
債権償却特別勘定繰入	—	—	—	39,763,250	39,451,320	—	6,551,000	—
退職給与引当金繰入	1,049,500	1,293,800	1,766,500	4,224,667	3,150,050	3,076,570	4,224,427	18,754,525
貸倒損失	—	—	—	—	—	27,914,929	—	—
退職給与費	179,137	694,833	278,016	3,691,349	30,000	21,250	20,141,675	10,000,000
前期損益修正損	—	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	6,419,017	6,484,076	23,374,855	121,089,525	(—) 896,989	69,329,744	1,536,326	230,624,794
合計	259,428,498	230,444,823	340,011,877	534,803,129	572,101,164	1,125,129,890	243,959,444	639,437,774

年度別損益処分

（単位：円）

科目	金額					
	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度	41年度
前期繰越利益金		97,017	195,381	557,346	230,583	372,689
当期利益金	2,773,781	15,138,675	29,984,421	14,568,249	8,827,131	9,327,739
計	2,773,781	15,235692	30,179,802	15,125,595	9,057,714	9,700,428
法定準備金	400,000	1,900,000	4,000,000	1,850,000	1,280,000	1,400,000
教育情報資金	200,000	1,000,000	2,000,000	950,000	650,000	700,000
出資配当金	428,244	2,596,420	5,075,278	6,344,124	6,755,025	7,128,814
特別配当金	1,648,520	9,543,891	18,547,178	5,750,888		
次期繰越利益金	97,017	195,381	557,346	230,583	372,689	471,614

科目	金額					
	42年度	43年度	44年度	45年度	46年度	47年度
前期繰越利益金	471,614	471,614	471,614	471,614	△161,189,125	△161,637,916
当期利益金	0	0	0	△172,490,739	551,209	6,419,017
計	471,614	471,614	471,614	△172,019,125	△160,637,916	△154,218,899
法定準備金				△ 10,830,000		
教育情報資金						
出資配当金						
特別配当金						
次期繰越利益金	471,614	471,614	471,614	△161,189,125	△160,637,916	△154,218,899

（単位：円）

科目	金額					
	48年度	49年度	50年度	51年度	52年度	53年度
前期繰越利益金	△154,218,899	△147,734,823	△124,359,968	△ 3,270,443	△ 4,167,432	936,510
当期利益金	6,484,076	23,374,855	121,089,525	△ 896,989	69,329,744	1,536,326
計	△154,218,899	△147,734,823	△124,359,968	△ 4,167,432	65,162,312	2,472,836
法定準備金					15,000,000	2,000,000
教育情報資金					4,500,000	100,000
出資配当金					7,192,500	
特別配当金					37,533,302	
次期繰越利益金	△154,218,899	△147,734,823	△124,359,968	△ 4,167,432	936,510	372,836

科目	金額
	54年度
前期繰越利益金	372,836
当期利益金	230,624,794
計	230,997,630
法定準備金	57,000,000
教育情報資金	15,500,000
出資配当金	11,324,000
特別配当金	146,623,634
次期繰越利益金	549,996

全国真珠養殖漁業協同組合連合会定款

第 1 章　総　則

第 1 条　この連合会は，会員が協同して経済活動を行ない，所属員の漁業の生産能率の向上等その事業の振興を図り，もって所属員の経済的，社会的地位を高めることを目的とする。

第 2 条　この連合会は，次の事業を行なう。

(1) 所属員の事業に必要な物資の供給

(2) 所属員の事業に必要な共同利用に関する施設

(3) 所属員の生産した真珠の保管および販売

(4) 所属員の福利厚生に関する施設

(5) 真珠養殖に関する経営および技術の向上ならびにこの連合会の事業に関する所属員の知識の向上を図るための教育ならびに所属員に対する一般的情報の提供に関する施設

(6) 所属員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

(7) 会員に対する経営指導ならびに監査

(8) 前各号の事業に附帯する事業

第 3 条　この連合会は，全国真珠養殖漁業協同組合連合会という。

第 4 条　この連合会の地区は，全国一円とする。

第 5 条　この連合会は，主たる事務所を東京中央区に置き，従たる事務所を三重県伊勢市に置く。

第 6 条　この連合会の公告は，この連合会の掲示場に掲示し，かつ，必要があるときは日刊水産経済新聞に掲載してこれをする。

2　前項の公告の内容は，必要があるときは，書面をもって会員に通知するものとする。

第 7 条　この定款に定めるもののほか，業務の執行，会計その他必要な事項は，総会の議決を経て規約で定める。

第 2 章　会　員

第 8 条　この連合会の地区の全部もしくは一部を地区とし，水産業協同組合法第18条第4項の規定により，真珠養殖を営む者を組合員とする漁業協同組合はこの連合会の会員となることができる。

第 9 条　この連合会員になろうとする者は，名称，住所，および引受けようとする

出資口数を記載した加入申込書に定款，加入についての総会の議事録等加入の意思を証する書面および次に掲げる事項を記載した書面を添付してこの連合会に提出しなければならない。

(1) 成立の年月日

(2) 役員の氏名および住所

(3) 事業の概要

2 この連合会は，前項の加入申込書を受けこれを承諾しようとするときは，その旨を申込者に通知し，出資の払込みをさせたのち会員名簿に記載するものとする。

3 申込者は，前項の規定による出資の払込みをすることによって会員となる。

4 出資口数を増加しようとする会員については，第1項および第2項の規定を準用する。ただし，第1項の規定による定款その他の書面の添付は，これを必要としない。

第10条 会員は，この連合会の承認を得なければ，その持分を譲り渡すことができない。

2 会員でない者が持分を譲り受けようとするときは，前条第1項および第2項の規定を準用する。ただし，同条第2項の出資の払込みをさせない。

第11条 会員がその資格を失い，または第9条第1項の書面の記載事項に変動があったときは，直ちにその旨を書面をもってこの連合会に届け出なければならない。

第12条 この連合会は総会招集の通知を発した日から総会の終了する日までの間は，加入の承諾および持分の譲渡の承認をしない。

第13条 会員は，60日前までに書面をもってこの連合会に予告し，当該事業年度の終りにおいて脱退することができる。

2 会員は，次の事由によって脱退する。

(1) 会員たる資格の喪失

(2) 解　　散

(3) 除　　名

(4) 持分全部の譲渡

第14条 会員が次の各号の1に該当するときは，総会の議決によって除名することができる。この場合には，総会の会日から1週間前までにその旨を通知し，かつ，総会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) この連合会の施設を1年間全く利用しないとき

(2) 出資の払込み，賦課金の納入その他この連合会に対する義務の履行を怠ったと

(3) この連合会の事業を妨げる行為をしたとき

(4) 法令，法令に基いてする行政庁の処分またはこの連合会の定款もしくは規約に違反し，その他連合会の信用を著しく失わせるような行為をしたとき

2 除名を議決したときは，その理由を明らかにした書面をもってこれをその会員に通知しなければならない。

第１５条 会員が脱退した場合には，脱退した事業年度の終りにおいて第25条第１項第１号の規定により算出した持分を払いもどすものとする。ただし，除名によって脱退した場合には，同号の規定により算出した持分の半額を払いもどすものとする。

2 脱退した会員が，この連合会に対して払い込むべき債務を有するときは，連合会は前項の規定により払いもどすべき額と相殺するものとする。

第１６条 会員は，やむを得ない理由があるときは，理事会の承認を得てその出資口数を減少することができる。

2 会員がその出資口数を減少した場合には，前条第１項本文の規定を準用する。

第 3 章 出資，経費分担および積立金

第１７条 会員は出資１口以上持たなければならない。ただし，700口をこえることができない。

第１８条 出資１口の金額は，金50,000円とし，全額一時払込みとする。

2 会員は，前項の規定による出資の払込みについて，相殺をもってこの連合会に対抗することができない。

第１９条 この連合会は，第２条第４号から第７号までの事業およびこれらの事業に附帯する事業の経費にあてるため，会員に経費を賦課することができる。

2 会員は，前項の経費の支払いについて相殺をもってこの連合会に対抗することができない。

3 第１項の賦課金の額，徴収時期および徴収方法は，総会でこれを定める。

4 すでに徴収した賦課金は，これを返還しないものとする。

第２０条 この連合会は，会員が出資の払込みまたは賦課金の納付をその期限までに履行しないときは，滞納金額につき，払込みまたは納付の期日の翌日から年11パーセントの割合で，過怠金を徴収するものとする。

第２１条 この連合会は，職員退職給与規程の定めるところにより，毎年職員退職給与引当金を引き当てるものとする。

2 職員退職給与規程は，理事会の議決によって定める。

第２２条　この連合会は，出資総額と同額に達するまで，毎事業年度の剰余金（繰越欠損がある場合にはこれをてん補した残額。次条，第24条および第52条において同じ。）の10分の１に相当する金額以上の金額を準備金として積み立てるものとする。

第２３条　この連合会は，第２条第５号の事業の費用にあてるため，毎事業年度の剰余金の20分の１に相当する金額以上の金額を教育情報事業資金として翌事業年度に繰り越すものとする。

第２４条　この連合会は，毎事業年度の剰余金から特別積立金を積み立てることができる。

２　特別積立金は，損失のてん補にあてるものとする。ただし，総会の議決により臨時の支出にあてることができる。

第２５条　この連合会の財産についての会員の持分は，次の標準によりこれを定める。

(1)　払い込んだ出資の総額に相当する財産については，各会員の払い込んだ出資額とする。ただし，その財産が払い込んだ出資の総額より減少したときは，各会員の払い込んだ出資額に応じて減額した額とする

(2)　その他の財産については，この連合会の解散の場合に限って算定するものとし，その算定の方法は総会でこれを定める

２　持分を算定するにあたり，計算の基礎となる金額で1,000 円未満のものはこれを切り捨てるものとする。

第　４　章　　役　職　員

第２６条　この連合会に役員として理事12人および監事３人を置く。

第２７条　理事は，会員の組合長の中から総会において選挙する。

２　理事の定数の４分の１以下は総会の議決により会員の組合長以外の者から選挙することができる。

３　前２項に規定するもののほか，役員の選挙は，附属書役員選挙規程の定めるところによる。

第２８条　理事は会長１人，副会長２人及び専務理事１人を互選するものとする。

第２９条　会長はこの連合会を代表し，理事会の決定に従って業務を処理する。

２　副会長は，会長を補佐して業務を掌理し，あらかじめ互選により定めた順位に従い会長事故あるときはその職務を代理し会長欠員のときはその職務を行なう。

３　専務理事は，会長および副会長を補佐して業務を掌理し，会長および副会長共に事故あるときはその職務を代理し，会長および副会長共に欠員のときはその職務を行なう。

4　理事は，あらかじめ理事の互選により定めた順位に従い，会長，副会長および専務理事共に事故あるときはその職務を代理し，会長，副会長および専務理事共に欠員のときはその職務を行なう。

第３０条　監事は，少なくとも毎事業年度２回，この連合会の財産および業務執行の状況を監査しなければならない。

2　監事は前項の監査の結果につき総会および理事会に報告し，意見を述べなければならない。

3　監査についての細則は，監事がこれを定め，総会の承認を受けるものとする。

第３１条　この連合会の事業の運営につき，この定款で定めるもののほか，次の掲げる事項は，理事会においてこれを決定する。

(1)　総会の招集および総会に附議すべき事項

(2)　役員の選出に関する事項

(3)　固定資産の取得または処分に関する事項

(4)　不服申立てもしくは訴訟の提起または和解

(5)　前各号に掲げる事項のほか，理事会において必要と認めた事項

第３２条　理事会は，会長が招集する。

2　理事会の議事は，理事の過半数が出席し，出席した理事の過半数でこれを決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

3　会長は，理事会の議長となる。

4　議長は，理事として理事会の議決に加わる権利を有しない。

5　理事会の議事については，議事の経過の要領およびその結果を記載した議事録を作成し，出席した理事がこれに署名または記名押印するものとする。

第３３条　役員は，法令に基づいてする行政庁の処分，定款，規約および総会の決議を遵守し，連合会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2　理事または監事がその任務を怠ったときは，その理事または監事は，それぞれこの連合会に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

3　理事または監事がその職務を行なうにつき，悪意または重大な過失があったときは，その理事または監事は，それぞれ第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項につき事業報告書，財産目録，貸借対照表，損益計算書および剰余金処分案または損失処理案に虚偽の記載をし，または虚偽の登記もしくは公告をしたときもまた同様とする。

4　監事が前２項の規定により，この連合会または第三者に対して損害賠償の責めに

任ずべき場合において，理事もその責めに任ずべきときは，その監事および理事は，これを連帯債務者とする。

第３４条　役員の任期は３年とし，前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

２　補欠選挙（定数の増加に伴う場合の補充選挙を含む。）ならびに水産業協同組合法（以下「法」という。）第92条第３項で準用する法第44条および法第124条第２項の規定による改選ならびに法第125条の規定による選挙または当選の取消しによる選挙によって選出された役員の任期は，前項の規定にかかわらず退任した役員の残任期間とする。

３　前項の規定による選挙が，理事または監事の全員にかかるときは，その任期は，前項の規定にかかわらず３年とし，就任の日から起算する。

４　法第92条第３項で準用する法第44条の２により選挙された役員の任期は３年とし，就任の日から起算する。

５　役員の任期満了の日が，その任期中の最終の決算期に関する通常総会の会日以前であるときは，その任期を当該通常総会が終了する日まで延長する。

６　役員の数が，その定数を欠くに至った場合においては，任期の満了または辞任によって退任した役員は，新たに選挙された役員が就任するまではなお役員としての権利義務を有する。

第３５条　役員は，その任期満了前に附属書役員選挙規程第１条の規定により被選挙権を有しなくなったとき，または理事に選出されたときに会員の組合長であった者が第27条第１項に規定する者でなくなったときは，その事由が発生したときに退任する。

第３６条　この連合会は，参事１人および会計主任１人を置くことができる。

２　参事および会計主任の任免は全理事の過半数によってこれを決する。

３　参事は，理事会の決定により，主たる事務所または従たる事務所において連合会の事業に関する一切の業務を理事に代って行なう権限を有する。

４　会計主任は，この連合会の財務および会計に関する事務を処理し，この連合会の財務および会計に関する帳簿，証ひょう書類等の保管および金銭の出納，保管の責めに任ずる。

第５章　総　　会

第３７条　理事は，毎事業年度１回５月に通常総会を招集するものとする。

２　理事は次の場合に臨時総会を招集する。

(1)　理事会が必要と認めたとき

(2) 会員がその５分の１以上の同意を得て，会議の目的とする事項および招集の理由を記載した書面を理事に提出して招集を請求したとき

(3) 会員がその５分の１以上の連書をもって，役員の改選を請求したとき

3 前項第２号または第３号の場合は，理事は，請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 監事は，次の場合に臨時総会を招集する。

(1) 理事の職務を行なう者がないときまたは理事が第２項第２号もしくは第３号の請求があっても正当な理由がないのに招集の手続きを取らないとき

(2) 監事が財産の状況または業務の執行について不整の点があることを発見した場合において，これを総会に報告するため必要と認めたとき

5 総会の招集通知は，その会日の１週間前までに，会員に対して，その会議の目的事項を示してこれを行なうものとする。

第３８条 法令またはこの定款で定めるもののほか次の事項は，総会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 規約の設定，変更および廃止

(3) 毎事業年度の事業計画の設定および変更

(4) 毎事業年度内における借入金の最高限度

(5) 毎事業年度内における役員の報酬

(6) 毎事業年度の事業報告書，財産目録，貸借対照表，損益計算書および剰余金処分案または損失処理案

(7) 農林中央金庫，他の漁業協同組合連合会，その他の団体の設立の発起人となり，それらの団体に加入し，またはそれらの団体から脱退すること

(8) この連合会の事業を行なうため必要がある場合において，会社の株式を取得し，または団体（漁業協同組合連合会，農林中央金庫，漁業信用基金協会および漁業共済組合を除く。）に対して出資もしくは出えんをすること

第３９条 会員は各１個の議決権および選挙権を有する。

第４０条 総会は，会員の２分の１以上が出席しなければ議事を開いて議決することができない。この場合において，第45条の規定により，書面または代理人をもって議決権を行なう者は，これを出席者とみなす。

2 前項に規定する会員の出席がないときは，理事は，20日以内に更に総会を招集しなければならない。この場合には，前項の規定にかかわらず法第92条第３項で準用

する法第44条第１項の規定による役員の改選の請求および第43条に規定する事項以外の事項については会員の４分の１以上の出席をもって議事を開いて議決することができる。

第４１条　総会ではあらかじめ，通知した事項に限って議決するものとする。ただし，法第92条第３項で準用する法第44条第１項の規定による役員の改選の請求および第43条に規定する事項を除き，緊急を要する事項についてはこの限りでない。

第４２条　総会の議事は，出席した会員の議決権の過半数でこれを決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

２　議長は，総会において出席した会員の代表者の中から会員がそのつど選任する。

３　議長がその代表者である会員は，総会の議決に加わる権利を有しない。

第４３条　次の事項は，会員の２分の１以上が出席し，その議決権の３分の２以上の多数による議決を必要とする。

(1)　定款の変更

(2)　連合会の解散または合併

(3)　会員の除名

第４４条　総会の会日は，総会の議決によりこれを続行し，または延期することができる。

２　前項の規定により続行されまたは延期された総会には，第37条第５項の規定は適用しない。

第４５条　会員はあらかじめ通知のあった事項につき書面または代理人をもって議決権を行なうことができる。

２　前項の規定により書面をもって議決権を行なおうとする会員は，あらかじめ通知のあった事項につき，書面にそれぞれ賛否を記入してこれに署名または記名押印し，総会の開会までにこの連合会に提出しなければならない。

３　第１項に規定する代理人は，他の会員の代表者でなければならない。

４　代理人が代理し得る会員の数は，２会員までとする。

５　代理人は，代理権を証する書面をこの連合会に提出しなければならない。

６　第２項の規定により書面をもって議決権を行なう場合，その書面が総会の開会までにこの連合会に到達しないときは無効とする。

第４６条　総会において，この連合会と会員との関係について議決を行なう場合には，その会員は，その議決について議決権を有しない。

第４７条　総会の議事については，議事の経過の要領およびその結果を記載した議事

録を作成し，議長および出席した理事が，これに署名または記名押印するものとする。

第　6　章　　業務の執行および会計

第４８条　この連合会の事業年度は毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

第４９条　この連合会は，１年以内の期間において，会員がこの連合会の施設の一部をもっぱら利用しなければならない旨の契約を会員と締結することができる。

2　前項の契約は書面でするものとする。

第５０条　この連合会は，所属員の利用に差しつかえない限り，所属員以外の者に第２条第１号から第４号までの事業ならびにこれらの事業に附帯する事業を利用させることができる。

2　この連合会の施設の利用について需要者が多くある場合には，その利用の基準は理事会においてこれを定める。

3　所属員以外の者より徴収する利用料は，当該施設について所属員より徴収すべき額と同程度で理事会がこれを定める。

第５１条　この連合会の余裕金は，農林中央金庫および信用漁業協同組合連合会もしくは銀行に預け入れまたは国債証券，農林債券，その他金融機関の発行する債券を取得するほかこれを他の目的に運用することができない。ただし，農林中央金庫および信用漁業協同組合連合会への預金に運用する余裕金の総額は，余裕金総額の２分の１を下ってはならない。

2　前項の規定により余裕金を預け入れる銀行および前項の規定により余裕金をもって取得する。農林債券以外の金融債券の種類は，総会の議決を経て定めなければならない。

第　7　章　　剰余金の処分および損失の処理

第５２条　毎事業年度の剰余金から，第22条の規定により準備金に積み立てる金額および第23条の規定により繰り越す金額を差引き，なお残余があるときは，その残余は第24条の規定による特別積立金，会員に対する配当金もしくは役員賞与金にあてまたは繰り越すものとする。

第５３条　剰余金の配当は，この連合会事業の利用分量の割合に応じてこれをし，なお残余があるときは，会員の払い込んだ出資額に応じてこれをする。

2　払い込んだ出資額に応じてする配当は，事業年度の終りにおける会員の払込済出資額に応じてこれをするものとし，その率は年８パーセント以内とする。

3　事業の利用分量の割合に応じてする配当は，その事業年度内において取り扱った

ものの数量，価額その他事業の分量を参しゃくしてこれをする。

4　会員以外の者の事業の利用分量に対する配当は，会員に対する場合と同程度までこれをすることができる。

5　第25条第２項の規定は，配当金の計算にこれを準用する。

第５４条　損失のてん補は，まず特別積立金をもってし，次に準備金をもってする。

全国真珠養殖漁業協同組合連合会定款付属書役員選挙規定

第 1 条　次に掲げる者は，被選挙権を有しない。

(1)　未成年者

(2)　禁治産者または準禁治産者

(3)　破産者で復権のできない者

第 2 条　役員の任期の満了による選挙は，当該役員の任期の満了する日の60日前の日以後にこれを行なう。

2　第20条の規定による再選挙または第22条の規定による補欠選挙は，これを行なうべき事由の生じた日から30日以内にこれを行なう。

第 3 条　選挙期日は，その期日から14日前までに，選挙管理者の氏名ならびに投票開始の時刻および選挙される理事および監事の数を書面をもって会員に通知し，かつ，公告しなければならない。

第 4 条　会長は，選挙ごとに理事会の決議により，本人の承諾を得て会員の中から選挙管理者１人および選挙立会人２人を選任するものとする。

第 5 条　役員の候補者は，選挙管理者および選挙立会人となることができない。

第 6 条　選挙管理者は，選挙に関する事務を統轄し，投票終了後遅滞なく，選挙立会人の立会いのうえ投票箱を開いて投票を点検し，各人の得票数を計算し，選挙録を作って選挙に関する次第を記載し，選挙立会人とともにこれに署名または記名押印しなければならない。

2　投票の効力は，選挙立会人が決める。可否同数のときは，選挙管理者が決める。

第 7 条　選挙録は，投票用紙とあわせて，その選挙にかかる役員の在任期間中，この連合会において保存するものとする。

第 8 条　定款第27条第１項に規定する者でなければ自ら理事もしくは監事の候補者となり，または理事もしくは監事の候補者を推せんすることができない。

2　自ら理事または監事の候補者となろうとする者は，選挙期日の公告のあった日から選挙期日の７日前までの間に，その旨を書面をもって選挙管理者に届け出なければならない。

3　理事または監事の候補者を推せんしようとする者は，本人の承諾書を添え前項の期間内に，その旨を書面をもって選挙管理者に届け出なければならない。

4　同一の者が同時に理事の候補者および監事の候補者となることができない。

5　選挙管理者は，理事または監事の候補者となった者（以下「候補者」という。）の住所，氏名，理事または監事の別，理事については，定款第27条第１項に規定する者またはその他の別および立候補または被推せんの別を第２項または第３項の届出があったときから選挙期日の前日まで公告し，かつ，選挙の当日投票所に掲示するものとする。

6　役員の候補者が候補を辞退した場合には，候補者または候補者を推せんした者は，直ちにその旨を書面をもって選挙管理者に届け出なければならない。

7　前項の届出があった場合は，選挙管理者は，直ちにその旨を公告するものとする。

第９条　選挙は，会員の２分の１以上出席しなければこれを行なうことができない。

2　第11条の規定により代理人をもって選挙権を行なう者は，これを出席者とみなす。

第１０条　会員は選挙の当日会員名簿の記載等によりその資格を明らかにしたうえ投票用紙の交付をうけるものとする。

2　会員は，前項の投票用紙に被選挙人の氏名を自書して，これを投票箱に入れなければならない。

3　投票用紙に記載する理事または監事の数は，その選挙においてそれぞれ選挙される理事または監事の数の２分の１の数とし，は数は切り捨てるものとする。ただし，選挙される理事または監事の数が１人のときは１人とする。

4　投票用紙には，理事と監事とを区分して，これを記載する。

5　第３条の規定により公告した投票開始の時刻に総会に出席していない会員は，投票することができない。

6　会員は，役員の候補者以外の者に投票することができる。

第１１条　会員の代表者が選挙の当日自ら選挙を行なう総会に出席することができない場合には，代理人をもって選挙権を行便することができる。

2　代理人が代理しうる会員の数は，２会員までとする。

第１２条　会員が代理人をもって選挙権を行なおうとするときは，他の会員の代表者を代理人として，代理権を証する書面を持参せしめなければならない。

2　代理人は，選挙の当日代理権を証する書面を提示してその資格を明らかにしなければ投票用紙の交付を受けることができない。

3　第１０条第２項から第６項までの規定は，会員が代理人をもって選挙権を行なう場合に準用する。

第１３条　投票の拒否は選挙立会人が決める。可否同数のときは選挙管理者が決める。

第１４条　次に掲げる投票は，無効投票とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 被選挙人の氏名のほか他事を記載したもの（官位，職業，身分，住所または敬称の類を記載したものを除く。）

(3) 被選挙人の氏名を自書しないもの

(4) 1票中に第10条第3項の規定による投票用紙に記載すべき被選挙人の数をこえる数の氏名を記載したもの

2 次に掲げる記載は，無効得票とする。ただし，前項により無効投票とされる場合を除く。

(1) 被選挙人の何人であるか確認しがたい氏名

(2) 被選挙権のない者の氏名

(3) 第20条の規定による再選挙または第22条の規定による補欠選挙の場合にあっては，それぞれすでに当選人となっている者の氏名または現に役員である者の氏名

第15条 有効得票の多数を得た者をもって当選人とする。ただし，選挙すべき理事または監事の数でそれぞれ有効得票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票数がなければならない。

2 当選人を定めるにあたり，得票数が同数のものについては，選挙管理者が抽せんのうえ当選人を定める。

3 理事と監事の選挙が同時に行なわれた場合において，候補者が理事と監事の双方に当選の資格を得たときは，その者が候補者である方に当選したものとみなす。

第16条 当選人が定まったときは，選挙管理者は，直ちに当選人に当選の旨を通知し，同時に当選人の住所，氏名および定款第27条第1項に規定する者またはその他の別を公告しなければならない。

2 前項の通知を発した日から10日以内に当選を辞する旨の届出がないとき当選人は，その当選を承諾したものとみなす。

第17条 当選人が前条第2項の期間満了の日までに当選を辞し，被選挙権を失ない，または死亡したときは，選挙管理者は直ちに第15条の例によって当選人を定めなければならない。

2 前項の規定により当選人が定まった場合には，前条の規定を準用する。

第18条 選挙管理者は，第16条第2項（前条第2項，第19条第2項および第21条第2項で準用する場合を含む。）の期間満了の日の翌日当選人の住所，氏名および定款第27条第1項に規定する者またはその他の別を公告しなければならない。

2 当選人は，前項の公告があったときに役員に就任するものとする。

3　前項の規定にかかわらず，役員の任期満了に伴う選挙の当選人は，第１項の公告のときが現任役員の任期満了前であるときは，その任期満了の日の翌日に役員に就任するものとする。

第１９条　選挙後90日以内に水産業協同組合法（以下「法」という。）第125条の規定による当選の取消しがあったときは，選挙管理者は，直ちに第15条の例により当選人を定めなければならない。

2　前項の規定により当選人が定まった場合には，第16条から前条までの規定を準用する。

第２０条　第15条から第17条までの規定による当選人がない場合，選挙すべき役員の数に足る当選人を得ることができない場合または法第125条の規定による選挙もしくは当選の取消しの結果前条の規定により当選人を定めることができない場合は，その不足の員数につき，再選挙を行なわなければならない。

第２１条　選挙後90日以内に役員中欠員が生じた場合において，第15条第１項の規定の適用をうけた得票者で当選人とならなかった者があるときは，選挙管理者は，第15条の例によって，その者のうちから当選人を定めなければならない。

2　前項の規定により当選人が定まった場合には，第16条から第18条までの規定を準用する。

第２２条　役員中欠員を生じた場合において，その欠員数が理事または監事の定数の３分の１以上になったとき，または理事会が必要と認めるときは，補欠選挙を行なわなければならない。ただし，前条の規定により当選人を定めることができる場合を除く。

2　前項の補欠選挙は，役員の任期の満了する日の90日前の日以後は，これを行なわない。

昭和 55 年度集荷販売実施要領

全国真珠養殖漁業協同組合連合会

(1) 共同販売の目的

本会は会員組合所属員の生産した真珠をその組合を通じて集荷し，これを共同販売して真珠市価の安定を図ることを目的とする。

(2) 集荷販売体系

系統組織の強化を図るため，本会の集荷販売は次の順序で取運ぶ。

組合員 → 組　合 → 全真連 → 買　手

(3) 集　　荷

1. 集荷の対象　本会へ集荷する真珠は浜揚げの姿を原則とする。この浜揚真珠は下級真珠を除いた加工してない良質のバラ珠とする。
2. 出荷割当　本年度は総取扱い高最低30億円とし，別に定める商品真珠の出荷割当表により集荷を行なう。

(4) 集荷販売期間

昭和55年11月より翌年３月31日迄の間で行なう。但し，特に本会が認めた時にはこの限りでない。

(5) 販　　売

売買成立につき出品組合の同意を要件として，販売委託を受けた真珠で，本会の開催する入札会又は示談会（会員組合が主催する入札会を含む）にて販売する。

1. 入札会の開催　㋑ 原則として毎月１～２回伊勢又は神戸において全買手を招待して開催する。
   ㋺ 入札会出品割当数は，各組合に割当をする。
2. 示談会の開催　本会役職員が立会う真珠販売会で，その取引場所は特に定めない。
3. 出品の金額　出品１点当りの金額は下記のものを原則とする。
   入　札　会　　１点50万円以上
   示　談　会　　特に定めない
4. 精　　算　委託された真珠が入札会又は示談会にて販売された時，本会はその販売代金から所定の控除金を差し引，系統金融機関の組合口座に振込む。

5. 手　数　料　㋑　売手数料　　売上額の２％

㋺　引手数料　　引金額の１％

(6) 販 売 条 件

本会の取引は，現金を原則とするが，買手の希望により別に定める手形限度額の範囲内で約束手形によることもできる。

この場合手形サイトは120日以内を原則とする。

(7) 特 別 販 売

入札会又は示談会において当会が認めた特定の買手と売買契約した真珠を代金決済時迄特別販売保証金を徴して留保する取引をいう。

特別販売の対象となる購入希望価額は当会が価格チェックを行なう。

(8) 入札会入会金

現金100万円とする。但し，買手が脱退する場合を除き返戻しない。

(9) 取引保証金

手形残高の10％以上を取引保証金として徴収するが，その取引保証金の対象となった取引関係が完済した時返戻する。

但し，取引保証金は銀行保証手形，又は確たる担保による手形の場合はこれを免除することができる。

(10) 金　　利

本会の集荷販売関係の金利は，年率9.75％の割合とし，買手負担とする。

但し，金融情勢の変化等相当な理由がある場合は，それに対応する程度の変更をする。

(11) 手数料の返戻

販売手数料２％のうち0.9％は出品組合に返戻する。但し，出荷割当量を超過した取扱いに対しては1.5％返戻する。

共 同 販 売 規 則

総　　則

第 1 条　趣　　旨

全国真珠養殖漁業協同組合連合会（以下本会という）は，会員組合所属員の生産した真珠（以下真珠という）を共同販売するため，この規則を制定する。

第 2 条　目　　的

本会は，養殖真珠価格の安定向上と真珠を加工販売業者へ円滑に供給するため，会員組合と協力して真珠の共同販売を行なうものとする。

共 同 販 売

第 3 条　方　　法

本会は，前条の目的を達成するため，本会主催の入札会および示談会を下記各号により運営する。

(1) 入札会は毎年11月より翌年３月までの間で，毎月１～２回伊勢市又は神戸市で開催する。但し，特に本会が認めた時にはこの限りでない。

(2) 示談会とは本会承認のもとに，本会役職員が１名以上立会う真珠販売会で，その取引場所は原則として本会とするが，本会承認のもとに他の場所でも開催できる。但し，開催期間は毎年11月より翌年３月までを主とするが，通年開催できる。

対 象 真 珠

第 4 条　定　　義

前条入札会又は示談会で，共同販売する真珠は，養殖ならびに天然のバラ珠とする（加工品を除く）。但し，その規格等については別に定める。

指 定 業 者

第 5 条　要　　件

第３条に規定する共同販売で買手となり得るものは，本会が承認し，かつ下記各号所定の手続を経たもの（以下買手という）に限る。但し，示談会において現金で購入するものについては，この限りでない。

(1) 入札会および示談会に参加を希望する者は，本会所定の申込書を提出するものとする。

(2) 本会は申込書により，本人および連帯保証人または担保物件を充分審査し，その諾否を決定する。

(3) 本会は承認を与えたものについて下記の取引方法により，その買手を分け各買手の手形残高の最高限度額（以下極度額という）を決定する。

イ．現金による場合

ロ．銀行保証手形による場合

ハ．物的担保を差し入れ手形による場合

ニ．保証書を差し入れ手形による場合

(4) 本会は承認を与えた者と別に定める真珠取引契約及び真珠特別販売契約を締結し，入会金を徴する。但し，それぞれの取引方法に応じて保証書，質権設定契約書，根抵当権契約書等を徴する。

第 6 条　契約の更新

前条に基づき締結した契約は，毎年共同販売実施前に更新するものとする。

第 7 条　脱　　退

本会は買手が脱退を申し出た時は，特別の理由がない限り承認しなければならない。但し，買手との債権債務は，脱退するまでに清算することを要する。

第 8 条　契約の解約

買手が下記の各号の一つに該当したとき，本会は買手にその旨通知して，原則として第 5 条(4)号所定の真珠取引契約及び真珠特別販売契約を解約する。

(1) 本会に対して負担する債務の一つでも，その所定の期限に支払わないとき。

(2) 他の債務のため強制執行，保全処分，競売法による競売，滞納処分による差押，もしくは破産の申し立（以下自己申し立の場合を含む）会社整理，和議の申し立，あるいは会社更生の申し立をうけたとき。

(3) 銀行取引停止，支払停止，支払不能，不信用な行為，その他本会の有する債権を著しく侵害する行為のあったとき。

(4) その他本規則および個別契約の条項の一つにでも違反したとき。

第 9 条　解約の効果

前条に該当したとき，本会は次の処置をとる。

(1) 真珠取引契約にあっては，買手に対し期限の利益を喪失せしめ，解約の時点における一切の債務を一時に支払わせる。

(2) 真珠特別販売契約にあっては，買手に対し契約の解除又は期限の利益の喪失のいずれかの処置を決定し，すみやかに事後処置を行なう。

保証人・担保

第１０条　要　　件

本会は保証人および物的担保の保証能力を審査し，その保証額を決定する。同一人が保証しうる買手は4名以内を原則とする。

第１１条　期　　間

保証人たる期間は，保証した共販年度（11月以降翌年10月31日）に成立した，その保証に係るすべての債務が決済されるまでとする。

但し，物的担保の場合は別に定める担保設定契約書による。

第１２条　責任の範囲

保証責任の範囲は，前条の期間内における通常の真珠取引契約に基づく取引および真珠特別販売契約に基づく真珠を真珠取引契約で定める極度額の範囲内で引取ることにより発生したすべての債務とし，保証人は各自の保証限度額の範囲内で債務者ならびに他の保証人と連帯して保証債務の履行にあたるものとする。

第１３条　保証人，担保の変更

本会の買手の保証人および担保物件に著しい事情の変更があった場合，またはそのおそれがあると認めた場合，遅滞なく保証人又は担保物件の追加を買手に請求しなければならない。買手がその請求に応じない時は，手形残高の最高限度額の減額等を行なう。

入会金および取引保証金

第１４条　目　　的

本会は買手が負担する一切の債務を担保するため，入会金および取引保証金を買手より徴求しなければならない。

第１５条　入会金，取引保証金の納付額とその期限

(1) 入会金は100万円とし，入会と同時に現金で徴求する。

(2) 取引保証金は手形残高の10％以上とするが，本規則第5条(3)号イ，ロ，ハの買手についてはこれを免除する。但し，徴求する取引保証金は，入会金を控除する。徴求期限は手形振出し後，5日以内とし現金を原則とするが，

信用力ある有価証券によることもできる。但し，有価証券による場合は，客観的評価を行ない掛目を乗ずるものとする。

第１６条　返　　戻

入会金は，買手が脱退する場合を除き返戻しない。

取引保証金は原則として，その取引保証金の対象となった取引関係終了時まで返戻しない。

販　　売

第１７条　方　　法

本会が主催する入札会および示談会の販売は，下記各号による。

(1) 入札会に上場する真珠は，原則として一点毎に入札に付する。開票の結果，最高値の入札者を出品者の承諾をえて落札者とする。

(2) 示談会での真珠の販売は，入札またはその他の方法によるが，立会う役職員は現物の規格および価格が妥当であることを確認のうえ販売することを要する。

(3) 前記(1)，(2)号による真珠の販売は，通常の販売の他，特別販売によることもできる。但し，特別販売先は本会と真珠特別販売契約を締結している買手に限る。

販売代金決済

第１８条　方　　法

販売代金の決済は，現金を原則とするが，本規則第５条(3)号ロ，ハ，ニの買手は極度額を定め，その範囲内で約束手形によることもできる。約束手形による場合は，その取引の最終日より手形期日（ 120 日以内を原則とする）までの年9.75％の割合による利息を手形徴求と同時に買手から徴求しなければならない。なお，手形期日は，当該共販年度の最終日（ 10月31日 ）を超えることはできない。

但し，利率は，金融情勢の変化等相当な理由がある場合，本会は買手に対しそれに対応する程度の変更を申出ることができその場合買手はこれを承諾するものとする。

第１９条　例　　外

第１７条(3)号による特別販売の代金決済方法は第２２条による。

特別販売

第２０条　定　　義

特別販売とは，買手が本会の入札会，又は示談会において真珠を購入しようとする場合，買手の希望にもとづき代金決済時まで対象真珠（以下現物という）を本会に留保する条件で行なう販売をいう。

第２１条　売買の成立

特別販売は買手が購入希望価額および現物引取猶余を本会に申し出，本会がそれを妥当と認め買手に承諾を与えた時成立する。この場合，本会は買手より下記のものを遅滞なく徴求しなければならない。

イ．現物引取念書（当該共販年度の９月30日を最終期限とした現物引取計画）

ロ．支払の担保としての約束手形（当該共販年度の９月30日を期限とする）

ハ．取引保証金（前記ロの手形金額の10％以上で現金又は本会の認める有価証券とする）

ニ．利息（所定の割合による120日間の利息を現金で徴求する。但しその後の利息の徴求は120日毎に前納させる）

なお，現物の所有権は買手の販売代金決済時まで本会に留保する。

第２２条　代金決済

前条の販売代金決済とは，支払いの担保として，買手が本会に差入れている約束手形の期日にかかわらず，第１８条に規定する決済を行なうことをいう。

第２３条　現物の引渡

買手に対する現物の引渡は，第１８条の代金決済または前条に基づき差入れた約束手形の決済と同時にその決済額に応じて行なうものとする。

第２４条　善管義務

本会は買手が現物を引取るまで善良な管理者の注意義務をもって，現物を保管しなければならない。なお，現物には販売代金相当額の火災保険を本会が付保する。

第２５条　免責事由

本会が現物の保管中，本会の責によらず不可抗力その他の事由により，現物の全部または一部が滅失，汚損した場合，その損害は買手が負担するものとする。

第２６条　契約解除の効果

第９条(2)号により契約を解除した場合，本会はその時点で市場価格を基準にして現物の評価を行ない，買手の債務を確定し必要な場合は損害金の賠償を請求

する。

代　理　人

第２７条　要　　件

本会の買手が入札会および示談会に代理人を出席せしめるか，または補助者を同伴する必要があるときは，それらの者が買手の役員または従業員である場合に限り認める。

上記の場合は，本会は買手から代理人等届を徴する。

雑　　則

第２８条　入札金額は1,000円未満の端数は認めない。

第２９条　入札会の訂正または取消は開票前に限り改め札によって行なうことができる。但し，改めの表示が不明瞭な場合はこれを認めない。

第３０条　同一金額の最高入札者が２名以上あった場合は，抽せんによりその内の１名を最高値の入札者として決定する。

第３１条　入札会の開票には，本会の定める委員が立会う。

第３２条　代理人等の入札会入場は原則として１名に限る。

第３３条　下記各号の場合は入札を無効とする。

(1)　入札金額が不明瞭または判別し難い場合。

(2)　入札者の判明しない場合。

(3)　入札条件に違背した者の入札。

第３４条　本会は会員組合と，集荷・販売に関する契約を締結し，本会の入札会および示談会を積極的に推進していく。

第３５条　入札会，示談会の日程は適時公表するものとする。

真珠取引契約書

全国真珠養殖漁業協同組合連合会（以下甲という）と
（以下乙という）とは甲が行なう入札会および示談会における真珠の売買に関し，次のとおり契約を締結する。

第 1 条　取引の期間・極度額

(1) 甲と乙はこの契約により，契約締結日より昭和56年10月31日まで継続的に真珠の売買を行なう。

(2) 甲が乙に認める限度額（手形残高の最高限度額）は金　　円也とする。

第 2 条　売買契約の成立

入札会および示談会での個別的売買契約の成立は下記の各号による。

(1) 入札会においては，乙が落札者として甲の承認をえたとき。

(2) 示談会においては，乙の購入する真珠の数量および価額を甲が承認したとき。

(3) 別に定める真珠特別販売契約に基づく真珠を，本契約に定める極度額の範囲内で引取る場合は，乙が甲に現物の引取りを申し出，甲がこれを承認したとき。

第 3 条　代金決済

前条に基づく乙の販売代金の決済は現金を原則とするが，甲の承認する金額の範囲内で約束手形によることができる。約束手形による場合，その手形期間は120日以内とし，手形期日は昭和56年10月31日を越えてはならない。

なお，乙は同時にその取引最終日より手形期日まで年9.75％の割合による利息を支払うものとする。

但し，利率は金融情勢の変化等相当な理由がある場合，甲は乙に対しそれに対応する程度の変更を申出ることができその場合乙はこれを承諾するものとする。

第 4 条　弁　　済

乙が約束手形により代金決済した場合，その約束手形の決済が完了するまでは，売買代金債務弁済の効力は生じないものとする。

第 5 条　真珠の引渡

甲は乙が第3条による代金決済と同時に，真珠を乙に引渡すものとする。但し，

引渡前に不可抗力，その他甲の責によらないで生じた真珠の滅失，棄損，減量，その他一切の損害は乙が負担するものとする。

なお，甲が真珠を保管する場合は，善良な管理者の注意義務をもって行なう。

第 6 条　取引保証金

乙は甲に対し，現に負担し，また昭和56年10月31日までに負担することあるべき債務を担保するため，この契約に基づき振出した手形残高に対し10％以上の取引保証金（入会金を含む）を現金または甲の認める有価証券で甲の請求によりただちに差入れるものとする。但し，乙が銀行保証または物的担保差入れの手形による場合は当事者間で協議の上，これを免除することができる。なお，甲は取引保証金に対し利息を付さない。

乙はこの契約による債務ならびに他に真珠特別販売契約を締結している場合は，その全債務の弁済が終了するまで，一旦差入れた取引保証金の返戻を請求することはできない。

第 7 条　保　証　人

乙はこの契約により現に負担し，または昭和56年10月31日までに負担する一切の債務を担保するため，甲が承認する第３者をして連帯保証せしめるものとする。但し，乙が甲の承認する担保物件を甲に差入れた場合はこの限りでない。

第 8 条　保証人担保の変更

乙は保証人および担保物件に著しい事情の変更があった場合，又はそのおそれがある場合，その旨をただちに届出なければならない。

第 9 条　遅延損害金

乙が売買代金債務の弁済を怠った時，乙は甲に対し支払期日の翌日より完済の日まで年14％の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第１０条　契約の解約

乙が下記の各号の一つに該当したとき，甲は乙にその旨を通知して契約を解約することができる。この場合乙は各取引債務全部について期限の利益を失ない，甲に負担する一切の債務を一時に完済しなければならない。なお，乙は期限の利益を失った日の翌日から完済の日まで年14％の割合による損害金を付加して支払うものとする。

(1)　甲に対して負担する債務の一つでも，その所定の期限に支払わないとき。

(2)　他の債務のため強制執行，保全処分，競売法による競売，滞納処分による差押若しくは破産の申立（以下自己申立の場合を含む）会社整理，和議の

申立，あるいは会社更生の申立をうけ，または甲がそのおそれがあると認めたとき。

(3) 銀行取引停止，支払停止，支払不能，不信用な行為，その他甲の有する債権を著しく侵害する行為があったとき。

(4) その他，本契約条項ならびに甲の行なう入札会および示談会の取りきめの一つにでも違反したとき。

第１１条　合意管轄

この契約により生じる権利義務に関する訴訟については，津地方裁判所伊勢支部をもって管轄裁判所とする。

第１２条　乙の印鑑届

(1) 乙が第３条により手形（小切手を含む以下同じ）の振出しに使用する印鑑は別紙印鑑届書により甲に届出るものとする。

(2) 手形の印影を前項の印鑑に相当の注意をもって照合し，相違ないと認められるときは手形の印章について，偽造，変造，盗用等の事故があっても，これによって生じた損害は乙の負担とし，乙は手形の記載文言にしたがって責任を負う。

第１３条　別途協議

この契約に定めない事項については，そのつど甲，乙協議のうえ決定するものとする。

本契約書は２通作成のうえ，甲乙各１通づつ保有するものとする。

昭和　　年　　月　　日

甲　住所　東京都中央区京橋３丁目６番１５号
　　氏名　全国真珠養殖漁業協同組合連合会
　　会長理事　森　正男　　㊞

乙　住所
　　氏名
　　㊞

真珠特別販売契約書

全国真珠養殖漁業協同組合連合会（以下甲という）と
（以下乙という）とは甲が行なう入札会および示談会における真珠の売買に関し，次のとおり契約を締結する。

第 1 条　定　　義

この契約に基づいて行なう売買は，乙が甲の行なう入札会又は示談会において真珠を購入しようとする場合，乙の希望にもとづき，代金決済時まで対象真珠（以下現物という）を甲のもとに留保する条件で行なうもので，特別販売という。

第 2 条　売買の期間と限度額

この契約による売買は，昭和56年 9 月30日までとし，乙が甲より継続的に購入できる限度額は金　　円也とする。

第 3 条　売買契約の成立

個別的売買契約は，乙が購入希望価額および現物の引取猶余を甲に申し出，甲がそれを妥当と認めて乙に承諾を与えた時成立する。

この場合，乙は甲に下記のものを提出しなければならない。

イ．現物引取念証（当該共販年度の 9 月30日を期限とした現物引取計画）

ロ．支払いの担保としての約束手形（当該共販年度の 9 月30日迄を期限とする）

ハ．取引保証金（前記ロの手形金額の10％以上で現金又は当会の認める有価証券とする）

ニ．利息（年9.75％の割合による 120 日間の利息を現金で徴求し，その後の利息徴求は 120 日毎に前納する。但し，金融情勢の変化等相当な理由がある場合，甲は乙に対しそれに対応する程度の変更を申出ることができその場合乙はこれを承諾するものとする。）

なお，現物の所有権は乙の販売代金決済時まで甲が留保する。

第 4 条　代 金 決 済

この契約でいう代金決済とは，現金の支払い又は乙が支払いの担保として甲に差入れた約束手形をその期日に決済することをいう。但し，別に甲と乙が締結した真珠取引契約により振出された約束手形で決済する場合はその手形期日は，56年 9 月30日を超えてはならない。

第 5 条　弁　　済

約束手形により代金弁済した場合，その約束手形の決済が完了するまでは，売買代金債務弁済の効力は生じないものとする。

第 6 条　現物の引渡

甲は，乙が第 4 条による代金決済と同時に，その決済額に相当する現物を乙に引渡すものとする。

第 7 条　善管義務

甲は現物を保管する場合，善良な管理者の注意義務をもってこれを行う。なお，現物には甲の責任において，販売代金相当額の火災保険を付保する。

第 8 条　免責事由

現物の引渡前に不可抗力，その他甲の責によらないで生じた現物の滅失，棄損，減量，その他一切の損害は，乙が負担するものとする。

第 9 条　取引保証金

乙は取引保証金として，この契約に基づき発生した個別的売買毎にその金額の10%以上を現金又は，当会が認めた有価証券で甲に差入れるものとする。

一旦差入れた取引保証金は，乙が現に甲に負担しており，あるいは昭和　年9月30日までに，負担することあるべき債務を担保し，本契約に基づく債務を弁済するまでは，その返戻を請求することはできない。なお，甲は取引保証金には利息を付さない。

第１０条　遅延損害金

乙は，真珠特別販売代金債務の弁済を怠ったときは，甲に対し支払期日の翌日より完済の日まで年14%の割合による遅延損害金を甲に支払うものとする。

第１１条　期限の利益の喪失

乙が，次の各号の一つに該当したとき，乙は直ちに期限の利益を失い，その時における残債務を一時に完済しなければならない。なお，乙は期限の利益を失った日の翌日から完済の日まで年14%の割合による損害金を付加して支払うものとする。

乙は期限の利益を喪失した日以後，現物を市場価格で販売されても異義ない。

(1)　甲に対して負担する債務の一つでもその所定の期限に支払わないとき。

(2)　他の債務のため，強制執行，保全処分，競売法による競売，滞納処分による差押，若しくは破産の申立（以下自己申立の場合を含む）会社整理，和議の申立あるいは会社更生の申立をうけ，または甲がそのおそれあると認

めたとき。

(3) 銀行取引停止，支払停止，支払不能，不信用な行為，その他甲の有する債権を著しく侵害する行為があったとき。

(4) その他，本契約条項ならびに甲の行なう入札会および示談会の取りきめの一つにでも違反したとき。

第１２条　契約の解除

甲は前条の場合において乙との本契約を解除することができる。

契約が解除された場合，乙は契約解除時において甲に損害金が生じた時は甲の請求に従いただちにその損害の賠償をしなければならない。なお，乙は上記損害金に対し契約解除の翌日から完済の日まで年14％の割合による利息を付加して支払うものとする。

前記損害金の算定にあたって基本となる現物の評価は契約解除時の市場価格を基準にした甲の評価額によるものとする。

第１３条　合意管轄

この契約により生ずる権利義務に関する訴訟については，津地方裁判所伊勢支部をもって，管轄裁判所とする。

第１４条　乙の印鑑届

(1) 乙が第４条により手形の振出しに使用する印鑑は，別紙印鑑届書により甲に届出るものとする。

(2) 手形の印影を前項の印鑑に相当の注意をもって照合し，相違ないと認められるときは，手形印章について，偽造，変造，盗用等の事故があってもこれによって生じた損害は乙の負担とし，乙は手形の記載文言にしたがって責任を負うものとする。

第１５条　別途協議

この契約に定めない事項については，そのつど甲，乙協議のうえ決定するものとする。

本契約書は，２通作成のうえ，甲，乙各１通づつ保有するものとする。

昭和　　年　　月　　日

甲　住　所　東京都中央区京橋３丁目６番１５号
　　氏　名　全国真珠養殖漁業協同組合連合会
　　会長理事　森　正男　㊞

乙　住　所
　　氏　名
　　㊞

保　　証　　書

保証人は　　（以下債務者という）が貴会に差入れた昭和　年　月　日付真珠取引契約書（以下同契約書という）の各条項および次の条項を承認のうえ債務者が同契約書の真珠取引によって現在負担している債務および将来負担する一切の債務について債務者と連帯して，ただちに債務履行の責に任じます。

第１条　保証人は協同して，債務者が貴会に対して負担している債務の内，総額金　　円を最高限度額として，且つ債務者と連帯して貴会から御請求を受けたとき，ただちに保証債務履行の責に任じます。
但し，保証人各自の保証限度額は下記の通りといたします。

第２条　保証人の保証期間は，本共販年度（昭和55年11月１日より昭和56年10月31日まで）の期間に成立した債務者のすべての債務が弁済されるまで，或いは保証人各自の保証債務の履行完了までといたします。

第３条　保証人は，貴会に対する債務者の債務がすべて完済されるまで債務者に対し求償権を行使いたしません。

後日のため債務者ならびに保証人連署してこの保証書を差入れます。

昭和　　年　　月　　日

住　　所

債　務　者　　㊞

住　　所

連帯保証人　　㊞

（保証限度額　金　　円）

住　　所

連帯保証人　　㊞

（保証限度額　金　　円）

住　　所

連帯保証人　　㊞

（保証限度額　金　　円）

住　　所

連帯保証人　　㊞

（保証限度額　金　　円）

住　　所

連帯保証人　　㊞

（保証限度額　金　　円）

住　　所

連帯保証人　　㊞

（保証限度額　金　　円）

全国真珠養殖漁業協同組合連合会

会長理事　森　　正　男　殿

誓　　約　　書

(1) 下名　　（以下買手という）は貴会主催に係る真珠入札会および示談会に参加致しますについては，別紙共同販売規則を諒承の上貴会と真珠取引契約を締結致します。

(2) 下名買手は貴会から真珠を購入致しますについては，代金決済は現金で致しますが，やむを得ず支払いのため小切手を振出す場合は相違なくお支払いし貴会に些かも御迷惑，御損害をおかけ致しません。万一上記不履行の場合は入会金を充当されても異存ありません。

(3) 下名買手は別紙申請の者を入札会補助者と定め，同行または代理として参加させますが，ついては小切手の振出しおよび受渡しその他の行為は一切私の名において致させますが，これによって生ずる一切の責任，ならびに同人等の故意，または過失に基づく御損害もすべて私が負担し，貴会に些かの御迷惑御損害をお掛け致しません。

(4) 下名保証人は上記の各項を諒承の上，買手と連帯してただちにその債務履行の責に任じます。

後日のため買手ならびに保証人連署してこの誓約書を差入れます。

昭和　　年　　月　　日

住　　所

買　　手　　㊞

住　　所

保 証 人　　㊞

全国真珠養殖漁業協同組合連合会

会長理事　　森　　正 男　　殿

印　鑑　届　書

当会と貴会間の真珠取引契約及び真珠特別販売契約に基づいて，振出す手形又は小切手に使用する印鑑をお届けします。

記

昭和　　年　　月　　日

住　　所

氏　　名　　㊞

全国真珠養殖漁業協同組合連合会

会長理事　　森　　正　男　　殿

入札会入場補助者届

私事貴会主催入札会（示談会を含む）に下記の者を補助者と定め，同行または代理として参加させます。ついては手形，または小切手の振出しおよび受渡しその他の行為は一切私の名において致させますが，これによって生ずる一切の責任ならびに同人等の故意または，過失に基づく御損害も総て私が負担します。

昭和　　年　　月　　日

住　　所

代表者名　　㊞

氏　　名	年　齢	当社における役職名
	才	
	才	
	才	
	才	
	才	

全国真珠養殖漁業協同組合連合会

会長事理　森　　正　男　殿

55年度 入札会参加者一覧表

55. 12. 1

	社　　名	〒	住　　所	TEL
1	アサヒ真珠㈱	516	伊勢市吹上2丁目12－8	伊勢（28）5118
2	㈲井上真珠	516	伊勢市宮後1丁目2－5	伊勢（23）2908
3	㈱大月真珠	650	神戸市中央区三宮町1丁目2－1　三神ビル	神戸（391）4931
4	岡添真珠㈱	650	神戸市中央区山本通1丁目6番23号	神戸（242）2424
5	奥田一郎	650	神戸市中央区山本通2丁目4－8	神戸（241）0020
6	小沢憲司	658	神戸市東灘区住吉町山下1618の1	神戸（851）2201
7	㈲オリエントパール商会	650	神戸市中央区中山手通5丁目2－2	神戸（341）3278
8	覚田真珠㈱	516	伊勢市本町7番5号	伊勢（28）0231
9	㈱加藤パール	650	神戸市中央区山本通1丁目7番6号 泰富ビル 4階	神戸（222）1007
10	兼井物産㈱	658	神戸市東灘区住吉町堂の本1824	神戸（811）2881
11	河井雅次	516	伊勢市宇治浦田町664の28	伊勢（25）0255
12	㈱木下真珠	650	神戸市中央区山本通1丁目7－7	神戸（221）0487
13	㈲貴和真珠	650	神戸市中央区中山手通1丁目24－10	神戸(241)3227~8
14	久野真珠商会	651	神戸市中央区布引町2丁目4－10 新布引ビル 8階	神戸（231）2727
15	光春パール	516	伊勢市倭町49－3	伊勢（23）0456
16	沢田保司	516	伊勢市楠部町126の5	伊勢（23）1001
17	沢田安正	517 -07	志摩郡志摩町和具	志摩（5）0118
18	大洋真珠㈱	650	神戸市中央区北野町3丁目5番20号	神戸（231）2275
19	㈲泰富パール	650	神戸市中央区山本通1丁目7番6号	神戸（241）3040
20	㈾高橋兄弟商会	650	神戸市中央区山本通1丁目6番20号	神戸（221）0075

	社　　名	〒	住　　所	TEL
21	田崎真珠㈱	651	神戸市中央区旗塚通６丁目３の１０	神戸（231）3321
22	塚崎　淳	650	神戸市須磨区高倉台２丁目６の２１	神戸（735）7451
23	帝真貿易㈱	650	神戸市中央区加納町４丁目８番１７号	神戸（391）2126
24	東京真珠㈱	104	東京都中央区銀座６丁目１５の２ 木挽館ビル別館１５号室	東京（541）5555
25	中井国平	516	伊勢市一志町４	伊勢（23）5678
26	中井四郎	516	伊勢市岩渕２丁目５の１２	伊勢（28）2022
27	中桐真珠㈱	651	神戸市中央区生田町２丁目２番４号	神戸（242）2323
28	㈱西村真珠	651	神戸市中央区磯上通５丁目１　三光ビル	神戸（231）2151
29	㈱日貿	651	神戸市中央区神仙寺通１丁目２の２	神戸（241）8877
30	光真珠㈱	650	神戸市中央区中山手通1丁目23−2　山内ビル	神戸（231）5637
31	平賀正美	517 −07	志摩郡志摩町片田２２０６	志摩（5）2511
32	富士真珠㈱	105	東京都港区新橋４丁目２１番１２号	東京（432）0421
33	プルデンシャル真珠㈱	514	大阪市東区平野町３丁目２７　長沢ビル	大阪（222）0357
34	㈱ミキモト	104	東京都中央区銀座２丁目４の１２	東京（562）3111
35	本山産業㈱	650	神戸市中央区山本通２丁目９番１０号 和光ハイマート７０１号	神戸（221）6667
36	森真珠㈱	650	神戸市中央区中山手通１丁目２４番１０号	神戸（241）2125
37	㈱山勝真珠	650	神戸市中央区山本通２丁目５－３	神戸（231）0051
38	㈲ユニオン真珠商会	516	伊勢市岡本２丁目１６－１	伊勢（28）6670
39	吉田真珠	517 −07	志摩郡志摩町越賀２－９	志摩（5）0149
40	北村真珠㈱	650	神戸市中央区北野町３丁目２番４号 アニルドビル７階	神戸（221）6331
41	フルヤ真珠宝石㈱	166	東京都杉並区高円寺南２－２６－１２	東京（314）0101

年　度　別　共　販　取　扱　実　績

単位　数量……匁
　　金額……円

年度	伊勢入札会		神戸入札会		示談		小計		一号品		合計	
	数量	@金額	数量	@金額	数量	@金額	数量	@金額	数量	@金額	数量	@金額
36	858,174.62	@816 700,354,580	93,406.9	@1,171 109,425,700			951,581.52	@850 809,780,280	144,930	@771 111,795,400	1,096,511.52	@840 921,575,680
37	1,056,325.12	@942 995,613,700	485,184.7	@1,108 537,650,000	2,523,490.9	@797 2,013,510,488	4,065,000.72	@872 3,546,774,188	809,160	@608 492,153,030	4,874,160.72	@828 4,038,927,218
38	807,476.5	@905 731,281,210	631,120.3	@1,213 766,168,700	4,046,669.4	@817 3,307,086,000	5,485,266.2	@875 4,804,535,910	427,322.5	@606 259,365,540	5,912,588.7	@856 5,063,901,450
39	827,474.5	@831 688,447,000	868,287.3	@1,041 904,387,100	5,869,670.4	@757 4,447,833,871	7,565,432.2	@798 6,040,667,971	352,608	@691 243,738,260	7,918,040.2	@793 6,284,406,231
40	920,570.4	@814 749,887,890	1,243.064.3	@1,190 1,480,387,820	5,179,873.2	@803 4,135,609,153	7,343,508.1	@866 6,365,884,863	114,210.5	@930 106,326,020	7,457,718.6	@867 6,472,210,883
41	819,667.	@998 818,236,410	1,646,838.8	@1,391 2,292,291,950	5,149,003.7	@991 5,103,776,902	7,615,509.5	@1,078 8,214,305,262	235,040	@824 193,710,200	7,850,549.5	@1,071 8,408,015,462
42	579,416.4	@878 509,053,760	1,231,314.4	@851 1,048,868,550	5,440,554.4	@731 3,977,066,061	7,251,285.2	@763 5,534,988,371	7,924,435	@850 6,739,003,615	15,175,720.2	@808 12,273,991,986
43	139,543.	@825 115,171,150	250,833	@759 190,392,800	2,418,498.6	@695 1,682,714,725	2,808,874.6	@707 1,988,278,675	283,374	@614 174,022,390	3,092,248.6	@706 2,162,301,065
44	496,574.2	@925 459,739,480	984,194.8	@1,046 1,029,858,870	1,961,351.2	@825 1,619,714,978	3,442,120.2	@903 3,109,313,328	488,688	@715 349,502,580	3,930,808.2	@879 3,458,815,908
45	193,238	@736 142,410,850	291,463	@830 242,016,240	1,458,469.5	@684 998,475,425	1,943,170.5	@711 1,382,902,515			1,943,170.5	@711 1,382,902,515.
46	337,645.8	@833 281,550,260	304,460	@1,041 316,99 910	1,107,955	@761 843,635,633	1,750,060.8	@824 1,442,178,803			1,750,060.8	@824 1,442,178,803
47	117,213.5	@1,421 172,454,600	36,249	@1,320 47,859,300	1,343,302.6	@1,533 2,062,147,789	1,496,765.1	@1,524 2,282,461,689			1,496,765.1	@1,524 2,282,461,689
48	89,094	@1,876 167,175,300	38,210	@2,471 94,418,900	1,213,092	@2,052 2,489,643,673	1,340,396	@2,052 2,751,237,873			1,340,396	@2,052 2,751,237,873
49	52,660	@1,621 85,404,000			1,259,788	@1,672 2,107,254,615	1,312,448	@1,670 2,192,658,615			1,312,448	@1,670 2,192,658,615
50	40,638	@2,186 88,857,000	40,700	@2,791 113,617,800	1,010,758.5	@2,257 2,281,611,848	1,092,096.5	@2,274 2,484,086,648			1,092,096.5	@2,274 2,484,086,648
51	52,051	@2,085 108,531,400			1,057,194.5	@2,592 2,741,082,712	1,109,245.5	@2,568 2,849,614,112			1,109,245.5	@2,568 2,849,614,112
52	33,928	@1,906 64,688,000			1,269,051.5	@2,384 3,025,548,590	1,302,979.5	@2,371 3,090,236,590			1,302,979.5	@2,371 3,090,236,590
53	34,127	@1,773 60,539,000	20,439.5	@3,617 73,939,000	1,117,285.5	@2,124 2,373,565,375	1,171,852	@2,140 2,508,043,375			1,171,852	@2,140 2,508,043,375
54	187,743	@2,739 514,395,050			1,053,232.5	@3,110 3,276,327,990	1,240,975.5	@3,054 3,790,723,040			1,240,975.5	@3,054 3,790,723,040

（注）○ 昭和３６～３９年度の神戸入札会実績は共催入札会実績
○ 各地における組合との共催入札会又は示談会は示談に集計
○ 一号品金額は評価額

年度別真珠共販取扱高の推移

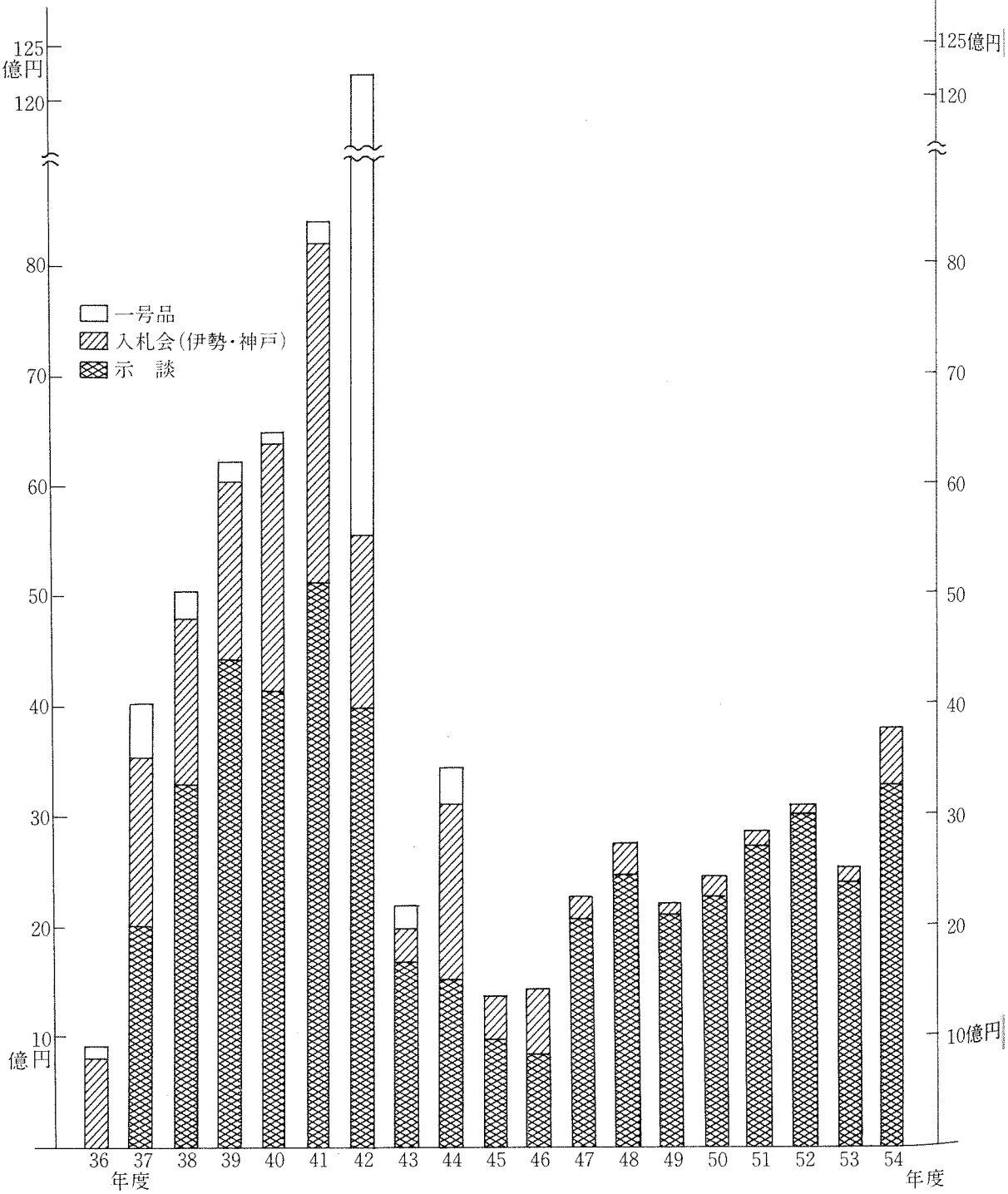

年度別輸出実績

大蔵省貿易統計

年度	数量	単価	金額	前年度比		
	夂	$	$	数量 %	単価 %	金額 %
25	1,247,254	3.36	4,206,437			
26	1,571,567	2.75	4,310,213	26.0	−18.1	2.4
27	1,883,621	2.55	4,819,321	20.0	−7.2	11.8
28	1,958,123	2.62	5,134,499	4.0	2.7	6.5
29	3,180,985	2.28	7,240,158	62.0	−12.9	41.0
30	4,810,208	2.08	10,040,025	51.2	−8.7	38.6
31	6,213,991	2.14	13,321,545	29.1	2.8	32.6
32	6,951,647	2.37	16,498,721	11.8	10.7	23.8
33	8,956,481	1.98	17,684,960	28.8	−16.4	7.1
34	11,304,993	2.17	24,215,490	26.2	9.5	36.9
35	14,389,626	2.12	30,479,557	27.2	−2.3	25.8
36	16,048,885	2.23	35,786,215	11.5	5.1	17.4
37	16,610,697	2.52	41,815,544	3.5	13.0	16.8
38	17,850,621	2.65	47,235,344	7.4	5.1	12.9
39	20,189,555	2.72	55,011,224	13.1	2.6	16.4
40	22,883,211	2.80	64,132,150	13.3	2.9	16.5
41	24,342,274	2.65	64,561,755	6.3	−5.3	0.6
42	22,929,382	2.38	54,609,311	−5.8	−10.1	−15.4
43	20,722,546	2.23	46,192,544	−9.6	−6.3	−15.4
44	21,667,923	2.22	48,161,702	4.5	−0.4	4.2
45	19,173,754	2.10	40,216,766	−11.5	−5.4	−16.5
46	16,973,268	2.07	35,187,701	−11.4	−1.4	−12.5
47	16,922,078	2.67	45,238,930	−0.3	28.9	28.5
48	12,482,766	5.24	65,367,679	−26.2	96.2	44.4
49	10,350,159	5.71	59,096,683	−17.0	8.9	−9.6
50	10,165,156	5.82	59,180,898	−1.7	1.9	0.1
51	9,634,513	7.85	75,651,634	−5.2	34.8	27.8
52	9,329,356	10.00	93,280,036	−3.1	27.3	23.3
53	10,424,807	11.53	120,171,679	11.7	15.3	28.8
54	12,578,291	11.49	144,541,903	20.6	−0.3	20.2

年度別，サイズ別平均単価の推移

単位匁当り：円

年度＼サイズ	3ミリ以下	4ミリ	5ミリ	6ミリ	7ミリ	8ミリ	9ミリ以上	総平均
36	1,034	635	643	660	767	1,546	5,271	842
37	891	712	657	720	930	1,349	4,544	872
38	1,584	612	537	830	1,097	1,311	3,005	875
39	835	520	387	694	1,262	1,674	4,037	798
40	758	558	456	581	1,278	2,137	5,348	866
41	815	650	579	712	1,284	2,411	5,766	1,078
42	665	543	570	589	877	1,145	2,192	763
43	650	454	512	555	699	1,089	2,504	707
44	1,168	680	549	639	1,041	1,617	4,816	903
45	1,165	607	408	525	839	1,253	3,302	711
46	1,280	693	543	617	964	1,388	5,788	824
47	1,322	910	780	1,047	1,933	2,797	4,892	1,524
48	1,757	1,336	1,512	1,628	2,386	3,936	5,873	2,052
49	1,316	1,254	1,425	1,551	1,762	3,106	4,621	1,670
50	2,920	2,205	1,793	2,072	2,732	4,493	7,535	2,274
51	3,682	2,506	1,819	2,359	3,696	3,993	7,565	2,567
52	5,017	2,568	1,476	2,089	3,175	3,950	9,470	2,371
53	3,544	2,070	1,418	1,744	2,575	3,915	13,656	2,140
54	5,567	2,837	2,315	2,409	3,274	4,705	20,195	3,054

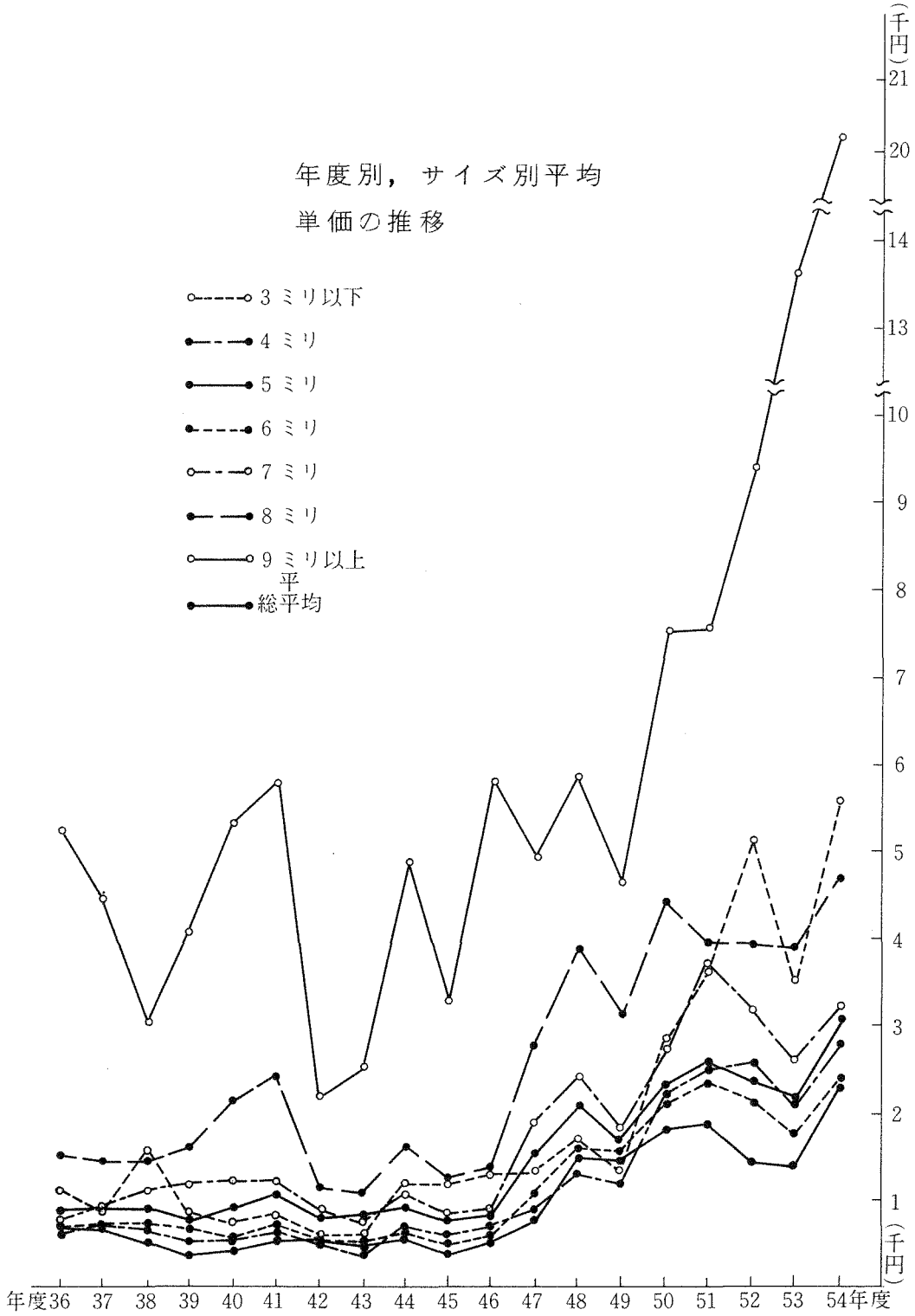
年度別，サイズ別平均
単価の推移
3ミリ以下
4ミリ
5ミリ
6ミリ
7ミリ
8ミリ
9ミリ以上
平総平均
(千円)
21
20
14
13
10
9
8
7
6
5
4
3
2
1
(千円)
年度36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54年度

組合別，年度別，販売取扱状況表

（単位）数量…もんめ
金額…円

組合名	36		37		38		39		40		41		42	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
的矢地区							168,037	162,522,600	229,829.5	154,566,670	257,472	216,160,898	292,362	202,671,355
阿児町							72,660	35,687,760	60,323	48,275,210	40,025	58,547,710	52,297	39,812,710
神明							177606	119,677,286	184,712	104,070,670			208883	124,556,040
立神				38,168,000		76,608,000		128,449,896		103,192,900		232,204,500		154,392,120
波切			54,165	38,017,330	113,774	59,945,000	187,249.5	87,601,630	162,692	81,445,990	168,358	107,828,620	240,427	116,197,665
船越	31,440	17,602,885	388,589	281,436,908	560,467	363,714,440	249,947	129,766,364	189,102	125,557,516	323,700	234,778,340	1,024,282	631,908,356
片田														340,000,000
布施田				135,237,700		347,193,060		384,754,710		484,875,397	388,518	276,498,829		
和具					598,625	493,906,500	725,229	539,677,330	541,951	373,936,165	781,250	674,357,870		
間崎	(4,260)	(4,088,400)	(95,665.5)	(72,375,100)	(106,108)	(79,600,670)	268,977	192,891,490	(197,546.6)	(159,454,260)	839,175	91,907,310	(312,348.1)	(225,128,950)
越賀	28,851.5	21,644,000	374,478	289,460,600	843,996.3	709,667,880	875,899	688,061,124	756,232	586,050,400	900,505.5	1,057,549,305	1,490,008.5	1,139,880,350
御座	(4,495.5)	(5,269,000)	(4,314)	(2,970,000)	(45,611.5)	(34,071,300)	(32,867)	(21,024,860)	(44,318)	(25,950,500)	(76,691)	79,698,896	(49,830)	(32,335,300)
三重県浜島町								315,512,280		445,980,980		350,000,000		
宿浦														
五ヶ所				51,155,970		78,021,006		158,288,090		205,644,442		229,705,220		198,347,840
南海													308,873	157,552,473
南島														
全南島														
紀州					203,101	169,511,720	119,339	101,358,210	51,300	40,062,750	70,355	72,781,740	116,825	73,228,280
和歌山県											27,941	20,964,410		
福井県											63,000	52,720,000	172,393	160,776,530
山口県														
愛媛県	1332218	135,959,200	5183327	586,936,670	3331184	410,350,800	702,881.3	656,556,890	669.3443	738,785,900	821,733.3	1,012,381,000	1,583,657.1	1,068,369,520
佐賀県														
対馬	40,240	30,464,900	101,580.6	98,130,589	131,135.5	142,382,220	219,450	240,205,960	305,303.5	324,794,260	354,492	485,332,640	482,816.9	327,052,960
長崎県	95,104.2	99,943,400	254,862	311,344,900	465,392.3	561,402,550	812,418.45	885,669,865	841,252.4	1,040,563,505	951,649.2	1,326,437,650	1,764,470.7	1,182,881,546
大分県									343,902	291,093,240	398,650	467,919,723	850,451	605,749,380
熊本県											29,197.9	40,408,450	138,328.9	130,941,900
合計	337,613	314,971,785	1,791,986.8	1,905,233,767	3,401,329	3,526,375,146	4,612,560.25	4,847,706,345	4,577,296.5	5,334,300,755	5,737,455.4	7,088,183,111	9,088,253.2	6,757,391,155

（注）（　　）内は計数不明につき全真連取扱高をもって組合取扱い高とした。

	43		44		45	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
的矢地区	152,892	105,789,300	82,787	82,515,825	35,195	27,035,640
阿児町	(43,915)	(21,670,740)	(46,101)	(26,722,000)	26,626	13,658,800
神明					225,464	65,100,155
立神		93,736,150	228,000	120,234,396	188,182	80,064,270
波切	221,236	107,123,410	181,128	85,957,310	103,561	39,473,987
船越	202,869	106,367,968	174,973	100,231,430	73,971	33,598,280
片田	284,905	138,071,586	(177,230)	(78,994,340)	(11,167)	(7,759,000)
布施田	595,377	336,003,740	454,235	227,315,205	478,081	275,188,535
和具	365,987	192,800,380	471,359	239,431,700	341,844.4	121,228,770
間崎	(26,800.5)	(20,839,000)	35,030	28,898,530	7,422	5,957,100
越賀	465,120	330,872,415	385,364	296,694,695	139,220	78,501,984
御座	(7,566)	(5,219,870)	10,992	7,352,750	27,289	15,785,650
三重県浜島町	61,100	34,138,460	152,110	79,834,600	31,688	17,996,300
宿浦	6,153	3,472,420	30,294	20,500,840	24,561	12,866,275
五ケ所		139,507,340	348,124	237,026,360	275,683.5	183,305,369
南海			180,179	71,670,335		
南島						
全南島						
紀州	110,608	30,971,160	874	726,000	3,284	1,639,680
和歌山県						
福井県						
山口県	171,818	124,018,100	24,957	14,637,830	14,984	11,689,280
愛媛県	415,109	186,475,160	764,163.3	727,229,735	680,563	545,801,020
佐賀県						
対馬	141,361.6	82,721,810	223,450	155,569,774	197,896	119,626,200
長崎県	680,220.5	515,724,315	989,101.2	1,086,301,947	926,261	832,781,195
大分県	312,572.6	180,392,050	247,843	201,114,010	185,302	94,359,716
熊本県	248,531	157,401,700	110,561	108,159,350	201,230	161,811,850
	4,514,141.2	2,913,317,074	5,318,855.5	3,997,118,962	4,199,474.9	2,745,229,056

46		47		48		49	
数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
6,438	4,165,400	32,614	52,544,600	29,221	74,536,650	19,379	32,956,350
11,577	6,881,210	11,830	14,166,090	11,548	25,162,400	27,591	33,873,400
80,724	49,975,658	109,291	122,077,560	101,150	115,962,900	115,660	131,142,900
282,457.2	155,884,715	361,029.8	267,012,690	318,223.4	457,160,530	234,245.6	323,746,540
94,422	54,663,776	131,452.5	102,908,600	63,674	97,201,600	50,787	69,750,130
45,115	42,920,497	124,372	109,466,142	42,512	63,788,220	47,031	67,380,110
130,413	93,222,670	154,424	178,178,140	86,155	143,967,140	107,901	146,883,750
187,455	139,833,640	133,779	126,154,680	180,724	267,028,970	288,873	362,702,310
219,777	131,394,040	260,290.6	263,887,410	286,437	427,876,050	400,115	595,145,500
(9,803)	(6,782,800)	(16,777)	27,071,000	18,924	25,052,000	17,987	27,258,600
22,529	17,522,050	79,373	87,469,680	38,108	53,816,350	64,082	68,594,900
21,575	15,103,000	29,114	26,448,000	25,411	44,359,381	17,278	27,266,800
4,481	4,464,600		65,989,000		81,446,000	89,311	148,152,920
11,938	8,680,590	10,367	10,066,250	2,665	4,356,500	5,604	12,722,900
165,869	95,995,750	164,890	139,208,310	119,274	135,590,960	92,233	115,166,740
			106,477,000		9,196,000		6,732,000
			12,378,000		13,437,000		3,342,000
128	71,000	801	800,000	217	370,000	3,862	5,100,000
760,846.5	601,137,970	1,022,576.4	1,336,712,510	813,036.3	1,517,305,425	968,029	1,542,035,938
234,833.5	172,988,770	183,330	343,028,950	181,826.5	430,113,900	180,420	250,417,225
863,964.5	787,119,295	682,180	1,194,899,891	627,314	1,325,819,990	661,399.5	985,343,225
204,795	113,676,443	226,973.5	284,548,950	218,056.5	346,496,234	30,456	41,749,103
241,297.8	268,008,625	100,814.5	106,474,300	343,679	763,168,775	364,341	715,325,825
3,600,438.5	3,770,492,499	3,836,279.3	4,977,967,753	3,508,155.7	6,423,112,975	3,786,585.1	5,712,789,166

	50		51		52		53		54	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
的矢地区	12,474	27,117,050	1,457	3,638,000	2,893	5,865,000	271	388,000	1,589	1,290,100
阿児町	49,985	73,560,400	47,340.1	75,148,200	68,123.5	105,566,140	73,650	102,153,000	79,175	154,277,010
神明	135,499.5	186,289,500	288,300	447,522,000	336,065	579,265,440	225,205	343,600,420	311,692	519,297,700
立神	237,459.3	437,923,395	249,807.8	412,195,420	263,777.7	430,479,708	259,500.5	424,584,410	292,635.2	722,002,540
波切	63,355	94,489,950	52,989	87,700,700	71,347	112,848,200	70,597	112,012,300	74,428	163,755,300
船越	109,358	238,207,140	135,431	307,763,900	153,823	493,048,645	136,712	327,891,260	191,530	716,915,010
片田	95,330	216,795,400	156,816	354,432,250	183,863	470,423,220	178,314	442,241,580	220,963	700,672,371
布施田	206,672	404,637,400	426,320	796,778,570	494,138	1,070,165,200	385,559	584,480,650	430,621	911,385,050
和具	454,962	765,590,200	577,292	1,166,763,100	620,840	983,519,450	614,171	863,028,100	720,768	1,388,952,800
間崎	41,871	66,334,840	(31,047)	60,623,000	33,402	45,807,750	30,133	38,520,200	65,022	131,575,400
越賀	66,487	101,956,100	116,768	200,134,650	203,821.5	324,204,640	271,633.7	360,411,835	206,079.5	365,953,083
御座	23,475	72,574,600	50,670	77,569,650	45,775	63,239,200	63,969	84,890,060	60,945	104,766,120
三重県浜島町	71,994	135,921,580	53,644	138,104,200	22,757	64,348,400	61,590	137,913,940	36,122	132,307,010
宿浦	(5,303)	(18,178,900)		20,964,000	(51)	(57,000)			143	359,000
五ケ所	136,727	193,669,890	148,171	219,475,830	141,268	229,148,770	107,094	149,373,650	151,673	279,396,900
南海										
南島										
全南島										
紀州			2,646	3,800,000	1,679	3,850,000	2,363	3,885,200	1,303	2,990,000
和歌山県										
福井県					31,762	66,078,450	37,433	54,825,060	33,405	63,921,750
山口県										
愛媛県	944,936.5	2,147,228,169	1,326,918	3,342,912,317	1,232,812	3,477,529,478	1,229,340.8	2,852,990,820	1,289,617.5	4,171,773,320
佐賀県										
対馬	210,443	439,164,020	305,307	597,082,900	237,651	459,408,500	362,573	704,627,450	430,055.2	1,263,605,300
長崎県	699,651	1,471,290,112	915,833	2,200,667,100	942,534	2,031,441,823	1,129,043.9	2,257,233,358	887,202.8	2,698,197,505
大分県	93,111	190,711,984	84,191	211,247,550	65,226	118,731,440	34,499	54,892,351	30,634	79,332,090
熊本県	329,509	665,469,510	338,989	695,729,530	454,754	867,574,050	509,862.5	796,554,175	530,139	1,036,877,520
	3,988,922.3	7,947,110,140	5,309,936.9	11,420,252,867	5,608,362.7	12,002,600,504	5,783,514.4	10,696,497,819	6,045,743	15,609,602,879

真珠の養殖生産量 並びに 経営体数の推移（あこや貝）

年度	生産量（貫）	経営体数（人）	年度	生産量（貫）	経営体数（人）
25	1,000		40	34,561	4,573
26	1,600	750	41	39,522	4,662
27	2,300	1,200	42	37,969	4,666
28	3,500	1,350	43	30,920	4,606
29	4,500	1,465	44	29,688	4,226
30	6,510	1,632	45	23,156	3,635
31	7,051	1,723	46	15,070	2,962
32	7,920	2,565	47	13,116	2,823
33	12,706	2,975	48	13,318	2,526
34	13,363	3,050	49	12,028	2,196
35	15,858	3,451	50	10,598	2,176
36	18,219	3,603	51	11,809	2,178
37	20,816	3,780	52	12,702	2,131
38	26,793	4,038	53	12,276	2,207
39	26,983	4,259	54	13,070	2,209

（生産量）
- 26～29年度　三重県水産課推計
- 30～37年度　農林統計
- 38年度以降　水産庁真珠係調べ

（経営体数）
- 26～29年度　三重県水産課推計
- 30～39年度　農林統計
- 40～50年度　農林水産省「漁業養殖生産統計年報」
- 51年度以降　水産庁真珠係調べ

真珠の養殖生産量，経営体数の推移

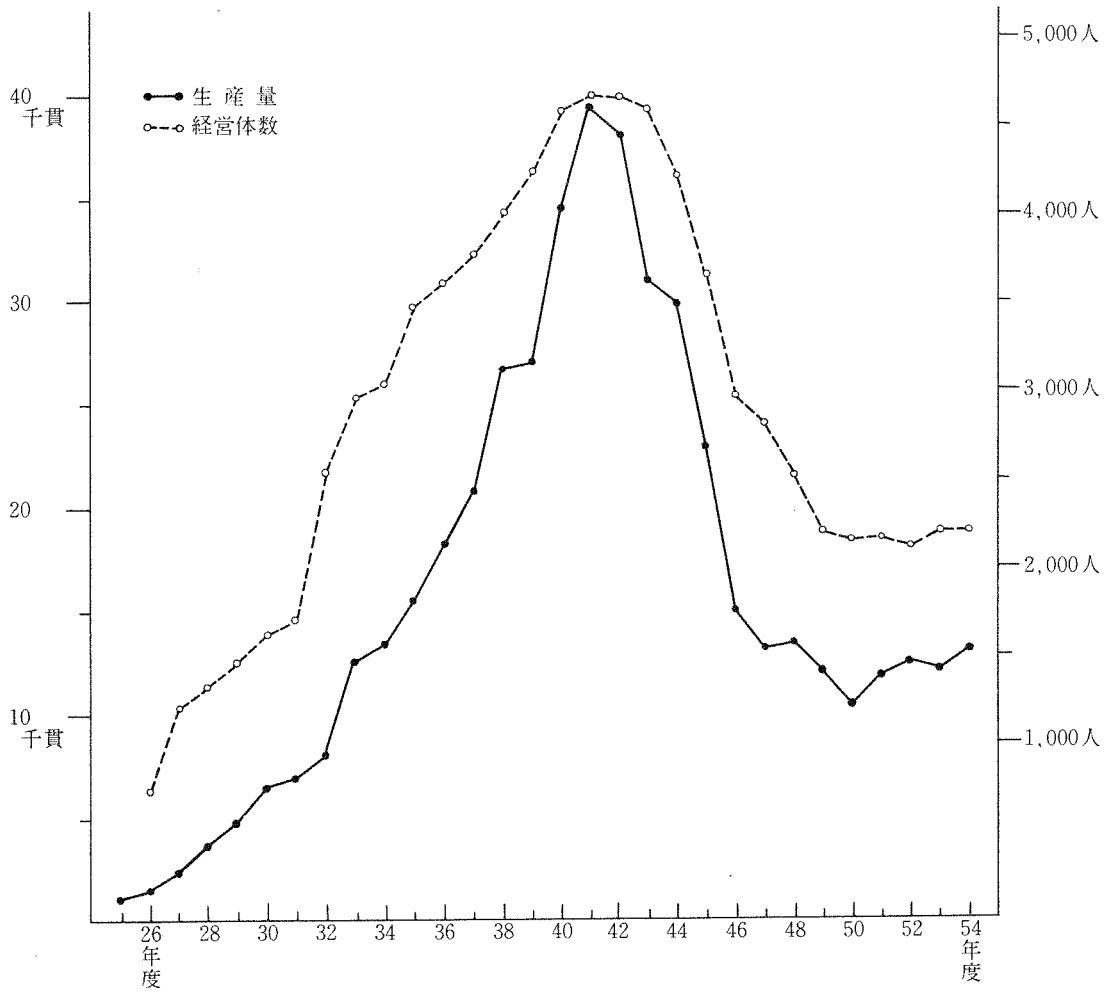

調整保管珠年度別

			集荷（42年度分…42年10月～43年3月 43年度分…43年12月～44年3月）			42年度販売			
			数量	評価額	仮渡額	数量	評価額	仮渡額	販売額
42年度	七ミリ	組合	3,264,332	3,063,462	2,300,670	164,549	160,030	127,992	137,702
		協会	1,190,334	1,253,421	877,392	0	0	0	0
		計	4,454,666	4,316,884	3,178,063	164,549	160,030	127,992	137,702
	八ミリ	組合	564,588	757,152	605,713	16,753	22,787	18,228	18,633
		協会	425,470	693,107	554,485	0	0	0	0
		計	990,058	1,450,260	1,160,199	16,753	22,787	18,228	18,633
	六ミリ以下		1,270,399	890,205	712,147	529,211	360,153	288,107	298,894
	七ミリスソ		1,209,311	81,652	57,137	0	0	0	0
	計		7,924,435	6,739,003	5,107,547	710,513	542,971	434,329	455,230
43年度			283,374	174,022	111,471	—	—	—	—
合計			8,207,809	6,913,026	5,219,019	710,513	542,971	434,329	455,230
期末残高 販売額欄は累計						7,213,921	6,196,032	4,673,218	455,230

（注） 43年度分は未集荷の為残高に含まない。

集荷販売実績表

単位 数量 匁
金額 千円

43年度販売				44年度販売			
数量	評価額	仮渡額	販売額	数量	評価額	仮渡額	販売額
1,430	1,044	835	929	0	0	0	0
0	0	0	0	190,392	169,525	118,667	118,667
1,430	1,044	835	929	190,392	169,525	118,667	118,667
31,894	50,822	40,658	42,409	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
31,894	50,822	40,658	42,409	0	0	0	0
203,056	137,828	110,262	115,489	130,132	101,644	81,315	89,616
10,346	478	334	733	904,390	70,827	49,578	45,744
246,726	190,173	152,090	159,561	1,224,914	341,997	249,561	254,028
15,361	12,325	7,395	12,412	164,484	91,554	59,508	85,277
262,087	202,499	159,486	171,973	1,389,398	433,551	309,070	339,305
7,235,208	6,167,555	4,625,203	627,204	5,845,810	5,734,003	4,316,132	966,509

（注） 43年度分集荷，残高に含む。

45年度販売				46年度販売			
数量	評価額	仮渡額	販売額	数量	評価額	仮渡額	販売額
3,903	3,654	2,558	3,166	1,776	1,824	1,277	1,585
128,091	125,226	87,657	88,620	325,608	395,755	277,028	276,930
131,994	128,881	90,215	91,786	327,384	397,580	278,305	278,515
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	34,592	97,023	77,618	81,835
0	0	0	0	34,592	97,023	77,618	81,835
116,652	90,984	72,786	93,961	1,897	1,107	885	1,107
294,575	10,347	7,223	0				
543,221	230,212	170,226	185,747	363,873	495,711	356,810	361,458
19,670	20,479	12,287	8,855	64,842	37,607	24,443	29,422
562,891	250,692	182,513	194,603	428,715	533,319	381,254	390,881
5,282,919	5,483,311	4,133,619	1,161,113	4,854,203	4,949,992	3,752,365	1,551,994

（注） 組合七ミリ珠販売（3,903匁）はテスト加工依頼のため販売したもので販売額（3,166千円）は最終精算に含む。

47年度販売				48年度販売			
数量	評価額	仮渡額	販売額	数量	評価額	仮渡額	販売額
0	0	0	0	39,000	36,566	27,340	68,572
190,104	185,937	130,155	162,988	0	0	0	0
190,104	185,937	130,155	162,988	39,000	36,566	27,340	68,572
3,000	5,100	4,080	5,479	0	0	0	0
183,682	306,911	245,529	307,894	0	0	0	0
186,682	312,011	249,609	313,373	0	0	0	0
13,211	8,003	6,402	9,197	69,378	46,393	37,114	72,834
389,997	505,953	386,168	485,559	108,378	82,959	64,454	141,406
5,407	4,040	2,626	3,279	9,560	5,515	3,584	11,395
395,404	509,993	388,794	488,838	117,938	88,474	68,039	152,801
追加950匁 4,458,799	4,439,998	3,363,571	2,040,833	4,341,810	4,351,524	3,295,531	2,193,634

（注1） 46～47年度販売分は単協の保管継続分で個別精算済

（注2） 43年度追加（950匁）は選別前の実数量に戻したため

		49年度販売				50年度販売			
		数量	評価額	仮渡額	販売額	数量	評価額	仮渡額	販売額
42年度	七ミリ 組合	317,477	197,636	148,726	392,239	107,132	82,882	64,930	143,720
	七ミリ 協会	111,038	105,565	73,895	86,207	123,887	119,670	83,769	175,176
	七ミリ 計	428,515	303,202	222,622	478,447	231,019	202,553	148,699	318,896
	八ミリ 組合	102,270	108,794	87,033	208,411	175,647	231,661	185,324	367,426
	八ミリ 協会	74,900	112,340	89,872	169,256	28,049	35,272	28,218	57,048
	八ミリ 計	177,170	221,134	176,905	377,667	203,696	266,934	213,542	424,474
	六ミリ以下	811,794	143,952	115,161	241,569	0	0	0	0
	七ミリスソ								
	計	811,780	668,288	514,690	1,097,684	434,715	469,487	362,242	743,370
43年度		0	0	0	0	0	0	0	0
合計		811,780	668,288	514,690	1,097,684	434,715	469,487	362,242	743,370
期末残高 販売額欄は累計		3,530,030	3,683,235	2,780,841	3,291,318	3,095,315	3,213,748	2,418,599	4,034,689

51年度販売				52年度販売			
数量	評価額	仮渡額	販売額	数量	評価額	仮渡額	販売額
679,355	621,056	461,758	1,235,059	1,004,550	1,026,100	767,823	2,231,796
121,213	151,740	106,218	283,212				
800,568	772,796	567,976	1,518,271	1,004,550	1,026,100	767,823	2,231,796
148,519	222,427	177,941	412,554	86,505	115,559	92,447	322,085
104,247	141,559	113,247	318,772				
252,766	363,987	291,188	731,326	86,505	115,559	92,447	322,085
767	138	110	0				
1,054,101	1,136,921	859,276	2,249,597	1,091,055	1,141,669	860,270	2,553,881
5,000	2,500	1,625	4,600				
1,059,101	1,139,421	860,901	2,254,197	1,091,055	1,141,669	860,270	2,553,881
2,036,213	2,074,326	1,557,698	6,288,886	945,158	932,656	697,427	8,842,767

		53年度販売				54年度販売			
		数量	評価額	仮渡額	販売額	数量	評価額	仮渡額	販売額
42年度	七ミリ 組合	0	0	0	0	945,158	932,656	697,427	1,891,174
	七ミリ 協会								
	七ミリ 計	0	0	0	0	945,158	932,656	697,427	1,891,174
	八ミリ 組合								
	八ミリ 協会								
	八ミリ 計								
	六ミリ以下								
	七ミリスソ								
	計	0	0	0	0	945,158	932,656	697,427	1,891,174
43年度									
合計		0	0	0	0	945,158	932,656	697,427	1,891,174
期末残高 販売額欄は累計		945,158	932,656	697,427	8,842,767	0	0	0	10,733,941

(注1) 数量の匁未満，金額の千円未満を切捨てのため合計欄で多少の誤差が生じている。
(注2) 全真連の買取り対象の販売は，45年度の七ミリ珠（3,903匁，3,166千円）及び48年度以降の分である。

全真連役員在任期間表

S.55. 10. 27現在

氏名	就任	辞任	役職名	氏名	就任	辞任	役職名
御木本美隆	36. 3. 13	44. 5. 31	会長	中井宗五郎	36. 3. 13	36. 5. 22	監事
松尾圭起	36. 3. 13	42. 5. 31	副会長		36. 5. 23	42. 5. 31	理事
井沢次男	36. 3. 13	38. 5. 31	副会長	西井善四郎	36. 3. 13	36. 5. 22	監事
堅田輝昭	36. 3. 13	36. 5. 22	理事		36. 5. 23	39. 5. 31	理事
	36. 5. 23	39. 5. 31	常務理事		39. 6. 1	42. 5. 31	常務理事
	39. 6. 1	42. 5. 31	理事	松田音吉	36. 3. 13	36. 5. 31	監事
大月成男	36. 3. 13	36. 5. 22	理事		36. 5. 23	38. 5. 31	理事
	36. 5. 23	39. 5. 31	常務理事	山本世樹	36. 3. 13	36. 5. 22	監事
	42. 6. 1	47. 7. 25	副会長		36. 5. 23	40. 5. 31	理事
吉田寛司	36. 3. 13	38. 5. 31	理事	北村満津郎	36. 5. 23	39. 12. 31	理事
	38. 6. 1	41. 7. 31	常務理事	斉藤滋夫	36. 5. 23	42. 5. 31	理事
黒木貞雄	36. 3. 13	47. 7. 25	理事		42. 6. 1	49. 5. 31	監事
富永誉重	36. 3. 13	36. 5. 22	理事	野上茂男	36. 5. 23	41. 6. 23	理事
南平左衛門	36. 3. 13	38. 5. 31	理事	中村就	36. 5. 23	37. 7. 18	理事
	38. 6. 1	42. 5. 31	常務理事	佐藤忠揚	36. 5. 23	43. 5. 31	理事
	42. 6. 1	43. 5. 31	理事		43. 6. 1	46. 3. 23	副会長
津村苗吉	36. 3. 13	37. 7. 18	理事		46. 3. 24	50. 8. 24	会長
山本清松	36. 3. 13	36. 5. 22	理事	岩城常三	36. 5. 23	41. 5. 31	理事
鵜丹谷弥十郎	36. 3. 13	36. 5. 22	理事	福本茂明	36. 5. 23	38. 5. 31	理事
	36. 5. 23	39. 5. 31	常務理事	西岡光夫	36. 5. 23	37. 7. 18	常務理事
大井田政経	36. 3. 13	39. 5. 31	理事	高橋泰彦	36. 5. 23	47. 7. 25	専務理事
北村一衛	36. 3. 13	38. 5. 31	理事	浜本忠史	36. 5. 23	47. 7. 25	専務理事
浜口文吉	36. 3. 13	42. 5. 31	理事	井上厳	36. 5. 23	42. 9. 1	常務理事
西崎貞三郎	36. 3. 13	42. 5. 31	理事	安田勝己	36. 5. 23	37. 7. 18	監事
	42. 6. 1	45. 5. 31	監事	田辺耕治	36. 5. 23	38. 5. 31	監事
岸栄松	36. 3. 13	42. 5. 31	理事		38. 6. 1	39. 5. 31	理事
北健治	36. 3. 13	39. 5. 31	理事		39. 6. 1	42. 5. 31	常務理事
大西楠治郎	36. 3. 13	45. 5. 31	理事		42. 6. 1	43. 5. 31	副会長
北村英一	36. 3. 13	39. 5. 31	理事		43. 6. 1	45. 5. 31	理事
中村正一	36. 3. 13	36. 5. 22	監事	森正男	36. 5. 23	39. 5. 31	監事
	36. 5. 23	42. 5. 31	常務理事		39. 6. 1	42. 5. 31	常務理事
	42. 6. 1	43. 5. 31	理事		47. 7. 26	50. 11. 4	副会長

氏名	就任	辞任	役職名	氏名	就任	辞任	役職名
森　正男	50. 11. 5	現在に至る	会長	中島兵衛	47. 7. 26	50. 5. 31	理事
田崎甚作	36. 5. 23	39. 5. 31	監事	山崎善也	43. 6. 24	43. 11. 25	理事
西岡健一	36. 5. 23	39. 5. 31	監事	原条周平	44. 6. 1	現在に至る	理事
	43. 6. 24	47. 8. 26	理事	喜田信吾	44. 6. 1	44. 12. 18	理事
荻原孝之	37. 6. 1	42. 5. 31	常務理事	磯和純	45. 6. 1	47. 7. 25	理事
渡辺賢次郎	37. 6. 1	39. 5. 31	理事	山際三郎	45. 6. 1	46. 5. 31	理事
	39. 6. 1	42. 5. 31	監事	井田勇吉	45. 6. 1	47. 7. 25	理事
住屋己之助	37. 6. 1	38. 5. 31	理事	加藤荘次郎	45. 6. 1	53. 5. 31	理事
川口欣三	37. 6. 1	42. 5. 31	理事		53. 6. 1	現在に至る	監事
林　一雄	37. 6. 1	42. 5. 31	理事	三橋弁一郎	45. 6. 1	49. 5. 31	監事
大野一美	37. 6. 1	40. 8. 19	理事	倉田新治	45. 6. 1	46. 5. 31	監事
山本　勝	38. 6. 1	42. 5. 31	常務理事	川口文雄	46. 6. 1	50. 11. 4	理事
西村金造	38. 6. 1	44. 5. 31	副会長		50. 11. 5	現在に至る	副会長
	44. 6. 1	46. 3. 23	会長	福田寿臣	47. 7. 26	48. 10. 31	理事
奥村清一	38. 6. 1	40. 5. 31	理事	小川輝雄	49. 6. 1	52. 5. 31	理事
中村忠臣	38. 6. 1	40. 5. 31	理事	大山重光	49. 6. 1	現在に至る	監事
幸田　隆	38. 6. 1	39. 5. 31	監事	王谷茂次	49. 6. 1	53. 5. 31	監事
	40. 6. 1	50. 11. 4	理事		53. 6. 1	現在に至る	理事
	50. 11. 5	現在に至る	副会長	時吉力男	50. 6. 1	現在に至る	理事
西井安松	39. 6. 1	42. 5. 31	理事	山本吉治	50. 6. 1	現在に至る	監事
井上啓廸	39. 6. 1	45. 5. 31	監事	小河　功	50. 11. 5	53. 5. 31	理事
山本　乾	39. 6. 1	42. 5. 31	監事		53. 8. 22	54. 4. 24	理事
柳　長次郎	40. 6. 1	42. 5. 31	理事	塩月三男	50. 11. 5	現在に至る	理事
田中喜十郎	40. 6. 1	42. 5. 31	理事	山本春一	52. 6. 1	53. 5. 31	理事
山本正一	40. 6. 1	42. 5. 31	理事	内田二朗	53. 6. 1	現在に至る	専務理事
山本善一郎	41. 6. 1	42. 5. 31	理事	中村松次	53. 6. 1	現在に至る	理事
梅谷安蔵	41. 6. 1	42. 5. 31	理事	山際定衛門	53. 6. 1	53. 8. 18	理事
宇田健二	42. 6. 1	44. 5. 31	理事	岩城　茂	53. 6. 1	現在に至る	理事
西岡勝次	42. 6. 1	43. 5. 31	理事	奥島家和	53. 6. 1	現在に至る	理事
	45. 6. 1	47. 7. 25	理事	小林康義	54. 6. 1	現在に至る	理事
戸高善之助	42. 6. 1	42. 8. 21	理事				
富沢弥策	42. 9. 8	50. 11. 4	理事				
馬岡清省	42. 11. 14	53. 5. 31	専務理事				
中島兵衛	43. 6. 1	45. 5. 31	理事				

役員，顧問，相談役，会員名簿

昭和５５年度（S.55.11 現在）

組合	役名	氏名	住所
	会長 理事	森　正男	兵庫県神戸市生田区加納町４丁目１の５３
長崎	副会長 理事	川口文雄	長崎県長崎市橋口町１７の１８ 長崎県西彼杵郡長与町岡郷３２
五ヶ所	副会長 理事	幸田　隆	三重県度会郡南勢町五ヶ所浦９４４ 三重県度会郡南勢町五ヶ所浦８４１の１
	専務 理事	内田二朗	三重県伊勢市常磐２丁目１２番５号 千葉県流山市江戸川台西４の１６２（留守宅）
立神	理事	原条周平	三重県志摩郡阿児町立神２０４６の１４ 三重県志摩郡阿児町立神１７２９の７
神明	理事	王谷茂次	三重県志摩郡阿児町神明 三重県志摩郡阿児町神明２５４の７
布施田	理事	中村松次	三重県志摩郡志摩町布施田８６４の１２ 三重県志摩郡志摩町布施田９０３の４
間崎	理事	岩城　茂	三重県志摩郡志摩町和具４３４１ 三重県志摩郡志摩町和具４２２３
愛媛	理事	奥島家和	愛媛県宇和島市築地町２丁目５番１８号 愛媛県宇和島市三浦西１６８９
熊本	理事	時吉力男	熊本県本渡市北浜町２６７０番地の３３ 熊本県熊本市江津町２丁目１４番２７号
大分	理事	塩月三男	大分県佐伯市大手区５７番地の３ 大分県南海部郡蒲江町大字畑野浦２６０
船越	理事	小林康義	三重県志摩郡大王町船越１８２８－１９ 三重県志摩郡大王町船越９８９－１
対馬	代表幹事	大山重光	長崎県下県郡厳原町大字田渕８２３ 長崎県下県郡美津島町大字竹敷４の２０５

所属組合	電話番号	郵便番号
	神戸　078(392)1431	650
長崎県真珠養殖漁業協同組合	長崎　0958(44)3178～9	852
	長与　095883　2607	859－06
五ヶ所真珠養殖漁業協同組合	五ヶ所　05996(6)0167	516－01
	五ヶ所　05996(6)0037	516－01
	伊勢　0596(28)3967	516
	流山　0471(53)0644	270－01
立神真珠養殖漁業協同組合	阿児　05994(5)2731～2	517－05
	阿児　05994(5)2515	517－05
神明真珠養殖漁業協同組合	阿児　05994(3)1010	517－05
	阿児　05994(3)1075	517－05
布施田真珠養殖漁業協同組合	志摩　05998(5)0666～8	517－07
	志摩　05998(5)1184	517－07
間崎真珠養殖漁業協同組合	志摩　05998(5)0393	517－07
	志摩　05998(5)0260	517－07
愛媛県真珠養殖漁業協同組合	宇和島　0895(22)2828	798
	宇和島　0895(29)0013	798－01
熊本県真珠養殖漁業協同組合	本渡　09692(2)3204	863
	熊本　0963(63)9328	862
大分県真珠養殖漁業協同組合	大分　09722(2)3454	876
	畑野浦　09724(5)0058	876－22
船越真珠養殖漁業協同組合	大王　05997(2)2621	517－06
	大王　05997(2)2717	517－06
対馬真珠養殖漁業協同組合	厳原　09205(2)0347	817
	鰐知　09206(2)2078	817－05

組　合	役　名	氏　　名	住　　所
和　具	監　事	山　本　吉　治	三重県志摩郡志摩町和具２０５２ 三重県志摩郡志摩町和具２１８８
宿　浦	監　事	加　藤　荘次郎	三重県度会郡南勢町宿浦１１８３ 三重県度会郡南勢町宿浦１１８３
山　口		磯　和　　純	山口県大津郡三隅町小島　滝田実様方 三重県伊勢市常磐３丁目５の４
福　井		間　宮　貞　雄	福井県小浜市津島漁港ビル内 福井県大飯郡大飯町大島犬見
和歌山		堅　田　輝　昭	和歌山県西牟婁郡白浜町堅田 和歌山県西牟婁郡白浜町堅田１４７０
的矢地区		木　村　耕　作	三重県志摩郡磯部町的矢８８９ 三重県志摩郡磯部町的矢
阿児町		西　崎　重　男	三重県志摩郡阿児町鵜方 三重県志摩郡阿児町鵜方
波　切		天　白　正　人	三重県志摩郡大王町波切４１４の１ 三重県志摩郡大王町波切
片　田		奥　村　　勣	三重県志摩郡志摩町片田 三重県志摩郡志摩町片田５４９
越　賀		井　岡　　清	三重県志摩郡志摩町越賀 三重県志摩郡志摩町越賀
御　座		中　村　樹　生	三重県志摩郡志摩町御座１２８ 三重県志摩郡志摩町御座
三重県 浜島町		井　上　友　久	三重県志摩郡浜島町浜島 三重県志摩郡浜島町浜島
南　海		河　口　金　三	三重県度会郡南勢町礫浦７５の２５（礫浦漁協内） 三重県度会郡南勢町礫浦
南　島		西　浦　　毅	三重県度会郡南島町阿曽浦３７７の５ 三重県度会郡南島町阿曽浦
全南島町		三　浦　安治郎	三重県度会郡南島町神前浦（南島商工会内） 三重県度会郡南島町方座浦

所　属　組　合	電　話　番　号	郵便番号
和具真珠養殖漁業協同組合	志　摩　05998(5)0459 志　摩　05998(5)0128	517－07 517－07
宿浦真珠養殖漁業協同組合	宿田曽　05996(9)2037 宿田曽　05996(9)2037	516－02 516－02
山口県真珠養殖漁業協同組合	萩　08382(2)0086 伊　勢　0596(24)2534	759－38 516
福井県真珠養殖漁業協同組合	小　浜　07705(2)6331 大　飯　07707(7)0432	917 919－21
和歌山県真珠養殖漁業協同組合	白　浜　07394(2)3347 白　浜　07394(2)2522	649－23 649－23
的矢地区真珠養殖漁業協同組合	磯　部　05995(7)2248 磯　部　05995(7)2315	517－03 517－03
阿児町真珠養殖漁業協同組合	阿　児　05994(3)0200 阿　児　05994(3)0200	517－05 517－05
波切真珠養殖漁業協同組合	大　王　05997(2)0617 大　王　05997(2)0130	517－06 517－06
片田真珠養殖漁業協同組合	志　摩　05998(5)2910 志　摩　05998(5)2234	517－07 517－07
越賀真珠養殖漁業協同組合	志　摩　05998(5)1211 志　摩　05998(5)0651	517－07 517－07
御座真珠養殖漁業協同組合	志　摩　05998(8)3130 志　摩　05998(8)3026	517－07 517－07
三重県浜島町真珠養殖漁業協同組合	浜　島　05995(3)0067 浜　島　05995(3)0067	517－04 517－04
南海真珠養殖漁業協同組合	南　海　05996(4)2240 南　海　05996(4)2009	516－03 516－03
南島真珠養殖漁業協同組合	南　島　05967(2)1032 南　島　05967(2)1020	516－13 516－13
全南島真珠養殖漁業協同組合	南　島　05967(6)0159 南　島　05967(6)0257	516－14 516－14

組　合	役　名	氏　　名	住　　所
紀　州		民　部　義　夫	三重県北牟婁郡海山町渡利 三重県北牟婁郡海山町渡利
	顧　問	御木本　美　隆	東京都新宿区市ヶ谷加賀町２―３
	顧　問	楠　見　義　男	東京都杉並区西荻南３丁目４の１５
	顧　問	山　本　　勝	兵庫県神戸市生田区山本通り２丁目７７
	顧　問	西　村　金　造	長崎県西彼杵郡西彼町亀浦郷１０７０
	相談役	三　輪　邦　彦	東京都中央区銀座６丁目７の２　みつわ真珠工業内

所　属　組　合	電　話　番　号	郵便番号
紀州真珠養殖漁業協同組合	海　山　05973（2）0339 海　山　05973（2）0339	519－34 519－34
	東　京　03（268）7500	162
	東　京　03（332）2182	167
	神　戸　078（231）0051	650
	西　彼　09592（7）0005	851－33
	東　京　03（572）5015	104

住所　上段　組合住所
下段　代表者住所

退職職員雇員一覧表

氏　　名	採用年月日	退職年月日	備　　考
太田春次	S. 36. 10. 1	S42.4.15 定年退職 S42.4.15 特別職員 S44.4.15 退　職	S.36. 5. 1 より全真連兼務
高橋正一郎	〃	S. 46. 5. 29	〃
森田義雄	〃	S. 42. 3. 20	〃
小森幸年	〃	S. 46. 5. 29	〃
久米村優	〃	〃	〃
山口登美	〃	〃	〃
竹内弓枝	〃	S. 37. 3. 15	〃
吉川貫子	〃	S. 38. 1. 31	〃
渋谷明代	〃	S. 38. 12.	〃 S39.1月～S40.10.15 東京本部
田中郁子	〃	S. 37. 3. 24	〃
森井邦子	〃	S. 42. 2. 10	〃
七家美恵	〃	S. 41. 11. 8	〃
中西紀代子	〃	S. 37. 3. 15	〃
森下玲子	〃	S. 41. 2. 7	〃
大西一夫	〃	S. 37. 3. 31	〃 （雇員）
大西すゑ	〃	S. 36. 10. 31	〃 （雇員）
山下きよ	〃	S. 46. 4. 30	〃 （雇員）
井上勇	S. 36. 11. 8	S. 42. 5. 6	〃 総務部（雇員）
井上律子	〃	〃	〃
徳田市太郎	S. 36. 12. 12	S. 46. 4. 30	〃
番匠典子	S. 37. 3. 1	S. 45. 7. 18	
片岡さち代	〃	S. 41. 2. 10	

氏　　名	採用年月日	退職年月日	備　　考
浜　口　季　子	S. 37. 3. 1	S. 42. 9. 29	
平　賀　太寿雄	S. 37. 3. 12	S. 46. 5. 29	
荒　木　裕　子	S. 38. 3. 1	S. 44. 12. 27	
宮　崎　仁　美	〃	S. 41. 9. 10	
山　本　啓　子	〃	S. 43. 7. 29	
林　　喜　好	S. 38. 12. 1	S. 47. 4. 25	
森　島　　健	S. 40. 3. 22	S. 47. 3. 31	S45.5月～S45.8月 東京本部
北　村　敬　子	〃	S. 43. 9. 21	
石　原　栄美子	〃	S. 44. 12. 27	
山　川　喜己子	S. 41. 11. 1	S. 44. 12. 10	
中　川　厚　子	S. 42. 3. 1	S. 48. 12. 30	
藤　沢　紀　子	〃	S. 45. 6. 27	
榎　本　輝　代	S. 42. 4. 1	S. 42. 12. 29	
山　本　みえ子	S. 42. 4. 3	S. 44. 8. 30	
沢　村　一　三	S. 42. 5. 8	S. 51. 6. 30	総務部（雇員）
沢　村　ふさい	〃	〃	〃
森　下　泰　子	S. 43. 3. 1	S. 51. 6. 21	
北　川　律　子	〃	S. 50. 8. 31	
今　田　発　子	〃	S. 48. 6. 30	
磯　部　洋　子	S. 44. 4. 1	S. 46. 10. 9	
浅　沼　久　恵	S. 44 10. 20	S. 45. 3. 20	
田　岡　好　子	S. 45. 3. 3	S. 50. 3. 31	
中　川　明　子	〃	S. 50. 12. 27	
藤　原　ち　づ	〃	S. 45. 12. 28	
東　谷　和　美	S. 45. 7. 13	S. 48. 7. 21	

氏　　名	採用年月日	退職年月日	備　　考
加　藤　智　美	S. 47. 11. 1	S. 52. 6. 30	
庄　　志　信	S. 49. 3. 2	S. 54. 2. 28	
西　浜　しげよ	S. 49. 5. 13	S. 51. 3. 30	
桜　井　洋　子	S. 36. 5. 1	S. 44. 1.	東京本部勤務
我　妻　恵美子	S. 40. 5.	S. 44. 12. 27	〃
土　岐　真　澄	S. 40. 9. 6	S. 44. 7. 15	神戸出張所勤務
藤　田　晴　美	S. 44. 12. 1	S. 46. 1. 30	東京本部勤務
米　谷　　昭	S. 44. 12. 22	S. 46. 4. 26	神戸出張所勤務
浅　野　由美子	S. 46. 2. 1	S. 46. 8. 7	東京本部勤務
山　本　正　三	S. 51. 6.	S. 55. 3. 31	〃

職員雇員一覧表

５５年１１月現在

氏名	採用年月日	退職年月日	備考
浜口　潔	S. 36. 10. 1	現在に至る	
清水洋二	〃	〃	S 40.9. 1～S 43.6.20 神戸出張所勤務
上田雅郎	S. 37. 3. 1	〃	S 43.6.20～S 45.3. 1 神戸出張所勤務
杉本陽一	〃	〃	
山口菊男	S. 43. 3. 1	〃	
東出恵子	S. 49. 3. 2	〃	
竹内千佳	S. 50. 4. 1	〃	
梅田明子	〃	〃	
小牧洋子	S. 51. 4. 1	〃	
斉藤由美	〃	〃	
中村義明	S. 51. 7. 1	〃	（雇員）
中村美佐子	〃	〃	（雇員）
金谷保子	S. 52. 4. 1	〃	
鈴木玲子	〃	〃	

編　集　後　記

この20年史は，全真連職員が次のとおり執筆を分担した。

第１章　全真連設立以前の動き	山　口　菊　男
第２章　全真連の設立とその経過	山　口　菊　男
第３章　全真連の活動	杉　本　陽　一
第４章　調整保管事業	上　田　雅　郎
第５章　基金構想	清　水　洋　二

記述にあたっては，当時の関係者とくに全真連の元・前専務の浜本忠史氏と馬岡清省氏のご教示を仰ぎ，正確を期したつもりであるが，準備作業に入ったのが昭和55年５月の通常総会を終えてからであり，11月中旬には脱稿せざるをえなかったため，実証，堀下げ等が不十分に終った点も多く，何分にも素人集団の合作であるので，独断・偏見・誤謬の箇所も少くないものと思われる。これらの点については忌憚のないご意見，ご指摘をお願いしたい。

設立前後の問題については，振興会長として設立推進の陣頭指揮にあたられ，設立後は初代会長として苦労された御木本美隆氏にいろいろとご教示頂く予定であったが，氏のご病気のためその機会を失したことは誠に残念であった。氏の１日も早いご全快を祈念してやまない。

調整保管事業は，終結までに実に13年を要し，毀誉褒貶の多かった問題だけに，多面的に検討を加え，評価，問題点を明確にする意図で取組んだが，「若し，調整保管事業なかりせば……」の仮定のもとに需給，価格の動きを修正推定することは，「クレオパトラの鼻が低かったならば……」と同様，編集スタッフの能力では困難であることを痛感し，問題点の摘出にとどめざるをえなかった。将来，同種事業の実施にあたり参考になれば幸いである。

真珠基金は，昭和54年11月に設立されてから１年余を経過するのみであり，また幸い浜揚価格が昭和54年以来好調に推移していることもあって，まだ本格的機能発揮の段階にはいたっていないが，今後，系統事業の伸長発展に真珠基金の果す役割の大なることを期待してやまない。基金構想検討の段階で述べられた諸種の意見，要望等は，たとえ批判的意見のなかにも今後の真珠基金運営のうえで留意すべき点もあったように思う。この意味から，検討経過については冗長をいとわず，できるだけ詳細に採録

した。基金構想芽ばえのときから数カ年を要し，紆余曲折の末，誕生した真珠基金である。生みの苦しみは銘記しておくべきであり，連営に十分反映されなければならないものと思う。

執筆の構想段階においては，第6章として「当面する諸問題と将来の展望」を予定していたが，年史のなかに史実以外を組入れるのは些か場違いでもあり，また公にするほど組織内の意見調整ができていない箇所も多く，さらに白状すれば編集責任者の自信喪失と怠慢の故に削除した。忸怩たるものを覚えるので，本欄で若干の私見を述べ責任の一端を果させて頂くことをお許し願いたい。

まず，全真連が当面する諸問題（全国連としての役割りを果す立場からの問題に限定し，生産技術等の問題は除く）の第一は組織上の問題として愛媛県漁連系統とのつながりを如何にするかである。全真連の設立目的は，そもそも計画生産の全国的徹底を期するため，養殖業者の全国的組織化であったが，愛媛県漁連は会員ではない。尤も，入札会日程の編成，販売諸施策の検討，流通加工業界への要望等については諸会合を通じて意見調整をはかっており，生産見込，販売状況等，必要な情報交換は双方が行なっているので，現状はとくに不都合はないが，一旦緩急のさい双方の下部組織統制について円滑な調整がはかれるかどうか，組織上のつながりがないだけに疑問なしとしない。

組織上の次の問題は，三重県の会員組合が19組合の多きにのぼることである。三重県以外の会員組合が県単一組合（長崎県のみ2組合）であるのと対照的である。総会員数は27組合であり，三重県のみで過半を占めることは，総会決議，役員選出等の問題から，決して問題なしとしない。さらに三重県の組合は三真連を組織しており，この点単位組合，県連，全真連と三段制をとっていることである。三真連の設立は，全真連の役員定数減員による会員組合の全真連に対する発言力低下を防止し，三重県組合の意思結集をも狙いとしたものであった。したがって，三真連の決議は全真連に対する三重県の会員組合の行動を拘束する結果となり，全真連の意思決定の場において三重県勢と三重県外会員組合との間で意見が対立する可能性がある。全真連首脳部は平素三重県組合と西日本地区組合の意思疎通にも留意し対立関係が形成されないよう努めるべきであろう。

本問題は基本的に三重県下の組合の合併大型化が必要である。三重県真珠審議会においてもその必要が指摘されているところであるが，現状では合併促進の有力な極め手に欠け，当分合併は困難であろう。せめて超過密となっている各組合の入札会を，全真連入札会を中軸として整理再編成することが先決であり，これが組織整備への手

がかりとなろう。

第3の問題は，販売事業における危険負担を如何に分散化するかである。全真連主催の伊勢入札会は，三重県の立神・間崎・阿児町の3組合が利用の主力であり，大半の組合が自ら入札会を主催している。各組合の入札会に参加する買手（加工流通業者）は殆ど共通しているので，手形取引の与信を行なえば全真連・他組合・愛媛県漁連等と債権が競合することになる。三重県の大部分の組合は，この販売リスクを回避するため，手形取引の場合は全真連委託販売として全真連に与信させているが，西日本地区組合は組合の収支対策等の都合もあり直接取引が多い。この危険はそれぞれの組合が負担することになるが，その金額如何によっては組合の存続を脅かすこととなるので，与信額の合理的設定，配分を前提としたところの保険的な相互援助システムを確立し危険分散をはかることが望ましい。しかし，技術上の問題も多く早急には実現困難と思われるが，実現のさいは全真連が主要な役割を分担すべきである。

次に全真連の将来の展望について若干言及しておきたい。系統の主要業務である販売事業は，大半の会員組合が自ら入札会を主催する等，販売機能を強化しつつある現状において全真連が販売の現業的，第一線的役割を果すことは少く，情報提供や前述の危険分散のうえでの役割り等，参謀本部的機能強化を指向すべきであろう。要するにシンクタンク機能の強化が今後の全真連役割りの主軸になるものと考える。このためには，常勤役職員の日頃の精進研鑽，専門知識の吸収が必要であるとともに，会員組合のニーズを随時的確に把握していくことが必要である。

さて，本書を一読されてお気付になることは記事中に写真が一枚もないことである。事務局において行事毎に写真をとり保存していく体制になかったため，気付いた時はとき既に遅く，必要写真を外部から収集する時間的余裕も少く写真掲載を断念した。「百聞ならぬ百読一見に如かず」で，拙文であるだけに写真掲載の必要が強かったが，編集責任者の不手際で掲載できなかったこと，平にご勘弁のほどを……。

御木本美隆氏は初代会長の頃，良質真珠の生産推進の数え歌を作詩された。歌詞を読むと昔も今も良質真珠の生産課題は変らないようである。尤も，過去の早揚げは借入金返済その他資金繰りの必要からやむなく行なわれたが，現在の当年揚げは母貝のへい死増加の危険を回避するためのものであり，現代版数え歌には良質稚母貝育成の必要等を歌いこむ必要があろう。一部役員から是非掲載しろとのご要望があった。「全真連だより」（昭和42年2月号）に掲載したこともあり，著作権侵害にもなるまいと思い，事務局の責任で掲載しておく。

真珠数え歌

（御木本　美　隆　作詞）

一つとや人も真珠も円やかに円やかに
　光かがやけこの年もこの年も
二つとや富士のお山と浜揚げは浜揚げは
　上に行く程高くなる高くなる
三つとや見れば見る程良く見える良く見える
　上珠厚巻良い真珠良い真珠
四つとや夜毎日毎に思うこと思うこと
　明日の天気と良い値段良い値段
五つとやいづこも同じ珠所珠所
　全真連で総まとめ総まとめ
六つとや無理を承知で手術して手術して
　密殖へい死で損するな損するな
七つとやなせばなるなる何事も何事も
　真珠と心中やり通せやり通せ
八つとや日本の真珠は国宝国宝
　世界のレディの首しめろ首しめろ
九つとや恋をするならあこや貝あこや貝
　良い子をいだく玉の肌玉の肌
十とや年も新たに気も新た気も新た
　育てて行こうよこの仕事この仕事

本書の編集にあたっては，下記の方々にご多忙のなかいろいろとご教示を頂いた。全真連の運営に関心が強くまた好意を寄せられる方ばかりであり，今後の運営についても貴重なご意見を賜わり，感謝の念とともに責任の重大さを痛感した。

井上　　厳（元全真連常務）　　馬岡　清省（前全真連専務）
楠見　義男（元農中理事長 元振興会長）　　佐久間　徹（水産庁真珠係長）
諏訪　光一（元振興会専務）　　西井善四郎（元全真連常務）
浜本　忠史（元全真連専務）　　山本　　勝（株式会社山勝真珠会長）

（敬称略　アイウエオ順）

20年史発刊にあたり，ご支援ご協力を頂いたことに対し，改めて深甚の謝意を表する次第である。

全真連の昭和55年度販売取扱高は，50億円の大台を越え，昭和56年1月末現在で57億円に達した。これは前年度実績の5割増であり，不況脱却後の取扱高として最高を記録した。成人式を迎えた新生全真連の門出を祝福する何よりのプレゼントであり，会員各組合のご支援ご協力に深謝しつつ擱筆する次第である。

（昭和56年1月31日記）

全国真珠養殖漁業協同組合連合会20年史編纂委員会

委員長　内田　二朗

山口　菊男

浜口　　潔

清水　洋二

杉本　陽一

上田　雅郎

山下　きよ

森井　邦子　　高橋正一郎

渋谷　明代　　竹内　弓枝　　森田　義雄

番匠　典子　　七家　美恵　　浜本　忠史

片岡さち代　　山口　登美　　吉川　貫子　　井上　巌

浜口　季子　　清水　洋二　　太田　春次

杉本　陽一　　森下　玲子　　田中　郁子　　小森　幸年

上田　雅郎　　中西紀代子　　大西　一夫

井上　勇　　久米村　優

井上　律子

中村　義明

梅田　明子　　清水　洋二

小牧　洋子　　山口　菊男

金谷　保子　　内田　二朗

東出　恵子

竹内　千佳　　浜口　潔

鈴木　玲子　　杉本　陽一

中村美佐子

斉藤　由美　　上田　雅郎

設立当時の役職員

現在の役職員

真珠のふるさと

全国真珠養殖漁業協同組合連合会20年史

昭和56年３月12日発行

編集　全真連20年史編纂委員会

発行　全国真珠養殖漁業協同組合連合会
三重県伊勢市岩淵１－13－19
電　話　0596－２８－４１４７

制作　真珠新聞社出版部
東京都千代田区九段北１－12－１
電　話　03－262－1439・5031